



例 言

1. 本書は、銚子市の文化財を保存・活用するために、文化財保護法第183条の3に基づく文化財保存活用地域計画として、文化庁の定める「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成31年3月）に基づいて作成しました。
2. 地域計画の作成にあたって、平成31（令和元）年度は文化庁「文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）」を、令和2年度は文化庁「文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業（地域計画等）」の補助を受けました。
3. 本地域計画の執筆及び編集は、銚子市教育委員会社会教育課文化財・ジオパーク室が行いました。
4. 本計画の作成にあたり、文化庁地域文化創生本部 広域文化観光・まちづくりグループ、千葉県教育委員会教育振興部文化財課から指導・助言をいただきました。また多くの関係者や関係機関、市民の皆さまから多大なるご協力を賜わり、ここに記して謝意を表します。

銚子市文化財保存活用地域計画

第1章 文化財保存活用地域計画作成の目的	1
1. 計画作成の経緯と目的	1
(1) 経緯	1
(2) 目的	1
2. 地域計画が対象とする「銚子資産」の位置づけ	2
3. 計画作成の体制	5
第2章 文化財保存活用地域計画の行政上の位置づけ	6
1. 計画期間	6
2. 行政上の位置づけ	6
第3章 銚子市の概要	11
1. 銚子市の位置	11
2. 銚子市の自然環境・地理的環境	12
(1) 地形・地質	12
(2) 気候	15
(3) 植生	16
(4) 生態系	17
3. 銚子市の社会環境	18
(1) 人口・世帯数の推移	18
(2) 産業	18
(3) 交通	22
(4) 観光	23
第4章 銚子市の歴史文化の特徴	25
1. 銚子市の歴史	25
(1) 町の成り立ち	25
(2) 市域の変遷	26
(3) 歴史の概要	28
2. 銚子資産の概要と特徴	36
(1) 銚子資産の指定等の状況	36
(2) 把握した銚子資産	39
(3) 把握した銚子資産の特徴	48
3. 銚子市の歴史文化の特徴	49
(1) 歴史文化の特徴	49
第5章 銚子資産の把握の基本方針	59
1. 銚子資産の把握の現状	59
(1) 把握の現状	59
(2) 把握調査の内容	60
2. 銚子資産の把握の課題	65
3. 銚子資産の把握の方針	66

第6章 銚子資産の保存・活用の基本方針	68
1. 銚子資産の保存の現状と課題	68
(1) 銚子資産の保存の現状	68
(2) 銚子資産の保存の課題	69
2. 銚子資産の活用の現状と課題	71
(1) 銚子資産の活用の現状	71
(2) 銚子資産の活用の課題	72
3. 銚子資産の保存・活用に関する基本方針	74
(1) 銚子資産の保存・活用の大方針	74
(2) 銚子資産の保存・活用の方針	75
第7章 銚子資産の保存・活用に関する措置	79
1. 保存・活用に関する措置の方針	79
(1) 銚子市全体の取組	79
2. 現在実施している事業と実施予定の事業	86
第8章 「銚子・ものがたり」による銚子資産の総合的な保存・活用	88
1. 「銚子・ものがたり」の設定	88
2. 8つの「銚子・ものがたり」	88
3. 「銚子・ものがたり」の基本的な保存・活用の方針	90
4. 「銚子・ものがたり」と保存・活用のための措置	91
第9章 「文化財保存活用区域」による銚子資産の総合的な保存・活用	145
1. 「文化財保存活用区域」の設定	145
2. 「文化財保存活用区域」の基本的な保存・活用の方針	146
3. 5つの「文化財保存活用区域」と保存・活用のための措置	147
第10章 地域計画の推進体制	175
1. 銚子市の体制	175
(1) 文化財保護担当課の体制	175
(2) 市全体の体制と連携	176
2. 地域計画の推進体制	176
参考資料	
文化財リスト	
事前把握に使用した報告書及び調査資料	

第1章 文化財保存活用地域計画作成の目的

1. 計画作成の経緯と目的

(1) 経緯

千葉県の東端に位置する銚子市は、三方を太平洋と利根川に囲まれ、半島状に太平洋に突き出した独特の地形を呈しています。黒潮と親潮が銚子沖で交わることで、夏涼しく、冬暖かい海洋性の気候となっています。この土地の風土を活かした人々の暮らしは、約 28,000 年前から始まり、今日まで豊かな歴史文化が育まれてきました。市内には、この歴史文化を伝えるさまざまな文化財が残っており、これらが伝えてきた価値を理解し、地域全体でその価値を共有して後世に継承していくことが、私たちが担う重要な役割です。

しかし、近年は生活様式の変化や開発行為、人口減少、少子高齢化など地域社会を取り巻く状況が変化する中で、歴史文化や文化財を守り、後世に継承していくことが難しい時代となり、文化財を保護していく上で大きな課題となっています。そこで、本市はこの課題を解決するために文化財に対する地域住民の興味・関心を高め、地域全体で保存と活用の担い手を育成し、行政と文化財所有者、地域をはじめとする多様な主体者が連携し、協働で文化財保護を推進していく体制を整備することを目指し、平成 29（2017）年度に「銚子市歴史文化基本構想」（以下、「歴文構想」という。）を策定しました。この中で、文化財の類型や指定・未指定に関わらず、本市の歴史文化に関連するすべてを「銚子資産^{ちようししさん}」として位置づけるとともに、銚子資産を取り巻く周辺環境を含めて総合的に把握し保護していく、としました。また同時に、「銚子資産」は「銚子らしさ」を現す財産でもあり、これらを観光資源としても位置づけ、銚子の歴史文化の魅力を発信することにより「銚子ブランド」の向上にも貢献していくと記しています。

文化審議会は、「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」（2017 年（平成 29）12 月 8 日）で、過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中で、これまでに価値づけが明確ではなかった未指定の文化財を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財の継承の担い手を確保し、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが重要であるとしています。そして、2018 年（平成 30）の第 196 回通常国会において、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が成立し、2019 年（平成 31）4 月 1 日に施行されました。市町村は地域における文化財の計画的な保存と活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的とし、文化財の保存・活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」を作成し、国の認定を申請できるようになりました。

そのため、本市は文化財保護法の改正に則し、歴文構想の実現を目指し、文化財保護を計画的に取り組んでいくため、令和元年度に「銚子市文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という。）への移行を決定し、文化財の事前把握や調査を実施した上で、銚子市文化財保存活用地域計画作成委員会からの意見を反映して、2020 年（令和 2）12 月に地域計画を作成しました。

(2) 目的

地域計画は、歴文構想に掲げた本市の文化財保護の将来像である「持続可能な文化財保護の仕組みの構築」を受け継ぎ、実現するための方針とそれに基づき必要な事業計画を定めたものです。

ここでいう「持続可能な文化財保護」とは、地域総がかりで「銚子資産」に関わり、価値を知

り、守り伝えていこうとするもので、そのための基本目標を歴文構想では「知れば知るほど好きになる！伝えよう。銚子。」としました。この目標を達成するには、文化財保護に携わる人々が、市民に文化財へ触れる機会を創出することにより、文化財への興味・関心を高めていく必要があります。市民に対して、このような機会を繰り返し提供し、「ふるさと銚子」への誇りと愛着を育み、銚子の魅力を「伝えたい」、「伝えていきたい」という意識を醸成し、文化財保護に主体的に参加する人材を育む事業として実施することが重要です。

また、「銚子資産」については観光資源として位置づけ、「銚子ブランド」の向上に役立てることができ、それらを磨き上げ、活用していく事業も必要です。地域に誇りと愛着を持った市民による地域振興や観光振興の活動により地域の魅力が高まり、本市は来訪者から「何度も訪れたいなる銚子（まち）」となり、地域住民と来訪者との間にさまざまな「つながり」が生まれていくと考えています。

このようなことから、本市では歴文構想策定後、行政と文化財所有者、文化財保護団体、地域住民、学識者などが協働かつ連携して「銚子資産活用協議会」（以下、「協議会」という。）を平成30（2018）年度に設立し、「文化財を活かしたまちづくり」に取り組み始めました。現在、協議会では、文化庁の補助事業を活用して「次世代への継承」を目的とした「銚子資産活用事業」と「歴史文化観光」を推進するために「歴史文化基本構想を活かし観光拠点づくり事業」に取り組んでいます。これら2つの事業を一過性の取り組みとせず、本市の文化財保護の柱として「持続可能な文化財保護の仕組み」の構築を目指します。

そのため、歴文構想で定めた「銚子資産」を総合的に把握し、価値を守り、伝え、活かす事業を地域計画の作成により展開することで、市民による地域価値の向上につなげ、さらに歴史文化観光の素材としてブラッシュアップし、必要な整備活用事業を地域計画に基づき計画的かつ持続的に実施していきます。

2. 地域計画が対象とする「銚子資産」の位置づけ

「銚子市歌」（1936年（昭和11）1月27日告示）の冒頭の歌詞には、「阪東太郎※洋々と 太平洋にそそぐところ」とあり、江戸時代に行われた利根川の東遷後、利根川は銚子で太平洋に注ぎこみました。この「銚子」という地名も利根川に関係しており、利根川の下流部の川幅が広いにも関わらず、銚子の河口付近では狭くなり、川の水が外洋に流れ出している状態が酒器の「銚子」の口から酒が注がれている様子に似ていることに由来していると伝えられ、まさに利根川の河口の町・銚子となりました。銚子の町は、利根川の流路が銚子で太平洋とつながることで大きく飛躍し、発展していきました。長い歴史の中で変わらずに続く恒久的な事象と人為的な行為等により変容していく事象を取捨選択しつつ、上手に組み合わせながら「銚子」という土地で暮らしてきました。その中で生まれ、引き継がれてきた銚子の財産（宝）を歴文構想では「銚子資産」と位置づけ、地域計画でもそれらを保存と活用の対象としました。

この「銚子資産」は本市の総合計画の「地域資源」に含まれるものです。総合計画では、まちづくりを展開していくための「ひと」「もの」「かね」「ちえ」の4つの「ちから」を地域資源と位置づけています。この4つの「ちから」の中に含まれるのは、文化財保護法（以下、「保護法」という。）第2条に定義されている「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」や保護法の保護の対象となっている「埋蔵文化財」「文化財の保存技術」

に属するものだけではありません。例えば、「月への階段」、「磯の香り」、「カモメの飛来」、「イワシの頬刺し」のようなこの土地の風土とそれを活かしながら暮らしてきた人々の生活の中で生まれたものや日常の風景なども含まれます。受け継がれてきた地域固有の歴史文化を体現する「文化資源」や「自然資源」、さらに地域活動を行っている団体、各種産業に携わる職人や技術者、郷土芸能の保存会に携わっている「人財」も含まれています。これらが、地域計画で対象となる「銚子資産」です。

「文化財」というと特別な存在であり、自分たちとは無縁なもので、専門家をはじめとする限られた一部の人たちだけが共有するものであるという認識を持つ人が少なくありません。地域の中にある身近な「銚子資産」に気づき、価値に触れ、関わることに楽しさを感じる人々が一人でも多くなるように、今後も市民とともに「銚子資産」を見出していく必要があります。地域住民が守り伝えていきたい全ての銚子の宝物が「銚子資産」です。これまで「地域資源」と同様の意味を持つ用語は、各部署で統一されていないため、地域計画を作成するにあたり、用語を整理し、「銚子資産」としました。

「銚子資産」は、本市の歴史文化を伝えていくために必要不可欠な「地域資源」をすべて包括し、その価値はそれぞれが関連し合いながら生み出しており、関連する「銚子資産」同士を総合的に把握し、周辺の環境と一体で保護していくことも重要な視点です。

※ 銚子市歌の中では「阪東太郎」と表記されているが、一般的には「坂東太郎」で、利根川の異名。



利根川河口

	用語	説明
銚子資産	文化財	●保護法第2条に定義されている「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」 ●保護法で保護の対象となっている「埋蔵文化財」「文化財の保存技術」 ●指定及び登録文化財と未指定の文化財も含む
	文化資源	●人々が暮らしの中で育んできた身近な文化的な資源 ●庁内でも「文化遺産」「文化資産」という場合がある
	自然資源	●人々の暮らしを支える風土（大地の成り立ちや自然）に関連する資源 ●庁内でも「自然遺産」「自然資産」という場合がある
	人財	●保護法第2条に定義されている「無形文化財」の「保持者又は保持団体」 ●指定及び未指定の「無形文化財」の「保持者等」を含む ●郷土史家や地域の語り部等で地域の情報をよく知っている人 ●地域資源を活用して、地域振興や観光振興に取り組んでいる、取り組もうとしている人

地域資源（市総合計画）

表1 地域計画で用いる用語の定義

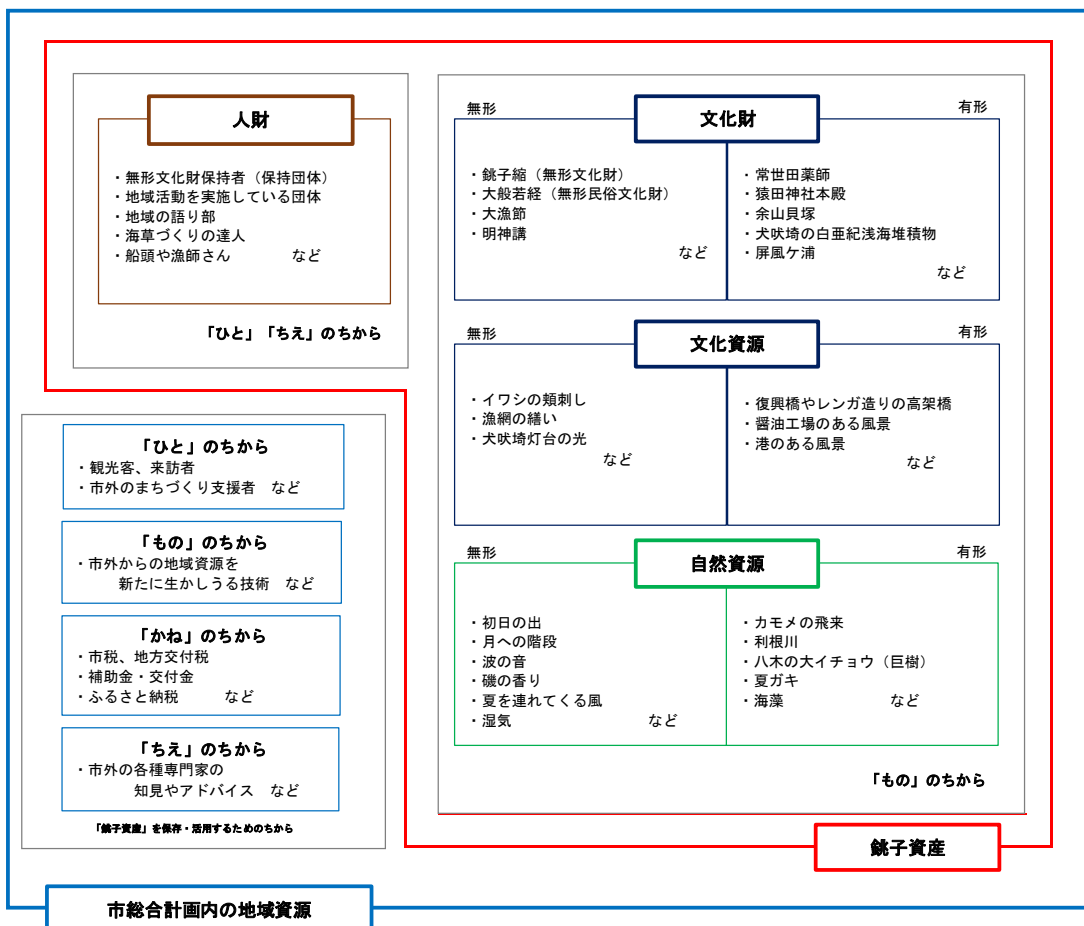


図1 銚子資産が包括する地域資源

3. 計画作成の体制

本市では、地域計画を作成するために「銚子市文化財保存活用地域計画作成委員」（以下、「作成委員」という。）を委嘱しました。作成委員は、歴文構想策定事業時に設置した「銚子市歴史文化基本構想策定委員」及び「銚子市歴史文化基本構想検討委員」を中心に学識経験者、地元有識者、地域住民、文化財保護団体、行政関係者等により構成しました。

作成委員によって構成された「銚子市文化財保存活用地域計画作成委員会議」（以下、「作成委員会議」という。）を開催し、計画に対する意見を求めながら作成作業を実施しました。なお、銚子市教育委員会社会教育課文化財・ジオパーク室が事務を担当しました。

組織	氏名	所属	専門分野
学識者	赤坂 信	千葉大学園芸学部名誉教授	景観
	桂 雄三	日本ジオパークネットワーク理事	地質
	木村 修	銚子市文化財審議会委員	中世
	後藤 治	工学院大学理事	建造物
	小林 裕美	千葉県立中央博物館自然誌・歴史研究部歴史学研究科長	民俗
	斎木 勝	銚子市文化財審議会副会長	考古学
文化財関係団体等	安藤 清	銚子市教育委員会教育委員／銚子資産活用協議会委員	
	石上 藤吾	登録文化財所有者	
	石毛 隆	高田川と共生する会会長	
	宇野澤 広道	銚子神輿連合会副会長	
	小玉 健次郎	銚子ジオパーク推進協議会教育普及委員会副委員長	
	信田 與四郎	余山貝塚美化の会副会長	
	仲田 博史	銚子市文化財審議会委員／犬吠埼ブランドン会代表幹事	
	室井 房治	銚子市日本遺産活用実行委員会会長	
団体	伊勢崎 翼	千葉科学大学産学連携センタープロジェクトマネジメンントリーダー	
	佐野 明子	銚子市観光協会DMO準備室室長	(令和2年3月31日まで)
	田村 保人	千葉県建築士会銚子支部支部長	
	三河 大吉	銚子市旅館ホテル組合副組合長	
	吉田 孝至	銚子東銀座商店街副理事長	
銚子市	銚子市役所企画財政課課長		
	銚子市役所観光商工課課長		
	銚子市役所都市整備課課長		
	銚子市教育委員会学校教育課課長		
	銚子市教育委員会社会教育課課長		
オブザーバー	文化庁地域文化創生本部 広域文化観光・まちづくりグループ		
	千葉県教育委員会教育振興部文化財課		

委員名 50 音順に記載

表2 銚子市文化財保存活用地域計画作成委員名簿

第2章 文化財保存活用地域計画の行政上の位置づけ

1. 計画期間

本市の総合計画「握手～つながるまちづくりのちから～」の基本構想と基本計画の期間は、令和1（2019）年度から令和10（2028）年度までの10年間です。本地域計画は市の総合計画等との整合性を考慮し、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間を計画期間とします。なお、地域計画の着実な実施のため、適切に進捗管理し、必要に応じて5年後を目途に見直しを行うとともに、計画期間終了前に自己評価を行い、その結果を次期地域計画へ反映させます。

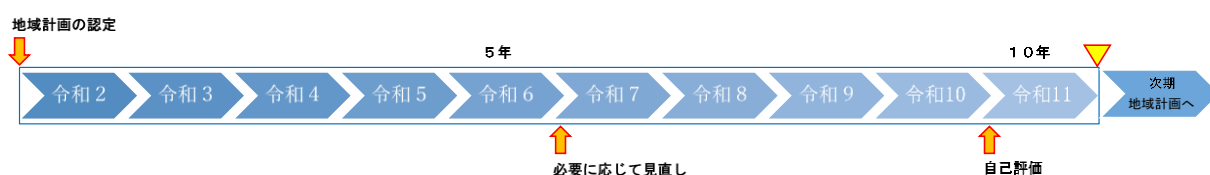


図2 銚子市文化財保存活用地域計画の計画期間

2. 行政上の位置づけ

地域計画は、保護法第183条の3に基づき、本市における文化財の保存・活用に関する総合的な計画として作成します。作成にあたり、「銚子市総合計画」（平成30（2018）年度策定）を上位計画とし、「銚子市都市計画マスタープラン」（平成26（2014）年度策定）や「銚子市地域防災計画」（平成27（2015）年度策定）、「銚子市教育基本方針」（平成27（2015）年度策定）の関連計画との整合性を図ります。

また、平成29（2017）年度策定した「銚子市歴史文化基本構想」の内容を受け継ぎ、「銚子市文化財保存活用地域計画」へ発展的に移行し、文化財の保存と活用の目標を達成するための総合的かつ計画的な行動計画とします。

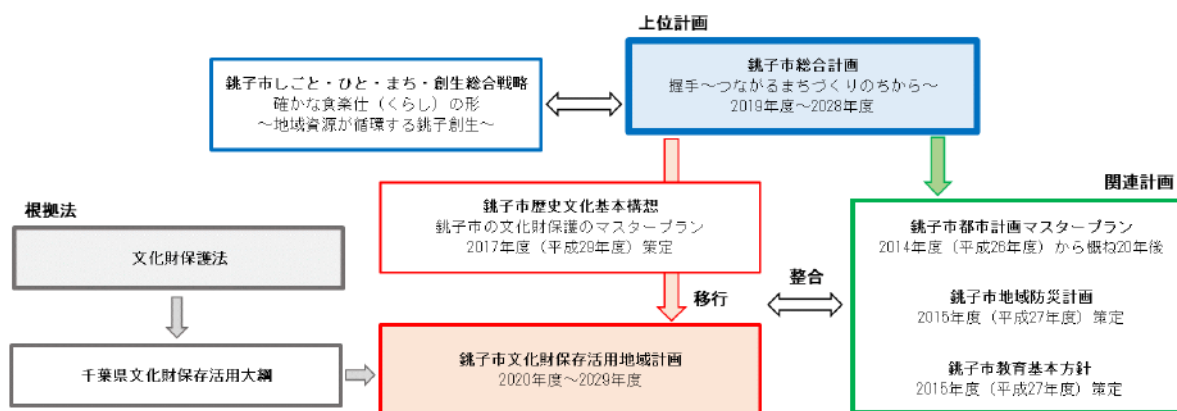


図3 文化財保護法及び上位計画等との位置づけ

①銚子市総合計画

銚子市は、2001年（平成13）に「ひとがときめき 海がきらめき 未来輝く都市（まち）」を将来像とし、2025年（令和7）を目標年度とする総合計画「銚子ルネッサンス2025」を策定しました。計画策定から18年経過し、地方分権の進展、少子高齢化社会の進行、東日本大震災を教訓とした防災・減災意識の高まりや新たなエネルギー施策への期待、人口減少に起因する地域経済の停滞など、本市を取り巻く環境は予想を上回る速さで変化してきました。

また、行財政運営においても、人口減少に伴う市税や地方交付税の減少に加え、社会保障関係経費の増加や公共施設の老朽化等の課題も山積しています。このような想定を超える人口減少の加速や近年の社会情勢の変化の中で、新たな課題に適切に対処するため、総合計画を全面的に見直し、新たに策定することになりました。

令和1（2019）年度から令和10（2028）年度を計画期間とした新たな「銚子市総合計画」では、人口推計や財政見通しなどを的確にとらえた上で、限りある行政資源だけで「まちづくり」を考えるのではなく、市民や地域団体、民間企業などが持つさまざまな「ちから」を掘り起こし「つなぐ」ことによって、まちづくりの大きな「ちから」となって紡がれていくという新たな視点を導入しています。

銚子にある人・物・金・知恵・世代をつなぎ合わせ、「まちづくり」の推進力にしていく市民自治（わたしたちのまちづくり）を基本に、「市民・地域ができること」「行政がすべきこと」「協働でできること」に区分し、課題解決と将来像を考えています。

総合計画が対象としている「地域資源」は、文化財保護法などによる指定・選定・登録文化財のほか、未指定であるが、有形・無形の価値の高い「文化資源」または「自然資源」、そして現時点では指定文化財としての評価は難しいが、地域で大切に継承されてきた、または日常に親しまれているさまざまな「文化資源」が含まれています。このような「地域資源」を歴文構想では、「銚子資産」と位置づけ、守り伝えていく対象としています。

地域計画は、教育文化のみならず、産業労働、都市計画などの関連施策との関わりも深く、諸計画との連携が重要です。総合計画に記載されている施策体系図をみると、歴史文化や文化財が多く施策に関連するものであることが分かります。地域計画で計画した事業を推進していくためには、行政内部での横断的な情報共有やつながりがこれまで以上に必要となります。

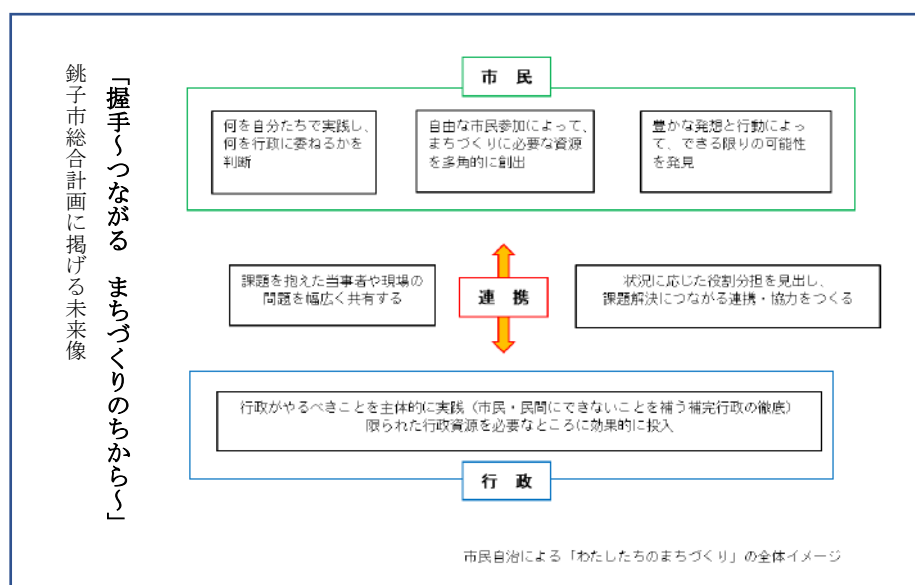


図4 銚子市総合計画の掲げる未来像

第2章 文化財保存活用地域計画の行政上の位置づけ

銚子市総合計画 2019年度～2028年度 基本構想・基本計画 握手 ～つながる まちづくりのちから～

視点	区 分	分 野	「目指すべき10年後のまち」に向けて各主体ができること			
			市民	地域	行政	協働
ライフステージの視点 (生活と時間)	1. 生まれる・育つ	1-① 子育て支援				
		2-① 学校教育	地域の歴史文化、自然などを教える取組への参加（ふるさと学習など）	NPO団体による多様な学習機会の提供	銚子の素晴らしさを気づかせ郷土への愛着を育むふるさと学習の推進	ジオパーク市民の会との連携によるジオパーク見学学習の開催
		2-② 青少年育成				
		2-③ 生涯学習	学ぶ意識の醸成	団体による自主的な活動の推進	充実した生涯学習メニューの提供	
	2. 学ぶ	2-④ スポーツ振興				
		2-⑤ 文化振興	銚子資産の保存と活用や銚子ジオパークに関連する活動への参加 郷土芸能の保存と継承	地域団体による美化活動やイベントの開催 地域団体による伝統芸能や文化振興	埋蔵文化財の保存（余山貝塚） 銚子資産の活用促進 銚子ジオパーク活動の推進 日本遺産の魅力発信	銚子資産活用協議会や銚子ジオパーク推進協議会等と連携して各活動を推進する
		2-⑥ 大学との連携	大学主催の講座等への参加		大学との連携による市民文化・教育水準の向上 「地（知）の拠点」大学による地域創生の推進	
	3. 働く	3-① 水産業振興		水産物ブランドイメージの向上事業	水産加工品の付加価値の向上	販路拡大に向けてイベント開催
		3-② 農業振興			農業後継者の育成・確保	販路拡大に向けてイベント開催
		3-③ 商工業振興	地域の地場産業や伝統産業への理解を深める	多様な働き方への環境整備 魅力的かつ個性的な店舗づくり	地域資源を活用した産業連携の推進 創業や事業継承等の取組支援	商工会議所等との連携によるようしブランドの認定や銚子魅力発信プロジェクト
		3-④ 観光振興	銚子の良さを認識し、市外に魅力を発信する 観光イベントへの積極的な参加	「おもてなしの心」の醸成 ボランティアによる観光案内の取組 民間団体による観光イベント開催 DMOによる観光地域づくりの推進 外国人観光客への積極的な対応（多言語化）	観光事業をけん引する組織の形成 多様な地域資源の活用 戦略的なプロモーションの推進 外国人観光客の誘致促進 何度訪れたい魅力ある観光地づくり	銚子市観光協会との連携による観光案内所の運営、DMO構築 ボランティア団体との連携による景観向上 関連団体との観光関連行事の実施 外国人観光客に対応する環境整備 特産物のブランド化の推進と観光資源としての利用促進
		3-⑤ エネルギー関連産業振興			洋上風力発電施設の誘致	
	4. 老いる・逝く	4-① 高齢者福祉			生きがいがつくりと社会参加への支援・生涯学習機会の拡充	
コミュニティの視点 (生活と空間)	5. 家庭・近隣	5-① 地域福祉	趣味や目的を共有した多世代にわたる「ご近所コミュニティ」を重層的に創出する			
		5-② 健康づくり				
		5-③ 障害者福祉				
		5-④ 社会保険				
		5-⑤ 住宅・住環境	空家の適正な管理		空家対策の推進	
	6. 学区・生活圏	6-① 医療				
		6-② 防災・消防				
		6-③ 防犯・交通安全				
	7. 市域	7-① 資源循環				
		7-② 環境保全				
		7-③ 都市づくり	まちづくりに対する意識を高め、良好な町並みの形成・維持保全に努める		景観法に基づく景観計画の策定、地区計画の検討	市民との連携による自然環境保全に向けた取組
		7-④ 道路整備		広域幹線道路の整備促進に関する要望活動	広域幹線道路の整備促進	広域幹線道路の整備促進に関する要望活動
		7-⑤ 公共交通			銚子電鉄運転維持に向けた支援	
		7-⑥ 上水道				
		7-⑦ 下水道				
	8. 広域	8-① 移住・定住促進	「銚子を知り、銚子を好きになり、銚子の魅力をつたえていく」という意識を持つ 暮らし体験ができる民泊やゲストハウスの設置への協力	NPO法人による移住体験ツアーの実施 銚子ならではの地域資源を体験できる場の設定	移住促進に向けた情報発信の充実 移住希望者に向けた働きかけの推進 移住者用の受け皿（住宅）の整備	不動産業者との連携による空家バンク事業 NPO法人などとの連携による空家バンクの物件の掘り起こしや古民家再生 関係人口づくりの母体となるプラットフォームづくり
		8-② 国際交流	国際交流協会活動への参加 外国人住民との交流の場 ホームステイの受け入れ	千葉科学大学の留学生の受け入れ等	在住外国人支援の充実 異文化理解の促進	銚子市国際交流協会との連携 千葉科学大学との連携による留学生活動支援
		8-③ 男女協働参画				
		8-④ 広域連携（再掲）			外国人観光客の誘致促進 日本遺産の魅力発信	
行財政の視点 (生活と行政)	9. 行財政運営	9-① 行財政改革			公共施設の在り方を見直し	
		9-② 情報化				
		9-③ 広報・広聴	市の広報媒体から情報収集を積極的に行う SNSを活用した市のPRなど 「市民全員が広報マン」という意識を持つ	HPやパンフレットなどによる銚子のPR・情報発信	広報活動の推進 既存の情報発信媒体の充実 バリエーション等情報発信機能の強化	国際交流協会や千葉科学大学などとの連携による外国人向けパンフレットやホームページなどの製作

赤字：他の施策で地域計画の推進に関連する事項

図5 銚子市総合計画の施策の体系

②第2期銚子市しごと・ひと・まち総合戦略

目標	確かな食楽仕(くらし)の形～地域資源が循環する銚子創生～		
策定年月	令和元(2019)年度	計画期間	令和2(2020)年度 ～令和6(2024)年度
計画の 位置づけ	喫緊の課題である人口減少問題を克服し、銚子創生を成し遂げていくための分野を越え横断的に取り組む「戦略的ビジョン」として位置づける。		
計画の概要	4つの基本目標 ①稼げる地域をつくり、安心して働けるようにする ②新しいつながりを築き、人の流れをつくる ③若い世代の希望をかなえ、誰もが活躍できるまちをつくる ④地域で連携し、安心して魅力的なまちをつくる		
歴史文化に 関連する 事業	④「キンメダイの町 外川」の創生 ⑬銚子版 DMO による観光まちづくりの推進 ⑮観光地としての景観魅力の向上 ⑯外国人観光客の誘致促進 ⑰シティプロモーションの推進 ⑳ふるさと学習の推進 ㉑大学と連携した人材育成 ㉒銚子ジオパークの推進 ㉓日本遺産の魅力向上		

③銚子市都市計画マスタープラン

将来像	「ひと・まち・うみが多彩な交流をはぐくむ元気なまち 銚子」		
策定年度	2014 年度(平成 26 年度)	目標年次	策定時より概ね 20 年後
計画の 位置づけ	銚子市のまちづくりの理念や目指すべき都市像に応じた都市整備の方針、その実現化の方策等の本市のまちづくりの基本方針		
計画の概要	都市づくりの目標 ①多彩な機能を活かした交流・連携による活力と魅力があふれる都市づくり(拠点形成) ②愛着をもって誰もが快適に暮らし続けられる安全安心な都市づくり(定住促進) ③豊かな自然・観光資源等と調和した個性ある都市づくり(地域資源の活用) ④協働によるまちづくり(協働の推進)		

歴史文化の 位置づけ	分野別の基本方針として位置づけられている。 ○まちの賑わいを育み、人や自然にやさしいコンパクトな都市構造への展開と地域特性を活かした土地利用の推進(土地利用) ⇒ 自然・観光資源の保全・活用 ○自然や歴史と共生した美しく愛着のもてるふるさとづくり(自然・歴史環境) ⇒ 良好な自然環境・資源の保全と活用、地域の特性を活かした歴史資産の保全と継承
---------------	---

④銚子市教育基本方針

策定年度	2015 年度(平成 27 年度)	計画期間	—
計画の概要	1 「生きる力」を育む教育の充実 (1)すくすくと育つ幼児教育を進める (2)郷土に誇りを持って成長できる学校教育を進める (3)質の高い高等学校教育を進める 3 生涯学習社会を実現するために (1)生涯にわたって学べる体制づくりを進める (2)生涯学習活動を活発にする 5 市民文化の創造を促すために (1)市民の文化・芸術活動を盛んにする (2)地域に根付いた文化財や文化資産を保存・活用する (3)銚子ジオパークの活動を推進する		
歴史文化の 位置づけ	1 「生きる力」を育む教育の充実 (2)郷土に誇りを持って成長できる学校教育を進める ⇒地域の教育資源や人材を活用して学ぶ機会を充実させ、「ふるさと銚子」を誇りに思い、大切にしている心情や態度を育む教育の推進 5 市民文化の創造を促すために (2)地域に根付いた文化財や文化資産を保存・活用する ⇒市内に所在する多種多様な文化財や文化資産の情報を的確に把握し、その価値を調査し、その保存に努める。また、文化財や文化資産の価値を地域住民と共有し、活力あるまちづくりのために積極的に活用する (3)銚子ジオパーク活動を推進する		

第3章 銚子市の概要

1. 銚子市の位置

本市は、東経 140 度 41 分～50 分、北緯 35 度 41 分～48 分、千葉県北東部に位置しています。市域は東西に約 16.2 km、南北に約 12.8 kmへと広がり、面積は 84.20 km²です。東京から 100 km 圏内にあり、J R 東日本の総武本線により東京駅と約 120 分（特急）で結ばれています。

関東平野の最東端に位置し、北は利根川、東から南は太平洋に面しています。江戸時代に利根川が東遷し、銚子で太平洋へ注ぐ流路へと改変されたことにより、利根水運を活かした商業都市として発展すると同時に、漁業や醤油醸造業も発展したことで、千葉県で二番目に市制施行しました。



図6 銚子市の位置

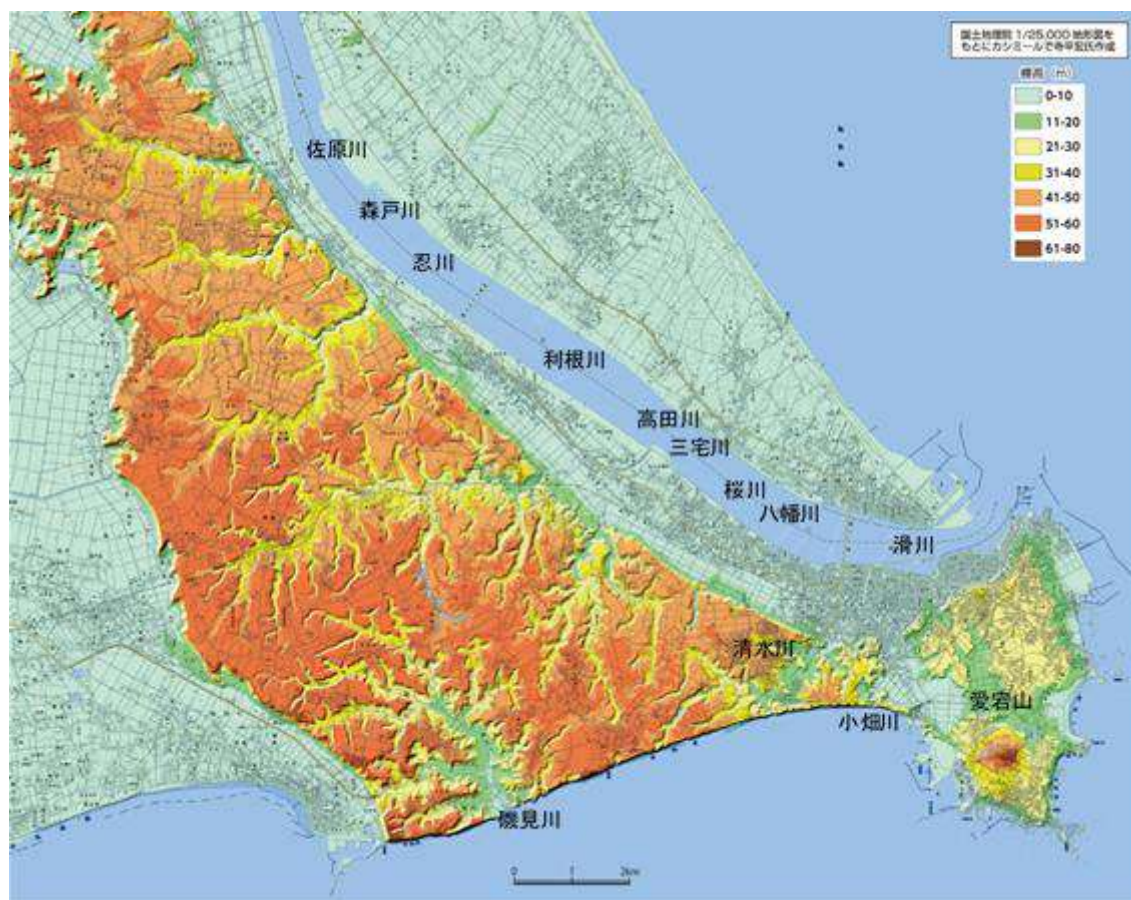


図7 銚子市の地勢

2. 銚子市の自然環境・地理的環境

(1) 地形・地質

千葉県の東端に位置する本市は、三方を太平洋と利根川に囲まれ、半島状に太平洋に突出した独特の地形を呈しています。

本市の東部には愛宕山あたごやまと呼ばれる小高い山があり、海岸線にはさまざまな時代の地層が露出しています。これは愛宕山を中心に局所的に隆起しているためで、東関東で唯一の古生界の基盤岩が露出している場所です。また、銚子地域は日本の地質体を大きく2分する「東北日本」「西南日本」の境界付近に位置すると考えられています。この境界の東端はまだ確定しておらず、銚子の地層がその謎を解くものとして学術的に注目されています。

銚子地域の西部は、大部分が高さ 50－60mの台地で下総台地しもうさだいちの東端部にあたり飯岡台地いいおかだいちとも呼ばれています。

銚子地域の北側には利根川が流れ、銚子から太平洋に注ぎ、利根川の南岸には沖積層ちゅうせきそう※1の平野が広がっています。また、河岸線に沿って平行にかつての浜堤ひんてい※2の高まりを見ることができます。

①東部地域：愛宕山及び東海岸の地層

愛宕山いぬいわや犬岩せ ん が い わ、千騎ケ岩は愛宕山層群と呼ばれ、付加体ふかたい（※3）と考えられています。岩体がブロック状に破碎された様子や、砂岩と泥岩が破碎され混ざったように見える混在岩を観察することができます。付加体が形成された年代は詳細には明らかにされていませんが、約2億年前と考えられています。この愛宕山層群の地層は、硬く侵食されにくいいため、海に突出するような高台が形成され、景観を楽しむ眺望地点としての役割を担っています。

この愛宕山層群の上部には白亜系の銚子層群があり、東海岸に露出しています。銚子層群は約1.3－1億年前の地層で、礫岩れきがん、砂岩さいがん、泥岩でいがんからなり、アンモナイトなど恐竜時代の化石を多産しています。犬吠埼付近は、浅い海の堆積構造や生痕化石がよく観察できるため「犬吠埼の白亜紀浅海堆積物」として国の天然記念物に指定（犬吠埼：2002年（平成14）3月19日指定）されています。また、銚子層群の砂岩は古くから「銚子石」と呼ばれ、建材などに利用されてきました。

さらに、愛宕山層群と銚子層群を覆う中新統ちゅうしんとうがわずかに分布しています。銚子地域の中新統は火山礫凝灰岩からなる安山岩の溶岩流を含む千人塚層せん に ん づ かと海成シルト岩からなる夫婦ケ鼻層め ど が は なに二分されます。どちらもちょうど日本海が形成された時代（千人塚層：約2,000万年前、夫婦ケ鼻層：約1,700万年前）の地層です。

千人塚層の安山岩は利根川河口の川口、黒生、長崎に露出しており、利根川の河口が船の難所であった要因の1つは、この硬い安山岩の岩礁の存在です。河口にあった安山岩は漁港整備に伴い取り除かれ、その一部が「古銅輝石安山岩公園」こどうきせきあんざんがん（川口町）に保存展示されています。

夫婦ケ鼻層は銚子地域の北東端の夫婦ケ鼻（現在の銚子ポートタワーの下）から海岸沿いに黒生付近まで連続して露出していましたが、現在は開発により銚子ポートタワー下にわずか6m程度が露出するだけとなっています。

②西部地域：下総台地、屏風ヶ浦の地層

本市の西部には下総台地が広がっています。台地の平坦面はかつて（約12万年前－6万年前）の海岸近くの海底面で、隆起と汎世界的な海水準変動（※4）の結果、基本的に4段面の後期更新統の海成段丘が分布する現在の形になりました。この台地には谷がいくつも刻まれており、平坦面は農業や畜産業に利用されています。

市域の南の海岸線は、犬若から旭市刑部岬まで緩やかに湾曲し、「屏風ヶ浦」と呼ばれる海域が広がっています。江戸時代後期から江戸庶民の間で流行した「銚子磯めぐり」の終着地から見える「富士見」の名勝として人気を博した景勝地です。この「屏風ヶ浦」の景観を構成する重要な要素の一つに海食崖があります。この崖は下総台地の東端にあたり、常に波浪によって侵食が続いています。この屏風ヶ浦の雄大な崖は、普段目にすることができない下総台地の地下断面を見ていることになります。屏風ヶ浦の海食崖の地層は下位から犬吠層群、香取層、関東ローム層の3つに区分することができます。

犬吠層群は関東が広く沈降し深い海になった時代の地層で、時代と共に徐々に埋め立てられ浅くなった様子が地層に記録されています。堆積した年代は約500－40万年前で、屏風ヶ浦ではそのうち約300－100万年前の地層を見ることができます。香取層は約12－6万年前に浅い海（古東京湾）で堆積した地層で砂岩からなり、下総層群木下層や常総層に対応しています。香取層の堆積後、銚子地域では西方から離水し、おおよそ東に向かい標高が低くなるいくつかの段丘面を形成したと考えられています。このように下総台地の隆起や侵食という大地の活動によりもたらされた特徴的な地形が形作る自然景観は、江戸時代後期以降、多くの出版物や芸術作品に取り上げられ、人々に景観認識され、国指定名勝及び天然記念物として指定（春日町外：2016年（平成28）3月1日指定）されました。

③利根川南岸：利根川の変遷と沖積層の平野

縄文海進の頃には霞ヶ浦・印旛沼・手賀沼までつながる大きな内海が形成され、銚子は内海の入り口の南の端でした。この内海は「古鬼怒湾」と呼ばれています。古鬼怒湾は海退（海水準の低下）及び鬼怒川などが運ぶ土砂の堆積で徐々に狭まっていきました。この時銚子地域の沖積層が形成され、利根川南岸の平野もこれにあたります。この平野には現在の河岸線に沿って平行に、かつての浜堤を見ることができ、縄文時代後期から晩期の「余山貝塚」（余山町：1967年（昭和42）2月20日市指定）はこの浜堤の高まりに位置しています。

その後、古東京湾の湾口も北から砂州が延びることによりさらに狭くなっていき、この頃の内湾を「香取の海」と呼んでいます。

本市は、この太平洋に突き出た半島状の独特の地形、そして、国指定天然記念物「犬吠埼の白亜紀浅海堆積物」や国指定名勝及び天然記念物「屏風ヶ浦」をはじめとする地質資産を核として大地の成り立ちが比較的容易に、そして安全に学べる場所であることから、2012年（平成24）9月に日本ジオパークに認定され、市域全体を活動のエリアとして「銚子ジオパーク」活動を推進しています。



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。

(承認番号 平28情使、第307-GISMAP37439号)

図8 銚子の地形

銚子ジオパーク推進協議会提供

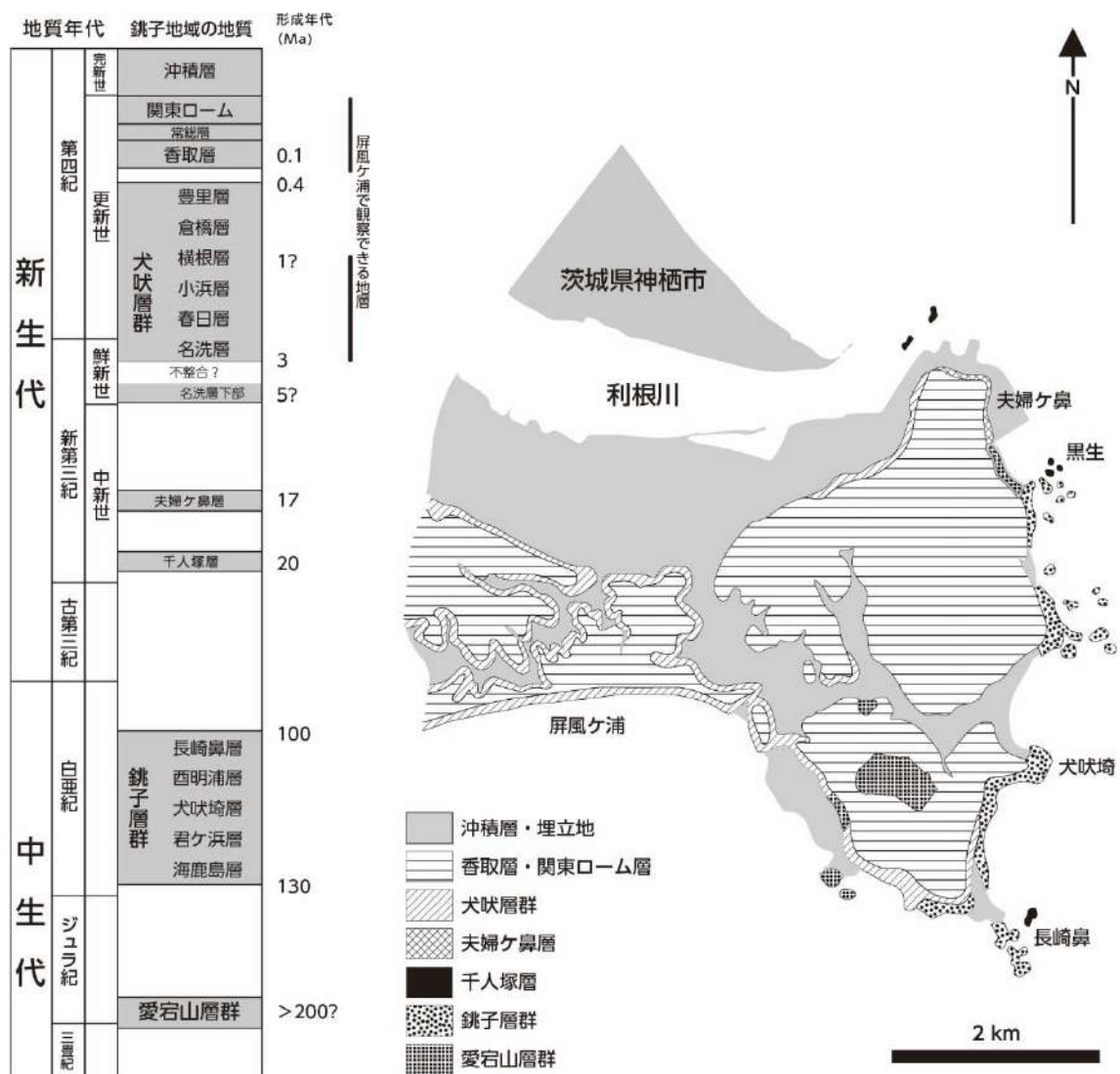


図9 銚子における地質層序(左)と地質図(右)

銚子ジオパーク推進協議会提供

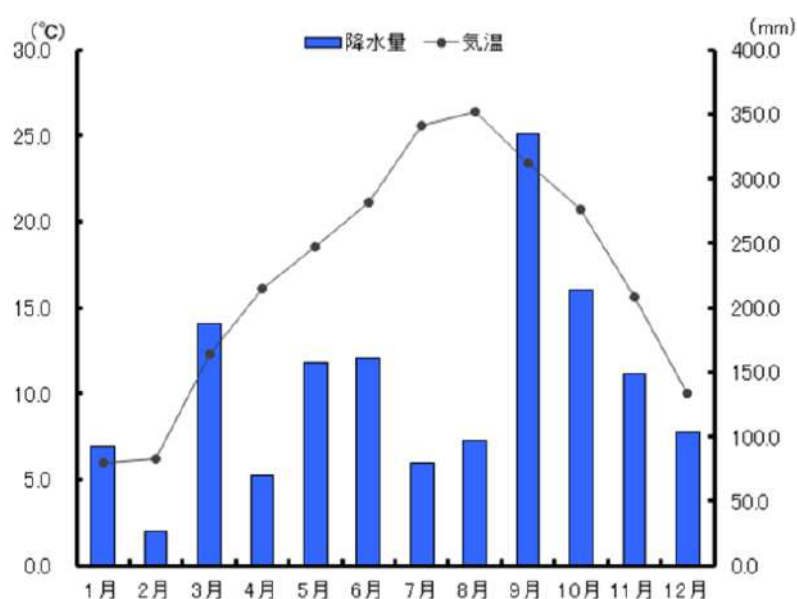
- ※1 沖積層 約2万年前の最終氷期最盛期以降に堆積した地層のこと。
- ※2 浜堤 波によって移動してきた物が堆積したりすることにより、主に海岸と平行に形成される低い嶺。
- ※3 付加体 日本は継続して大陸プレートと海洋プレートの境界付近に位置していたことがわかっており、現在までの長い時代にわたって海洋プレートの沈み込みをうけてきた。海洋プレートは深海堆積物や海山を載せており、これらの一部は海洋プレートが沈み込むときに、海溝にたまった土砂とともに大陸側に押しつけられ、はぎ取られる。これを付加作用といい、はぎ取られた地質体を付加体という。
- ※4 汎世界的な海水準変動

約260万年前以降は第四紀と呼ばれ、氷期-間氷期のサイクルが顕著化した時代である。このサイクルは、当初4.1万年周期であったが、約100-64万年前を境に約10万年周期のより寒暖の差が激しいサイクルとなった。第四紀において、全球の水の総質量は一定とみなせることから、気候変動による大陸氷河の拡大・縮小は、全球平均の海水準の変動とみなすことができる。

汎世界的な海水準変動は、数万年規模の長期の気候変動に伴って生じる現象であるといえる。過去数十万年間の海水準は、現在の海水準に比べ+5m-120m程度であったと考えられている。

(2) 気候

本市の気候は、銚子沖で黒潮と親潮が交わることにより「冬暖かく夏涼しい」海洋性の気候で、年間平均気温は15℃と温かく、降雪、降霜が少ない地域です。年間降水量は1,700mm以上あり、千葉県内でも雨が多く、雨と黒潮の影響により濃霧の発生する日が多い地域です。また、年間を通じて、北や北東からの風が頻繁に吹き、全国的にみても風が強い地域といえます。



資料 平成30年銚子市統計書

図10 気温と降水量の推移

(3) 植生

本市は、海岸一帯を中心に水郷筑波国定公園（第2種特別地域・第3種特別地域・普通地域）や千葉県立自然公園（普通地域）、風致地区に指定され、各種法令により開発行為が制限されています。このため、比較的多くの自然が残り、貴重な植生や環境に適した変化を遂げた植物を見ることができます。しかし、近年、内陸部で管理されないままの谷津田や森林の増加、犬吠埼周辺のクロマツ林の松枯れなど周辺環境が悪化し、帰化植物の侵入の状況も確認されています。

銚子の森は照葉樹林^{しょうようじゅりん}で、一年中緑豊かな土地です。人の手が加わっていない環境のなか形成された極相状態^{きょくそう}にある森林の中で最も広く見られるのは、スダジイやタブノキが茂った照葉樹林で、古い寺社の社叢林^{しゃそうりん}や丘陵の傾斜地でみることができます。社叢林のうち「渡海神社の極相林^{とくかい}」（高神西町：1959年（昭和34）4月24日指定）と「猿田神社の森^{さるた}」（猿田町：1974年（昭和49）3月19日指定）が千葉県指定の天然記念物です。南向きの乾きやすい斜面や急な尾根の潮風の影響がやや強い場所はスダジイの林で、林の中にサカキやヤブニッケイなど常緑の低木があり、地表にはヤブコウジ・ベニシダ等の草本類が生えています。やや北向きの斜面や深い谷、沢沿いの湿った環境にはタブノキが多く、林の下はアオキが、地表はイノデが主体です。遠望すると青みがかったタブノキの密な樹冠^{じゅかん}が特徴的で、本市の自然景観を構成する大切な要素となっています。

海岸線の植生も特徴的で、「外洋性海岸砂丘地^{きみがはま}」の君ヶ浜一帯は、コウボウムギ、ネコノシタ、ハマゴウ、オオマツヨイグサ等を見ることができます。「犬吠埼崖地植生群落」や「犬若海岸崖地植生群落」では、海岸崖地の厳しい環境下で生育するイソギク、タイトゴメ、ハチジョウススキ、ヒゲスゲ等の植物群落があります。このような「崖地植生」は屏風ヶ浦に面する海食崖付近でも確認できます。

利根川の河川敷にはヨシ原が広がり、マコモ、ガマ類、オギ、カサズゲ等が観察できます。ヨシ原に混じって見られたタチヤナギ群集は、河川改修が進む過程で断片的なものとなりました。利根川沿いの浜堤上に形成された東光寺^{とうこうじ}（小船木町）には、千葉県の県木である「イヌマキ^{いぬまき}」がまとまって生育しており、市指定天然記念物（小船木町：1986年（昭和61）2月25日指定）です。この地域では、利根川方向から吹く「筑波おろし^{つくばおろし}」の北風を防ぐために「イヌマキ」を屋敷林として利用す



渡海神社の極相林



ネコノシタ



ハマゴウ



オオマツヨイグサ



イソギク



タイトゴメ

銚子の植物

る家を数多く見ることができます。

（４）生態系

本市には、約 150 種の鳥類が生息しているといわれています。利根川河口部から^{ながさきばな}長崎鼻までの沿岸部は、県内有数の渡り鳥の渡来地で、平成 24（2012）年度から千葉県「銚子鳥獣保護区」に指定されています。

利根川周辺の干潮により出現する干潟にメリケンキアシシギ等のシギ・チドリ類が採餌のために飛来していましたが、年々その数は減少しています。利根川河口では、冬になると多くの種類のカモメ、ウミネコ、ウミウ、海洋性のカモ等が飛来してきます。最も多いのはウミネコやセグロカモメで、外洋性のミツユビカモメも時折見ることができ、本市は日本及び世界でも有数のカモメ採鳥地となっています。黒生海岸や屏風ヶ浦等では、イソヒヨドリやハクセキレイ等が周年生息していることが確認され、屏風ヶ浦の上をハヤブサやチョウゲンボウ等の猛禽類が飛行している姿も確認できます。

春になると黒潮の流れにのって小笠原諸島や伊豆諸島からイルカ等が北上し、1 年を通じて 20 種類以上の野生のイルカ・クジラ類を見ることができ、東京から日帰り楽しめるイルカ・クジラウォッチングツアーを提供している観光船が運航しています。

また、千葉県レッドデータブックに掲載されているアカキツネ（重要保護生物）やニホンアナグマ（要保護生物）、カヤネズミ、ニホンジネズミ（一般保護生物）などの貴重な野生哺乳類が生息していることが確認されています。

さらに、特定外来生物に指定されているアライグマの生息も確認され、寺社などの建造物への侵入、屋根裏での糞尿、爪による傷つけなど文化財等への被害が増え、対策の必要性も生じています。



多種類のカモメが群がる



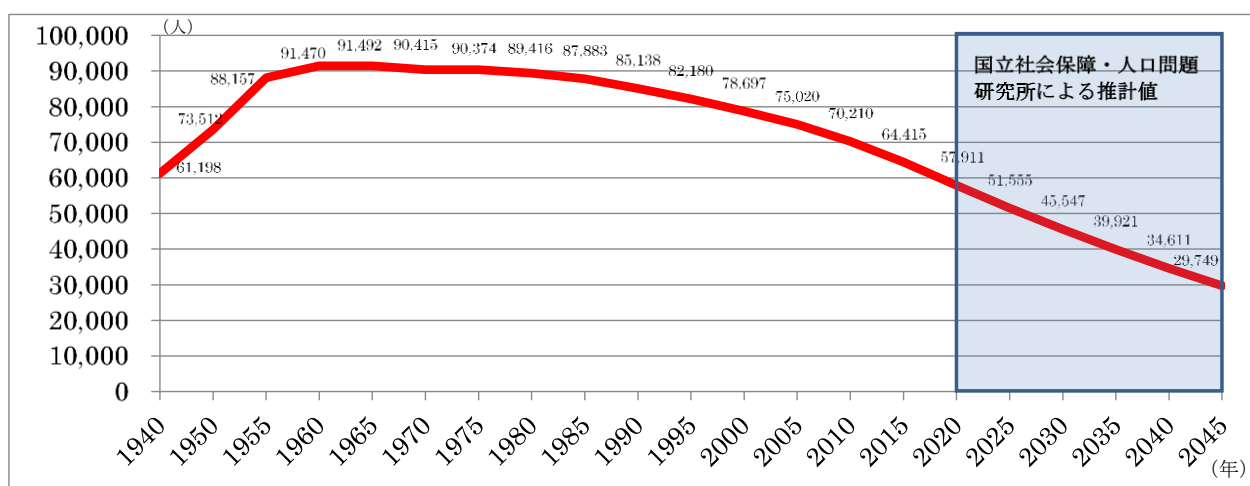
銚子沖を回遊するイルカ

銚子の動物

3. 銚子市の社会環境

(1) 人口・世帯数の推移

平成 27 (2015) 年度に実施した国勢調査で本市は人口 64,415 人、世帯数 26,234 世帯、一世帯当たり人員は 2.46 人という結果でした。人口は、1965 年 (昭和 40) の 91,492 人をピークに、1980 年 (昭和 55) に 89,416 人、2000 年 (平成 12) 78,697 人と減少し、住民基本台帳では、2011 年 (平成 23) に 7 万人を切り、69,299 人となりました。2018 年 (平成 30) は、人口 60,556 人、世帯数 25,920 世帯で、人口減少問題に直面しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、1960 年代前半をピークに減少し続けている本市の人口は、2040 年 (令和 22) に総人口が 34,611 人になると見込まれています。



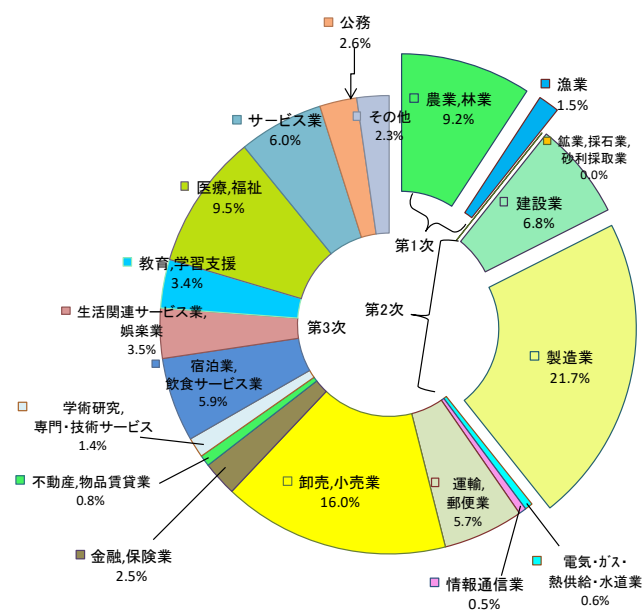
資料：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」

図 11 人口の推移

(2) 産業

本市の基幹産業は、漁業、農業、醤油や水産加工などの製造業です。銚子漁港は、特定第3種漁港のひとつで全国有数の水揚げ量を誇り、9年連続水揚げ量日本一です。また、農業は海洋性の気候を利用したキャベツやダイコンなどの露地野菜が主力で、千葉県有数の農業都市です。

平成 30 (2018) 年度の 15 歳以上の就業者の割合を見ると、第1次産業に 10.7%、第2次産業に 28.5%、第3次産業に 58.4%が従事しており、1965 年 (昭和 40) から比べると第3次産業の割合が拡大しています。



資料 平成 30 年銚子市統計書

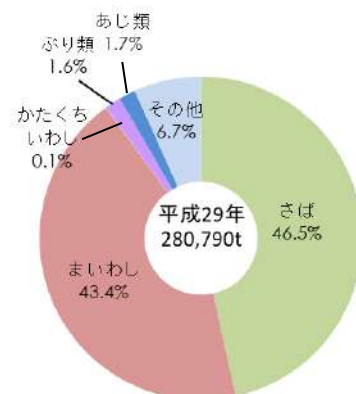
図 12 産業大分類別 15 歳以上就業者の割合

①漁業

黒潮と親潮が交わり、利根川から豊富な栄養が流れ込む銚子沖は、多種多様な魚種が集まる良好な漁場です。1658年（万治1）に紀州から来た^{さきやまじろう えもん}崎山治郎右衛門が外川に港を築き、漁業の町の歴史が始まりました。そして、商港であった銚子湊を近代的な漁港へと転換するために長い年月をかけて工事が行われ、現在、銚子漁港は水産業の振興上、特に重要な漁港として特定第3種漁港のひとつに指定され、全国有数の漁港に発展しました。古くから沿岸、沖合及び遠洋漁業の拠点港として利用されています。

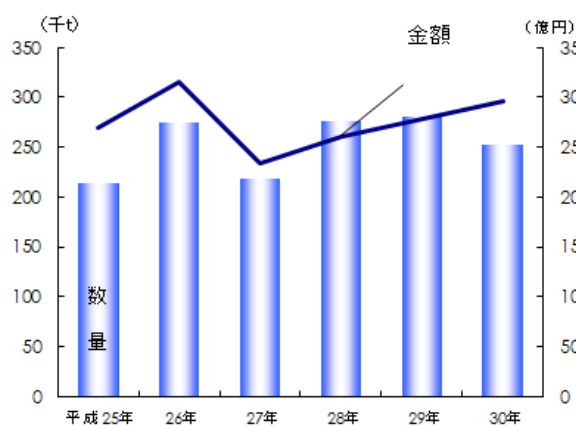
銚子漁港には3箇所の卸売市場があり、その中の第2卸売市場では大中まき網漁船を中心に入港し、サバ、サンマ、イワシなどの主要な魚種が水揚げされ、これらの魚種を中心に9年連続水揚げ量日本一を誇っています。総水揚げ量の約90%が^{かいせん}中型のまき網漁業によるもので、これらの漁船の多くは地元の漁船ではなく、他の漁港に属する廻船です。地元の漁船は底引き網漁業等の比較的規模が小さい漁業が中心で、また年々漁港利用の実績が減少傾向にあることから、銚子漁港の更なる発展のためには廻船の誘致が重要な課題であり、それに伴い漁港整備の必要性が高まっています。

サバやイワシだけではなく、タイやヒラメなどの高級魚も漁獲され、銚子産水産物の付加価値を高める取り組みを推進しています。特に、銚子漁業の発祥の地である外川地区は^{はえなわ}小型船による立縄漁業で漁獲しているキンメダイを「銚子つりきんめ」としてブランド化を図り、千葉ブランド水産物第1号に認定され、ブランド力の向上を目指しつつ、資源管理を行っています。



資料：銚子市漁業協同組合「主要魚種別水揚げ高」

図13 主要魚種別水揚げ高



資料：銚子市漁業協同組合

図14 銚子漁港水揚げ高の推移



資料：平成30年銚子市統計書

図15 主とする漁業種類別経営体数の推移

②農業

本市は、千葉県有数の農業都市であり、春キャベツの生産量は日本一を誇ります。海洋性の気候と首都圏から100 km圏内という地理的な利便性を生かし、キャベツやダイコンなどの露地野菜が主力商品となっています。本市の総耕地面積は2,540 haで、その約80%近くが畑地で、さらに県内トップクラスである農業産出額268億円のうち57%にあたる152億円を野菜が占め、畑作中心の営農です。

このように農業の発展の中で、一戸あたりの栽培面積が増加し、農地の集約化が進んだことで経営規模が拡大傾向にあり、このことが専業農家数と農業産出額の増加傾向に反映されていると考えられています。専業農家率は県の平均が30.6%であるのに対し、本市では55.6%で、販売農家戸数1,007戸のうち560戸が専業農家です。

また、農業の担い手が高齢化する一方で、新規就農者も一定数おり、担い手の確保にも取り組んでいます。そして、若い世代の就農者の中には、キャベツやトウモロコシなどを独自ブランド化し、自ら販路を築き、収穫体験や農業民泊などを通して農業の楽しさや銚子の魅力を伝える活動を行っている人材も生まれています。

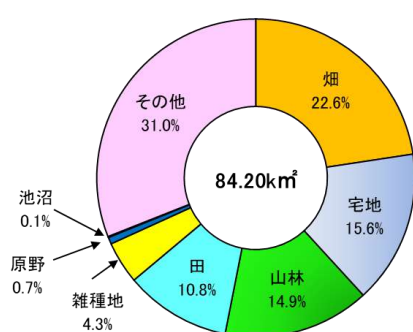
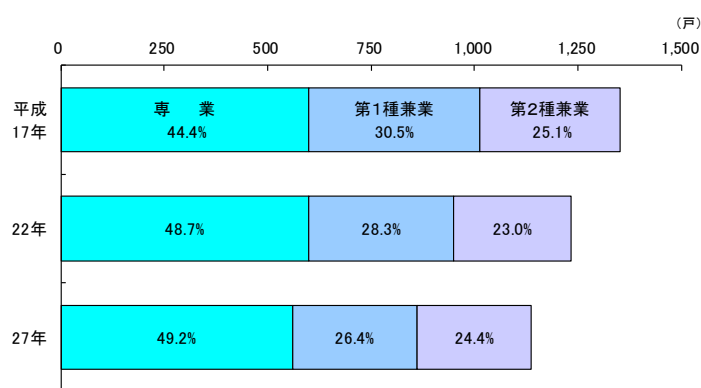


図16 土地の利用状況



資料 平成30年銚子市統計書

図17 専兼業別農家数の推移

③商工業

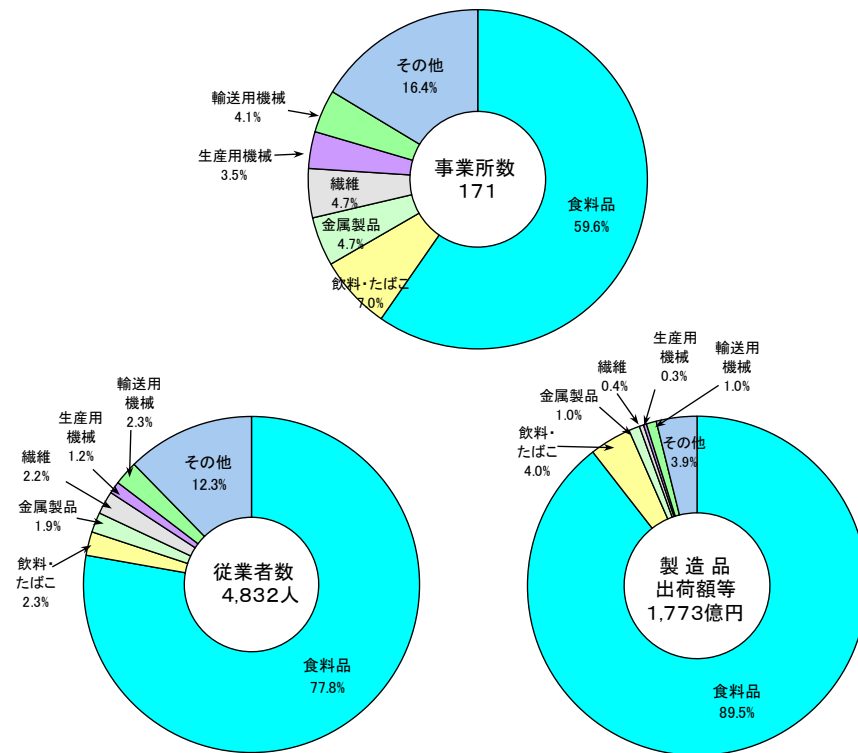
本市は、大地や自然の恵みと地の利を活かした「モノづくり」の歴史が続いてきました。特に、江戸時代に関西方面から漁業や醤油醸造の技術がもたらされたことにより、さらに大きく発展していきました。

製造業の中心は、水産加工業と醤油醸造業です。水産加工業の原点は、江戸時代に大漁に水揚げされたイワシを材料とした「干鰯^{ほしか}」や「鰯粕^{しめかす}」の肥料製造で、その後、食品加工品の製造へと移行していきます。また、1616年（元和2）に始まった醤油醸造は、江戸庶民の好みの味へ改良された結果、「江戸の食を支えた調味料」といわれるようになりました。さらに醤油醸造に適した気候や風土とともに、利根川が東遷し、利根川周辺の地域から醤油作りに必要な材料が集めやすかったこともこの産業を支えた理由です。

これらの代表的な製造業以外の伝統的な地場産業といえるものは、澱粉、焼き瓦、漁網やロープ製造、籐製品、^{かきがら}蛸殻、造船、鉄鋼業等でしたが、戦後、素材の変化や材料の枯渇、大手企業への統合、社会様式の変化等に伴い徐々に規模が縮小されていきました。

利根水運によって、江戸と東北諸藩をはじめとする各地を結ぶ結節地となった銚子は、商業も発展しました。江戸時代には「廻船問屋」や「穀宿」^{かいせんどんや}「仲買」^{こくやど}「船宿」^{なかがい}「引船」^{ふなやど}などの水運に関連する商いや「河岸問屋」^{かしどんや}なども勢いを持ち、江戸に支店を構える商家もありました。

市内の事業所数は、ここ数年、減少傾向にあり、働く場の喪失や中心市街地での空き店舗の増加により地域活力の低下を招くことにつながっていくことを危惧しています。そこで、「第2期銚子市しごと・ひと・まち創生総合戦略」（2020年（令和2）3月策定）で、「稼げる地域をつくり、安心して働けるようにする」ため、農業や漁業の基盤強化や販路拡大、地場製品の6次産業化などを目指しています。また、銚子の地域資源である風を活用した洋上風力発電施設など再生可能エネルギー産業の誘致と地域資源の地産地消による産業の活性化にも取り組んでいます。



資料 平成30年銚子市統計書

図18 産業中分類別事業所数及び製造品出荷額等割合

(3) 交通

本市の主要な幹線道路は、国道 126 号線（銚子市－東金市－千葉市）、国道 356 号線（銚子市－印西市－我孫子市）、国道 124 号線（銚子市－茨城県水戸市）や広域農道が道路網の骨格で、域内は国道 126 号線と国道 356 号線をつなぐように県道や市道が整備されています。

鉄道は、JR 東日本が東京駅から千葉駅、八日市場駅を經由し、銚子駅を結ぶ総武本線と佐倉駅から松岸駅間を結ぶ成田線が敷線しています。

総武本線は、1889 年（明治 22）に総武鉄道株式会社を創立し、現在の総武本線のルートの敷設工事を開始。1897 年（明治 30）に成東駅から銚子駅間の工事終了に伴い、総武鉄道全線が開通し、1907 年（明治 40）に総武鉄道が国有化されました。そして、1909 年（明治 42）に国有鉄道線路名称制定により、両国－銚子駅間が総武本線となりました。

1900 年（明治 33）、銚子駅が市内の工場地区や漁港から離れた位置にあったので、総武鉄道株式会社は銚子－新生貨物駅を開設しました。さらに、銚子駅側の本線から北へ分岐して、千葉県所有の専用側線、通称「臨港線」を整備し、新生貨物駅から銚子漁港の中央市場前まで約 1.0 km 線路を延ばしました。この駅は、1978 年（昭和 53）に廃止され、現在、中央みどり公園となっています。

成田線は、1895 年（明治 28）、下総鉄道（のちの成田鉄道）が会社を設立し、敷設工事が始まり、1920 年（大正 9）に成田鉄道が国有化されました。その後、1933 年（昭和 8）に笹川－松岸駅間が開通し、成田線が全通しました。

銚子駅から外川駅を結ぶ銚子電気鉄道は、総武鉄道株式会社が銚子から外川への路線の延長を計画し、1901 年（明治 34）に免許を取得しましたが、利用者の増加が見込めないなどの理由により敷設を断念しました。

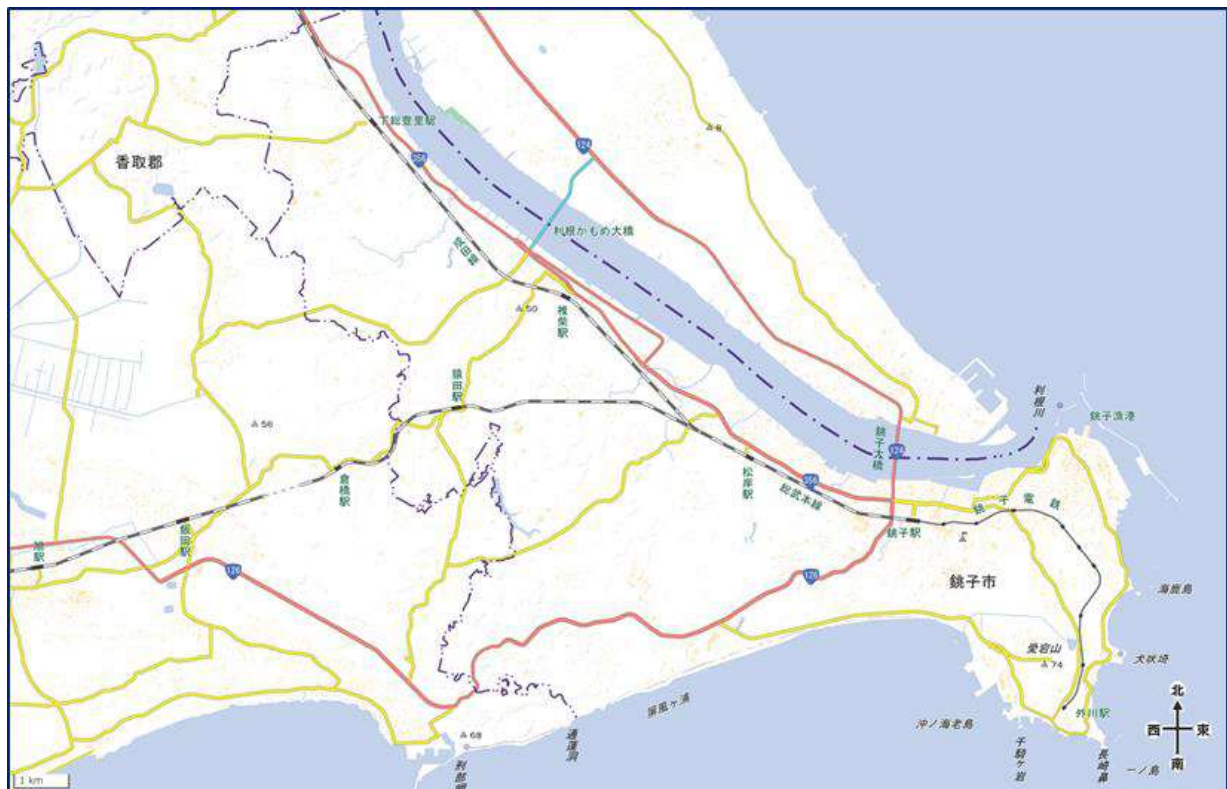


図 19 市内の幹線道路

その後、1909年（明治42）に地元の有力者である濱口吉兵衛、13代田中玄蕃、小野田周斎らが銚子人車鉄道の計画を申請しましたが、こちらも実現に至りませんでした。1912年（明治45）、彼らは銚子一外川間に蒸気鉄道の敷設を申請し、1913年（大正2）に銚子遊覧鐵道株式会社を設立、同年12月28日に銚子一犬吠間を開業しましたが、経営不振や第一次世界大戦の影響により1917年（大正6）に廃止されました。その後、1921年（大正10）に再度、銚子鐵道の敷設願いを提出し、1922年（大正11）に免許取得、1923年（大正12）に外川まで延伸、開通し、度重なる経営危機を乗り越えながら今に至っています。

この3系統の鉄道網を補完する形で中心市街地と周辺地域を8系統の路線バスでつないでいます。また、現在、鉄道以外の東京までの交通手段として東京駅へ直行する高速バスが3ルートあり、1日43往復86本運行しています。

（4）観光

本市は、坂東三十三観音霊場第二十七番札所の飯沼観音を代表する寺社への参詣や海岸沿いの風光明媚な自然景観、海水浴と犬吠埼灯台が古くから人気のある旅行のコンテンツとして、団体客や家族等を中心に訪れる観光地として栄えてきました。特に、江戸時代後期、利根水運が今という高速道路の役割を果たし、「銚子磯めぐり」として江戸から来た文人墨客をはじめとする多くの旅人を魅了し、銚子へ滞在した旅行記等が出版されたことも人気を高める理由の一つになりました。現在の本市への来遊目的は、観光入込状況（図20）をみると、社寺参詣客、一般観光客、買い物客で大部分を占めています。

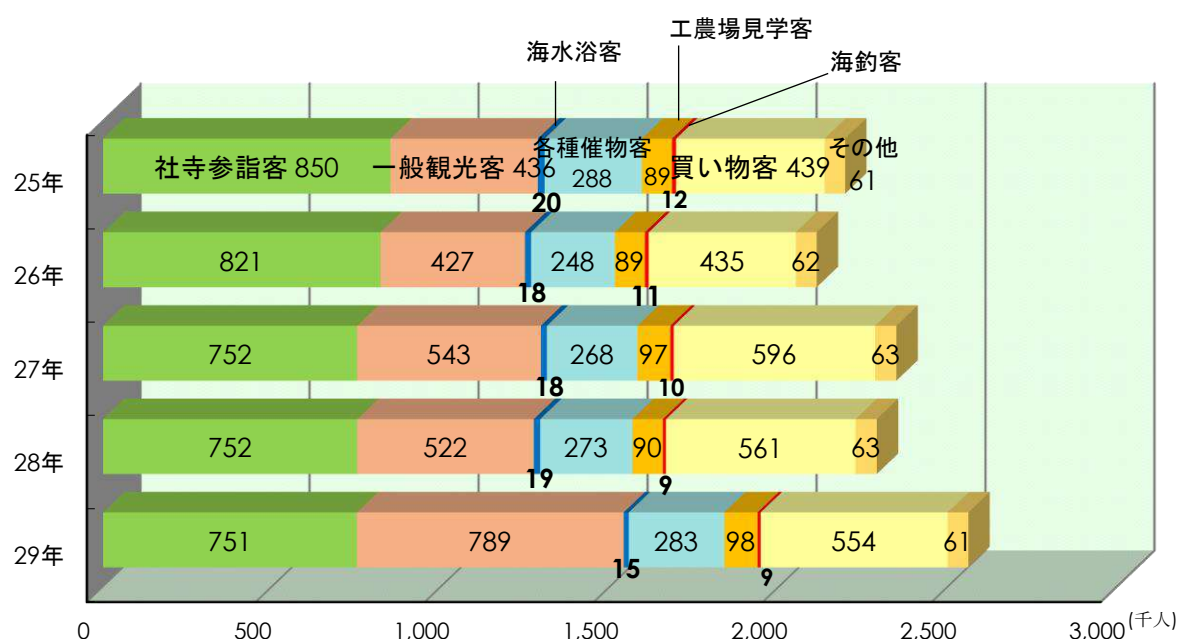
昭和50年代は160万人から180万人を推移していた観光入込客数が、1985年（昭和60）に銚子を舞台としたドラマが放映されたことで来遊客が222万人を超えました。その直後、200万人を割り込みましたが、平成に入ってから200万人から270万人の間で推移してきました。そして、2010年（平成22）には観光入込客数が280万人を超え、宿泊者数は23.8万人まで増加しましたが、2011年（平成23）3月11日に発生した東日本大震災後、観光入込客数が200万人、宿泊者数が16万人まで落ち込んでしまいました。2019年（平成31）1月から12月までの観光入込客数は2,554千人、宿泊者数が196千人で、大規模なイベントがある月やテレビなどで銚子が放映された後は、一時的に観光客が増えるのですが、震災前の数字に戻らない状況が続いています。

このような状況を改善するために、一般社団法人銚子市観光協会（以下、「市観光協会」という。）を中心に「銚子版DMO（「Destination Management Organization」）構築による観光まちづくり」事業に平成29（2017）年度から令和2（2020）年度までの4か年で取り組んでいます。水産業、農業、商業、二次交通機関が連携し、「地域の稼ぐ力を引出し、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営」の視点に立った観光地作りのかじ取り役としての役割を果たす組織作りを目指しています。

本市を訪れる観光客の多くは、滞在時間1～3時間以内の日帰り客です。DMOに取り組む中で、「犬吠埼灯台」や「屏風ヶ浦」、「海の幸」などの魅力と誘客力のある個々の観光資源を組み合わせることで、付加価値のある商品を開発し、より強い稼ぐ力を発揮していこうとしています。このような活動の中で、日帰り客の1割程度に留まる宿泊者数を増やし、長時間滞在につなげていき、宿泊観光への移行を目指しているところです。観光客に本市での滞在時間を延長してもらうため

には、主要な観光資源を自家用車で周遊するだけでは難しいといえます。本市へ訪れる観光客の7割近くは自家用車及び観光バスを利用しています。また、JRを利用して来訪する観光客は、銚子駅到着後、タクシーや銚子電鉄、路線バスなどの2次交通を活用し、周遊しています。しかし、これらの2次交通では、運行ルートや運行時間などに制約があり、旅行の自由度は限られてしまいます。このような中、小回りが利き、行きたい場所に行ける電動アシスト自転車のレンタサイクルを活用して、自分自身のペースで周遊する観光客が増えています。市観光商工課等は、このレンタサイクルと2次交通を活用して市域内を周遊できる情報を掲載した「銚子 自遊自在マップ」を作成しています。銚子ならではの見どころの情報の発信、銚子らしい体験、駐車場を含めた核となる拠点施設や各見どころをつなぐレンタサイクルの整備、拠点施設から周辺の見どころを楽しむまち歩きルートの構築を行うことにより、滞在時間の延長を目指しています。

また、本市は銚子資産を活かした地域振興及び観光振興を推進しています。例えば、銚子の大地の成り立ちと人々の関わりをテーマとした「銚子ジオパーク」(2012年(平成24)日本ジオパーク委員会認定)や、日本遺産に認定された千葉県内の佐倉市、成田市、香取市とともに江戸時代の江戸の町を支えた歴史ものがたり「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み～佐倉・成田・佐原・銚子：百万都市江戸を支えた江戸近郊の四つの代表的な町並み群～」(2016年(平成28)文化庁認定)です。これらの事業をはじめとして、個々の銚子資産の価値や魅力とそれぞれが支え合い生まれる地域の歴史文化に基づくストーリー(ものがたり)を活かして「歴史文化観光」につなげようとしています。



資料 平成30年銚子市統計書

図20 観光入込状況

第4章 銚子市の歴史文化の特徴

1. 銚子市の歴史

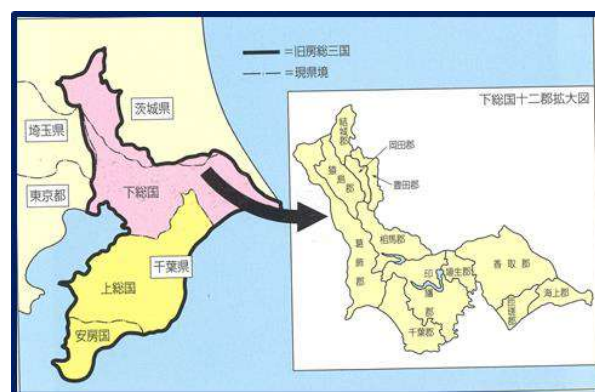
(1) 町の成り立ち

大和政権下、銚子は下総国^{しもうさこく}の下海上国^{しもつうなかみのくに}に属し、国造^{くにのみやつこ}が置かれ、統治されていました。その後、律令国家が成立し、下総国には葛飾、千葉、印旛、厩瑳^{そうさ}、海上、香取^{はにゅう}、埴生、相馬、猿島、結城、岡田の11郡が置かれ、銚子市域は海上郡^{うなかみぐん}に比定されています。そして、15の郷により構成されている海上郡の三前郷^{みさきのごう}、三宅郷^{みやけの}、船木郷^{ふなきの}を中心に一部橘川郷^{よこね}や横根郷に広がると推定されています。

その後、平安時代末期頃には、銚子市域と旭市（旧飯岡町及び旧旭市）の一部にわたる広域の荘園の三崎庄^{みさきのしょう}（海上庄^{うなかみのしょう}）を九条家が所有していました。平将門の乱や平忠常の乱などで荒廃した房総半島で土地を開発し、力をつけた千葉氏が守護の地位を確保し、在庁官人としての勢力を得ていきました。源頼朝が挙兵した際、下総国の守護は千葉常胤^{つねたね}で、頼朝に忠勤して多くの功績を残したことにより、厚い信頼を得て、下総地域で常胤の子孫が「千葉六党」として発展したのです。

片岡次郎常春が所領していた三崎庄が千葉常胤に与えられて以降、当地域は常胤の六男である胤頼^{たねより}が領有しました。その後、胤頼の孫胤方^{たねかた}が「海上次郎^{うなかみ}」として海上氏を名乗り、その拠点^{なかにまじょう}が中島城とされています。胤方^{ほんじょう}は、子孫に本庄^{ふなき}、船木^{へだ}、辺田^{たかがみ}、高上^{まつもと}、松本の地を分け与え、それぞれに統治させました。当地域に残る12世紀末から16世紀にかけての金石文や古文書に海上氏の名前が登場し、この間の海上氏による統治の様子を知ることができます。

1590年（天正18）に徳川家康が江戸に入府する際、松平外記伊昌^{まつだいら げ きただまさ いいぬま}は飯沼領2,000石で銚子に入りました。江戸時代には、現在の銚子市域は香取郡6村と海上郡35村から成り、その土地の多くは幕府領や旗本知行地でした。その後、1709年（宝永6）には上野高崎藩^{こうずけたかさきはなりょう}領に、そして1717年（享保2）には幕府領となり、再び上野高崎藩領として幕末まで続けました。この所領の管轄のために飯沼には高崎藩の陣屋^{じんや}（銚子役所）が設置され、郡奉行などが勤務し、現在、陣屋町という地名も残っています。



「千葉県の歴史 資料編近世5」より引用

図21 下総国の領域

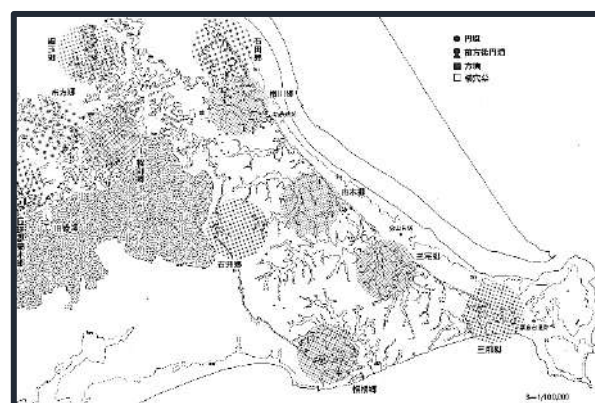


図22 海上郡内の状況

(2) 市域の変遷

1834年（天保5）の天保郷帳によると、江戸時代後期に現在の銚子市域には、海上郡と香取郡に属する41の村々がありました。そして、1869年（明治2）5月に千葉県内には葛飾県及び宮谷県と23の藩があり、その時点で銚子は宮谷県に属していましたが、同年11月の第一次府県統合により新治県に含まれることになり、1875年（明治8）に新治県が千葉県に編入され、銚子市域は千葉県の第15大区第12小区、第16大区第1～6小区、同8～9小区となりました。

1889年（明治22）の町村制施行に伴い本銚子町・銚子町・伊豆原村・高神村・豊浦村・豊岡村・海上村・船木村・椎柴村・豊里村が成立しました。

1891年（明治24）に椎柴村が椎柴村となり、伊豆原村は町制を施行し、西銚子町へ改称しました。1933年（昭和8）に銚子町・本銚子町・西銚子町・豊浦村が合併して銚子市が誕生し、千葉県内で千葉市に次いで市制が施行され、その後大きく4回の合併を行いました。

1937年（昭和12）に高神村・海上村、1954年（昭和29）に船木村・椎柴村、1955年（昭和30）に豊里村、1956年（昭和31）に豊岡村が銚子市と合併し、1957年（昭和32）旧豊岡村の一部が飯岡町に編入され、1958年（昭和33）には飯岡町の一部が銚子市に編入されたことで、現在の市域となりました。江戸時代の入会地や開発などが行われた船木村の大字「白石鶏沢新田」と「九ヶ村新田」は、1955年（昭和30）に「白石町」と「新町」に改称しています。

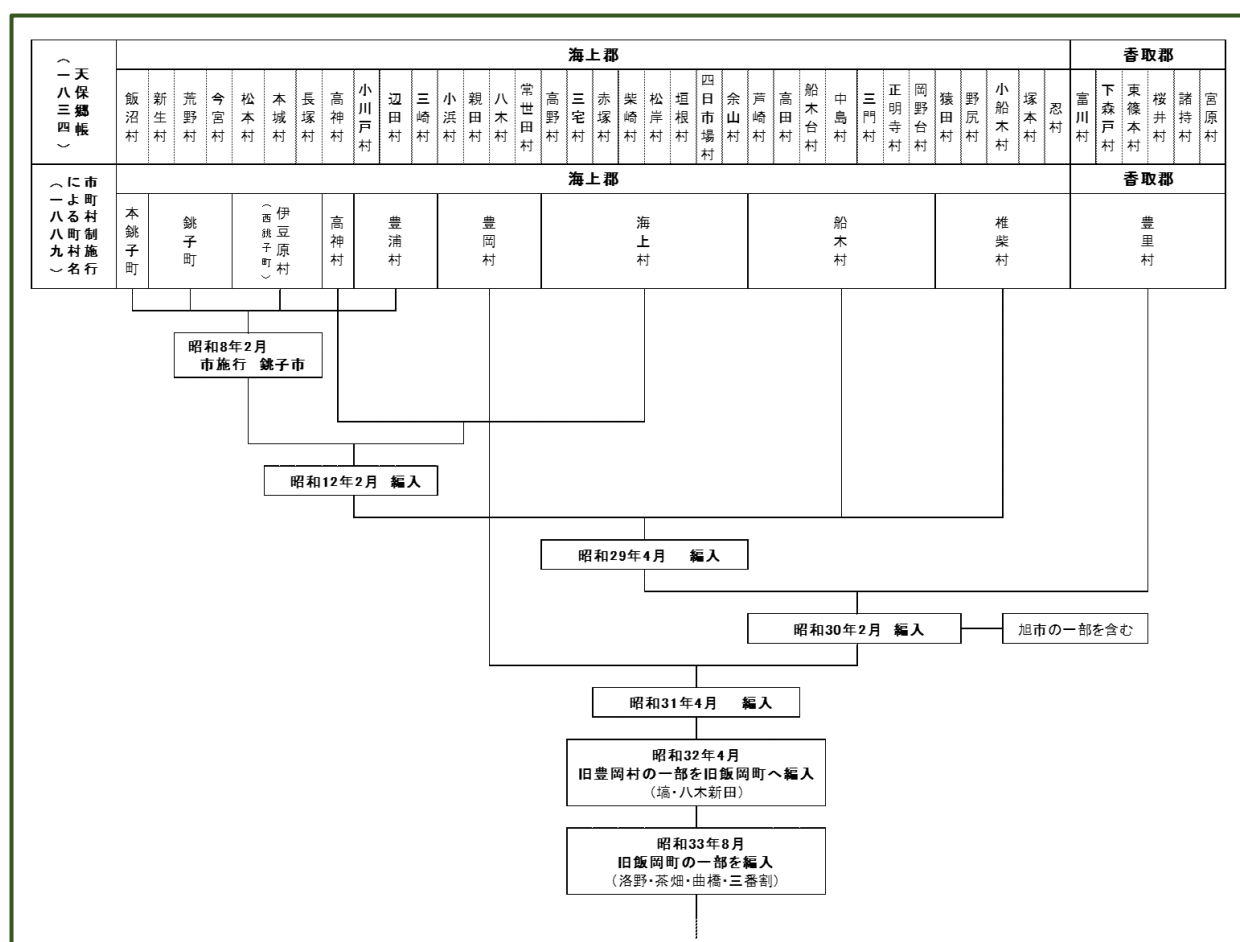


図23 銚子市の沿革

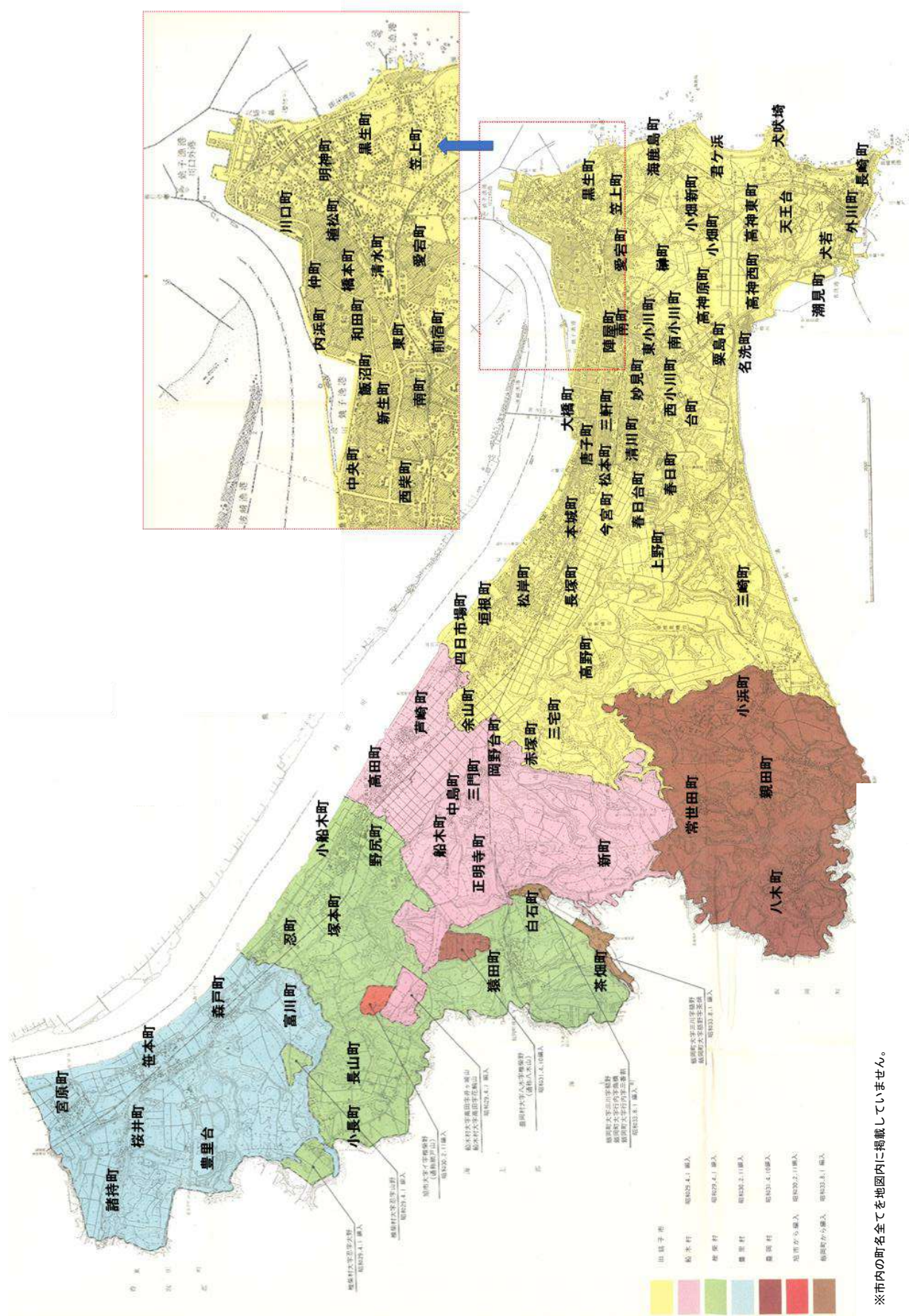


図 24 合併の変遷と現在の町名

(3) 歴史の概要

『銚子市史』をはじめとする資料等を参考にして、本市の歴史の概要を時代ごとにまとめました。

◆旧石器時代

これまでに発掘調査を実施した野尻遺跡^{のじり}（野尻町）と三崎3丁目遺跡（三崎町）の出土遺物は、約28,000年前の人々の暮らしを伝えてくれます。

三崎3丁目遺跡は屏風ヶ浦を眼下に望む標高約60mの下総台地上に位置し、約7,500点の石器や石核^{せきかく}が出土しています。出土した石器の石材は、黒生海岸周辺で確保できる銚子産のチャートを使用したものが圧倒的に多く、海岸線に露出している地質時代の岩石が材料として使われ、石材産地に近い遺跡として重要な意味を持っています。

また、伊豆諸島の神津島から搬入された黒曜石、北関東や東北地方から持ち込まれた硬質頁岩^{こうしつげつがん}を材料とする石器も見つかっており、他地域との交易・交流の様子を知ることができます。



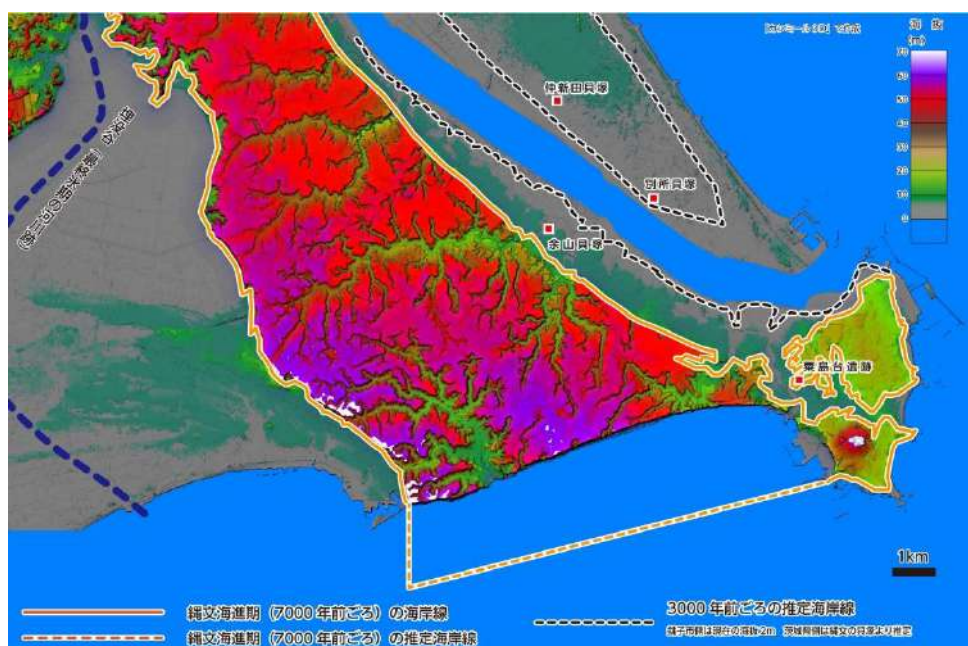
三崎3丁目遺跡

上：遺物出土状況

下：礫群^{れきぐん}

◆縄文時代

縄文時代前期の銚子半島は、縄文海進により海水面が上昇し、銚子半島の北部と君ヶ浜方向から海水が侵入し、古高神湾が形成され、北側の古笠上台地が半島から分断され、孤島となり、その後、縄文海退により古高神湾の君ヶ浜方向の東湾が砂州でふさがれていきました。そして、し



銚子ジオパーク推進協議会提供

図 25 銚子半島の変遷

だいに北部の開口部も閉じ、^{しょうたく}沼沢化し、^{でいたんそう}泥炭層ができ、湿地化していきました。

また、半島の北部は、現在の霞ヶ浦から利根川下流域の印旛沼を取り込んだ非常に広い古鬼怒湾が形成されました。

このような環境の中で、古高神湾に面する標高約7mの微高地上に縄文時代前期から中期の栗島台遺跡（南小川町）があり、漆塗りの縄文土器やヤシの実容器、コハク製の玉類などが出土しています。利根川から遡ること約5kmにある縄文時代後期から晩期の余山貝塚は、古鬼怒湾に近い標高約7mの浜堤上に位置し、現在より外洋に近い環境でした。この遺跡はベンケイガイの貝製腕輪（貝輪）、^{かいせいうでわ}釣針やモリ、ヤスなどの骨角器が大量に出土した遺跡として知られています。

これらの遺跡は、水域や下総台地に近く、それぞれの場所の豊かな恵みを得やすい環境にありました。そして、水域は交通路としても利用可能で、遺跡から出土する縄文土器や石器から東北地方や西関東などをはじめとする他地域との交易を読み取ることができます。縄文時代も自然の恵みを活かした暮らしや他地域との交易や交流に適した土地でした。



縄文時代前期



縄文時代後期

図26 貝塚から見た海岸線

「千葉県の歴史 資料編考古1」より抜粋



栗島台遺跡
コハク製品及び未成品、剥片



栗島台遺跡
ヤシの実容器（漆塗）



余山貝塚
貝製腕輪及び未成品

◆弥生時代

弥生時代に入り、縄文時代の狩猟採集を主体とした生活から稲作を中心とした生産経済へと変わりました。稲作は土木工事や用水の管理が必要となったことに伴い、人々の生活が組織化され、集団の大型化が進み「ムラ」となり、そして、稲作に伴う水管理の問題が発生し、集団の統合や集団間の上下関係を生み、より大きな「クニ」になりました。

本市では、標高約 50m の下総台地上に位置する野尻遺跡から炭化米が出土しており、弥生時代に米作りが行われたことが明らかになっています。この野尻遺跡や屏風ヶ浦を望む位置にある佐野原遺跡（三崎町）から竪穴住居跡が検出されていることで、下総台地上に比較的まとまった集落があったと考えられますが、市内の弥生時代の遺跡の調査は少なく、今後も成果を積み重ねながら検証していく必要があります。

弥生時代の交易を示す資料として、椎柴小学校遺跡（小船木町）から出土した弥生土器があります。胎土分析の結果からその一部に東海地域から持ち込まれた搬入品の可能性がある土器片が含まれていることが報告されています。また、佐野原遺跡から出土した「佐野原式土器」は、北関東地方と南関東地方の弥生土器に見られる特徴を持ち、当地域が文化圏の境界上にあることを示しています。

旧石器時代以降、広域に人とモノが移動し、さらに文化の波及による影響を人々が受けていることも見て取れます。

◆古墳時代

古墳時代の銚子周辺は、現在の霞ヶ浦一帯に香取の海が広がり、「古事記」などに記されている下海上国造の支配下で、海上郡に属していました。当地域を治める支配者たちは、香取の海を眼下に望む沿岸に古墳を造営しました。

現在、市内で把握されている最も規模が大きな古墳は、全長約 35m、高さ約 4 m を測る前方後円墳の野尻 1 号墳（野尻町：1979 年（昭和 54）4 月 11 日市指定）で、この古墳を含む野尻古墳群には前方後円墳 1 基、円墳 8 基、方墳 3 基が確認されています。野尻古墳群は椎柴地区にあり、この地区には野尻 1 号墳のほか全長 30m、高さ 5 m の前方後円墳の弁財天 1 号墳など比較的規模が大きい古墳が所在しています。また、円墳 9 基と方墳 2 基で構成されている西栗古墳群をはじめ長塚見晴台周辺も古墳がまとまって分布しています。



佐野原遺跡出土の弥生土器



佐野原遺跡出土の紡錘車と勾玉（コハク製）



大宮戸遺跡出土の土師器

市域内でこれまで調査が行われた古墳のほとんどが古墳時代後期に造築されたものです。

古墳時代の集落も、これまで同様に下総台地及び利根川沿いの低地に形成されています。大宮戸遺跡（春日町）は下総台地上に位置し、出土した古墳時代前期の土器の中には、非常に丁寧な作りで、赤彩が施されている土器（埴）が複数出土していることから、祭祀的な行為がなされていたことが想像できます。

椎柴小学校遺跡から出土した石製模造品に用いられた緑色凝灰岩は、北関東方面から持ち込まれたと考えられ、香取の海が物流の重要なルートの一つとして利用されていたことをうかがい知ることができます。

◆奈良・平安時代

「和名類聚抄」によると銚子市は下総国海上郡内の「三前（崎）郷」、「三宅郷」、「船木郷」と「橘川郷」、「横根郷」に一部属しています。現在の地名でいうと「三前（崎）郷」は三崎町周辺、「三宅郷」は三宅町周辺、「船木郷」は船木町周辺に比定されています。

「三宅」は律令下の「屯倉」が設置されていた場所、「船木」は「船木部」が置かれ、造船用材を扱う地であったと言われています。香取の海が蝦夷平定にとって重要な交通路となり、船木郷をはじめ当地域の重要性が高まっていたと考えられています。この時期の遺跡は、低地上や下総台地上の全域に確認でき、新農遺跡（桜井町）や西町西遺跡（長塚町）の発掘調査では、住居跡が確認されています。

また、奈良時代以降、賢徳寺（高神東町）や観行院（春日町）、円福寺（馬場町）が開創し、渡海神社（高神西町）や銚子港神社（飯沼町）も創建されました。市内で最も古い仏像は、東光寺の平安時代後期（11世紀半ば～後半頃）に製作された「木造阿弥陀如来立像」（小船木町：1994年（平成6）3月25日市指定）です。

平安時代後半は、荘園や国衙領などの荘園公領制の中で耕地開発が進んだ時代でしたが、銚子市内での所領関係がわかる資料は少なく、平安時代末に九条家領



椎柴小学校遺跡出土遺物 碧玉



椎柴小学校遺跡出土遺物 石製模造品



木造阿弥陀如来立像（東光寺）
市指定文化財：小船木町



新農遺跡出土遺物

の三崎庄となり、海上庄とも号して、市域と旧飯岡町（現旭市）などを含めた広域の荘園であったことが分かっています。

◆中世（鎌倉時代～室町時代）

939年（天慶2）の平将門の乱や1028年（長元1）の平忠常の乱によって荒廃した房総半島では、その後耕地の再開発が進められ開発領主が生まれました。その中から上総国の上総氏、下総国の千葉氏が大きな武士団を形成しました。そして上総^{かずさひろつね}広常と千葉常胤は、1180年（治承4）に源頼朝が挙兵すると頼朝を支持し、鎌倉幕府が成立すると常胤は下総国の守護となり、その職を室町時代まで世襲しました。大勢力を誇った広常が謀反の疑いで粛正された後、常胤はその旧領の多くを与えられ、陸奥・九州にも所領を得て勢力を伸ばしていきました。それらの所領は6人の子に譲られ、六男の胤頼が香取郡^{とうのしょう}東庄^{とうのしょうまち}（現東庄町）を相続し、東^し氏を称しました。

海上庄の領主になったのは、その東胤頼の孫にあたる海上氏で、中島城（中島町：1967年（昭和42）2月20日市指定）などを拠点に当地を支配しました。さらにその子孫は海上庄内の本庄、飯沼、船木、松本、辺田、馬場、高上等を分領して、その地名を名字としました。現在、それぞれが拠点にしたとみられる居館跡^{きょかん}や城郭跡^{じょうかく}のいくつかが推定されています。その後、1590年（天正18）に豊臣秀吉軍の攻撃による小田原北条氏の滅亡に伴い、北条方の千葉氏は没落し、海上氏も領主としての地位を失いました。

海上氏の信仰は厚く、多くの寺社に寄進をして庇護^{ひご}し、中でも菩提寺として一族の信仰の要になっていた円福寺（飯沼観音、飯沼町）の別当職^{べっとう}は、一族の本庄盛胤の子の飯沼氏が継承し、その歴史を伝える古文書が円福寺に残されています。

1374年（応安7）の「海夫注文^{かいふちゅうもん}」（香取文書）には、香取の海の南に位置した飯沼・荒野^{こうや}・垣根^{かきね}・野尻^{もり}・森戸^{もりと}・笹本の津が書上げられています。津（船舶の停泊地）には地頭の支配下に海夫（海民）が居住し、魚介を供菜物として香取神宮に納めていました。また津は



飯沼観音



五輪塔・宝篋印塔（飯沼観音境内）



板碑（康応二年閏三月十六日銘）

市指定文化財：正明寺町



中島城

市指定文化財：中島町

商品の積み下ろし地でもあり、1560年（永禄3）には九十九里方面からの塩荷が船木・野尻宿に下ろされるなど、船木や高田にも津ができ香取の海を舞台とする人々が活動していました。

◆近世（安土・桃山時代～江戸時代）

1590年（天正18）、徳川家康の関東入国に伴い松平外記（伊昌）による統治が始まりました。その後、上野高崎藩領となり、幕府直轄地^{ちよつかつち}を経て、幕末まで高崎藩領が続き、郡奉行らが務めた陣屋が置かれました。徳川家康は、江戸市中を水害から守ることと新田開発のため、1621年（元和7）から利根川の東遷事業を始めました。1645年（正保2）に利根川本流がようやく銚子口に流れ、一大工事が完成し、ほぼ現在の流路と同じ利根川が形成されました。

銚子は、東廻り海運で運ばれてきた東北諸藩の物資を銚子湊で高瀬船に積み換え、利根水運で江戸へ運ぶ一大輸送基地になりました。また、九十九里や飯岡方面から運び込まれた物資は利根川沿いの野尻、高田を代表とする河岸場^{かしぼ}で積み換え、江戸に運びました。

銚子沖の鰯を求めて、紀州からやって来た旅網^{たびあみ}※1の漁師たちはしだいに銚子に住みつき、漁業の町の礎を作りました。中でも、崎山治郎右衛門は、1658年（万治1）に外川に移住し、築港や碁盤目状の街区の整備を実施しました。その後、紀州から大勢の人を呼び寄せ、「外川千軒大繁盛」といわれるほどの賑わいある町へ発展させました。長崎^{なあらい}、名洗^{いがいね}、飯貝根^{はちだあみ}などにも漁業集落が形成され、カツオ漁や八手網※2によるイワシ漁、そして豊漁に沸く鰯を使った干鰯生産などで浜は大いに賑わいました。

関西方面からは漁業だけではなく、醤油醸造の技術ももたらされました。1616年（元和2）に銚子の豪商3代田中玄蕃が西宮（現在の兵庫県西宮市）の海産物問屋である真宜九郎右衛門から醤油醸造の技術を伝授され、銚子で製造を始めました。利根水運や地理的にも好条件に恵まれた銚子の醤油は「地廻り醤油」と呼ばれ、味も江戸庶民の嗜好に合わせた関東風の濃口醤油へと改良したことで、需要を高め、生産力を向上さ



利根川



崎山治郎右衛門碑



外川の町並み



醤油醸造（小倉醤油）



紙本淡彩銚子名所絵図（妙見宮）

市指定文化財：八木町

せ、発展しました。

江戸時代に入り、寺社参詣をはじめとして、各地の名所、旧跡を訪れる旅が盛んになりました。その中で、利根水運を利用した香取神宮、鹿島神宮、息栖神社^{いさす}を参詣する東国三社詣や坂東三十三観音霊場第二十七番札所であった飯沼観音への参詣という信仰の旅が一般化しました。さらに、旅のオプションツアーとして銚子の海岸線の奇岩奇礁などを中心とした景勝地をめぐる「磯めぐり」が人気を博しました。そして、多くの文人墨客が訪れ、自然景観の素晴らしさを流布し、名所記等旅の案内書も出版されたことで、銚子が江戸庶民の中に広く知れわたり、江戸からの身近な旅行先となりました。本市には、天明年間の銚子名所 14 ケ所の風景画とその場所を説明する小文が記された「紙本淡彩銚子名所絵図」^{しほんたんさいちようしめいしよえず}（八木町：2002 年（平成 14）3 月 28 日市指定）があります。この旅行客の輸送にも利根水運が活用され、人の往来とともに、江戸の文化も銚子へ持ち込まれました。

※1 他の地域から他人や他団体が権利を有する特定の漁場に入って漁業を行うこと。

※2 主にイワシやアジを獲るための、大きな風呂敷を広げたような浮敷網。江戸時代から使用されたが、3 隻の漁船が必要なため、明治中頃からあぐり網にとって代わられた。

◆近・現代

1867 年（慶応 3）に幕藩体制が終わり、銚子市域は宮谷県となり、新治県を経て、1875 年（明治 8）に千葉県となりました。1889 年（明治 22）の町村制に伴い、飯沼村が本銚子町に、荒野村、新生村、今宮村が合併し銚子町に、長塚村、松本村、本城村が西銚子町となり、その後、1933 年（昭和 8）にこれらの 3 町と豊浦村が合併し、千葉県下第 2 番目の市として銚子市が誕生しました。そして、1937 年（昭和 12）には高神村と海上村、1954 年（昭和 29）に船木村、椎柴村が、1955 年（昭和 30）豊里村、1956 年（昭和 31）豊岡村を編入し、現在の市域になりました。

明治期に入り、銚子には 1874 年（明治 7）に犬吠埼灯台（犬吠埼：2010 年（平成 22）4 月 28 日国登録）、1886 年（明治 19）に銚子測候所、1908 年（明治 41）に銚子無線電信局などの近代化を支える施設が開設しました。また、鉄道は、1897 年（明治 30）、総武鉄道の成東－銚子間が開通し、本所（現：錦糸町）と銚子間が全通しました。

江戸時代以降、銚子と江戸を結んだ利根水運は、1881 年（明治 14）に銚子汽船会社が設立され、翌 1882 年（明治 15）に銚子一木下河岸間に蒸気船銚子丸が就航し、1895 年（明治 28）から銚子汽船の東京までの直行航路が開かれました。明治 20 年代には高瀬船^{たかせふね}が利根川を往来していましたが、鉄道の開通により利根水運の役割は減少していきました。

明治維新により幕藩体制が崩壊したことで江戸と東北を結ぶ東廻り海運が衰退し、利根水運は銚子とその他の沿岸地域と東京を結ぶ輸送ルートとして残りましたが、商港としての銚子湊の役割が大きく後退し、町の賑わいや活気が失われました。しかし、漁業は漁船の動力化など漁業技術の近代化が進み、鉄道の発達による鮮魚消費市場の拡大などの影響も受け、江戸時代以降も重要性の高い産業でした。このような中で、最大の課題が銚子湊の商港から漁港への転身、漁港整備でした。1920 年（大正 9）に国会議員となった濱口吉兵衛や小野田周斎らが尽力した結果、1925 年（大正 14）に近代的な漁港へと転身を図るための工事が開始されました。近代的な施設と機能を備えた漁港整備は、漁業発展の第一歩となりました。その後も、銚子魚港整備工事は計

画的に進み、1960 年（昭和 35）には特定第3種漁港に指定され、総合漁業基地の確立を目指し更なる整備が進められる中で、日本有数の水揚げ量を誇る漁港へと発展しました。

この漁港整備とともに銚子が漁業の町として再興したのは、明治末期から始まった漁船の動力化の影響が大きく、さらに鉄道網が完成し、迅速に水揚げされた魚が市場に出回るようになったからです。干鰯や鰯粕など肥料としての需要が主だった傷みやすい鰯は鮮魚としての需要も増加してきました。イワシ漁は「八手網」から「あぐり網」※での漁となり、漁獲高が向上し、サンマ漁やカツオ漁、マグロ漁も盛んになりました。

同じく江戸時代から始まった醤油醸造業も順調に発展し、1889 年（明治 22）に銚子醤油醸造業組合が結成され、昭和に入り株式会社化されました。現在、市内には5社の醤油醸造関連会社があります。

明治時代に入っても「磯めぐり」は銚子の観光メニューの一つでした。温暖な気候や健康志向がブームとなり保養地や海水浴場として、さらに、銚子で最も高い愛宕山から見る景観も観光の人気を博した見どころとなり、多くの観光客を集めました。海岸周辺は漁港や港湾施設整備により埋め立てられ、磯めぐりの景観の一部を失うこととなりましたが、1959 年（昭和 34）に水郷筑波国定公園となり、自然景観の魅力が銚子観光を支えています。

※ 網の上に「浮き」を、下に「錘」をつけた帯状の網で魚群を囲み、網底をすばやくしぼって魚を囲い込んで獲る巻き網。イワシ・アジなどの漁につかわれる。



市制施行記念 「踊る大銚子」より
(昭和8年制作記録映像)

2. 銚子資産の概要と特徴

旧石器時代から風土と地の利を活かしながら暮らしてきた先人たちは、文化財を含む数多くの銚子資産を育んできました。銚子市教育委員会（以下、「市教委」という。）は、それらの銚子資産を把握し、価値を評価し、地域全体で共有していくための事業に取り組みつつ、保護法に基づき、価値が高く、重要なものについては指定や登録制度により保護措置を講じてきました。

（1）銚子資産の指定等の状況

1950年（昭和25）に「文化財保護法」、1955年（昭和30）に「千葉県文化財保護条例」が制定され、本市で「猿田神社本殿」が1955年（昭和30）12月に初めて県の指定文化財になりました。

現在、国指定4件、県指定14件、市指定14件の文化財があります。指定を受けた文化財の類型は、彫刻8件、天然記念物6件、建造物4件、工芸品及び史跡が各3件、古文書及び絵画、考古資料が各2件、歴史資料及び無形文化財が各1件となっています。

1965年（昭和40）に銚子市八木町と飯岡町及び海上町（現：旭市）の各地区の念仏講で結成されていた無形民俗文化財「飯岡の芋念仏」が県指定文化財に指定されましたが、高齢化と後継者不足により保存会が解散し、平成18年度に指定解除となった文化財もあります。

また、江戸時代後期以降の利根水運や水産業の歴史を伝える建造物や近代化産業遺産を国登録有形文化財として保護しており、現在16件あります。

		国		県	市	合計
種類		指定・選定	登録	指定	指定	
有形文化財	建造物		16	3	1	20
	絵画				2	2
	彫刻	1		3	4	8
	工芸品	1		2		3
	書籍・典籍					
	古文書			1	1	2
	考古資料			1	1	2
	歴史資料				1	1
無形文化財				1		1
民俗文化財	有形の民俗文化財					
	無形の民俗文化財					
記念物	遺跡				3	3
	名勝地	1（1）				1（1）
	動物・植物・地質鉱物	2（1）		3	1	6（1）
文化的景観						
伝統的建造物群						
合計		5（1）	16	14	14	48

※（ ）内は、うち1件が名勝及び天然記念物として重複指定されているため、合計の欄が一致しません。

※ 埋蔵文化財包蔵地は約190カ所あります。

表3 銚子の指定等文化財 令和2年（2020）11月1日現在

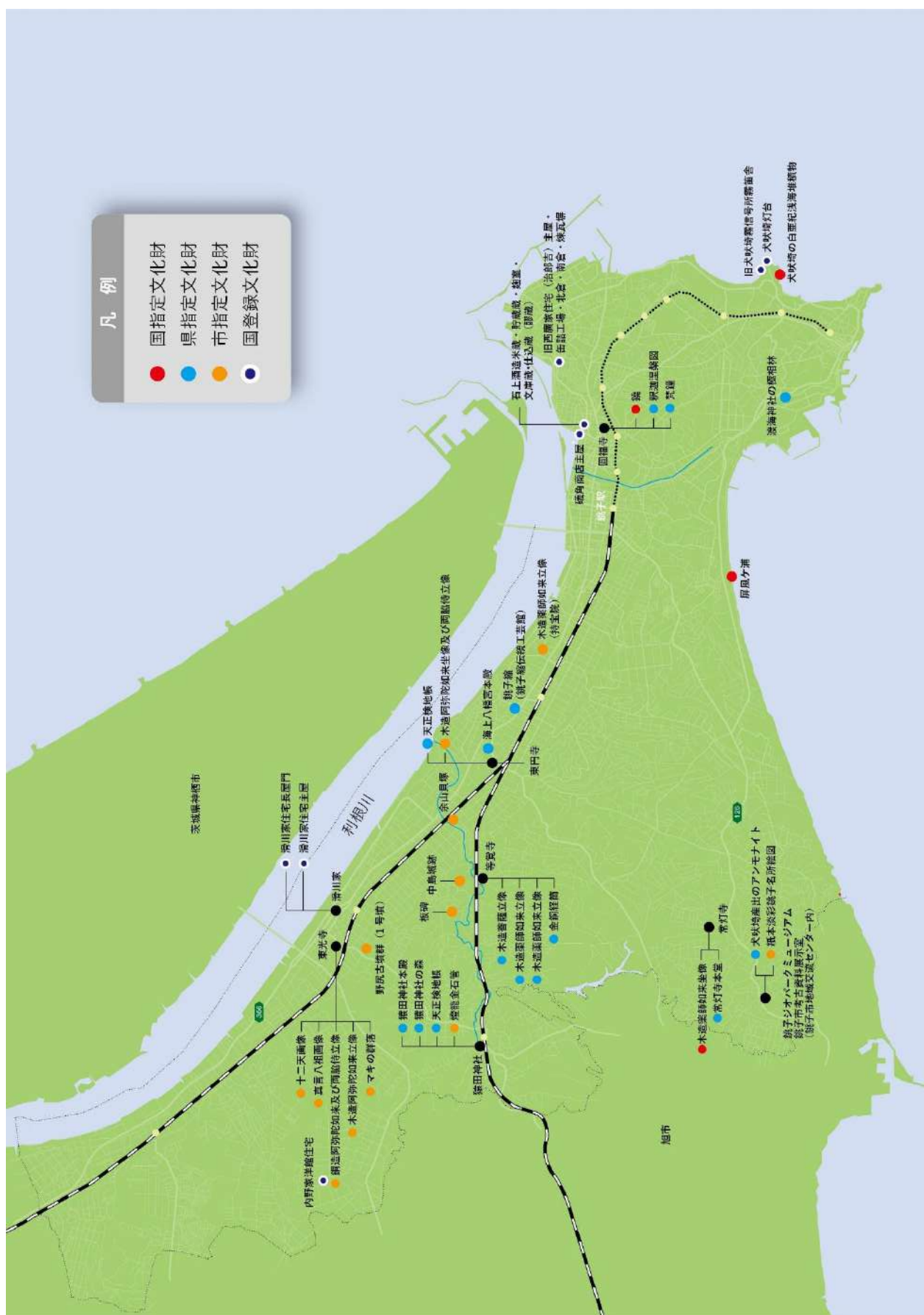


図 27 銚子市の指定・登録文化財の分布

指定区分	種 別	名 称	員数等
重要文化財	彫刻	木造薬師如来坐像	1 軀
	工芸品	鏡	1 口
国 指 定	天然記	犬吠埼の白亜紀浅海堆積物	
	名勝および天然記念物	屏風ヶ浦	
千葉県指定	有・建	猿田神社本殿 附 棟札(延宝八年在銘)	1 棟／1 枚
	有・建	常灯寺本堂 附 宮殿 棟札(寛文十三年在銘)	1 棟／1 基／1 枚
	有・建	海上八幡宮本殿	1 棟
	有・工	梵鐘(享徳十一年在銘)	1 口
	有・工	釈迦涅槃図 附 釈迦涅槃図由来書	1 幅／3 卷
	有・彫	木造薬師如来立像	1 軀
	有・彫	木造薬師如来立像	1 軀
	有・彫	木造菩薩立像	1 軀
	有・古	天正検地帳	1 件
		下総国海上郡三崎庄猿田郷村野帳	(4 冊)
		下総国海上郡三崎庄堀之内枝柴崎之郷屋敷帳及び水帳	(7 冊)
	有・考	金銅経筒(建長四年在銘)	1 合
	無形	銚子縮	
	天然記	渡海神社の極相林	
	天然記	猿田神社の森	
	天然記	犬吠埼産出のアンモナイト	6 点 (5 標本)
銚子市指定	有・建	燈籠金石管	2 管
	有・絵	十二天画像	12 幅
	有・絵	真言八祖画像	8 幅
	有・彫	木造薬師如来立像	1 軀
	有・彫	銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像(善光寺式三尊)	3 軀
	有・彫	木造阿弥陀如来立像	1 軀
	有・彫	木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍立像	3 軀
	有・古	玄蕃日記	95 冊
	有・考	板碑(康応二年閏三月十六日銘)	1 基
	有・歴	紙本淡彩銚子名所絵図	1 卷
	史跡	中島城跡	
	史跡	余山貝塚	
	史跡	野尻古墳群(1 号墳)	
	天然記	マキの群落	

表4 銚子市の指定文化財 令和2年11月1日現在

指定区分	種 別	名 称	員数等
国 登 録	建造物	内野家住宅洋館	1 棟
	建造物	犬吠埼灯台	1 基
	建造物	磯角商店主屋	1 棟
	建造物	旧犬吠埼霧信号所霧笛舎	1 棟
	建造物	滑川家住宅主屋	1 棟
	建造物	滑川家住宅長屋門	1 棟
	建造物	旧西廣家住宅（治郎吉）主屋	1 棟
	建造物	旧西廣家住宅（治郎吉）缶詰工場	1 棟
	建造物	旧西廣家住宅（治郎吉）倉庫（北倉）	1 棟
	建造物	旧西廣家住宅（治郎吉）倉庫（南倉）	1 棟
	建造物	旧西廣家住宅（治郎吉）煉瓦塀	1 基
	建造物	石上酒造米蔵	1 棟
	建造物	石上酒造麹室	1 棟
	建造物	石上酒造仕込蔵（醪蔵）	1 棟
	建造物	石上酒造貯蔵蔵	1 棟
	建造物	石上酒造文庫蔵	1 棟

※ 令和2年10月16日に「犬吠埼灯台」及び「旧犬吠埼霧信号所霧笛舎」（いずれも国登録有形文化財）は、「犬吠埼灯台」として重要文化財に指定することを国の文化審議会が文部科学大臣に答申しました。

表5 銚子市の登録有形文化財 令和2年11月1日現在

（2）把握した銚子資産

これまでに国、県、市及び研究機関等が実施した調査により市教委が把握している銚子資産の概要について整理します。なお、把握している銚子資産の一覧は巻末資料に掲載しました。

◆有形文化財

①建造物

・寺社

寺社建築調査により23寺社37棟を調査し、その中で建築年代が判明した寺社は17世紀6棟、18世紀9棟、19世紀5棟の計20棟です。17世紀に建立された猿田神社本殿と海上八幡宮本殿は、県内でも最も規模の大きいクラスの三間社流造の建物です。猿田神社は本殿内部に別の3棟の間社流造の宮殿を格納しており、これが本来猿田神社の本殿に相当します。これを覆う本殿は「雨屋」と称され、特徴ある形式の建物です。また、海上八幡宮本殿の建築技法は正面向拝の中央の柱間の虹梁を省略し、そこに唐獅子の木鼻彫刻をつけるという他の地域ではあまり見ることがない技法が使われています。

寺院の中では、常灯寺本堂は県内の密教系寺院の代表例とも言われ、境内には仁王門、鐘楼、白山神社があり、江戸時代の地方寺院の景観がよく残っており、江戸時代前期から後期にかけて

の建築様式の変遷を各建造物から読み取ることができます。

・産業関連施設等

幕末から昭和 20 年頃までの水産関連施設や醸造施設、水運、灯台や給水塔、駅舎などの産業関連施設を 18 施設 29 棟把握しています。

本市を代表する船主である西廣家は江戸時代末期に紀州から移り住み、2 代目治郎吉が水産業を始めました。農家屋敷風の主屋と缶詰工場、網等の収納施設として利用していたと伝わる 2 棟の倉庫が一括で残っていることにより、江戸時代以降の水産業の歴史を伝える建物群として位置付けられています。主屋には、洋風の様式や技法を用いた張り出し部分が併設されています。これは銚子漁港周辺で昭和 10～20 年頃に建設された同規模の木造和風建造物に見られる特徴です。1645 年（正保 2）に醤油醸造を開始したヤマサ醤油株式会社に関連した 6 棟の建物は、太平洋戦争の空襲から免れ、現在も醸造業の現役の施設として使用されています。

銚子湊の賑わいを伝える廻船問屋であった磯角商店の主屋は、船を造るために全国各地から集めた木材を使用して建設されました。破風に取り付けられている鯛をモチーフとした懸魚や 2 階の窓にはブリや帆掛け船などの意匠が施されています。また、利根水運で栄えた利根川沿い河岸場には、旧加賀藩下屋敷で使用された建物の部材を譲り受けて建てた滑川家住宅主屋やレンガを用いた門柱や塀、蔵が配置された宮城家住宅など河岸問屋の歴史を伝える建物残り、当時の面影を伝えています。

北太平洋航路のための最初の灯台であり、海上交通の要となる犬吠埼灯台構内には、1874 年（明治 7）点灯の「灯台」※1 と 1910 年（明治 43）建設の「旧霧笛舎」※2（平成 20 年 3 月末用途廃止）をはじめとする施設が残っています。犬吠埼灯台は、1868 年（慶応 4）に来日し、1876 年（明治 9）に帰国するまでに多くの灯台の建設を主導したイギリス人技師 R・H・ブラントンの指導で建設されました。高さ 31m、香取郡高岡村（現 成田市高岡）産の粘土を使用して製造した国産レンガを約 19 万枚使用した煉瓦造の二重壁構造で、初期の煉瓦造塔状構造物として、先駆的な技術が使われています。また、「旧霧笛舎」は 1910 年（明治 43）完成した官営八幡製鉄所の操業間もない時期に製造された鋼板を使用した可能性が高いことがわかっています。

水産業や醤油醸造業が江戸時代に興り発展したのは、気候や自然環境などの銚子の風土と、江戸（東京）が水運により結びついたことで、物資の運搬や大量の消費がなされた結果であり、現在でも産業や水運に関連した河岸問屋という地域と関りの深い建造物が残っています。

※1 国登録有形文化財 「犬吠埼灯台」 （2010 年（平成 22）4 月 28 日登録）

※2 国登録有形文化財 「旧犬吠埼霧信号所霧笛舎」 （2014 年（平成 26）12 月 19 日登録）

・古民家等

これまで西部地域を中心に 11 棟の長屋門を把握しています。野尻河岸で「御城米運送問屋」と称して「御城米」を取り扱っていた滑川家が天保の飢饉の際、救い普請として建設した長屋門が最古のものです。

銚子漁港や外川周辺の漁業集落と利根川沿いの西部地域の集落の建造物調査により、明治後期から昭和初期に建設された築 100 年程度経過している建物を 18 棟確認しました。外川町や長崎町では、寄棟造、瓦葺き、平屋建て、地元の人々が「シブイタ塗」と呼ぶ黒板張りの建物が多く、銚子漁港周辺では同様の特徴を持つ 2 階建ての建物や大谷石を使用した蔵が残っています。また、

利根川沿いの集落では、寄棟造、瓦葺き、平屋建て、出桁造りの住宅や同構造で下見板張りで小壁などが漆喰塗りの建物が多くあり、イヌマキやカイズカイブキなどの生垣で囲まれている家が目立ちます。

・石造物

これまでの調査により 313 基を把握し、確認している中で最も古い 1374 年（応安 7）に造立された板碑は、地元では「飯岡石」と呼ばれる凝灰質泥岩を用いた供養塔です。刻まれている種子は密教における秘法の本尊とされている「^{ぐ は り し き}紅頗梨色阿弥陀如来」で、全国的に見ても極めて少なく貴重な資料です。この板碑を含めて中世の石造物は 2 基、江戸時代 145 基で、明治時代 22 基、大正時代 19 基、昭和以降が 38 基、時期不明 88 基となっています。

石造物に使用されている石材は、犬吠埼周辺で採掘できた「銚子石」という砂岩を利用したものが多く、稀に利根川等を利用して北関東方面から運ばれてきたと考えられる石材を利用した供養塔もあります。また、市内の寺院や「^{さんめ}三昧」という共同墓地には、地元では「^{みやぼとけ}宮仏」と呼ばれる「銚子石」製の家形の供養塔が数多くあり、本市の特徴的な石造物の一つです。

市内東部地区の石造物については、平成 22 年度から平成 23 年度に市域全体を対象として実施した「銚子資産所在調査」（以下、「所在調査」という。）で石造物を拾い上げましたが、調査内容を整理するまでには至っていません。

また、猿田神社に所在している銚子石（砂岩）製の「^{とうろうきんせきかん}燈籠金石管」は、銘文によると 1708 年（宝永 5）11 月に銚子外浦の酒屋又兵衛が猿田神社に奉納したものです。金石文に記されたものとして最も古い「銚子」の地名です。燈籠が寄進された宝永年間（1704～1710）には既に「銚子」という地名が広く用いられるようになった時期と考えられる資料でもあります。

②絵画

絵画の把握数は非常に少なく、現在、東光寺所有の室町時代前半頃（14 世紀～15 世紀）に製作された^{けんぼん}絹本著色の^{かけふくそう}掛幅装の「^{じゅうにてんがぞう}十二天画像」と「^{しんごんはっそがぞう}真言八祖画像」の 2 点です。作者等は判明していませんが、繊細で華やかな表現を伺うことができます。「真言八祖画像」の表具背面に 1482 年（文明 14）に奈良で東光寺二世信恵が求めたとの^{ぼくしよ}墨書が残り、この頃に密教の教義が本市に及んでいたことを伝える資料としての価値も有しています。

③彫刻

市内の各寺院が所有している仏像等を 168 躯把握し、時代が把握できたものの多くは近世以降の作です。平安時代後期（11 世紀半ば～後半頃）の作である東光寺所有の「木造阿弥陀如来立像」が市内で最も古い仏像です。また、鎌倉時代初期の作である常灯寺所有の「木造薬師如来坐像」は、1243 年（仁治 4）に海上氏を称し、当時、この地方を治めていた領主である平胤方をはじめ多くの人々の寄進を受け、^{ごうけい}仏師豪慶によって修理されたことを示す墨書が^{たいたい}胎内全面に残り、当地域の中世の歴史を知る上で重要な資料です。

④工芸品

飯沼観音の本坊である円福寺は、平安時代初期の制作と推定されている仏教法具の一種である「^{によう}饒」（保護法第 48 条第 1 項の規定による出品勧告：奈良国立博物館）や享徳 11 年（1462 年・寛正 3）銘が入った「梵鐘」、1669 年（寛文 9）に京都次郎左衛門などの手により縫い上げられた「釈迦涅槃図 附 釈迦涅槃図由来記」などの工芸品を所有しています。この涅槃図は、各種の

色糸で細かく刺繍で描かれており、全国的にも類例が少なく、寺院関係者や近郷の村々の庶民などの寄進者の名前が刺繍されており、その他遠く、紀州、泉州等の地名が見られ、当時の信仰の広がりを知ることができる資料です。

⑤古文書

これまでの調査結果から個人や寺社、町内会等が所有している古文書を 14,395 点把握しています。水産業や醸造業、水運などの産業に関連する古文書や中世海上氏に関連する円福寺が所有する「中世文書」などがあります。

永年、町内の役員の間で「区有文書」として町内の歴史を綴った古文書が引き継がれてきた地域があります。その中には、「検地帳」や「地籍図」なども含まれており、地域住民にとって身近な地域の歴史を伝える資料です。

⑥考古資料

岡野台町に所在する等覚寺付近で発見された「金銅^{こんどうきようづつ}経筒^{にょうぼう}」は、1252 年（建長 4）2 月 5 日に平胤方が亡き母親の供養のために如法に書写した写経を経筒に納めて埋納したことが記されています。県内でも出土例が少なく、銘文も刻まれている重要な資料です。なお、「胤方」の名は常灯寺の「木造薬師如来坐像」の胎内の墨書銘にも見ることができます。

これまで実施した発掘調査により把握した考古資料には、銚子の海岸に露出しているチャートや古銅輝石安産岩、砂岩（銚子石）を使用して作った石器や、犬吠埼周辺の白亜紀の地層から見つかるコハクを使ったのではないかと推定されている栗島台遺跡出土コハク製の装身具とその未製品は特徴的な資料です。縄文土器をはじめ各時代の土器には、他地域で使用されている土器の文様と同様の特徴を持つものや胎土分析の結果から銚子に運び込まれたものもあります。地元の産物を利用して製品を作り、他地域との交易や交流を考古資料からも伺い知ることができます。

⑦歴史資料

歴史資料で把握しているのは 8 点です。市教委が所有している「紙本淡彩銚子名所絵図」は、江戸時代天明年間（1781～1788）頃の銚子の名所 14 カ所の風景画とそれらを説明する小文が記され、この頃の銚子を考証することができます。市内にはこの他に同様の名所図会（絵）を寺院や個人が所有しています。

銚子電気鉄道株式会社には、1922 年（大正 11）ドイツ・AEG 社製の小型電気機関車「デキ 3 型電気機関車」をはじめとする大正から昭和初期に製造された車両が残っています。デキ 3 型は 1941 年（昭和 16）に入線し、銚子駅から銚子電鉄仲ノ町構内までのヤマサ醤油専用線で、製品である醤油や原料を積載した貨車を牽引していました。

◆無形文化財

芸能の分野で把握しているのは 8 件です。市域内の 3 町内で神楽を行っていましたが、現在、定期的な活動を行っている団体は高神連の 1 団体だけとなり、正月を中心に渡海神社に神楽を奉納しています。1864 年（元治 1）の春、銚子沖にイワシの大群が押寄せ、未曾有^{みそ}の豊漁となり、漁師たちが大漁祭を行うために、飯貝根浦の網元・網代久三郎と地元の名士・松本旭光、俳諧師の石毛利兵衛が作詞し、常盤津の師匠 遊蝶が作曲、清元の師匠 きん子が踊りを振り付けて完成したといわれる「銚子大漁節」は、銚子の漁業の風景を伝える唄であり、今でも盆踊り等で市民に親しまれています。また、天明の飢饉の際、高崎藩の米蔵を開き、銚子で暮らす人々を助け

たと伝わる^{しょうがわもく さえもん}庄川奎左衛門を偲び唄われた「じょうかんよう節」もあります。

工芸技術関係の分野で把握しているのは4件です。市内には漁師の生活を支える副業として始まった産業である「銚子縮」や「籐製品」、そして陸^{おか}に残り家族に大漁を知らせるために掲げられる「萬祝式大漁旗」の染物などの伝統工芸品があります。「銚子縮」の技を受け継ぐ常世田氏は千葉県指定無形文化財保持者に認定されています。

◆民俗文化財

①有形の民俗文化財

・風習

本市には、昔から漁師たちの間でカメが網にかかった場合、とっておきの酒をふるまい、海へ帰す風習があり、利根川の河口と夫婦ヶ鼻の間に「カメおくり」と呼ばれる場所が昭和30年代までありました。万一、カメが釣針にかかって死んでしまった場合は、漁師たちは自分の祖先より立派な墓「亀の子さま」（供養塔）を建てました。「亀の子様と亀の枕」という民話があり、漁師と亀の関係はこの民話を通して広く認知されています。ウミガメに関する風習は、県内では本市と天津小湊町に集中し、市内の川口神社をはじめカメの供養塔を35基確認しています。また、川口神社には1基の「鯨墓」もあります。

・絵馬

これまでの調査により、市内の14寺社で101点を把握しました。制作年代は江戸時代の絵馬が19点、明治期が53点、大正期23点、昭和期が6点で、最も古い絵馬は1752年（宝暦3）の猿田神社が所有する「棒杖奉納額」です。円福寺が所有する1816年（文化13）に制作された『平敦盛と熊谷直実組討図』の絵馬は2代鈴木北斎辰政の作といわれ、この絵馬には「江戸南茅場町願主 橋本市兵衛」の名が見られます。また、漁業関係者や海運関係者に航海の安全を願う「波切り不動」として篤い信仰を集めていた和田不動堂には、江戸時代後期から昭和までの38点の奉納絵馬があります。これらの絵馬は、地元のみならず、江戸の漁業関係者や江戸庶民から奉納されています。境内には、海産物関係者や江戸商人が奉納した石塔類があり、江戸と銚子の結びつきの強さを伺い知ることができます。

・民俗資料

市教委が収蔵している民俗資料を再整理し、漁労用具、利根水運関係資料、干鰯・鰯粕関係資料、海苔製造関係、商業及び醤油関係資料、諸職用具、農業用具、養蚕・製糸・機織関係資料等を把握しました。中でも漁労用具は多様な道具が残っており、「漁具と衣類」「船関連具」「船上での食具」「漁網修理用具」などの漁の動作を示す資料があります。また、干鰯や鰯粕の製造工程を示す道具、高瀬船の模型やその仕様書、設計図と高瀬船の鑑札などは、本市の水産業や利根水運関係資料として重要なものです。

②無形の民俗文化財

・祭り及び行事

これまでの調査結果から産業や自然現象に関わる祭礼や人の成長に伴う儀礼など39件把握しています。漁業に関連するものとして、一年で最初の出漁の際、その年の豊漁と安全を祈る「漕^{こい}出^で」や、銚子では女性が船に乗ってはいけないといわれているので、「明神講^{みょうじんこう}」を行い、海上で働く家族の安全と豊漁を祈っています。

利根川沿いの西部地域には「おびしゃ（おびしゃ）」や「花見正月」などが残っている地域もあります。疫病除けや悪霊除けでもある「辻切り」、海からの災いを鎮める目的で始まり、20年に一度執り行われる「式年三社御神幸」は外川浜で「お浜下り」が行われます。人の成長に伴う祭りとして、市民の間では「浅間様」と呼ばれる「浅間様の初山参り」や地域の若衆入りをした15歳になった男性を対象とした「アンババヤシ」があります。

◆記念物

①遺跡

・貝塚、古墳、城郭等

これまでの県及び市教委が実施した発掘調査等により把握した縄文時代の貝塚は、後期から晩期の余山貝塚で、チョウセンハマグリを主体とする貝層が確認されており、これ以外にも大量の貝輪や骨角器などが出土しています。また、縄文時代前期から中期を主体とする栗島台遺跡では地点貝塚が確認されています。

野尻古墳群は既に墳丘が消滅し、周溝だけが存在する古墳も多数存在する可能性が高いが、現在、前方後円墳1基、円墳8基、方墳3基が確認できます。そのうち、市内で最も大きい規模を誇る1号墳は発掘調査を行っていませんが、墳丘の形態や規模、立地条件から古墳時代後期に築造されたと推定し、市指定史跡として保護しています。また、横穴墓については、利根川沿いの下総台地の斜面を中心に6遺跡13基を確認しています。県教委は市指定史跡として保護している中島城をはじめとする9つの城郭跡の所在調査を行いました。

・歴史の道

文化や人々の交流の舞台となった街道や水路、それらに関わってきた寺社、道標などの総合的な調査が行われ「銚子道」「多古銚子街道（銚子街道）」「利根水運」「東廻り海運」の4つの街道が本市と関連をもっていたことが分かっています。

②名勝地

これまでの調査から自然名勝5件を把握しています。海岸沿いの地質時代の地層や岩塊が海岸線に露出し、激しい波浪とせめぎ合う中で豊かな自然景観が生み出され、この景観が浮世絵、文学作品、旅行記等に登場し、江戸時代後期以降、磯めぐりとして隆盛を極めました。これらの自然景観は、三方を水域に囲まれた銚子ならではの風景です。

また、犬吠埼には自然を生かした借景庭園が1905年（明治38）に完成した旧伏見宮家別邸銚子瑞鶴荘にありました。

③植物、地質鉱物

・植物

下総台地上はスダジイやタブノキの茂った照葉樹林帯で、人の手が加わっていない環境で極相状態となっている渡海神社と猿田神社の社叢林が「極相林」として文化財指定されています。屏風ヶ浦の海食崖上の休耕田が深く泥沼化し、食虫植物が群生している区域を「大谷津食虫植物群生地」として地元町内会の協力を得ながら保護活動を行っています。保護区域内には絶滅危惧種のムギガラガヤツリ、食虫植物のチョウシタヌキモやムラサキミミカキグサが生育し、定期的な調査により51科158種の植物を確認しています。

海岸線近くの浅い海域に見られる「スガモ群落」（浅海）や海岸沿いの強風が吹きつける岩場の

岩の割れ目や凹地などの生育環境に応じた植生が見られる「犬若海岸崖地植生」（海岸風衝崖）が確認されています。北からの寒冷な親潮と南からの温暖な黒潮が合流する地点に位置する本市は、その影響が海藻や潮間帯付近に生える種子植物にも現れて、親潮系と黒潮系の海藻が共存する特徴的な地域でもあります。

・地質鉱物

本市の海岸線には様々な地質時代の地層が露出し、比較的安全に観察できる場所が多くあることから「地層の博物館」といわれてきました。現在、市域内で19カ所の地層や岩体（岩塊）を確認しています。市内で最も高い標高73.6mの愛宕山や犬岩、千騎ヶ岩は、泥岩からなる千葉県最古の地層で、約2億年－1億5,000万年前のジュラ紀と推定されています。犬吠埼周辺には白亜紀の浅い海で堆積した地層を観察することができます。この犬吠埼周辺の銚子層群の砂岩が「銚子石」と呼ばれ、砥石や石造物や建築資材として古くから他地域に流通しています。今のような太平洋に突き出た半島状になったのは、東海岸一帯に硬い岩石が露出し、激しい波浪からの侵食を防いだことも要因となっています。銚子の大地の成り立ちは、その後、この土地で暮らす人々を支える大きな役割を果たしています。

◆集落調査

これまで5つの地区の集落調査を実施し、漁業や利根水運、商業、農業などの各地域の経済活動の歴史に基づいた集落が形成され、町並みや屋敷構えにそれぞれ特徴が見られます。産業の近代化や空襲もあり、他の地域よりも歴史的な町並みは少ないように見えますが、江戸時代から続く漁業集落や街道沿いを中心に歴史文化を伝える集落とそれを構成する銚子資産が確認できます。

◆埋蔵文化財包蔵地

旧石器時代以降の埋蔵文化財包蔵地を190カ所現在確認しています。その内訳は、散布地や集落跡が139件、貝塚1件、古墳等が32件、城郭跡等10件、製鉄跡4件、そしてその他に幕末に美加保丸が函館に向かう途中で黒生海岸の岩礁に乗り上げ、沈没した遭難の地や砲台跡など4件所在しています。埋蔵文化財包蔵地は下総台地上だけではなく、利根川沿いに形成されている標高約7m前後の浜堤上にも多数立地しています。

◆地域に所在する銚子資産

ここでは、文化財の類型に含まれない銚子資産の特徴について整理します。

市内に伝わる民話を44話採集し、「銚子の民話」（昭和62年3月発行）としてまとめています。採話された民話の中には、厳しい自然の中で助け合いながら、海に挑み、海を拓いてきた人々を語るものや漁民の信仰に関するもの、動物が登場する話が多いことも特徴の一つです。

風光明媚な銚子の景観を楽しむために多くの文人墨客が訪れ、本市の風景が様々な文学作品などに登場し、70作品の作者や作品と銚子との関りを「銚子と文学者とのふれ合い」（昭和55年3月発行）にまとめました。

「銚子言葉」は、言葉の響きが重く、東京言葉のような軽やかさがなく、言葉の末尾に「べ」・「ぺ」を用いる「べえべえ言葉」やカ行やタ行の濁音化、そして訛りが多いといわれています。また、漁業地域と農業地域、商工業地域でも戦前までは地域ごとの話ことばに特徴がありました。新たな産業の興りと発展による人の移住による関西系のことばや水運の発展に伴う東北系の言

葉、対岸の茨城県の言葉など各地の言葉が入り混じっているとされています。現在、市広報紙「広報 銚子」において、地元の方言「銚子弁」を紹介するコーナーが設けられています。

本市が市制施行した昭和8年頃の市内の状況を映像化した「踊る大銚子」や古い写真、そして個人所有の約100点の絵葉書等のデータの提供を受けています。これらの資料は、市域内の景観復元などの資料となるため継続して収集していく必要があります。



広報ちょうしNo.1225 2020.10

平成22(2010)年度から平成23(2011)年度にかけて、緊急雇用創出事業の補助金を活用して「所在調査」を実施しました。町内を単位として、文化財の類型や指定未指定に捉われることなく、その地域らしさを感じられるものすべてを対象として調査を実施してきましたが、調査結果を確認すると、文化財の類型に捉われているものが多く拾い上げられている印象を受けます。現在、多種多様な多くの銚子資産の所在を把握していますが、調査成果やより詳細な内容の整理が進んでいません。

各町内を単位として進めてきた「所在調査」により把握した「銚子資産」は、その地域で大切に守り、後世に伝えていこうとする地域住民の気持ちが付加された資産であり、地域へのアイデンティティを体現するものでもあります。今後は、これまでの調査成果を整理し、調査に地域住民が参加できる体制を整え、より地域の思いに沿った銚子資産を把握していくことが大切で、調査を推進していく必要があります。

種類		調査対象		把握件数	今後の課題
有形文化財	建造物	寺社建築		23寺社37棟	■ 主要な寺社の把握は済んでいるが、全て把握できていない。今後、「文化財基本調査」を実施する寺社がある。
		産業関連施設等		18施設29棟	● 定期的な状況の確認等が必要である。
		古民家等	長屋門	11棟	■ 地域による把握の偏りがみられ、継続的な調査が必要である。保存措置を講じる仕組みを伝え、保存につながる取り組みを推進する。
			古民家	18棟	
		石造物		313基	■ 中央及び東部地区の把握が不十分で、調査内容に偏りがある。
	絵画	絵画		2点	※ 所在に関する情報はあがるが、市全体で把握できていない。
	彫刻	仏像		168軀	● 定期的な状況の確認が必要である。
	工芸品			3件	★ 市全体の情報を把握する必要がある。
	書籍・典籍	—		—	★ 市全体の情報を把握する必要がある。
	古文書	古文書		14,395点	■ 主要な資料は調査が終了しているが、更なる資料の掘り起こし等を進めていく必要がある。これまでの調査成果を一元化し、市教委で保存状況を把握していく必要がある。
	考古資料	考古資料		1件	※ 発掘調査の出土品を「考古資料」として位置づけ、価値を把握し、必要に応じて指定措置を講じていく。
			発掘調査での出土品	10件	
歴史資料			8点	■ 一定の情報を把握しているが、追加調査を進める必要がある。	
無形文化財		芸能		8件	★ 様々な取り組みの中で情報を収集しているが、「文化財」としての基礎調査ができていない。継承活動が難しい状況にあり、「伝統芸能」の実態の把握調査を早急に実施する必要がある。
		工芸技術		4件	
民俗文化財	有形の民俗文化財	風習		35基	■ 調査区域に偏りがあり、西部地区の調査が十分ではない。
		絵馬		14寺社101点	
		民俗資料		1,088点	■ 市教委の収蔵資料の調査が終了。今後は個人所有資料の掘り起こし等を進めていく必要がある。
	無形の民俗文化財	祭り・行事		39件	★ 継承活動が難しい状況にあり把握調査を早急に実施する必要がある。
記念物	遺跡	貝塚		2遺跡	■ 埋蔵文化財包蔵地の把握の中で、一定の把握はできているが、追加調査を実施し保護措置を講じる必要がある遺跡等を選定していかなければならない。
		古墳		13基	
		横穴他		6遺跡13基	
		城郭跡		9遺跡	
		歴史の道		4街道	
	名勝地	自然名勝		5件	■ 一定の把握はできているが、追加調査が必要である。
		庭園等		1件	★ これまで把握していないため、計画的に調査を進めていく。
	動物・植物・地質鉱物	動物		—	★ これまで把握していないため、計画的に調査を進めていく。
		植物	極相林	3地点	■ 県立中央博物館が実施した市域全体の植生調査を県立中央博物館が実施しているが、調査成果が公表されていない。成果を共有し、定期的に確認していく必要がある。
			県自然環境保全地域	1地点	
			大谷食虫植物群生地	51科158種	
		地質鉱物	地質鉱物	19地点	▲ ジオパーク活動と連携して、継続的に調査を実施し、保護措置が必要なものについては指定等を行う。
			化石産出地	47地点	
文化的景観		集落		5地区	▲ 市域全体が把握できていない。
伝統的建造物群				—	
埋蔵文化財包蔵地				190遺跡	■ 一定の把握ができているので、遺跡範囲の精度を高める必要がある。
銚子市の 資他産の	民話			44話	▲ 調査は実施したが、整理や分析が不十分である。今後、「ものがたり」や「文化財保存活用区域」で活用するので、不十分な部分は整えていく。調査する対象である「銚子資産」について分かりやすく周知し、今後も市民目線に沿った銚子資産を把握していく。
	方言・いい伝え			(1,130語)	
	文学作品			70作品	
	写真・絵葉書			(100点)	
	町内ごとの把握			108町内	

●把握できているが定期的に確認が必要 ▲調査実施中で継続調査が必要 ■一定の把握はできているが追加調査が必要
★新規調査が必要 ※所在に関する情報がある

把握件数 (○件) のように記載されている数値は約○件と読む

表6 銚子資産の把握の状況

(3) 把握した銚子資産の特徴

これまでに把握した銚子資産を整理すると、私たちの暮らしの基盤である「大地の成り立ち」や「自然環境」を形成する銚子資産、風土と地の利を生かした「モノづくり（＝産業）」を興し、「周辺の地域との交易や交流」を伝える銚子資産、そしてこの土地での「暮らし」で育まれた銚子資産などの多種多様な「銚子資産」が所在していることがわかりました。

この土地で暮らした一番古い歴史を伝える銚子資産は、約 28,000 年前の旧石器時代の三崎 3 丁目遺跡からの出土品です。人々は銚子の海岸で確保できる石材を使って石器を作り、大地の恵みを生かした暮らしの第一歩が始まりました。ここで使用する石材は、長い年月をかけて銚子の大地の一部となったチャートや砂岩などで、海岸沿いに露出していることから比較的容易に採取することができました。その石材を使って製作した石器や材料となる石材が他の地域と交易する際の商品となったのです。そして陸路で、またいつのころからか太平洋などの水路を使い、銚子からよその土地へ出かけ、他地域の人々が銚子の産物を求めてやってくるようになりました。さらに人とモノの移動に伴いその土地の文化も往来します。太平洋に突き出た銚子で暮らす人々が、そして銚子を目指して来る人々が、「東へ、西へ」、「北から、南から」と「行ったり、来たり」を繰り返す時間の中で、「銚子ならではの」魅力ある銚子資産となりました。

「大地の成り立ち」や「自然環境」の形成に関連する銚子資産が基盤となって、太平洋に突き出た半島状の地形が暮らしの舞台となりました。土地の恵みを上手に生かした銚子資産を生み出し、さらにそれを活かして他地域との交易や交流により、「銚子ならではの」銚子資産へと人々の手によって育まれていきました。

◆人々の暮らしに関連する銚子資産

	「モノづくり（＝産業）」に関連する銚子資産	「周辺の地域との交易と交流」を伝える銚子資産	「暮らし」で生まれ、育まれた銚子資産
旧石器時代～弥生時代	三崎 3 丁目遺跡・粟島台遺跡・余山貝塚・銚子産石材を使用した石器・コハク製装身具・貝輪・骨角器 等	他地域の特徴を有した土器 他地域の石材を使用した石器 罎	漆塗土器 炭化米（稲作）・紡錘車 等
古墳時代～平安時代	香取の海での漁業 等	他地域から搬入された土器 他地域の石材を使用した石器	円福寺や銚港神社創建 木造阿弥陀如来立像 等
鎌倉時代～安土・桃山時代	石造物の石材の切り出し 等	木造薬師如来坐像（常灯寺）・宮内家文書・津・板碑・梵鐘	木造薬師如来坐像（常灯寺） 円福寺中世文書・城郭跡 等
近世	漁業関連資料・干鰯製造関係資料・醤油醸造業関連資料 造船関係資料 等	銚子湊・利根水運・海運・河岸場・河岸問屋・高瀬船関係資料・古文書 石造物 等	絵馬・講・天正検地帳 等
近代	搾粕・旧西廣家住宅伝説工場・焼玉エンジン製造・簾製品 等	犬吠埼灯台・旧霧笛舎・磯角商店主屋・高瀬船等の鑑札 等	伊達巻（漁師のプリン）

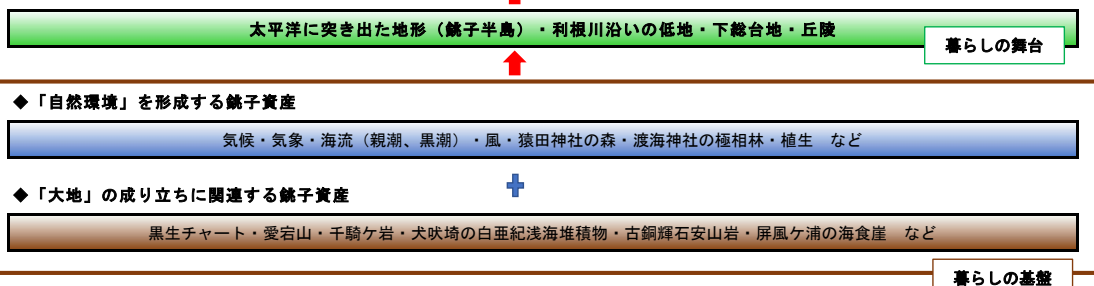


図 28 銚子資産の特徴

3. 銚子市の歴史文化の特徴

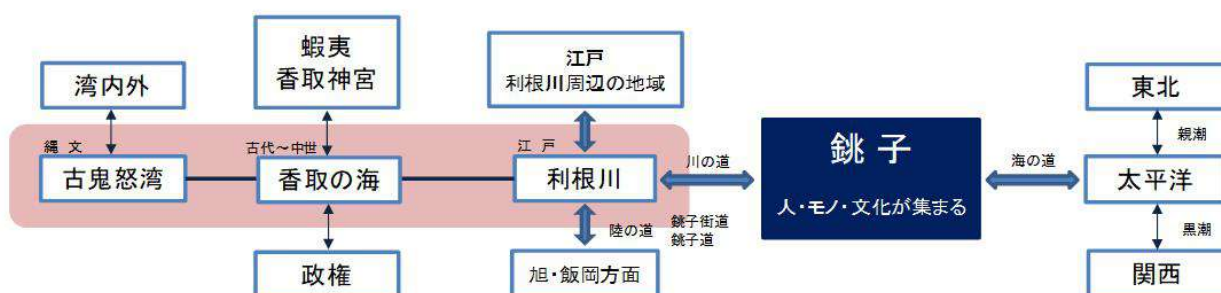
(1) 歴史文化の特徴

円福寺の境内には、「ほととぎす 銚子は国のとつぱずれ」という江戸の豪商鈴木金兵衛（俳号 古帳庵）が詠んだ句碑が残っています。この句は、本市の地理的特徴をよく表しています。銚子は関東平野の最東端に位置し、太平洋に突き出した半島を呈し、いつの時代も三方を水域に囲まれています。まさに、この句のとおり「とつぱずれ（突外れ）」に位置し、この地理的特徴を「岬」として表現します。

銚子では、約 28,000 年前の旧石器時代から「風土」と「地の利」を活かした人々の暮らしが始まりました。この風土や地の利がもたらす「大地の恵み」を活かしたモノづくりの町となり、「陸の道」「海の道」「川の道」の3つの道で周辺や遠方の地域とつながり、人やモノが集まり、銚子は交流や交易の舞台となりました。ここに集まったモノがこの地を介して他の地域へ運ばれ、物流のターミナル基地としての役割も担ってきました。さらに人とモノが動くことで、江戸を中心にさまざまな芸術文化が銚子にもたらされ、文化人たちとの交流により独自の文化も育むことができました。

銚子で生まれ育った「地の者」が、銚子を訪れた「旅の者（移住者）」を受入れ、新しい技術、産業、文化を受容し、新しいことへのチャレンジや変化を拒まないことが、協働で「銚子ならではの」へと変容させてきた歴史の積み重ねがあります。そして、この歴史は、大地の成り立ちにしっかりと支えられているのです。

人・モノ・文化が会う。 岬に生きる。



「岬（みさき）」という地形を基盤として、「陸の道（街道）」「海の道」「川の道」が接続し、人・モノ・文化が集散する場を形成しました。

「地の者」と「旅の者（移住者）」の協働により、風土と地の利を活かした 漁業・農業・醤油醸造業等の産業が興り、発展し、持続的に繁栄し続けていきます。

図 29 銚子の歴史文化の特徴

①人・モノ・文化が集散する町

◆「岬」の形成

銚子は地質時代を通して、大地が狭い範囲で隆起した結果、周辺に比べて古く（一番古い地層で約2億年前）、硬い地層が露出しています。その後、約50—40万年前の東京湾が海だった時代は、海水準が高い時と低い時が約10万年周期で交互に訪れました。約12万年前頃は海水準が高い時代で、銚子には海岸線を中心に古く硬い地層が露出していたので、侵食されず、孤島もしくは岩礁となっていました。約12万年前から銚子島に向かって、古東京湾の陸側から土砂が供給され始めたのと同時に今の下総台地が隆起した結果、銚子を東端とした半島が形成されました。

◆利根川以前の状況（図30-①・②）

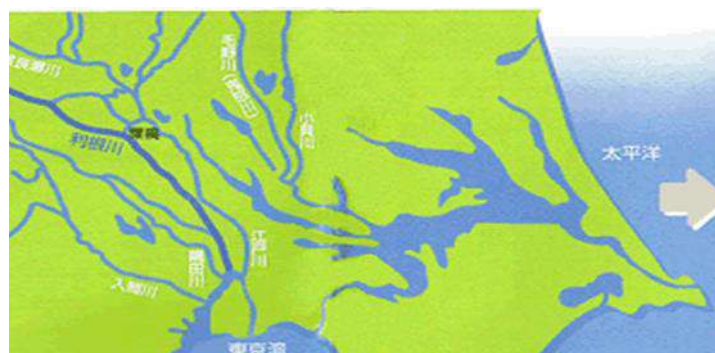
約6,500年前の縄文時代前期には、温暖化による縄文海進で「古鬼怒湾」が形成され、対岸の茨城県神栖市の砂州も今のように発達していなかったもので、銚子は外洋に面していました。その後、海退と毛野川（現在の鬼怒川）などから運ばれた土砂が堆積し、水の出口をなくし、湖沼状況になりました。そして、約1,000年前頃、今日の利根川河口から霞ヶ浦一体は、「香取の海」と呼ばれる内海が広がっていました。

◆利根川の東遷（図30-③）

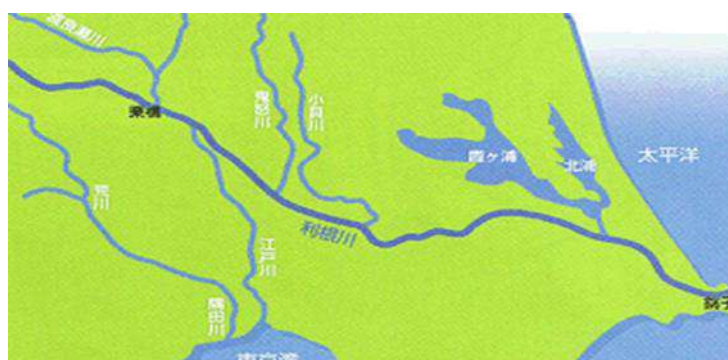
日本最大の流域面積を誇り、日本三大河川※の一つである利根川が、銚子口より太平洋に流出する流路となったのは、江戸時代に入ってからのことです。古くは、上野・越後国境から流下する利根川は、そのまま南下し江戸湾に流入していましたが、徳川家康が江戸で幕府を開府し、江戸を利根川の水害から守り、新田開発を奨励し、年貢米などの輸送体系を確立するために約60年かけて利根川の大土木工事を行い、ほぼ現在と同じ流路になりました。



① 約6,500年前頃



② 約1,000年前頃



③ 利根川東遷後

図30 利根川の東遷

※三大河川は、長さもしくは流域面積の統計上の数値による上位3つの河川。（理科年表第90冊（平成29年度））

②人・モノ・文化を運ぶ3つの道

三方を水域に囲まれている銚子にとって、陸上交通だけではなく、「海の道」、「川の道」を活用した水運は交易や交流の重要なルート（道筋）として利用されてきました。なお、ルートについては、県教委が実施した「千葉県歴史の道調査報告書」を参考にまとめました。

【陸の道】

◆多古銚子街道（銚子街道）

戦国末から近世初期に東総地域と江戸を結ぶ街道は、1602年（慶長7）、^ふ馬―^{かぶらぎ}鏑木―^{おおでら}大寺―^{たこ}多古―^{とうそう}佐倉―^い臼井―^お大和田―^ふ船橋―^は八幡―^し市川―^え江戸というルートが下総台地上に確認できます。そして、銚子方面へは多古で分岐し、南下し、八日市場（現在の匝瑳市）から太田、^{あじど}網戸（現在の旭市）を通り、再度、下総台地を越え、垣根、松岸に出て、利根川に沿って下り、飯沼村に至るルートが利用されていたと推定されています。1678年（延宝6）の古文書※には「銚子海道」という記載があり、延宝期（1673～1681）には銚子街道が成立していたと考えられています。

※網戸村（現旭市）の境論裁許図会及び裏書（網戸区有文書）

◆銚子道

木下河岸から飯沼村へ至る「銚子道」というルートもあり、これは、利根川中流から下流河口までの右岸に沿って走る道で、江戸時代後期頃に「てうし道」と呼ばれるようになりました。江戸中期以降、坂東三十三観音霊場第二十七番札所である飯沼観音への巡礼や東国三社詣とそのオプションルツアーとしての「銚子磯めぐり」の盛行により、利根水運の補助的な交通路として発達しつつ、沿線の村々とを結ぶ生活道路でもあったと考えられています。

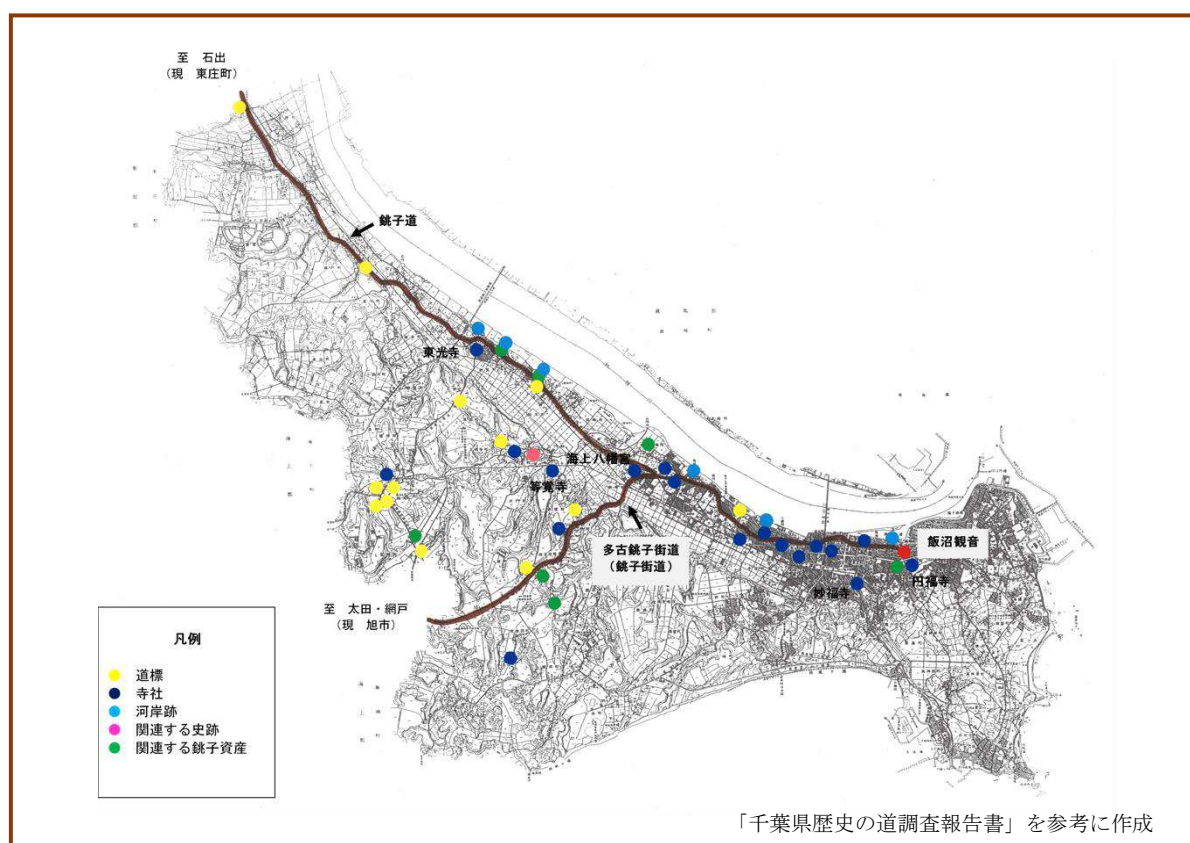


図 31 銚子につながる陸の道（街道）

【海の道】

◆東廻り海運

東北諸藩は、廻米^{かいまい}を江戸に輸送するため、本州太平洋岸に沿って南下する航路の使用を試みました。この航路での廻米輸送は早くも慶長期（1596～1615）には始まっていたとする見解もありますが、確認はできていません。1609年（慶長14）、江戸幕府は東北の諸大名に命じて、安是湖海口^{あぜのうみ}（後の利根川河口）の「船入普請」と称する築港工事を命じました。1654年（承応3）、利根川の東遷工事の完成により江戸と銚子^{ちうし}を結ぶ内陸水運路が開けると、銚子湊は東廻り海運と利根水運の中継地、廻船から高瀬船への積替港として発展していきます。

1670年（寛文10）、江戸幕府は河村瑞軒^{かわむらずいけん}に命じて奥州の幕府直轄領から城米を江戸に輸送する東廻り航路を開発し、太平洋沿岸の主要な湊を「立務場」に指定、銚子湊もその一つになりました。これが契機となり、東北諸藩の廻米船が銚子湊に寄港するようになり、銚子湊周辺には、仙台藩をはじめ東北諸藩の「蔵」が建ち並ぶようになりました。

◆黒潮の道

日本列島の南岸に沿って流れ、房総半島で東に流れを変える黒潮は、温暖な海洋性の気候をもたらし、そして銚子沖で親潮とぶつかり合うことで良好な漁場を生み出しています。そのため、魚を求めて、さらに新しい産業の技術を携えた人々がその流れに乗って、銚子へやって来るのです。ここではその海流の流れを海からの道に例えて「黒潮の道」として設定しました。

縄文時代、海岸に漂着していたと思われる「ヤシの実」に漆を塗った容器が栗島台遺跡から出土しています。そして、江戸時代、鰯とともに銚子発展の礎となる漁法や醤油醸造などの新しい技術が紀州をはじめ関西方面からの人々によってもたらされました。

【川の道】

◆古鬼怒湾

縄文時代、栗島台遺跡の「コハク」、余山貝塚の「貝輪」や「骨角器」、犬吠砂岩^{といし}の砥石、チャートなどの石材や石器が、古鬼怒湾沿岸を中心に関東地方に出土している事例があります。「陸の道」とともに現在の霞ヶ浦から利根川下流域の一部や印旛沼を取り込んだ非常に広い古鬼怒湾は、人々の交流や物資を運ぶために重要な交通ルートでした。

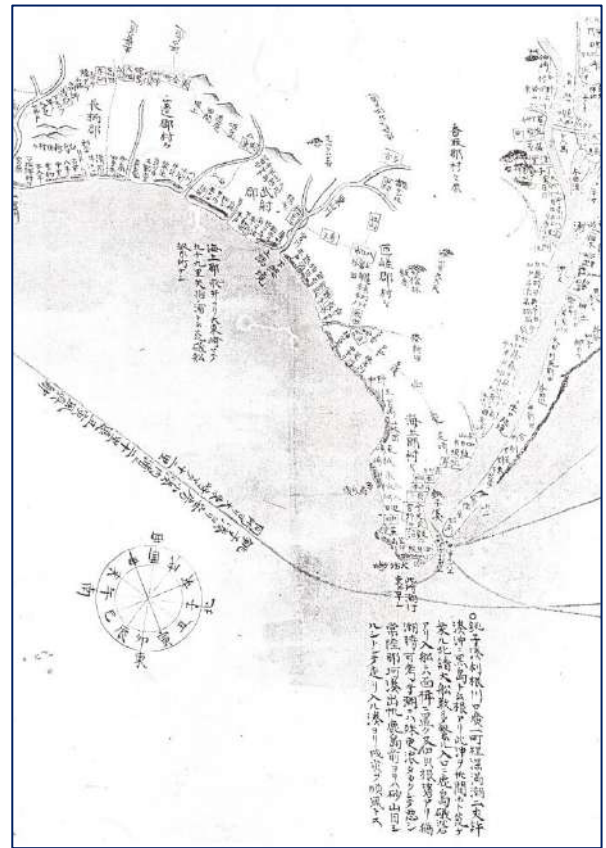


図 32 東廻り海運図「皇国総海岸図」より

『海上・河川交通』千葉県歴史の道調査報告書 18

（千葉県教育委員会）1991より引用

◆香取の海

約1,000年前頃から下総国と常陸国の国境に広がっていた内海で、大和政権にとって蝦夷平定時の物資輸送の重要な交通ルートでした。また、1374年（応安7）の「海夫注文」には、「のじりの津」「飯沼くわうやの津」などの記載があり、「津」が置かれていたことが知られています。戦国期には、野尻や高田の津などを拠点とする商人が現れ、香取の海の重要性は非常に高まっていきました。

◆利根川

利根川が銚子河口で太平洋に注ぐ流路に変わり、銚子と江戸を繋ぐ水運のルートが完成しました。河口付近の銚子湊は東廻り廻船から高瀬船へ積み換える役割を担い、野尻や高田周辺では、「河岸」が設置され、九十九里方面から運ばれてきた荷を扱い、利根水運で江戸へ運びました。

③「風土」と「地の利」を活かした産業

◆漁業と関連産業

銚子の漁業の歴史は、縄文時代まで遡ることができます。粟島台遺跡や余山貝塚から魚を獲るために必要な道具が見つっています。特に余山貝塚からは骨角製の釣針やモリ、ヤスが出土し、貝塚からはスズキやタイなどの魚骨も見つっています。

室町時代の香取神宮文書「海夫注文」の「海夫」は「漁夫」を指すと言われていて、香取神宮に運上^{うんじょう}を納めて香取の海での漁が保証されていました。このため、この時代に漁労が生業として位置づけられる地位に発展したといえます。

江戸時代に入り、崎山治郎右衛門をはじめとする紀州からの旅網の漁師たちが新しい漁法とともに銚子に移住し、外川や飯貝根に漁業集落ができ、漁業を発展させていきました。江戸時代を通じて銚子の漁業を代表するのはイワシ漁で、正保（1644～1648）・慶安（1648～1652）頃、「任せ網^{あみ}」※から「八手網」に代わり、鰯の大部分は食用ではなく、干鰯やメ^{まか}粕の原料として利用されました。鰯以外にも鰹や鯨などをはじめさまざまな種類を漁業の対象とし、利根川でスズキ漁やサケ漁などの内水面漁業も行われていました。

イワシ漁は、明治前半まで使用されていた「八手網」に代わり、明治後半から「あぐり網」が採用され、1864年（万治1）に大漁節^{みぞう}が誕生する程、未曾有の大漁に沸きました。明治10年代後半から不漁期に入り、不漁は大正、昭和初期まで続きました。その一方で、明治末期から漁船の動力化、鉄道による流通の改革で鮮魚消費市場が拡大し、カツオ漁やマグロ漁、サンマ漁が盛んになりました。

漁船が動力化したことで大型化し、銚子港が安全で設備の整った近代的な港になると廻船の寄港も増加すると考えられ、漁港としての銚子港の整備も急ぐ必要性が高まってきました。戦後、1963年（昭和38）に国の第三次漁港整備計画の一環として工事が始まり、安全性を確保した銚子港は、日本有数の漁港へと発展していきました。

もとは、漁家は魚を獲る事を中心に、干鰯の製造や造船、船具漁具、仲買人、廻船問屋などの漁業を支える仕事を兼業的に行っていましたが、しだいに漁業が年間を通して操業が可能になると、それぞれの産業が独立していきました。大正・昭和に入り、造船所ができ、その周辺

に鉄工所や石油商、電気通信関連会社なども増え、戦後になると冷凍施設の需要が高まり、製氷業、冷凍冷蔵業が発展し、干鰯や鰯粕に始まった水産加工業は、化学肥料の普及により需要が減り、食料品としての加工が増加していきました。

※ 江戸時代初期から使用されていた漁船6隻、漁師80～90人を要するイワシを獲るための巻き網。江戸時代中期以降衰退した。

◆農業

米作りに適した土地が少ない銚子では、稲作は弥生時代に始まり、これ以降、米や麦を栽培してきました。江戸時代中頃に甘藷栽培が始まり、明治中期以降、甘藷を原材料とした澱粉生産が増加し、銚子では醤油醸造業に次ぐ産業へと発展しました。第二次世界大戦後に澱粉の需要が激減したことで、甘藷栽培が衰退しました。1953年（昭和28）以降、キャベツ生産を開始し、現在、春系キャベツの一大産地へと成長し、その後も大根やメロンなどの野菜や果物の栽培を積極的に取り組んでいます。

銚子の農業は、他の産地と競合しない収穫時期を海洋性の気候を最大限に利用して設定し、大消費地である首都圏から100km圏内という地理的優位性を活用して発展しています。

◆醤油醸造業

1616年（元和2）に摂津国西宮（現兵庫県）の酒造家で海産物業を営んでいた真宜九郎右衛門が銚子を訪れ、飯沼村の田中玄蕃に醸造法を伝授したことで銚子の醤油作りが始まったと伝わっています。醤油醸造に欠かせない「夏涼しく、冬暖かい」海洋性の気候と四季の温度差が少なく、湿度が高いという条件にあった土地であり、利根水運が醤油醸造に必要な原料や大消費地江戸と銚子を結び、発展してきました。当初、紀州など関西から運ばれてきた「下り醤油」が中心であった江戸に「関東風醤油」を送り、大都市として発展する江戸庶民に受け入れられ、銚子の醤油が江戸の食を変えたと言われるほどの地位を得ることになりました。そして、今なお千葉県は全国醤油醸造業の生産量第一位で、銚子はその一端を担っています。

醤油容器として長い間使われていた杉樽を製造していた製樽工場がありましたが、容器が缶に変わり、工場は市内で見られなくなりました。

◆観光

変化に富んだ海岸線の美しさや犬吠埼灯台が銚子観光の見どころの代表的な資源であり、観光業も本市の主要な産業の一つです。銚子観光の歴史は、飯沼観音などへの信仰の旅、海岸線の景観を楽しむ「磯めぐり」、犬吠埼灯台と犬吠埼周辺での海水浴、愛宕山から見た景観が観光資源となり、これまで多くの旅行客を楽しませてきました。

特に、銚子の自然景観は、海岸線を中心にさまざまな地質時代の地層が露出し、激しい波浪を受け奇岩奇礁、海食崖を生み出しています。また標高73.6mの愛宕山は千葉県北東部の最高地点で、周辺には高い山がなく、太平洋に突き出た銚子半島の景観を眺望することができます。この地を訪れた多くの文人墨客の作品に登場することで銚子へのあこがれや興味関心がより一層高まっていき、銚子の素晴らしさを広く知らしめることになりました。

また、避暑避寒、海水浴、文学散歩なども楽しめ、水域に囲まれていることから海釣りや川釣り、そして新鮮な海の幸を堪能できることも観光産業を支える上では重要な要素となっています。

◆石材

千葉県には石器に適した石材産地が少ないため「石無し県」と呼ばれていますが、銚子は海岸線に硬い岩石が露出しているため、旧石器時代からこの岩石を使って石器を作ってきました。例えば、「チャート」や「砂岩」、さらには木の樹脂が化石化した「コハク」が石器や装身具の材料として使用されています。

犬吠埼周辺や長崎海岸を中心に愛宕山中腹で採掘された「砂岩」は、古くは砥石や墓石、供養塔に用いられ、特に砥石としての使用は縄文時代に遡ることができます。1856年（安政3）に江戸へ3万斤送られた記録が残っています。1914年（大正3）には「間知石^{けんちいし}」などの建築土木用として約3万3千円（現在の金額で1億円以上※）、砥石用では約2千円（現在の金額で700万円弱）の生産があった記録が残っています。その後、しだいに生産と需要が低下し、また1972年（昭和47）12月に銚子有料道路愛宕山公園線（現千葉県道286号線愛宕山公園線）の開通に伴い、採掘するための火薬使用が禁止されたため、全く採掘できなくなりました。

※ 大正時代の米の価格が1kg約73銭～255銭として、現在の米の価格は1kg当たり400円～700円。各時代の平均値をとって換算すると3355倍として計算。

◆黒生瓦^{くろはえかわら}

黒生瓦の生産に関する「銚子市史」の記載には、江戸時代末期頃、福井県から移住してきた柳屋が瓦造りを始めたとあります。しかし、天明年間（1781～1788）頃の銚子の名所を描いた「紙本淡彩銚子名所絵図」には、「クロハエノ浦 此辺ノ石ハクロシ 此上ニテカハラヲ焼 ムカシ金ヲホリシアトアリ」とあり、この記述からみると、天明年間頃には瓦生産が始まっていたと考えることができます。黒生地区で瓦造りが発達したのは、付加体の泥岩起源の良質な瓦に最適な粘土が採掘できたからですが、今では原料が採掘できなくなり、生産されていません。市内には、今なお黒生瓦を葺いた建造物が僅かに残り、黒灰色の落ち着いた色合いで風情があります。

◆砂鉄採掘

現在確認されている史料には、1897年（明治30）に犬若鉱山での砂鉄採取を所管庁へ再出願した通知文があります。この犬若鉱山は、1873年（明治6）に砂鉄の採取が始まり、1953年（昭和28）頃まで稼働していました。犬若鉱山の他に大谷津（三崎町）の海岸でも砂鉄を採掘していたといわれています。天保年間（1830～1844）から採掘され、上州（現群馬県）に輸送、染色に利用されていて、地元では屋内床壁材として珍重されたという話を聞くこともありますが、それを示す史料は確認できていません。

◆銚子縮^{ちょうしちぢみ}

「縮」は木綿糸を使用し、普通糸の何倍もの撚りをかけた左撚りと右撚りの二種類の横糸を交互に通して織り込み、織り上がった生地を湯に浸けて揉むと、撚りが戻る時に互いに反発する弾力で生地に細かな凹凸ができます。これをシボ出しといい、何度洗っても縮まない丈夫な織物で、独特の肌触りの良さから広く庶民に親しまれ、江戸の粋を表すといわれ江戸で人気を博しました。

江戸時代から明治時代にかけて生地の丈夫さ、染色の優雅さで好評を博し愛用されましたが、手織りで激増する需要に応じることが難しく、さらに明治以降の紡織機による粗悪品の流通で、名声を落とし、大正時代を境に生産が途絶えてしまいました。戦後、その技術を再興した常世田

真治郎氏の子孫が技術を継承しています。

◆牡蠣殻採取

利根川の河口付近では、牡蠣が繁殖し、牡蠣殻が地中に大量に堆積していました。1897年（明治30）にこの牡蠣殻を焼いて貝灰かいばいを作り、建築用の「漆喰しっくい」の材料を製造し始めました。関東大震災後はセメントが主流となり、貝灰の需要が減り、生産が減少していきました。

◆流通（廻船問屋・河岸問屋）

1374年（応安4）の「海夫注文」から、香取の海に接していた「笹本」「野尻」「飯沼興野」などに「津」があったことがわかっています。海夫が地頭を通して香取神宮に「供菜料くさいりょう」を納めることで、香取の海での漁業と船の運航の特権を保証され、しだいに人や物資を運ぶ廻船などの水上輸送も活発に行うようになっていきました。「津」は交通の要所、水陸交通が交差する場所に置かれ、そこには流通商人が誕生し、大きな力を得ていきます。銚子では、中世から近世にかけて、飯岡方面からの塩などの荷を扱う流通業に携わっていた宮内清右衛門が大きな影響力をもっていたことがわかる古文書等も残っています。

江戸時代に入り、利根水運が確立すると、東北諸藩をはじめとする各地から積荷が集まる銚子湊周辺や、九十九里方面からの荷が集積する野尻河岸や高田河岸に廻船問屋や河岸問屋があり、それぞれ所有している高瀬船等に各地から運びこまれた米穀や干鰯をはじめとした物資を積み換え、江戸へ運びました。

明治以降、利根水運は衰退していきますが、昭和に入り、銚子が漁業で復活し、銚子港周辺で廻船問屋が再び活気を取り戻しました。今日の廻船問屋の役割は、江戸時代とは違い、入港する船に対して、各港の価格情報や水揚げ情報の発信、水揚げの会計処理、物資の仕込み（入替）などの役割を担っています。



浜辺の風景



海藻採取の風景



黒生瓦製造の風景





牡蠣殻業の風景

◆その他

太平洋に突き出た岬の位置にある銚子には、明治期に近代化を支えた施設が設置されました。1872年（明治5）にオランダの土木技師リンドにより設置された水準原標石^{すいじゅんげんびょうせき}、イギリス人技師のブラントンが設計した国産レンガを使用した1874年（明治7）点灯の犬吠埼灯台、1886年（明治19）の銚子測候所、1908年（明治41）には銚子無線電信局が開設されました。

④「岬」での暮らし

銚子での人々の暮らしは、風土や地の利に支えられ、時にその怖さを思い知らされることになり、自然とともに歩んできました。

◆災害

太平洋に突き出た半島で、市域の三方を水域に囲まれているという地理的な特徴が、私たちの暮らしに多くの恵みをもたらした一方で、「海難」、「津波」、「空襲」などの「災い」の歴史もあります。

利根川は河口が狭く、水面下に岩礁が多く、波高の高い三角波により、日本三大海難所のひとつとして知られていました。この場所を航行する時は、他の船を構っていられず、自分の船の安全を確保することが精一杯で、「銚子川口てんでんしのぎ」という言葉が生まれました。河口だけではなく、1868年（慶応4）に岩礁が多い黒生沖で函館に向かう榎本武揚率いる幕府の8隻の軍艦の中の美加保丸^{みかほまる}が遭難するなど海難事故も多くありました。

銚子沖（犬吠埼）は、船舶航行の変針点で重要な場所です。そのため、1874年（明治7）11月に犬吠埼灯台が点灯し、さらに濃霧で灯台の光が届かない際、「音」で船舶に位置を伝える霧信号所も1910年（明治43）に設置され、海の安全を守り続けてきました。

2009年（平成21）に発生した東日本大震災では銚子でも津波被害が発生しました。これ以前にも津波の被害を受け、例えば1677年（延宝5）に発生した延宝地震の津波では、『玄蕃先代集』^{げんばせんだいしゅう}に「高神村大池まで浪上がり浜通り御林、松一万本余折れ」という記述が残されています。

自然災害ではありませんが、第二次世界大戦末期の1945年（昭和20）2月に下志津陸軍飛行学校銚子分教場（現在の春日町から上野町）が米軍機により攻撃され、その後、同年3月と7月に市街地は空襲を受け、壊滅的な被害を受けています。銚子が空襲被害を受けたのは、軍事施設や水産加工工場があったことや米軍の飛行経路上に位置していたことがその理由とされています。

◆祈りの習慣

自然がもたらす災害と恩恵に向き合いながら暮らす中で、自然に対する祈りの習慣が生まれ、今も受け継がれてきています。

1102年（康和4）、高神の高見の浦が津波による被害を受けた際、海神の怒りを鎮めるために東大社（香取郡東庄町）、豊玉姫神社（香取市）、雷神社（旭市）の三社が銚子の外川浜へご祭神の神輿を浜辺に担ぎ込んだことが起源の銚子大神幸祭は、20年に一度執り行われ、市内に18箇所の関所を設け、神事や芸能などが奉納されています。

漁業関係者の間では、一年最初の出漁の際に行われる「漕出」や旧暦6月15日に執り行われる「大潮まつり」、また家を守る女性たちは「明神講」などを行い、漁の安全を願っています。また、網にかかった亀を大切に扱う「亀の子さま」の信仰もあり、市内の寺社に「亀墓」や「鯨墓」があります。

西部地区には、「講」や「同行」と呼ばれる組織が結成され、西国巡礼や出羽三山巡礼などを行い、男性が参加する「おびしゃ（おびしゃ）」や女性が参加する「花見正月」などを行っている町内もあります。

この他の祭礼や風習として、「大般若経」（余山町・小浜町）、元服の儀式といわれる「あんばまつり」（小畑町）、「辻切」（長塚町・小浜町）、黒生大神宮の「御太刀まつり」（黒生町）、峯神社の「夏越の祓い」（新生町）、海上八幡宮の「流鏝馬」（柴崎町）などがあります。海上八幡宮を氏神とする町内では、玄関の軒下に「お的」を掲げ、家を守る風習があります。

◆文芸と学問

1,000年程前に広がっていた「香取の海」は歌の名所として知られ、1216年（建保4）「なつごろも かつりのうらのうたたねに 波のよるよる かよふあきかぜ」（万代集）という藤原定家の歌が残されています。東庄周辺を治めていた東重胤は、鎌倉将軍家に重用されていましたが、歌人としても有名で、胤行（重胤の子）と将軍家歌会に列席したことが『吾妻鏡』に記されています。

また、猿田神社での御浜下りが行われた際、三川浦矢指浜（現旭市）で蛙歌・春雨が連歌を詠み、神前に奉納しています。このような伝統は、近世初期頃まで引き継がれていました。

「磯めぐり」を楽しむ旅人の中には多くの文人墨客、学者、芸能人がいました。小林一茶、平田篤胤などが来遊し、彼らの影響を受け門人となる者など学問や文芸に興味を持つ人々が増えました。これは、銚子が商業で発展し、経済力を持った結果、例えば、渡辺崋山は行方屋大里家、大槻盤溪は田中玄蕃家に滞在し、豪農、豪商、網元が江戸の文化人のスポンサーとなりました。このような文化の交流が、銚子での学問や文化活動を隆盛させ、幕末以降、宮内君甫による「守学塾」1846年（弘化3）、海上八幡宮の宮司松本胤雄による「懷徳塾」などをはじめとする寺小屋や私塾が開設され、盛んになりました。

また、ヤマサ醤油株式会社の前身である濱口儀兵衛商店の10代濱口儀兵衛（梧洞）が、社会教育事業の経営を目的に私財を投じて1925年（大正14）に「財団法人公正會」を設立し、翌1926年（大正15）4月12日に「公正會館」（現銚子市中央地区コミュニティセンター）を開館し、夜間中学公正學院と公正圖書館の設置運営、各種社会事業活動を展開しました。

第5章 銚子資産の把握の基本方針

1. 銚子資産の把握の現状

(1) 把握の現状

本地域計画で対象としているのは、文化財の類型に属し、指定や登録などの保護措置が講じられているものだけでなく、歴文構想の中で、本市の歴史文化を伝えていくために大切な地域資産を全て包括して「銚子資産」として位置づけたものです。ここでは、「銚子資産」の把握の調査の現状について整理します。

【市史編纂】

本市が歴史文化や文化財、寺社等に関する情報や資料の収集をはじめて公的に実施したのは、「銚子市史」(1956年(昭和31))の編纂事業です。1952年(昭和27)に銚子市史編纂委員会を設置し、市史を編纂したことで多くの市民に広く周知されました。その後、市史は「銚子市史Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(昭和編)」(1983年(昭和58))と「銚子市史Ⅳ(平成編)」(2004年(平成16))を刊行し、市史編纂事業で収集した関係資料の一部を銚子市公正図書館に保管してあります。

【市教委の把握調査】

市教委は、千葉県教育委員会(以下、「県教委」という。)が文化財の類型ごとに県内の状況を把握するために実施した実態調査の事前調査に協力することにより文化財の情報を把握してきました。また、これらの調査以外に「所在調査」と「文化財基本調査」(以下、「基本調査」という。)の2つの調査を実施し、銚子資産の把握や価値評価を行ってきました。

「所在調査」は、基本的に「どこに、何があるか」を把握するための調査です。この調査は、市教委の担当職員(以下、「市担当職員」という。)と市教委が協力を求めた市民調査員とともに実施する調査と、市担当職員と市文化財審議会委員が文化財の類型ごとに実施する調査の2つの方法で実施しています。市民調査員とともに実施してきた調査では、類型に当てはまる文化財だけではなく、地域に所在する全ての銚子資産を対象として行ってきました。この調査内容を『銚子資産台帳』(以下、「台帳」という。)にまとめていきます。この「台帳」は、地域住民や学識者からの情報提供、調査機関による調査成果などにより把握した内容もその都度追記し、本市の銚子資産の基礎資料として位置づけています。

「基本調査」は、「所在調査」の中から価値を評価し、指定等の措置を講じて保護していく必要がある文化財を選定し、各文化財の専門家に依頼する学術調査です。調査により価値を評価した文化財は所有者等の理解を得た上で、指定等の措置を講じていくことになります。

【千葉県の把握調査】

県教委は、これまで文化財の類型ごとに県内の実態調査を実施し、表7の報告書を刊行しています。また、千葉県史料研究財団は、県史編纂事業の一環で県内の古文書調査を、千葉県自然保護課や千葉県立中央博物館などでは民俗や地質、地形など本市をフィールドとして様々な調査研究を行っています。本市はジオパーク活動を展開していることから、近年、県立中央博と協働で調査を行い把握につなげています。

【研究機関等の調査】

本市をフィールドとして調査研究を行う研究機関や大学等が多数あり、調査への協力や調査成

果の共有を図ることにより価値を顕在化することができるため、情報を収集し、内容の把握に活かしています。

（２）把握調査の内容

これまでに市教委が行った「銚子資産」の把握の経過について整理します。

◆有形文化財

①建造物

・寺社

寺社建築については、昭和 52（1977）年度に国が主導し市町村の協力を得て県教委が「近世社寺建築調査」を実施しました。調査は建物の所在と特徴を把握する悉皆調査と、その結果を受け、実測、構造形式や装飾の調査、沿革資料の確認等の詳細な調査を行う必要がある寺社が選定され、第二次調査が実施されました。

・産業関連施設等

近代建造物の調査は、県教委が平成 3（1991）年度から平成 4（1992）年度の 2 か年で明治期以降に建設された公共建造物や商工業施設等の近代建造物の基礎資料を得るために「千葉県近代建造物実態調査」を、平成 7（1995）年度から平成 10（1998）年度の 4 か年で幕末から昭和 20 年までの建造物を対象に「千葉県産業・交通遺跡実態調査」を行いました。

平成 14（2001）年度から平成 15（2002）年度に「千葉県近代和風建築総合調査」が行われ、明治～昭和 20 年までに建設された伝統的様式や技法で建てられた木造物（一部洋風の様式や技法が用いられているものを含む）を対象としました。

・古民家等

市教委は、長屋門の把握調査を平成 15 年度に実施しました。建造物を対象とした県教委の調査により把握した江戸時代末期から昭和 20 年代までの建造物 4 軒 13 棟を選定し、平成 23（2011）年度から継続的に「基本調査」を行ってきました。また、平成 27（2015）年度に実施した歴文構想策定事業において建造物を主とした歴史文化的な価値を有する資源の把握を行い、その中で築 100 年程度経過している建物（明治後期から昭和初期）を 18 棟確認することができました。

・石造物

県教委が昭和 49（1974）年度に県内の石造物実態調査を行い、それを継続する形で市教委が昭和 50（1975）年度から昭和 51（1976）年度に市内西部地区の石造物約 300 基の「所在調査」を行いました。その後、平成 22（2010）年度から平成 23（2011）年度に市域全体を対象として実施した「所在調査」の中で石造物も把握しました。

②絵画・工芸品・書籍・典籍

絵画は市教委が「基本調査」を実施しましたが、工芸品の調査記録が残っていないため関係資料の再確認を引き続き行います。また、書籍・典籍については現時点で市内の情報を把握できていません。

③彫刻

東圓寺所有の「木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍立像」（柴崎町：平成 19 年 3 月 30 日市指定）の価値を把握する中で、平成 12（1999）年度から平成 14（2001）年度までの 3 ケ年で市文化財審

議会委員とともに市内の寺院が所有する仏像を対象とした「所在調査」を実施しました。

④古文書

古文書調査は市教委をはじめ千葉県史編纂事業、大学等の調査研究により行われてきました。また、地元の郷土史家による古文書調査も行われ、郷土史研究を推進してきました。市教委では、個人所有や神社等が所有している古文書の調査を平成 17（2005）年度から「基本調査」として実施しました。

⑤考古資料・歴史資料

考古資料については、「基本調査」と発掘調査の成果から把握しています。歴史資料のうち銚子電気鉄道株式会社所有の車両は、県教委が実施した「千葉県産業・交通遺跡実態調査」で、それ以外の資料は市教委が実施している「基本調査」で把握してきました。

◆無形文化財

無形文化財の把握調査は、「銚子縮」を県指定文化財に指定する際に調査を行ったのみで、これ以外に行われていません。現在、把握している文化財の情報は、関係者と連携した取り組みの中で得た情報と平成 22（2010）年度から平成 23（2011）年度に実施した「所在調査」で把握したものです。

◆民俗文化財

①無形の民俗文化財

・風習

平成 6（1994）年度に千葉県の県史編纂事業の一環で「千葉県地域民俗調査」が実施され、「ウミガメに関する漁労習俗」の調査が行われました。

・祭り及び行事

平成 11（1999）年度から平成 13（2001）年度に急激な社会的環境の変化により行事の形態が変貌し、消滅の危機にさらされていることから、県教委が「千葉県 祭り・行事調査」を実施し、市教委が市域内の祭り・行事をリストアップし、それに基づき基礎調査と個別テーマによる詳細調査が行われました。

②有形の民俗文化財

・絵馬

平成 5（1993）年度から平成 7（1995）年度までの 3 か年で、寺社の改築等による絵馬等の保存に危機感を持ち、その実態調査を県教委が行いました。平成 4（1992）年度に県内各市町村が担当して予備調査を行い、昭和 10 年代以前（戦前）の絵馬、奉納額、建築彫刻を調査対象とし、予備調査に基づく悉皆調査と絵馬等が多く奉納されている寺社や地域の特色を有する事例の詳細調査が行われました。

・民俗資料

平成 21（2009）年度から平成 23（2011）年度で「銚子市教育委員会収蔵資料整理作業」を行い、市教委が収蔵している約 1,200 点の資料の台帳を整理しました。その台帳を基に、平成 28（2016）年度に漁労用具、利根水運関係資料、干鰯・鰯粕関係資料、海苔製造関係、商業及び醤油関係資料、諸職用具、農業用具、養蚕・製糸・機織関係資料等を再整理しました。

◆記念物

①遺跡

県教委は、これまで貝塚、城跡、洞穴遺跡及び横穴墓の悉皆調査を行い、昭和 63（1988）年度に県内主要貝塚確認調査で余山貝塚の範囲等を確認しました。1994 年（平成 6）、各種開発行為により失われた遺跡が増加し、保護と活用を図るための基礎資料を整備するために中近世の城郭跡の調査を行い、洞穴遺跡及び横穴墓の悉皆調査は、平成 14（2002）年度に縄文時代から古墳時代にわたり使用された遺跡を対象とした調査を実施しました。

また、県内全域の「歴史の道」の調査を昭和 61（1986）年度から平成 2（1990）年度で行いました。開発事業が大規模化し、旧来の街道は変容し、姿を消しつつある中で、文物や人々の交流の舞台となった街道や水路、それらに関わってきた寺社、道標などの総合的な調査となりました。

市教委は、20 年に一度行われる「銚子大神幸祭」の際、東大社、豊玉姫神社、雷神社の三社の神様が集まる神逢塚古墳の「基本調査」を平成 3（1991）年度に実施しました。

②名勝地

文化庁は平成 23（2011）・24（2012）年度の 2 ケ年で、全国各地に所在する未指定・未登録の風致景観及び近代以前の歴史的庭園等を対象とした「名勝に関する総合調査事業」として、地方公共団体の協力を受け「所在調査」を実施しました。

市教委は、平成 27（2015）年度に文化庁からの委託事業として「名勝に関する特定の調査研究事業」を実施し、屏風ヶ浦の名勝としての価値を評価するための総合調査を実施しました。また、「海上郡誌」を活用して市域内の名勝地を把握してきました。

③動物、植物、地質鉱物

・動物、植物

植物の調査は、千葉県環境生活部自然保護課が平成 10（1998）年度から平成 12（2000）年度に県自然環境保全地域の指定候補地の調査を行いました。市教委は、屏風ヶ浦の海食崖上の休耕田が深く泥沼化し、食虫植物が群生している区域を地元町内会の協力を受けながら保護活動を行い、さらにこの保護区域内の植生調査を 4 回行ってきました。

動植物については、これ以外に千葉県が発行している「レッドデータブック」を利用し、市域内の情報を確認しています。

・地質鉱物

平成 5（1993）・6（1994）年度に「千葉県内地質鉱物基礎調査」が実施され、急激な都市化が進み、貴重な地質鉱物資料が喪失の危機に直面していることから、将来的に天然記念物として保存すべき資料を洗い出すための調査が行われました。また、本市は、地質資産を核とした「ジオパーク」活動を展開しており、活動の一つの核である地質資産の保全のため、市内の地質・地形に関する情報を収集し、調査研究を行っています。平成 27（2015）年度に市内の貴重な地質（化石の採掘場を含む）が確認できる 34 地点の現状確認を行いました。

◆集落調査

市教委は市内の 5 地域（銚子漁港周辺、外川町周辺、高神町周辺、野尻町周辺、宮原町）の集落調査を平成 28（2016）年度に実施しました。

	種類	対象	把握調査に関連する成果及び資料等	報告書発行年度等	調査主体
有形文化財	建造物	寺社建築	千葉県近世寺社建築緊急調査報告	昭和54(1979) 年度	千葉県教育委員会
		近代建造物	千葉県近代建造物実態調査報告書	平成4(1992) 年度	
			千葉県産業・交通遺跡実態調査報告書	平成10(1998) 年度	
			千葉県近代和風建築総合調査報告書	平成15(2003) 年度	
		建造物	国際観光に資する地域資源活性化方策調査	平成15(2003) 年度	文化庁文化財部建造物課
		古民家	銚子市文化財基本調査報告 破角商店主屋/清川家住宅/旧公正會館/旧西廣家住宅/石上酒造	平成23(2011) 年度 ～平成28(2016) 年度	銚子市教育委員会
			銚子市内長屋門調査報告	平成15(2003) 年度	
			銚子市歴史文化基本構想策定に伴う建物調査報告書	平成27(2015) 年度	
		石造物	千葉県石造物実態調査	昭和49(1974) 年度	千葉県教育委員会
			銚子の石造物-西部地区-	平成16(2004) 年度	銚子市教育委員会
	絵画	絵画	銚子市文化財基本調査報告書	平成3(1991) 年度	銚子市教育委員会
	彫刻	仏像	銚子市文化財基本調査報告	平成11(1999) 年度 ～平成14(2002) 年度	銚子市教育委員会
			銚子市内仏像調査報告	平成12(2000) 年度 ～平成14(2002) 年度	
	工芸品	工芸品	(「鏡」「梵鐘」「釈迦涅槃図」の調査記録確認できず)	—	
	書籍・典籍		—	—	
	古文書	古文書	海上町史 史料編1・史料編2	昭和60(1985)・ 昭和63(1988) 年度	海上町史編纂室
			千葉県史料 千葉県収蔵資料目録	(調査年度不明)	千葉県史料財団
千葉県経済大学調査目録			(調査年度不明)	千葉経済大学	
銚子市文化財基本調査古文書目録(猿田神社及び個人所蔵4件)			平成17(2005) 年度～	銚子市教育委員会	
考古資料		考古資料	銚子市文化財基本調査報告 銚子市教育委員会発掘調査報告書	(昭和40年代前半) 昭和45(1970) 年度～	銚子市教育委員会
歴史資料	歴史資料	千葉県産業・交通遺跡実態調査報告書	平成10(1998) 年度	千葉県教育委員会	
		銚子市文化財基本調査報告	平成3(1991) 年度～	銚子市教育委員会	
無形文化財	芸能	銚子資産所在調査台帳 (「銚子縮」の調査記録確認できず)	平成22(2010) 年度 ～平成23(2011) 年度	銚子市教育委員会	
	工芸技術				
民俗文化財	有形の民俗文化財	風習	千葉県史編さん資料 千葉県地域民俗調査報告書 第2集	平成6(1994) 年度	千葉県 (財団法人千葉県史料研究財団)
		絵馬	千葉県祭り・行事調査報告書	平成13(2001) 年度	千葉県教育委員会
		民俗資料	民俗資料台帳(銚子市教育委員会所蔵資料)	平成21(2009) 年度 ～平成22(2010) 年度	銚子市教育委員会
			銚子市歴史文化基本構想策定に伴う民具調査報告書	平成28(2016) 年度	
	無形の民俗文化財	祭り・行事	千葉県文化財実態調査報告書●絵馬・奉納額・建築彫刻●	平成7(1995) 年度	千葉県教育委員会
記念物	遺跡	貝塚	千葉県主要貝塚確認調査報告書	昭和62(1987) 年度	千葉県教育委員会
		城跡	千葉県中近世城郭研究調査報告書	平成2(1990) 年度	
		横穴	千葉県所在洞穴遺跡、横穴基詳細分布調査報告書	平成14(2002) 年度	
		城跡	千葉県所在中近世城館跡詳細分布調査報告書Ⅰ 旧下総国地域一	平成6(1994) 年度	
		歴史の道	千葉県歴史の道調査報告書 三 銚子街道	昭和61(1986) 年度	
			千葉県歴史の道調査報告書 七 江戸川・利根水運	昭和62(1987) 年度	
			千葉県歴史の道調査報告書 八 江戸川・利根水運Ⅱ	昭和63(1988) 年度	
			千葉県歴史の道調査報告書 十 多古銚子道	昭和63(1988) 年度	
			千葉県歴史の道調査報告書 十八 海上・河川交通	平成2(1990) 年度	
			名勝に関する総合調査 -全国的な調査(所在調査)の結果-	平成24(2012) 年度	
	名勝地	自然名勝	名勝に関する特定の調査研究事業に関する成果の報告書 一 原風ヶ浦(千葉県銚子市) 一	平成27(2015) 年度	文化庁文化財部記念物課 銚子市教育委員会
		庭園	旧伏見宮家別邸銚子瑞鶴荘の庭について	昭和60(1985) 年度	東京農業大学造学科
	動物・植物・地質鉱物	動物	千葉県の保護上重要な野生生物 千葉県レッドデータブック 一 動物編一	平成12(2000) 年度 平成23(2011) 年度	千葉県立中央博物館
		県自然環境保全地域	千葉県自然環境保全学術調査報告書	平成12(2000) 年度	千葉県環境生活部自然保護課
		植生調査	千葉県の保護上重要な野生生物 千葉県レッドデータブック 一 植物編一／一 植物・菌類編一	平成11(1999) 年度 平成21(2009) 年度	千葉県立中央博物館
			大谷津食虫植物群生地植生調査報告書	平成21(2009) 年度	銚子市教育委員会
		地質鉱物	天然記念物緊急調査報告書 一 千葉県地質鉱物基礎調査一	平成5(1993) ～平成6(1994) 年度	千葉県教育委員会
		化石産出地	銚子市歴史文化基本構想策定に伴う地質調査報告書	平成27(2015) 年度	銚子市教育委員会
	文化的景観	集落	銚子市歴史文化基本構想重点区域調査報告書	平成28・29(2016・2017) 年度	銚子市教育委員会
			歴史文化地理学実施報告書第(3～5・8～12号)	平成10(1998) 年度 ～平成18(2006) 年度	筑波大学歴史・人類学系 歴史地理学研究室
伝統的建造物群			—		
埋蔵文化財			千葉県銚子市埋蔵文化財分布地図	昭和62(1987) 年度	銚子市教育委員会
その他の銚子資産	千葉県海上郡誌			昭和60(1985) 年度	海上町(現 千葉県旭市)
	銚子市史／銚子市史Ⅰ・銚子市史Ⅱ・銚子市史Ⅲ／銚子市史Ⅳ			昭和31(1956) 年度 昭和58(1983) 年度 平成16(2004) 年度	銚子市
	千葉県史「千葉県の歴史」・「千葉県の自然誌」			平成3(1991) 年度 ～平成20(2008) 年度	千葉県
	銚子と文字者とのふれ合い			昭和54(1979) 年度	銚子市教育委員会
	銚子の民話			昭和61(1986) 年度	
	銚子のことば			昭和62(1987) 年度	
	銚子資産所在台帳			平成22(2010) ～平成23(2011) 年度	
	銚子市教育委員会収蔵資料整理台帳			平成21(2009) 年度 ～平成23(2011) 年度	

表7 把握調査の実績報告書等の一覧

◆埋蔵文化財包蔵地

市教委は、昭和 53（1978）年度に「千葉県銚子市埋蔵文化財分布図」を作成し、その後、新たに遺跡が発見されたため、昭和 62（1987）年度に改めて分布調査を実施しました。その際、確認された遺跡は 185 箇所、現在新たに 5 遺跡確認し、190 遺跡を把握しています。

◆筑波大学による調査

筑波大学（調査時 筑波大学人文社会科学研究科歴史・人類学系歴史地理学研究室）は、1998 年（平成 10）頃から約 10 年間に渡り、銚子をフィールドとした水産業や農業、商業などの産業及び関連地域の現地調査を行いました。関係者からの聞き取りや古文書、写真等の資料による調査が積み重ねられ、今では確認が難しい内容を知ることができます。報告書は風習や信仰、関係者の心情なども記述されており、市教委はこの調査成果を整理し、必要な事柄を「台帳」に記載し、遺していく必要があります。

◆地域に所在する銚子資産

市教委は、市内に伝わる民話や伝承、方言を調査し、「銚子の民話」（昭和 62 年 3 月発行）や「銚子のことば」（昭和 63 年 3 月発行）を作成し、有償頒布してきました。また、来銚した文学者の銚子を題材とした作品や銚子との関わりを紹介した「銚子と文学者とのふれ合い」（昭和 55 年 3 月発行）も作成しています。これらの冊子は、市文化財審議会委員に調査協力を求め、作成しました。

平成 22（2000）年度から平成 23（2001）年度にかけて、緊急雇用創出事業の補助金を活用して「所在調査」を実施しました。市内 111 町内を単位として地域に残る銚子資産の所在の確認、写真撮影、情報収集などの悉皆調査と古文書所有者や講、祭礼などに関する情報収集をアンケート調査として実施（回答は 58 町内）しました。

		有形文化財								無形文化財	民俗文化財		記念物			伝統的建造物群	文化的景観	指定文化財等を除く 銚子資産
		建造物	彫刻	絵画	工芸	書籍・典籍	古文書	考古資料	歴史資料		有形文化財	無形文化財	史跡	名勝	天然記念物			
東部	地質													◎	◎			△
	先史							○					△					
	古代				○	—		○	—	×			×					
	中世				△	—	○	○	△	×			×					
	近世	△	△	△	○	—	△	—	△	○	△	△	×				—	
	近代	△	△	△	—		△		△	×			○				—	
中央	地質														○			△
	先史							○	—	×			△					
	古代				○	○		○	—	×			×	○	○			
	中世				△	○	○	○	△	×			×					
	近世	△	△	△	○	○	△	—	△	○	△	△	×	○				
	近代	△	△	△	—		△		△	×								
西部	地質														○			△
	先史							○	—	×			△					
	古代				○	—		○	—	×			×	○				
	中世				△	○	○	○	△	×			×					
	近世	△	△	—	○	—	△	—	△	×			×				—	
	近代	△	△	—	—		△		△	×							—	

◎ 文化財所在調査で把握して、その後文化財基本調査を実施している ○ 文化財所在調査で把握しているが、文化財基本調査は実施していない

△ 文化財所在調査で把握しているが、情報量が少ない

× 所在が把握できていない

表 8 市域の銚子資産の把握状況

2. 銚子資産の把握の課題

銚子資産の把握の現状を踏まえて、その課題について整理します。

【銚子資産の市民への周知不足】

銚子資産の把握のためには、本市が「銚子資産」として守り伝えていく対象が「何か」を市民に十分理解してもらう必要があります。市教委や協議会が歴文構想策定後に実施してきた事業を通じて、市民に対して「銚子資産」の対象やその価値、そして保存と活用の将来像を伝えきれず、市民が『銚子資産』とはどういうものか」を十分理解しているとはいえません。

【銚子資産への興味・関心】

「文化財」はある一部の専門家だけが関与する特別なものという認識を持つ市民が多く存在していることも、歴文構想策定時の各町内会を対象としたアンケート調査で明らかになっています。本来、「銚子資産」は銚子という風土や風土を活かした暮らしの中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきたもので、「銚子ならでは」や「地域ならでは」という私たちの身近な存在でした。しかし、生活様式や地域社会を取巻く環境の変化により、地域への興味・関心が薄れてきたことで、地域の中の銚子資産が気づかれぬまま失われたり、語り継がれてきたことが次世代に継承されない場合も増えています。銚子資産を守り続けるためには、所有者をはじめ関係者の保護に対する理解と協力が必要です。

【市民の巻き込み】

市教委がこれまで実施してきた「所在調査」は、市民調査員とともに実施した調査もありますが、行政主体で行っている調査が多い状況です。この調査は、地域の多様な銚子資産を拾い上げることを目指しており、より多くの地域住民が調査に参加することで住んでいる地域への興味・関心を高め、地域の魅力を再認識し、身近な「銚子資産」に気づいてもらえるような事業として実施していく必要があります。そして、調査目的や調査対象をわかり易く伝え、調査技術の向上に努めつつ、多くの情報が集まりやすい環境や文化財保護意識の高揚を目指す取り組みとして位置づけていくことも重要です。

【銚子資産の把握】

「銚子資産」の調査対象に偏りがみられます。文化財の類型では、無形文化財や民俗文化財の把握が少なく、地区では西部地区が他の地区に比べて十分ではありません。市全体的に所在は把握していますが、情報量に差があり、調査を継続し、内容を充実させていく必要があります。そのために、計画的かつ継続的に調査が実施できる体制も整備する必要があります。

【計画的な調査の実施】

「所在調査」後、速やかに学識者による専門的な調査が必要な文化財を選定し、「基本調査」を実施する仕組みは整っていますが、計画的に進めることができていません。

【調査情報の把握】

大学や研究機関等が実施している調査研究の成果を把握し、情報収集や内容を精査した上で、「台帳」への整理を進め、記載内容の充実にも努め、価値の評価に活用していく必要があります。

区分		内容
銚子資産の把握	把握	市民に対して「銚子資産」として守る対象や価値等の周知不足
		身近な「銚子資産」が忘れられ、地域で価値が継承されない
		所有者等の理解や協力を得られない場合は「銚子資産」を残していくことが難しい
		研究機関等が実施した調査成果の把握や、整理ができていない
	調査	市民参加型の「銚子資産所在調査」の仕組みがない
		「銚子資産所在調査」への協力を得るための環境整備が不十分である
		調査対象の偏りがみられる
		調査内容の充実を図る必要がある
		計画的かつ継続的に把握に取り組む体制づくりが必要である
		「文化財基本調査」が計画的に実施できていない

表9 銚子資産の把握の課題

3. 銚子資産の把握の方針

銚子資産の把握の現状と課題を踏まえ、地域住民や学識者からの協力を得て、銚子資産の総合的な把握と「基本調査」により価値を評価する仕組みを「銚子資産に気づく」として整理します。

方針：銚子資産に気づく

市民一人一人が、「銚子資産」として守り伝えていくものの対象を理解し、市域内に所在する「銚子資産」を把握します。そして、「銚子資産」に関連する情報を記録し、必要に応じて学術調査を実施することで価値を評価していきます。

銚子資産の把握の第一歩として、本地域計画の対象としている「銚子資産」の位置づけ（定義）と対象とするものを市全体で共有していくために「銚子資産とは何か」を広く周知していきます。そのための中心的な事業として、地域住民参加型の「所在調査」を実施するための仕組みを作り、計画的かつ継続的に身近にある銚子資産の把握に努め、市域内の多様な銚子資産を拾い上げていきます。地域を取り巻く自然環境や地域の暮らしを知ること、より地域住民の視点に沿った「銚子資産」を見い出していきます。

これまで「所在調査」は、町内ごとに実施してきました。しかし、「銚子資産」が単独で存在しているのではなく、それぞれが深く関わりを持って存在しているため、地域計画の中で設定した「銚子・ものがたり」（P89～P145）や「文化財保存活用区域」（P146～P175）を活用し、市文化財審議会委員に指導・助言を受けながら銚子資産の周辺環境を一帯のものとして考える視点を持ち、総合的で横断的な整理をしていきます。

この「所在調査」で把握した銚子資産の中から「基本調査」を実施する文化財を選定し、計画的に調査を実施しながら価値を評価します。また、研究機関等が実施した調査の把握にも努め、成果を整理し、価値を評価する際に活用できるようにしていきます。

このように本市で実施した全ての調査成果の結果は台帳に整理した後、データベース化する仕組みを構築します。

銚子資産の把握とその価値の評価を「銚子資産に気づく」という方針に沿って事業を展開し、銚子資産により本市の歴史文化の特徴を可視化し、地域住民に対して楽しく、わかり易く伝えていく中で、銚子資産が身近なものであるという意識を醸成しながら、「持続可能な文化財保護の仕組みの構築」につなげていきます。

区分	内容
方針：銚子資産に気づく	
把握	守り伝えていく「銚子資産」の対象を共有する
	「銚子・ものがたり」や「文化財保存活用区域」を活かした「銚子資産」の総合的な把握
	研究機関が実施した調査成果を把握し、価値の評価につなげる
	「銚子資産」のデータベースを作成し、情報を一元化する
調査	市民参加型の「銚子資産所在調査」の仕組みを作る
	「銚子資産所在調査」への関心を高め、情報提供等を行いやすい環境を作る
	計画的かつ継続的な調査により調査対象の偏りを減らし、内容の充実を図る
	計画的な「文化財基本調査」の実施に向けた仕組みを作る

表 10 銚子資産の把握の方針

第6章 銚子資産の保存・活用の基本方針

1. 銚子資産の保存の現状と課題

(1) 銚子資産の保存の現状

【価値の共有】

市教委は、「所在調査」や「基本調査」の成果の公開方法等を整備していないので、公開が難しく、地域住民に調査成果を活用した銚子資産の価値や魅力を十分伝えることができませんでした。

【保護措置】

「所在調査」で把握した銚子資産の中で指定等の措置を講じる必要がある文化財については、「基本調査」を実施し、価値を評価した上で指定または登録制度に基づく保護を進めています。

【指定文化財等の日常の管理及び修理への対応】

市教委は、指定及び登録文化財の所有者や管理団体による日常の管理への協力や助言、解体修理をはじめとする保存整備事業の実施に向けて事前協議を行い、適正な保護が図れるように連携して取り組んでいます。特に解体修理の事業化については、早い時期から所有者や学識者等と協議を重ねて、現状の把握の調査に基づく修理計画を立案し、適正な時期に補助事業を活用して着手できるように努めています。しかし、所有者とのコミュニケーション不足により現状の把握ができていない文化財もあり、このような場合は保存に影響を与える行為等が発生した時点で協議し、対応しています。

【銚子資産の保護】

指定等の保護措置を講じていない銚子資産は、所有者等の理解と協力が無い限り、開発行為等により価値が把握できないまま失われてしまう場合があります。また、個人所有のものは、状況が把握しにくく、所有者の代替わりや相続の際、譲渡や散逸、滅失することもあり、中でも築50年以上経過している歴史的な建物も空き家として放置され、老朽化により取り壊される事例が多く見受けられます。

【次世代への継承】

市内の町内会には郷土芸能や鳴り物等の無形文化財の保存会があり、これまで次世代への継承活動に取り組んできましたが、近年、少子高齢化や子どもを取り巻く社会環境の変化により保存会の休止や解散、統合が見受けられます。また、活動の場であった地域の祭りも縮小傾向で、活動する機会も減少しています。信仰に根づく伝統行事の保存会でも休止や解散する団体がある中で、行事の運営方法を見直して活動を継続している団体や休止していた神楽を青年団が再興し、継承活動に取り組んでいる団体もあります。

【防災・防犯】

文化財の防災や防犯対策は、所有者によって日常の管理の一環として行われています。銚子市消防本部の指導に基づき、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせて指定文化財建造物を中心に防火訓練や防災設備点検を実施し、それ以外の指定文化財等の所有者には書面で啓発活動を実施しています。

近年、所有者から防犯カメラの設置に対する相談も増えつつあり、防犯体制を強化できるように指導・助言しています。

【保存環境】

これまで、本市の民俗資料や古文書などは銚子市青少年文化会館内で収蔵してきました。また、発掘調査の出土遺物は、教育施設等の空きスペースに分散して収蔵しています。施設の老朽化や出土品の増加による収蔵スペースの確保や資料の収蔵環境と整備について検討していかななくてはなりません。

（２）銚子資産の保存の課題

【価値の共有】

市教委が実施してきた「所在調査」や「基本調査」の成果は、公開のルールや方法を整備していないため公開できず、調査内容の共有や情報発信が不十分でした。そのため、銚子資産の価値や魅力を十分伝えることが出来ず、保護意識を醸成することにつなげることもできませんでした。

【保護措置】

「基本調査」を実施し、価値を評価した文化財の中で、指定措置を講じないままとなっている文化財があり、調査後、速やかに指定等の事務を推進できるように努めていきます。

【指定文化財等の日常の管理と修理への対応】

指定及び登録文化財の所有者等とコミュニケーションを図り、管理状況や保存状態を定期的に確認できる仕組みを作り、保存の課題を共有していくことが大切です。そして、指定文化財ごとに「文化財保存活用計画」（以下、「計画」という。）を策定し、保存と活用に必要な事業を定め、計画的な保護に努めていくことが重要です。

行政は、所有者と連携して指定文化財等の状況を的確に把握し、保存のために必要な事業を推進していけるように、市全体の指定文化財等の修理計画を作成しておく必要もあります。さらに、保存整備に活用できる補助事業の情報の把握や市の文化財関連の補助制度を見直し、財源の確保についても関係各課と協議し、事前に検討しておく必要があります。

【銚子資産の保護】

現在、未指定の銚子資産を守る仕組みがありません。「銚子資産」の位置づけや、対象となるものの価値を発信し、市全体で守る意識を高めつつ、保護の仕組みを整えていくことも大切です。さらに、関係各課の施策との共有を進め、例えば「景観計画」など関連する法令や制度等を活用した保護の枠組みを検討してもえるように横断的な連携体制を構築していくことが重要です。

【保存環境】

郷土資料の展示室や収蔵庫が整備された銚子市青少年文化会館が老朽化に伴い安全性への懸念から、平成 30 年度をもって休館しました。これまで郷土資料や出土品などの資料は空きスペースがある教育施設にも分散して収蔵していたので、今後一括で保管、管理できる青少年文化会館に代わる資料の展示や収蔵が行える収蔵施設の確保や収蔵環境の改善に取り組んでいく必要があります。

【次世代への継承】

無形文化財の継承活動が難しい状況にある中で、各保存会の取り組みの現状や課題を共有し、支援の在り方を検討していく必要があります。また、令和元年度から無形文化財の発表の場づくりの一環として始めた「郷土芸能の集い」を継続していくため、体制の整備と内容の充実を関係

者とともに連携して取り組みながら、発表の機会を創出していくことが大切になります。また、無形文化財の保存会以外にも、地域の銚子資産を「地域の宝」として清掃美化活動や普及啓発事業に取り組んでいる団体に対しても同様に支援の在り方を検討していきます。

【周辺環境の保全】

これまで銚子資産は、個々の銚子資産を単体で保護してきました。しかし、銚子資産の価値を評価する中で、多様な銚子資産が関連し合いながら、一つの銚子資産の価値を形成していることがわかります。この価値を支えている関連性がある銚子資産を一つのまとまり（群）としてとらえ、その背景にある「ストーリー（ものがたり）」や周辺環境まで含めた保護の在り方を考えていく必要があります。

【防災・防犯】

近年、大雨等の自然災害や地震などへの警戒が高まっている中で、災害時の銚子資産の保護への対応が銚子市防災計画には記載がないため、速やかに関係機関と連携を図り、計画への盛り込みや災害時対応の整備が必要です

区分		内容
銚子資産の保存	共有	「文化財所在調査」や「文化財基本調査」の成果が共有できていない
		価値を共有するための効果的な情報発信ができていない
		市民が銚子資産への保護意識を醸成する取り組みが少ない
		本市の銚子資産に関する価値や魅力を十分伝えきれていない
		少子高齢化や生活様式の変化に伴い地域の情報や活動を継承していくことが難しい
	継承	無形文化財等の保存と継承の担い手の不足
		無形文化財等の活動の場所の確保が必要
		地域の銚子資産の保存活動をしている文化財保護団体などへの支援の枠組みがない
		銚子資産の日常の管理などに文化財保護団体と連携した取り組みが必要
	保存	指定及び登録制度による保護措置を講じることができる体制などの整備不足
		所有者等とのコミュニケーション不足による情報共有不足
		指定及び登録文化財の日常の保存管理の状況が把握ができていないものがある
		適切な周期での保存修理ができていない指定文化財がある
		指定文化財の個別の「保存活用計画」が未整備
		すべての指定文化財等の状況を把握した上での市全体の保存整備計画が未整備
		財源の確保や補助金の情報収集不足、市文化財補助事業の制度の見直し
		指定文化財等以外の銚子資産の保存の仕組みが未整備
		市全体で銚子資産を保護していく意識や環境が未整備
		銚子資産を関係各課の施策と連携して保護していく体制が不十分である
		資料の収蔵スペースの確保と整備が不十分である
	周辺環境の保全	周辺環境を含めた銚子資産の価値を伝える事業が不足している
		銚子資産を取り巻く周辺環境の保存方針の検討が必要
	防災・防犯	防災及び防犯の体制の整備と意識の高揚を図る必要がある
		指定文化財以外の防災訓練等の取り組みが十分ではない
		銚子市防災計画との連携や災害時対応を確認する必要がある
		文化財管理基本情報の整備と関係機関との共有

表 11 銚子資産の保存の課題

2. 銚子資産の活用の現状と課題

(1) 銚子資産の活用の現状

【公開】

本市では、指定文化財を所有する寺社が1年に1度など定期的に文化財の一般公開を実施しています。市教委は文化財が新たに指定や登録された際、文化財の保存修理事業に着手している期間内や遺跡の発掘調査実施時などに、所有者等の協力を得て公開しています。指定文化財を中心とした銚子資産をめぐる「文化財めぐり」や本市出身の版画家金子周次の作品に描かれた風景をめぐる「金子周次の風景を歩こう」などの事業も行い、銚子資産に触れる機会を市民に提供しています。

【情報発信】

銚子資産の情報発信としては、ホームページ、社会教育資料、パンフレットを作成しています。市教委のホームページでは指定文化財の紹介、文化財関連行事のお知らせや報告を掲載しており、協議会でもホームページを運営し、「文化財保存活用区域」（P146～P175）を基本とした地域ごと、そして本市の歴史文化の特徴（P49～P58）ごとに銚子資産を紹介しています。社会教育資料は指定文化財や民話、方言、銚子を訪れた文化人を紹介した資料等を有償頒布し、パンフレットについては、協議会が文化庁の補助事業を活用して作成しています。

【公開のための施設】

銚子市青少年文化会館には郷土資料室や考古資料室、銚子ジオパークミュージアムが設置されていました。休館に伴い、2020年（令和1）5月に考古資料室と銚子ジオパークミュージアムは銚子市地域交流センターへ移設しましたが、郷土資料の展示室は確保することができませんでした。

【教育活動】

「銚子市教育基本方針」（平成27（2015）年度策定）では、教育資源や地域の人材を活用して学ぶ機会を充実させ、「ふるさと銚子」を誇りに思い、大切にする心を育む教育の推進を目指しています。そのため、市内の全小学6年生を対象として「ふるさと学習」や「ジオパーク学習」を展開しています。この学習活動では、屏風ヶ浦や常灯寺本堂及び木造薬師如来坐像、余山貝塚を学習のフィールドとして活用し、市内13の小学校の要望に応じたプログラムを作り対応しています。

【地域活動】

地域の銚子資産を「地域の宝」として後世に伝えていくことを目標とした市民団体が生まれました。犬吠埼灯台の学術的な資料収集などを行っている「犬吠埼ブラントン会」、大地の成り立ちと人との関わりをテーマとしたジオパーク活動を支える「銚子ジオパーク市民の会」、そして「余山貝塚美化の会」（以下、「美化の会」という。）や「高田川と共生する会」（以下、「共生する会」という。）は地域の清掃活動とともに将来的にはまち歩きルートを整備して、地域の良さを伝えていきたいと考えて活動をしています。「銚子ジオパーク市民の会」、「美化の会」は、「ふるさと学習」や「ジオパーク活動」に行政とともに連携して取り組んでいます。また、町内会に組織されている鳴り物保存会や無形文化財の保存会などもあります。

民間事業者の活動として、醤油醸造業関連企業は醤油醸造の歴史や技術を伝える工場見学や史

料館を運営しています。外川地区には外川の歴史を伝える「外川ミニ郷土資料館」を開設している企業もあり、観光振興や地域振興の一翼を担っています。

【総合的な活用】

協議会は、平成30(2019)年度から文化庁の補助事業を活用して「銚子資産を活かした観光拠点整備事業」に取り組んでいます。登録有形文化財である「旧西廣家住宅(治郎吉)主屋」外4棟を観光拠点として活用を図るために、所有者による建物の美装化事業、当該文化財及び本市の歴史文化、観光案内を紹介できるガイドの配置を行いながら一般公開しています。さらに、漁業の歴史を伝える建造物であることから「漁師の手仕事」と題して、漁業等に関連する体験メニューを造成し、ワークショップを開催しています。これらの事業以外にも、歴史文化講演会の開催やガイド養成事業などの人材育成、SNSやパンフレット、文化財説明板を活用した銚子資産の情報発信を実施しています。

これらの事業は、地域計画で設定した「文化財保存活用区域」(P146～P175)を活用した「まち歩きルート」の整備を目指す中で、市内外の人々にふるさと銚子の歴史文化を感じる場を提供し、歴史文化観光につなげていこうと考えています。

そして、千葉県内唯一の日本ジオパークである「銚子ジオパーク」や日本遺産「北総四都市江戸紀行」などの切り口で多彩な銚子資産を「ストーリー(ものがたり)」でつなぎ、「銚子資産の保護(保全)」「教育活動」「観光振興」という3つの柱に沿って活動を推進しています。なお、これらの活動は、市単独の事業ではなく、「日本ジオパークネットワーク」や「日本遺産連盟」、「千葉県北総四都市江戸紀行活用協議会」などの広域での連携事業でもあり、活動を通じて「銚子ブランド」の向上と発信につなげていこうとしています。

(2) 銚子資産の活用の課題

【銚子資産の公開】

銚子資産の公開は、寺社が所有している指定文化財を中心に行っているため、今後より多くの所有者に協力を求めて、公開可能な文化財を増やしていく必要があります。また、「文化財めぐり」はテーマやストーリー性を重視し、本市の歴史文化を楽しく、わかり易く伝えていく工夫をしながら展開していくことが大切であると考えています。

【情報発信】

近年、SNSの活用により魅力的に情報発信を行うことで、地域の歴史文化や文化財への興味関心を高めている地域もあります。本市は市教委や協議会のホームページがありますが、定期的に情報を更新していく体制が整っていないため、適切な時期に発信したい情報を掲載できていません。

【公開のための施設整備と体制】

銚子市青少年文化会館の休館に伴い、総合的に本市の歴史文化を学ぶことができる展示室(施設)がありません。資料の収蔵場所の課題とともに展示室の確保と整備を検討するとともに、展示や解説に市民が関われるようにボランティアガイドの仕組み作りを含めた運営体制の構築も課題となっています。

【教育活動と必要な整備】

学校教育との連携で取り組んでいる「ふるさと学習」のプログラムの充実と運営体制を構築していく必要があり、また見学場所である遺跡の史跡整備等を実施することで、より効果的な学習教材となり、プログラムへのニーズが高まることも推測でき、必要な整備を検討していく必要もあります。さらに、このような史跡整備を進めることにより、銚子資産が地域振興や観光振興の一つの大切な観光資源であることが明らかになり、関連部署や協議会が実施している「銚子資産を活かした観光拠点整備事業」との連携も重要となってきます。

【総合的な活用】

銚子資産の個々の価値を把握し、保護していくとともに、「銚子・ものがたり」のストーリーを構成する銚子資産や「歴史文化保存活用区域」内に所在する関連性のある銚子資産の一体的な保存活用を図り、魅力を発信する取り組みを充実させていく必要もあります。これらの総合的な活用を図ることにより、地域への興味関心を高め、持続可能な文化財の保護の推進力になるとともに、「銚子らしさ」を具体的に表現でき、観光振興に寄与できるものと考えられます。

現在、関連する銚子資産を組み合わせた「ストーリー（ものがたり）」に基づき、「銚子ジオパーク」や「日本遺産」の活動を展開していますが、各団体との活動の連携が図れず、活動推進の大きな力になり得ていません。これらの取り組みは、「銚子ブランド」の魅力を広域に発信することもできるので、将来像を共有し、必要な整備等を連携して取り組みながら、銚子資産の総合的な活用として推進していくことが大切になってきます。

【重点事業の設定】

銚子資産の多様な活用が展開されていますが、財源や人材が限られており、優先的かつ重点的な事業を設定していくことも必要です。

【多様な主体者のつながり】

個々に活動している文化財保護団体や鳴り物保存会等の活動に対する理解を深め、対象としている銚子資産の保存と活用の将来像を話し合い、共有して取り組んでいく必要があります。各団体が実施している活動を紹介し、興味・関心を持った人たちが活動に参加しやすい機運を醸成していくことも大切です。

区分		内容
銚子資産の活用	活用	銚子資産の公開を推進するために所有者等の理解と協力が必要
		銚子資産に触れる機会の創出と情報発信が重要
		展示施設の充実と市民ボランティアの育成が必要
		活用を積極的に進めるための体制の整備が必要
		ふるさと学習プログラムの充実と運営体制を整備していく必要がある
		史跡整備等を実施することで効果的な活用が図れる銚子資産を検討していく
		地域活性化や観光振興の取り組みと銚子資産の活用がつながっていない
		銚子資産を活かした施策や各団体の活動との連携不足
		銚子資産を活かした広域連携組織に加盟しているが、有効に活用できていない
		財源や人材が限られている中で、事業の優先順位を設定する必要がある
	地域活動	文化財保護団体と行政が対象となる銚子資産の将来像の共有が図れていない
		地域活性化に銚子資産を有効に活用する意識が高まっていない
		市民が銚子資産に関する関心を高め、文化財保護団体が実施している活動に参加しやすい機運を醸成する

表 12 銚子資産の活用の課題

3. 銚子資産の保存・活用に関する基本方針

(1) 銚子資産の保存・活用の大方針

銚子資産は、「銚子らしさ」や「銚子ならではの」を体現するもので、地域の魅力を発信する基礎であり、大切な地域資産です。本市では、これらを「銚子資産」として保護の対象とし、多様な主体者との連携により「持続可能な文化財保護の仕組みの構築」を目指しています。

大方針：持続可能な文化財保護の仕組みの構築

- ・地域とともに価値を掘り起こし、その共有によりふるさとへの誇りと愛着を育みます。
- ・価値を知ること、伝える主体者となる意識を醸成します。
- ・適切に守り、伝えるための措置を講じ、楽しみながらふるさとを学び、活かす環境を整備します。
- ・様々な活動を地域全体で支え、盛り上げていく人財のつながりを生み出します。
- ・地域の魅力や活動を発信することで、多くの人々の来訪再訪を促します。

この「持続可能な文化財保護」とは、市民が「銚子資産」の価値を知ること、文化財保護に関わる主体者となり、各自の役割を理解し、保存と活用の情報を共有しつつ、連携して地域総がかりで「銚子資産」を守り伝えていくことです。本市は、この仕組みの構築を目指しながら、官民協働で歴史文化を活かしたまちづくりを推進していこうとしています。

そこで、市民が文化財保護の主体者となる意識を醸成していくために、「銚子資産」を分かりやすく伝える必要があり、「銚子・ものがたり」と「歴史文化保存活用区域」を設定しました。

「銚子・ものがたり」（以下、「ものがたり」という。）

は、本市の歴史文化の特徴の中からテーマを設定し、それに合った銚子資産を組み合わせて作成した「ストーリー（ものがたり）」です。また、地域に所在する銚子資産と一体となって価値を形成する周辺環境も含めた「ものがたり」を核として形成される文化的な空間を「文化財保存活用区域」（以下、「保存活用区域」という。）としました。これらを活用して、銚子資産を総合的・一体的にとらえ、「群」として保存と活用に取り組んでいくとともに、本市の来訪者へ新たな魅力を提供することで「銚子ブランド」の向上にも寄与し、歴史文化観光の環境整備を推進していきます。

なお、この「ものがたり」は、『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針』（2019年（平成31）3月、文化庁）（以下、「指針」という。）で定める「関連文化財群」に相当するものと位置づけています。



図33 銚子資産に関わる主体者

◆「銚子・ものがたり」

- ・本市の歴史文化の特徴に共通項があり、地域の歴史文化や伝統を表現している。
- ・関連する「銚子資産」を「群」として把握することで価値が明確になる。
- ・地域住民が理解しやすく、興味関心を高める「ストーリー（ものがたり）」となっている。
- ・「ものがたり」は、「指針」で定める「関連文化財群」にあたる。

◆「文化財保存活用区域」

- ・「銚子・ものがたり」への理解を深めることができる区域である。
- ・「銚子資産」の活用により、楽しく学ぶことができる区域である。
- ・区域内の「銚子資産」が地域住民をつなぐ大切な財産となる区域である。

（2）銚子資産の保存・活用の方針

銚子資産の保存と活用の大方針である「持続可能な文化財保護の仕組みの構築」を目指すために、歴文構想では次のとおり目標を設定しました。

人・モノ・文化が会おう。岬に生きる。

「知れば知るほど好きになる！伝えよう。銚子。」

—ふるさと銚子に誇りと愛着を持ち、自慢したくなるまちへ—

この目標は、銚子資産の保存・活用の大方針を達成するために、地域住民が「地域を知り、地域を好きになり、地域の良さを守り、より輝かせたいと思い、守り伝えていくために自分ができることを実践し、ふるさとを自慢したくなる」という意識に基づき行動することを表しています。この意識が、「銚子資産」を守り、伝えていくための原動力となります。この意識を醸成するための行動目標として、銚子資産に「気づく・伝える・守る・つなぐ・活かす」という5つの視点から保存と活用の個別方針を整理します。このうち「銚子資産に気づく」は、第5章の「銚子資産の把握の基本方針」に関連する事業です。

- ・地域住民が地域を知る
- ・地域住民が地域を好きになる
- ・地域住民が地域の良さを守り、より輝かせたいと思うようになる
- ・銚子資産を守り伝えるための活動に参加したくなる
- ・地域住民が地域の魅力を自慢したくなる

【目標に向かって地域住民が起こす理想的な行動】

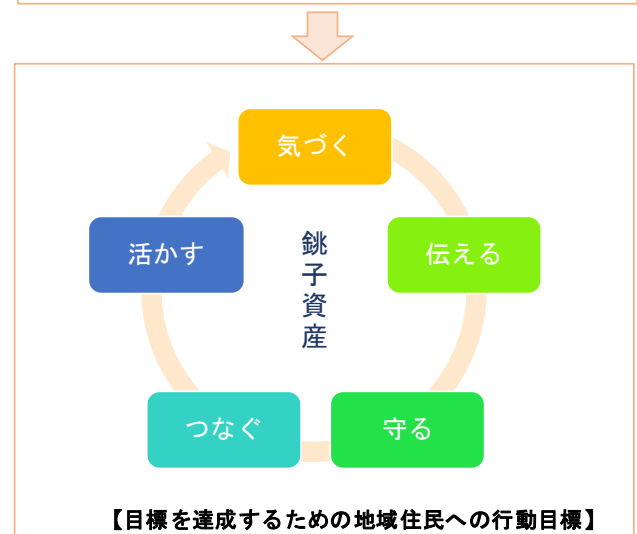


図34 銚子資産の保存・活用の目標を達成するための行動

本章では、銚子資産の保存・活用の現状と課題を踏まえて、保存に関する方針を「銚子資産を伝える」「銚子資産を守る」とし、活用に関する方針を「銚子資産でつなぐ」「銚子資産を活かす」としてまとめます。

方針1：銚子資産を伝える

「銚子資産」の調査成果の公表や文化財所有者の協力を得て指定及び登録文化財の公開、市内無形文化財保存会との連携による次世代への継承事業を通じて、「銚子資産」の価値を伝え、後世に継承していく意識を醸成します。

「所在調査」や「基本調査」の成果や文化財の公開等の事業を通じて、情報の発信・価値の共有を図り、銚子資産への興味・関心を高めていきます。

「ものがたり」をふるさと学習や総合学習で活用し、子どもたちへ本市の歴史文化を分かりやすく伝える仕組みを整備していきます。

無形文化財の保存会や銚子資産の保存と活用に関わる団体とともに次世代への継承に取り組みます。

方針2：銚子資産を守る

価値を評価した「銚子資産」のうち、本市の歴史文化にとって重要な文化財に保護措置を講じて、後世に適正な形で保存していきます。また、指定文化財は個別の「計画」を策定し、国指定文化財の「計画」は文化庁の認定を受け、計画的に保存と活用に取り組みます。

指定及び登録制度に基づく保護を推進するとともに、全ての銚子資産を守る仕組みを検討していきます。個別の指定文化財の「計画」の策定や文化財所有者との連携を図り、適正な保存に努めていきます。行政は周期的な保存整備事業に対応できるように、財源の確保を含めた市全体の保存修理計画の作成を進めていきます。また、郷土資料等の収蔵施設の確保と整備について、学校再編の取組みの中で連携して検討していきます。

銚子資産を取巻く周辺環境を含めた価値を評価する方法を検討します。また、関係機関と情報を共有し、銚子市地域防災計画との連携を図り、災害時の対応を整備していきます。

方針3：銚子資産でつなぐ

行政は、文化財に関わる多様な主体者を見出し、育み、活動を継続して行えるような支援の在り方を検討します。そして、各主体者が連携し、銚子資産の保護を推進していく意識を醸成し、「協議会」の活動の充実を図ります。

多様な主体者が銚子資産を活かした取り組みの将来像を共有した上で、連携して活動を推進していくことを目指します。その活動の母体となる「協議会」の組織及び活動の充実を図り、持続可能な文化財保護の仕組みを構築していきます。

方針4：銚子資産を活かす

「銚子資産」は、地域振興や観光振興のために活用できる「観光資源」であることを共有し、個々の「銚子資産」を磨き上げ、整備、活用しながら、「歴史文化を活かしたまちづくり」を推進していきます。

銚子資産を活用して地域住民に地域の魅力を認識してもらうための取り組みを、地域振興や観光振興の取り組みとも位置づけ、関係機関及び関係各課と連携して「歴史文化観光」を推進していきます。文化財説明板の整備やガイド養成、観光拠点作りなどの歴史文化観光のために必要な事業は、「保存活用区域」の中で優先順位を設定して取り組んでいきます。

区分	内容
方針１：銚子資産を伝える	
価値の共有	「銚子資産所在調査」及び「文化財基本調査」の成果を共有する仕組みを作る
	指定文化財等の公開の促進
	銚子資産の価値を共有するために必要な情報発信を推進する
	生涯学習との連携による銚子資産の保護意識の醸成
	「銚子・ものがたり」を活かしたふるさと学習や総合学習のプログラムの作成
	保存会や保護団体と連携した次世代への継承事業を推進する
継承	無形文化財等が次世代へ継承できる仕組みを整える
	地域の銚子資産の保護活動をしている団体等への支援を検討する
	銚子資産の日常の管理に文化財保護団体等と連携した取り組み方法を検討する
方針２：銚子資産を守る	
保存	指定及び登録制度に基づく保護の推進
	銚子資産を守る仕組みを作る
	所有者等との連携体制と状況把握の仕組みの整備
	指定文化財ごとの「保存活用計画」策定の推進
	市全体の保存修理計画の作成
	財源の確保と市補助制度の枠組みを整える
	収蔵庫の確保と整備について検討する
周辺環境の保全	銚子資産を取巻く周辺環境を含めた評価の方法を検討する
	銚子資産を取巻く周辺環境の保全方法の検討
防災と防犯	防災及び防犯の体制整備と意識の高揚を図る取り組みの実施
	関係機関と連携した防災訓練等の取り組みの充実を図る
	銚子市防災計画との連携を図り、災害時対応を確認する
	文化財管理基本情報の整備と関係機関との共有について検討する
方針３：銚子資産でつなぐ	
地域活動	文化財保護団体と行政が対象となる銚子資産の将来像を共有する
	地域活性化に銚子資産を有効に活用する意識を高める取り組みの実施
	市民が銚子資産に関する関心を高め、文化財保護団体が実施している活動に参加しやすい環境の整備
方針４：銚子資産を活かす	
活用	銚子資産に触れる機会の創出と魅力的な情報発信の推進
	展示施設の充実を図り市民ボランティアの育成
	地域活性化や観光振興の取り組みと銚子資産の活用の連携を図る
	「銚子・ものがたり」を活かしたふるさと学習プログラムを教育旅行へ活かす
	「文化財保存活用区域」を活かしたまち歩きルートの構築
	史跡整備等を実施し、銚子資産の効果的な活用を図る
	ボランティアガイドの育成
	文化財説明板などまち歩きルート構築に必要な整備の推進
	広域連携組織を有効に活用して「銚子ブランド」の向上を図る
	事業の優先順位を設定し、重点的な取り組みを明確化する

表 13 銚子資産の保存と活用の方針

第7章 銚子資産の保存・活用に関する措置

1. 保存・活用に関する措置の方針

第5章「銚子資産の把握の基本方針」、第6章「銚子資産の保存・活用の基本方針」を踏まえて、銚子資産に「気づく、伝える、守る、つなぐ、活かす」という視点で令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間で実施する措置を方針1～方針5に沿ってまとめました。

これらの措置については、事業実施に必要な財源は市費だけではなく、文化庁の補助事業をはじめ事業内容と照らし合わせながら地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金、空き家対策総合支援事業補助金、地域観光資源の多言語解説整備支援事業、農山漁村振興交付金などの他省庁の国庫補助金、千葉県補助金、民間団体の助成事業、さらにクラウドファンディングなどの民間資金も積極的に活用できるように、庁内の企画及び財政担当等へ協力を求めながら財源の確保に努めていきます。

なお、社会状況の変化や市の財政状況等により、事業の内容や実施時期等が変更する場合があります。

（1）銚子市全体の取組

これまで文化財保護のために実施してきた事業を整理し、内容の見直しを行いました。事業番号14を除く事業番号1～事業番号19までの事業については、これまでも実施してきましたが、体制の整備が不十分であり、計画的に実施できずにきたので、地域計画の措置に明記することにより、事業を計画的かつ継続して実施していきます。また、事業番号20～事業番号23は、多様な主体者と連携を図り、文化財保護を推進するための体制の整備に関する事業です。これらの事業は、引き続き、市教委が主体となって取り組んでいく事業となります。

事業番号24～事業番号30は、文化財の銚子資産を活かして歴史文化観光を推進するための事業を中心にしています。観光活用でも対象となる銚子資産の価値を損ねることがないように活用を図ること、地域住民の理解と協力の下、推進していくことが大切になってきます。各事業は密接に関わりあっており、文化財担当課が単独で実施する事業と観光商工課や都市整備課等が取り組む関連施策との整合性を図り、内容を十分協議して連携して取り組んでいく事業もあります。このため、全庁的に横断的な組織運営や体制が構築できるように働きかけていくとともに、官民協働で文化財保護を推進していく「協議会」の組織の充実を図っていく必要もあります。

方針1：銚子資産に気づく（銚子資産の把握と価値の評価）

【把握】後世に守り伝えていきたい身近にある「銚子資産」に気づく

【調査】把握した「銚子資産」の学術調査を行い、価値を評価する

No.	事業名	事業内容	財源	主体					事業計画期間		
				市民	団体	所有者	学識者	行政	短期 3年	中期 5年	長期 10年
1	銚子資産所在調査	銚子資産の所在調査を実施し、「銚子資産台帳」に情報をまとめ、基礎資料としていく。 把握した銚子資産の中から、「文化財基本調査」を実施する文化財を選定する。 「銚子・ものがたり」や「文化財保存活用区域」を活かした銚子資産の総合的な把握を推進する。	市費								
		市民が「銚子資産所在調査」に参加できる仕組みを作り、調査を推進していく。	市費								
2	文化財基本調査	「銚子資産所在調査」から把握した銚子資産の学術調査を実施し、価値を評価する。	市費								
3	銚子資産データベース構築	台帳から銚子資産のデータベースを作成し、情報を一元化する。 大学等の研究機関が実施した調査研究成果も把握し、基礎資料の充実を図る。	市費 民間団体助成金								

地域住民が「所在調査」に参加できる仕組みを作り、「台帳」の内容を充実させながら身近にある銚子資産を再認識していきます。「所在調査」で把握した中から保護措置を講じる必要がある銚子資産を選定して、「基本調査」を計画的に実施し、文化財の価値を評価します。これらの調査の内容をまとめた「台帳」の情報をデータベース化し、情報を一元化していきます。大学等の研究機関が実施した調査研究成果も把握し、「台帳」に成果をまとめ、基礎資料の充実を図るために活用します。

これらの事業を通じて、市全体で「銚子資産」の定義や位置づけを共有することを目指していきます。

方針2：銚子資産を伝える（銚子資産の情報や価値を共有）

【共有】「銚子資産」の価値や魅力を伝え、後世に継承する意識を醸成する

No.	事業名	事業内容	財源	主体					事業計画期間		
				市民	団体	所有者	学識者	行政	短期 3年	中期 5年	長期 10年
4	銚子資産の公開	市のホームページ等を利用して、「銚子資産所在調査」や「文化財基本調査」の成果やデータベースを可能な範囲で公開する。	市費 所有者 文化庁補助金 民間団体助成金								
		所有者等の協力に基づき、指定文化財等を公開する。	市費 文化庁補助金								
5	情報発信の充実	市教委や協議会等はSNSやパンフレット等により分かりやすく、魅力的に情報発信する。	市費 文化庁補助金 地方創生推進交付金								
		市広報誌の活用や報道機関と連携して、「銚子資産」を分かりやすく伝える環境を整備し、情報発信を推進する。	市費 事業者負担								
6	無形文化財等継承事業	郷土芸能をはじめとする無形文化財の発表の場である「郷土芸能の集い」を継続的に運営できる体制を整備し、内容の充実を図る。	市費 文化庁補助金 民間団体助成金								
		地域の伝統的な文化や技術を次世代へ継承していくために必要な取り組みを実施する。	市費 文化庁補助金 民間団体助成金								
7	銚子資産を学ぶ講座等の開催	銚子資産の魅力を知り、触れる機会を市民に提供するため講座や文化財めぐり等を実施する。	市費 文化庁補助金 民間団体助成金								
8	ふるさと学習の充実	学校教育と連携し、銚子資産を学び、その大切さを伝えるプログラムの充実を図る。	市費								

第7章 銚子資産の保存・活用に関する措置

取組主体の凡例

市 民：銚子市民
団 体：協議会、各種団体、企業等
市 民 会：銚子文化都市推進、銚子資産所有者等
学 校：専門学、大学、専門学校
行 政：銚子市（国及び国との協働も含む）

取り組む中心
協力をして取り組む

保存と活用に関する課題	目標	方 針	事業名 (●は重点事業又は優先事業)	事業内容	取組み主体					事業計画期間										
					市民	団体	所有者	学識者	行政	短期 3年	中期 5年	長期 10年								
課題1：把握と調査	「知れば、知るほど好きになる！伝えよう銚子。」 ふるさと銚子に誇りと愛着を持ち、自慢したくなるまちへ	持続可能な文化財保護の仕組みの構築	方針1：銚子資産に気づく																	
・市民に対して「銚子資産」の周知不足 ・身近な「銚子資産」が忘れられ、地域で価値が継承されない ・所有者等の理解や協力を得られない場合は「銚子資産」を残していくことが難しい ・研究機関等が実施した調査研究成果の把握や整理ができていない ・市民参加型の「銚子資産存在調査」の仕組みがない ・「銚子資産存在調査」への協力を得るための環境整備が不十分 ・調査対象に偏りがみられ、調査内容の充実を図る必要がある ・計画的かつ継続的に把握に取り組む体制づくりが必要である ・計画的な「文化財基本調査」が実施できていない			【把握】 後世に守り伝えていきたい身近にある「銚子資産」に気づく。	市民参加による銚子資産存在調査を実施する。	1	銚子資産存在調査	銚子資産の所在調査を実施し、「銚子資産台帳」に情報をまとめ、基礎資料としていく。 把握した銚子資産の中から、「文化財基本調査」を実施する文化財を選定する。 「銚子・ものがたり」や「文化財保存活用区域」を活かした「銚子資産」の総合的な把握を推進する。													
			【調査】 把握した「銚子資産」の学術調査を行い、価値を評価する。	学術調査を実施し、価値を評価する。	2	文化財基本調査	「銚子資産存在調査」から把握した銚子資産の学術調査を実施し、価値を評価する。													
			情報の一元化のためデータベースを作成する。	情報の一元化のためデータベースを作成する。	3	銚子資産データベース構築	台帳から銚子資産のデータベースを作成し、情報を一元化する。 大学等の研究機関が実施した調査研究成果も把握し、基礎資料の充実を図る。													
方針2：銚子資産を伝える																				
【共有】 「銚子資産」の価値や魅力を伝え、後世に継承する意識を醸成する。			文化財の価値を共有する。 文化財に触れる機会を作る。 文化財を知る機会の充実を図る。	4	銚子資産の公開	市のホームページ等を利用して、銚子資産存在調査や文化財基本調査の成果やデータベースを可能な範囲で公開する。 所有者等の協力に基づき、指定文化財等を公開する。														
				5	情報発信の充実	市教委や協議会等はSNSやパンフレット等により分かりやすく、魅力的に情報発信する。 市広報誌の活用や報道機関と連携して、「銚子資産」を分かりやすく伝える環境を整備し、情報発信を推進する。														
			無形文化財の価値を伝え、後世に適正に継承する	6	無形文化財等継承事業	郷土芸能をはじめとする無形文化財の発表の場である「郷土芸能の集い」を継続的に運営できる体制を整備し、内容の充実を図る。 地域の伝統的な文化や技術を次世代へ継承していくために必要な取り組みを実施する。														
				7	銚子資産を学ぶ講座等の開催	銚子資産の魅力を知り、触れる機会を市民に提供するため講座や文化財めぐり等を実施する。														
			各世代に応じた文化財を学ぶ機会を作る。	8	ふるさと学習の充実	学校教育と連携し、銚子資産を学び、その大切さを伝えるプログラムの充実を図る。														
方針3：銚子資産を守る																				
・指定または登録制度による保護措置を講じることができる体制などの整備不足 ・所有者等とのコミュニケーション不足による情報共有不足 ・指定及び登録文化財の日常の保存管理の状況が把握できていないものがある ・適切な周期での保存修理ができていない指定文化財がある ・すべての指定文化財等の状況を把握した上で市の市全体の保存整備計画が未整備 ・財源の確保や補助金の情報収集不足 ・市文化財補助事業の制度の見直し ・指定文化財等以外の銚子資産の保存の仕組みが未整備 ・市全体で銚子資産を保護していく意識や環境が未整備 ・銚子資産を関係各課の施策と連携して保護していく体制が不十分 ・資料の収蔵スペースの確保と整備が不十分 ・地域の銚子資産の保存活動をしている文化財保護団体などへの支援の仕組みがない ・銚子資産の日常の管理などに文化財保護団体と連携した取り組みが必要 ・周辺環境を含めた銚子資産の価値を伝える事業が不足している ・銚子資産を取り巻く周辺環境の保存方針の検討が必要 ・防災及び防犯体制の整備と意識の高揚を図る必要がある ・指定文化財以外の防災訓練等の取り組みが十分ではない ・銚子市防災計画との連携や災害時対応を確認する必要がある ・文化財管理基本情報の整備と関係機関との共有			【保存】 「銚子資産」を適正な形で守り、価値を磨き上げる。	価値を評価した文化財の積極的な保護の措置を講じる。	9	文化財指定・登録の推進	法令に基づく指定及び登録を推進し、適正な文化財保護に努める。 登録文化財から指定文化財へ移行し、保護していく。													
				指定文化財等を適正に守るために必要な調査を実施する。	10	所有者等による日常の管理支援	所有者等と連携して適正な保護の在り方を検討する。 文化財ごとの「文化財カルテ」の作成後、関連する情報を記録し、保護に役立てていく。													
					11	指定及び登録文化財の保護に必要な調査	適正な保護に必要な情報を得るための調査を実施する。													
				指定文化財の保存活用計画を定め、適正に保護する	12	指定文化財の保存修理	指定文化財の保存修理事業を計画し、実施する。													
				指定文化財等の保存活用計画作成	13	指定文化財等の保存活用計画作成	指定及び登録文化財の個別の保存活用計画を作成し、適正に保護していく。													
				未指定文化財を守る仕組みを作る。	14	「銚子資産」登録制度の創設	保護措置が講じられていない銚子資産を守るための制度を創設する。													
				資料を保管する環境を整備する。	15	収蔵庫の整備	出土品や民具、古文書などの資料を一括で収蔵できる施設を確保し、適切な保管状況を整備する。													
				文化財を所有者と地域の協力で守る仕組みを作る。	16	関連団体への活動支援	銚子資産を守り、伝える活動を行っている団体が必要する支援を把握し、支援の在り方を検討する。 新たに団体を設立しようとする人々に対して、設立に向けて支援をする。													
				文化財を保護するための財源の確保と新たな財源を見出す。	17	ボランティア制度の拡充	銚子資産の保存と活用に市民の力を活かすため「ボランティア」制度の充実を図る。													
防災・防犯体制を整備する			18	財源確保の仕組みづくり	文化財保護に活用できる補助金等の情報収集やふるさと納税及びクラウドファンディング等の活用の仕組みを検討し、整備する。 市の文化財保存整備事業の補助要綱を整備する。															
			19	防災・防犯意識の啓発	防災・防犯関連のマニュアル作成や文化財防火デーを活用し、所有者及び地域住民への防災・防犯意識を高め、協力体制を整備する。															
方針4：銚子資産でつなぐ																				
・文化財保護団体と行政が対象となる銚子資産の将来像の共有が図れていない ・地域活性化に銚子資産を有効に活用する意識が高まっていない ・市民が銚子資産に関する関心を高め、文化財保護団体が実施している活動に参加しやすい環境を醸成する			あ	【連携】 多様な主体者が連携し、銚子資産の保存と活用を推進する。	20	銚子市文化財審議会の充実	市教委の求めに応じ、文化財の保存・活用に関する意見申し込めるように文化財の種別ごとの専門家を委員として委嘱する。 計画的な審議会の開催を促進する。													
					21	銚子市文化財保護指導員の設置	文化財保護法第191条に基づき、保護指導員を設置する。													
					22	協議会の設置	文化財保護法第183条の9に定める協議会を設置し、文化財保存活用計画の進行整理を行う。													
					23	文化財保存活用支援団体との連携	市内で活動する文化財の保存会や民間団体と連携し、銚子資産の保存・活用に取り組んでいくために文化財保存活用支援団体を指定する。 銚子資産活用協議会に文化財保存活用支援団体としての機能を持たせるように改編し、活動を推進する。													
方針5：銚子資産を活かす																				
・銚子資産の公開を推進するために所有者等の理解と協力が必要 ・銚子資産に触れる機会の創出と情報発信が重要 ・展示施設の充実と市民ボランティアの育成が必要 ・活用を積極的に進めるための体制の整備が必要 ・ふるさと学習プログラムの充実と運営体制を整備していく必要がある ・史跡整備等を実施することで効果的な活用が図れる銚子資産を検討していく ・地域活性化や観光振興の取り組みと銚子資産の活用がつながっていない ・銚子資産を活かした施策や各団体の活動の連携不足 ・銚子資産を活かした広域連携組織に加盟しているが、有効に活用できていない ・財源や人材に限られている中で、事業の優先順位を設定する必要がある				【活用】 「銚子資産」を地域振興や観光振興の資源として活用し、歴史文化を活かしたまちづくりを推進する。	銚子資産の価値を高める。 教育旅行への活用を図る。	24	「銚子・ものがたり」の魅力発信	「ものがたり」を活用して、市民に分かりやすく地域の歴史文化を伝える。 「ふるさと学習」で活用できる学習プログラムを作り、ふるさと銚子への愛着を高める。（事業番号8） 「ものがたり」を活用した学習プログラムを「教育旅行」の素材として活用し、誘致につなげる。												
					銚子資産を活かした歴史文化観光の推進	25	文化財保存活用区域の活用	「文化財保存活用区域」を活用して、地域住民に地域の魅力を再認識してもらう。 区域内に「まち歩きルート」を整備し、歴史文化観光につなげる。 区域の整備等は「ものがたり」の学習プログラムで活用する。												
					分かりやすく伝えるために必要なハード及びソフト事業による磨き上げる	26	「銚子資産」の磨き上げ	事業番号24・25で活用する銚子資産の価値を分かりやすく伝えるために必要な史跡整備や建造物の美装化事業、城郭復元などのハード及びソフト事業を実施する。												
					外国人観光客を含めた来訪者を受け入れるために必要な整備を推進する。	27	ガイド体制の整備	来訪者が歴史文化観光で楽しむことができるガイド養成を実施する。 インバウンドに対応したガイド養成は、市の国際交流協会等の協力を得て行う。												
					観光客を受け入れるために必要な説明板、誘導標、パンフレット、SNS等の整備や運用体制を組織する。	28	観光客受け入れ整備	観光客を受け入れるために必要な説明板、誘導標、パンフレット、SNS等の整備や運用体制を組織する。												
					ガイダンス機能の充実を図る。	29	拠点施設等整備	国登録有形文化財「旧西廣家住宅（治郎吉）主屋」等の歴史的建造物を活用して、地域振興や観光振興の拠点施設を整備する。												
					30	展示施設の充実	遺跡からの出土品や民具、古文書などを活用して、本市の歴史文化を紹介する展示施設の確保と整備を進める。													

表14 銚子市全体の文化財の保存・活用に関する措置

市民が本市の歴史文化に基づく魅力を再認識できるように市のホームページなどを活用して「所在調査」や「基本調査」の成果や「台帳」を可能な範囲で公開します。所有者や銚子資産に関わる団体等と連携し銚子資産に触れる機会などの公開事業を促進し、銚子資産の保護への理解を深めていきます。また、市教委や「協議会」は SNS による情報発信やパンフレット等の製作、公民館活動をはじめとする社会教育事業を通じて、市民が銚子資産の魅力に触れ、伝える機会をより一層充実させて、銚子資産への興味関心を高めていきます。これまで、地元テレビ局は銚子資産の保存・活用に関連する事業を取材し、「地域の話題」として放映していました。令和2(2020)年度に入り、本市の歴史文化や銚子資産を題材とした番組制作に取り組み始め、市教委等はその制作に協力しています。今後は、番組内容の充実や企画提案なども含めて地元テレビ局をはじめとする報道機関との連携や市広報誌の活用などの情報発信を進めていきます。

無形文化財の発表及び体験の場づくりの一環として、令和元年度から銚子神輿連合会と協働で「郷土芸能の集い」を開催しています。この事業が継続的に実施できる運営体制を構築し、市域内の無形文化財の保存会が参加できるように発展させ、次世代へ継承していく機運を高めていきます。

銚子市学校教育指導指針では、『「生きる力」の育成～ふるさと銚子を知り、郷土に誇りを持って成長できる教育の実践～』を目標に掲げ、その指導方針の一つに『学校や地域の特色を生かした「ふるさと学習」の推進』があり、これまで「ふるさと学習」や「ジオパーク学習」、「総合学習」を通じて、市内の小中学生が地域の歴史文化を学ぶ機会を提供してきました。子どもたちに分かりやすく、楽しく歴史文化に触れることができるように、社会科副読本「わたしたちの銚子市」の作成に協力し、さらに教職員や関係機関と連携して「ものがたり」を活かした副読本の開発、「体験」「実験」などの実体験に基づき学ぶことができる教材開発を奨め、学校教育プログラムの内容を充実させていきます。

方針3：銚子資産を守る（保存）

【保存】銚子資産を適正な形で守り、価値を磨き上げる

No.	事業名	事業内容	財源	主体					事業計画期間		
				市民	団体	所有者	学識者	行政	短期 3年	中期 5年	長期 10年
9	文化財指定・登録の推進	法令に基づく指定及び登録を推進し、適正な文化財保護に努める。 登録文化財から指定文化財へ移行し、保護していく。	市費								
10	所有者等による 日常の管理支援	所有者等と連携して適正な保護の在り方を検討する。 文化財ごとの「文化財カルテ」の作成後、関連する情報を記録し、保護に役立てていく。	市費 所有者 文化庁補助金								
11	指定及び登録文化財の 保護に必要な調査	適正な保護に必要な情報を得るための調査を実施する。	市費 文化庁補助金 県費補助金								
12	指定文化財の保存修理	指定文化財の保存修理事業を計画し、実施する。	市費 文化庁補助金 県費補助金 所有者								
13	指定文化財等の 保存活用計画の作成	指定及び登録文化財の個別の保存活用計画を作成し、適正に保護していく。	市費 文化庁補助金 県費補助金 所有者								
14	「銚子資産」登録制度の創設	保護措置が講じられていない銚子資産を守るための制度を創設する。	市費								
15	収蔵庫の整備	出土品や民具、古文書などの資料を一括で収蔵できる施設を確保し、適切な保管状況を整備する。	市費 文化庁補助金								
16	関連団体への活動支援	銚子資産を守り、伝える活動を行っている団体が必要とする支援を把握し、支援の在り方を検討する。 新たに団体を設立しようとする人々に対して、設立に向けて支援をする。	市費 民間団体助成金								
17	ボランティア制度の拡充	銚子資産の保存と活用に市民の力を活かすため「ボランティア」制度の充実を図る。	市費 民間団体助成金								
18	財源確保の枠組みづくり	文化財保護に活用できる補助金等の情報収集やふるさと納税及びクラウドファンディング等の活用の仕組みを検討し、整備する。 市の文化財保存整備事業の補助要綱を整備する。	市費								
19	防災・防犯意識の啓発	防災・防犯関連のマニュアル作成や文化財防火デーを活用し、所有者及び地域住民への防災・防犯意識を高め、協力体制を整備する。	市費								

「基本調査」を実施し、価値を評価した文化財を所有者の同意を得て、速やかに保護措置を講じていきます。

指定文化財所有者や管理団体が実施している日常の管理状況や文化財の現状を定期的に把握します。文化財の状況や所有者等との連絡調整事項などを記録する「文化財カルテ」を指定及び登録文化財ごとに作成し、将来実施する保存修理事業など適正な保護に活用していきます。行政は、「文化財カルテ」の情報に基づき、市全体の指定等文化財ごとの保存修理に対応するために資金の確保を含めた計画の作成を進めます。国指定文化財は、個別に「計画」を作成し、文化庁の認定を受けて、計画的に保存と活用に取り組みます。

指定文化財以外の「銚子資産」を地域住民の理解と協力に基づき、必要な財源も含めて後世へ継承していくために必要な仕組みの構築についても検討します。

銚子資産を保護していくためには、所有者だけでなく、地域住民をはじめとする様々な人々の協力が不可欠です。地域の中には保護団体のような組織を立ち上げ、清掃美化活動などを実施しています。団体の活動が継続していくために必要な支援の内容や方法を聞き取りながら支援の在り方について検討し、さらに「文化財ボランティア」制度を拡充していきます。

また、地元警察署や市消防本部の指導や助言を受け、防犯・防災対策も充実させていきます。

方針4：銚子資産でつなぐ（研究機関や各種団体、行政内の取り組みの連携を図る）

【連携】多様な主体者が連携し、銚子資産の保存と活用を推進する

No.	事業名	事業内容	財源	主体					事業計画期間		
				市民	団体	所有者	学識者	行政	短期 3年	中期 5年	長期 10年
20	銚子市文化財審議会の充実	市教委の求めに応じ、文化財の保存・活用に関する意見具申できるように文化財の種別ごとの専門家を委員として委嘱する。 計画的な審議会の開催を促進する。	市費								
21	銚子市文化財保護指導員の設置	文化財保護法第191条に基づき、保護指導員を設置する。	市費								
22	協議会の設置	文化財保護法第183条の9に定める協議会を設置し、文化財保存活用地域計画の進行監理を行う。	市費								
23	文化財保存活用支援団体との連携	市内で活動する文化財の保存会や民間団体と連携し、銚子資産の保存・活用に取り組んでいくために文化財保存活用支援団体を指定する。 銚子資産活用協議会に文化財保存活用支援団体としての機能を持たせるように改編し、活動を推進する。	市費								

文化財保護法第183条の9に定める協議会を設置し、「地域計画」の進行管理を行いながら、目標の実現に向けて取り組んでいきます。また、近年、銚子資産を活用した地域振興や観光振興に取り組む市民団体の活動が生まれ、広がりを見せています。それが契機となり、行政と多様な主体者が各自の役割を理解し、共通の目標の下に文化財保護を推進していくために、「協議会」を平成30（2018）年度に組織しました。現在、文化財所有者や学識者、文化財保護団体、市観光協会等が参画し、銚子資産の次世代への継承を目的とした「銚子資産活用事業」と銚子資産を活かして歴史文化観光を推進するための「歴史文化基本構想を活かした観光拠点づくり事業」を協議会活動の2つの柱として取り組んでいます。今後、文化財保存活用支援団体として活動できる機能を持つ組織へと改編し、官民協働で文化財保護に取り組んでいきます。

方針5：銚子資産を活かす（学術、地域振興、観光振興のための活用）

【活用】銚子資産を地域振興や観光振興の資源として活用し、歴史文化を活かしたまちづくりを推進する

No.	事業名	事業内容	財源	主体					事業計画期間		
				市民	団体	所有者	学識者	行政	短期 3年	中期 5年	長期 10年
24	「銚子・ものがたり」の魅力発信	「ものがたり」を活用して、市民に分かりやすく地域の歴史文化を伝える。 「ふるさと学習」で活用できる学習プログラムを作り、ふるさと銚子への愛着を高める。 「ものがたり」を活用した学習プログラムを「教育旅行」の素材として活用し、誘致につなげる。	市費 文化庁補助金 他省庁補助金 地方創生推進交付金								
25	文化財保存活用区域の活用	「文化財保存活用区域」を活用して、地域住民に地域の魅力を再認識してもらう。 区域内に「まち歩きルート」を整備し、歴史文化観光につなげる。 区域の整備等は「ものがたり」の学習プログラムで活用する。	市費 文化庁補助金 他省庁補助金 地方創生推進交付金								
26	「銚子資産」の磨き上げ	事業番号24・25で活用する銚子資産の価値を分かりやすく伝えるために必要な史跡整備や建造物の美装化事業、城郭復元などのハード及びソフト事業を実施する。	市費 文化庁補助金 他省庁補助金 地方創生推進交付金 民間団体助成金								
27	ガイド体制の整備	来訪者が歴史文化観光で楽しむことができるガイド養成を実施する。 インバウンドに対応したガイド養成は、市の国際交流協会等の協力を得て行う。	市費 文化庁補助金 他省庁補助金 地方創生推進交付金								
28	観光客受け入れ整備	観光客を受け入れるために必要な説明板、誘導標、パンフレット、SNS等の整備や運用体制を組織する。	市費 文化庁補助金 他省庁補助金 地方創生推進交付金 県費補助金								
29	拠点施設等整備	国登録有形文化財「旧西廣家住宅（治郎吉主屋）」等の歴史的建造物を利用して、地域振興や観光振興の拠点施設を整備する。	市費 文化庁補助金 他省庁補助金 地方創生推進交付金								
30	展示施設の充実	遺跡からの出土品や民具、古文書などを活用して、本市の歴史文化を紹介する展示施設の確保と整備を進める。	市費 文化庁補助金 他省庁補助金 地方創生推進交付金								

銚子資産を総合的に把握し、「ものがたり」と「保存活用区域」を設定します。これらを活用して、本市の歴史文化を分かりやすく市民に伝え、ふるさと銚子に対する誇りと愛着を高めていきます。また、市民のふるさと自慢から来訪者へ銚子の魅力を発信し、触れることができる場を創出します。

「ものがたり」は、地域の子どもたちを対象とした「ふるさと学習」で活用する学習プログラム（事業番号8）を構築する素材とし、「ものがたり」を通して子どもたちに地域の歴史文化を伝えていきます。そして、この学習プログラムを将来的に首都圏からの「教育旅行」を誘客するための素材としても位置づけます。また、「ものがたり」の多様性を魅力的に発信するためにVRを活用し、内容に沿った各時代の景色を再現し、市内外の人たちへ魅力を発信していきます。

「保存活用区域」は、本市の歴史文化に触れる場としての魅力を高めていきます。区域内に所在する銚子資産の磨き上げに取り組み、分かりやすく歴史文化を伝えることができるようにします。そして、「ものがたり」を組み合わせた区域の「ストーリー（ものがたり）」を体感できる「まち歩きルート」を設定し、区域内を徒歩やレンタサイクル等で回遊できるように整備していきます。そのために必要な文化財説明板や誘導標の整備やガイドの配置を推進し、歴史文化観光での集客を強化し、地域住民と来訪者の交流の機会を生み出します。そして、多言語化への対応は、市の国際交流協会から人材の確保などの支援を受けて体制を整備し、市内に所在している千葉科

学大学への留学生からの協力も得られる仕組みを検討していきます。

拠点施設等整備（事業番号 29）は、国登録有形文化財「旧西廣家住宅（治郎吉）主屋外 4 棟」を拠点施設の中心と位置づけ、必要な整備を進めます。さらに、キャベツの収穫体験を行いながら、古民家を改修した施設を活用し農泊事業を展開している事業者との連携も推進し、宿泊につながる歴史文化観光に取り組んでいきます。

また、郷土資料や出土品などを活用して総合的な歴史文化を学ぶ施設の整備を学校再編の協議の中で検討していきます。

なお、「ものがたり」及び「保存活用区域」内で実施する措置については、第 8 章及び第 9 章で記載します。

2. 現在実施している事業と実施予定の事業

銚子市全体の方針としてまとめた 30 の事業の中で、既に実施している事業や計画が立案されている事業について整理します。

事業番号 9 文化財指定・登録の推進

○銚子市指定史跡「余山貝塚」保存整備事業

平成 26（2014）年度から令和 2（2020）年度までの 7 年間で実施している余山貝塚の発掘調査は、事業終了後、調査結果に基づき価値を見直し、再評価を行う予定です。また、これまでの発掘調査で出土した貝層サンプルの再整理を行い、総合的な把握を推進します。

事業番号 11 指定及び登録文化財の保護に必要な調査

○国登録有形文化財「犬吠埼灯台」及び「旧犬吠埼霧信号所霧笛舎」の詳細調査

国登録有形文化財「犬吠埼灯台」及び「旧犬吠埼霧信号所霧笛舎」の保護の在り方を再検討するために必要な資料を収集して価値を再評価し、保存と活用につなげていきます。

事業番号 12 指定文化財の保存修理

○千葉県指定有形文化財「猿田神社本殿」の保存整備事業

県指定猿田神社本殿の保存修理事業について、関係者と協議しながら令和 3 年度から実施できるように調整しています。

事業番号 13 指定文化財等の保存活用計画の作成

○国指定名勝及び天然記念物「屏風ヶ浦」の保存活用計画の作成

国指定名勝及び天然記念物「屏風ヶ浦」の保存活用計画を作成するために、関係機関と連携し、速やかに事業着手できるように努め、策定後は認定を受け、計画的に保存と活用を行っていきます。

方針	事業名	重点 事業名	具体的な取組	財源	主体者	事業計画期間		
						短期 3年	中期 5年	長期 10年
方針 3：銚子資産を守る								
9 文化財指定・登録の推進								
			銚子市指定史跡「余山貝塚」保存整備事業					
			・ 調査 ⇒ 指定地の拡張を検討するために必要な情報を得るための発掘調査を実施する。 これまでの発掘調査で出土した貝層サンプルの再整理を行い、余山貝塚の総合的な把握を進める。	文化庁補助金 県費補助金 市費	銚子市			
			・ 価値の見直し ⇒ 発掘調査の成果を踏まえて指定範囲を拡張する。	市費	銚子市			
			・ 史跡整備 ⇒ ふるさと学習やジオサイトとして活用するために必要な史跡整備を行う。	文化庁補助金 県費補助金 市費	銚子市			
11 指定及び登録文化財の保護に必要な調査								
			国登録有形文化財「犬吠埼灯台」「旧犬吠埼霧信号所霧笛舎」の詳細調査					
			・ 調査 ⇒ 「犬吠埼灯台」外1件の保護の在り方を再検討するために必要な資料を収集し価値を再評価し、保存と活用につなげる。	市費	銚子市			
12 指定文化財の保存修理								
			千葉県指定有形文化財「猿田神社本殿」保存整備事業					
			・ 保存修理計画の作成 ⇒ 保存整備事業の内容を検討するために状況把握の調査を実施し、保存修理計画を作成する。	県費補助金 市費 所有者	所有者			
			・ 保存修理事業 ⇒ 保存修理計画書に基づき、保存修理を実施する。	県費補助金 市費 所有者	所有者			
13 指定文化財等の保存活用計画作成								
			国指定名勝及び天然記念物「屏風ヶ浦」保存活用計画作成事業					
			・ 保存活用計画の作成 ⇒ 法第53条の2に基づき、「屏風ヶ浦」の保存・活用の考え方を明確化し、継承を図るために保存活用計画を作成し、国の認定を受ける。	文化財補助金 県費補助金 市費	銚子市			

表 15 現在実施している事業と実施予定の事業

第8章 「銚子・ものがたり」による銚子資産の総合的な保存・活用

1. 「銚子・ものがたり」の設定

銚子資産の保存・活用の方針である「持続可能な文化財保護の仕組みの構築」の目標である「知れば知るほど好きになる！伝えよう。銚子。」を達成するために、分かりやすく本市の歴史文化の特徴を伝える「ものがたり」を設定しました。この「ものがたり」は、「指針」で定める「関連文化財群」に相当します。

「銚子・ものがたり」設定の考え方

- ◇歴史的に共通項がある
- ◇ストーリー性がある（群として把握することにより価値が明確になる）
- ◇多種多様な銚子資産を含む
- ◇地域の歴史文化、伝統をよく表している
- ◇地域住民が理解しやすく、誇りに思う内容とする

「ものがたり」を構成する銚子資産は、地域社会の中に深く根づいてきたもので、人々の暮らしと密接な関連を持ってきましたが、生活環境や経済活動の変化に伴い双方の接点が減少しつつあります。

また、歴文構想を策定する際に実施した町内会を対象としたアンケート調査では、「文化財等は博物館などでしか見ることが出来ない」、「専門的な知識がないと関われない特別な存在である」などの意見が多数上がりました。私たちが暮らす地域の中にもかけがえのない文化財があることに気づき、身近な歴史や文化、そして文化財を地域総がかりで保護していくためには、文化財の保護に携わる人々がその価値を分かりやすく伝え、身近な存在と感ずることができるよう工夫を施し、自らが守り伝えていこうとする意識を醸成していく必要があります。この「ものがたり」が地域と文化財をつなぐ役割を担うと考えています。

そのためには、常に「ものがたり」に磨きをかけていく努力が必要で、「所在調査」や「基本調査」を実施することで、個々の銚子資産の価値を把握しながら、新たな「ものがたり」の設定や既存の関連文化財の組み換えによる多彩なストーリー展開を常に可能にし、他の「ものがたり」との連結や共有によるストーリー展開が柔軟に行えるように努めていきます。

2. 8つの「銚子・ものがたり」

本市の歴史文化の特徴である「人・モノ・文化が会う。岬に生きる。」という地理的特徴や歴史的連続性などの共通のテーマに基づく銚子資産及びその周辺環境を含めた価値づけを歴文構想策定時に行い、7つの「銚子・歴史ものがたり」を設定しました。今回、地域計画作成にあたりその内容を一部見直し、再整理し、さらに2016年（平成28）4月25日に千葉県と佐倉市、成田市、香取市の3市とともに認定を受けた「日本遺産 北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み～百万都市江戸を支えた江戸近郊の四つの代表的町並み群～」の中の本市に関連する部

分を「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み～港町の銚子～」としてまとめ、本地域計画では8つの「ものがたり」を設定しました。



図 35 8つの「銚子・ものがたり」

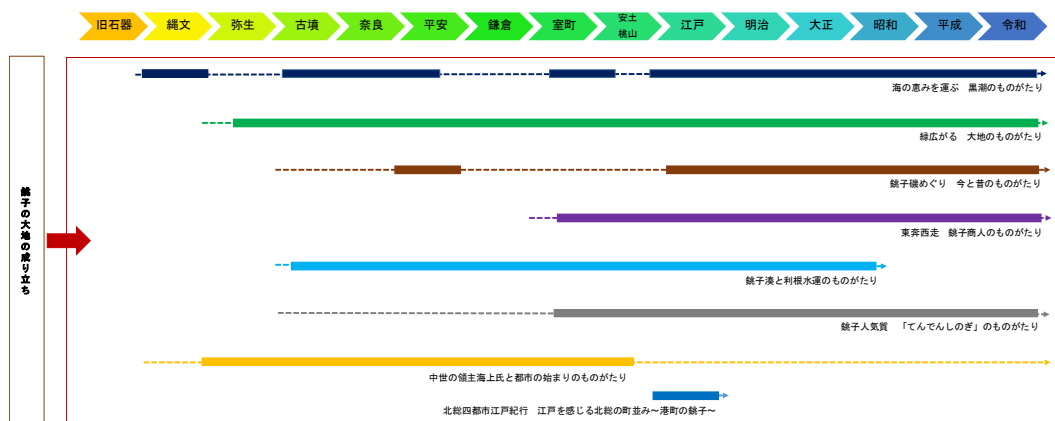


図 36 各「銚子・ものがたり」の時代構成

3. 「銚子・ものがたり」の基本的な保存・活用の方針

設定した8つの「ものがたり」の保存・活用の基本的な方針は、以下のとおりです。

①「銚子・ものがたり」に基づく銚子資産の把握と調査・研究

「ものがたり」のテーマやストーリーの充実を図るために、継続的な銚子資産の把握、調査研究に取り組んでいきます。関連する銚子資産の把握の際、地域住民が参加できる仕組みを作り、地域全体で総合的な把握に努め、新たに「ものがたり」に関連する銚子資産が確認できた場合は、内容の見直し等に柔軟に対応していきます。

②「銚子・ものがたり」を構成する銚子資産の保護措置

「ものがたり」を構成する銚子資産の中で、特に重要な文化財については価値を評価するために「基本調査」を行い、指定や登録等の措置を講じて適正な保護に努めます。

③銚子資産の磨き上げ

史跡や歴史的建造物に必要な整備を行い、「ものがたり」を伝える銚子資産の価値や魅力を分かりやすく伝えていきます。整備にあたり銚子資産の価値を損ねることのないように学識者の意見を聞きながら取り組みます。

④「群」と「面」でとらえる銚子資産の保存と活用

従来のような「個」を単位とした銚子資産の保存と活用を行うだけではなく、「ものがたり」のテーマやストーリーに基づく「群」としての価値や特色の顕在化を意識しながら取り組みます。

また、銚子資産を取り巻く周辺環境も含めた「面」としての価値を把握することにより、歴史文化観光を推進することも可能となります。単に銚子資産だけではなく、文化施設や観光施設との連携を図りながら「まち歩きルート」を設定し、周遊に必要な誘導標や説明板などの整備を進めるとともに、イベント情報をはじめとする四季折々の情報提供により、歴史文化に基づく「銚子ブランド」としての総合的な価値の向上につなげていきます。

⑤「銚子・ものがたり」を活かした情報発信

「ものがたり」とともにそれを伝える銚子資産や「ものがたり」をテーマとした「まち歩きルート」などの情報を魅力的にわかりやすく伝えるため、パンフレットやホームページを活用し、情報を発信していきます。

⑥「銚子・ものがたり」を支える体制づくり

地域住民や文化財保護団体を始めとする市民団体の協力を得ながら、「ものがたり」を活かした事業を推進する役割を担う「協議会」の組織や運営体制の強化を図りつつ、文化財保護の目標を共有し、計画的に事業を実施します。

また、地域住民が地域に所在する「銚子資産」を守り伝える活動を新たに実施するための組織作りを促し、支援していきます。

⑦ふるさと学習プログラムの構築

市内在住の子どもたちを対象とした地域の歴史文化を伝える「ふるさと学習」のプログラムを①～⑥の事業と連携してより充実したものにします。また、将来、他地域の子どもたちを対象とした「教育旅行」のプログラムとしての活用も視野に入れながら、各種事業を展開していきます。

4. 「銚子・ものがたり」と保存・活用のための措置

銚子・ものがたり 1 : 海の恵みを運ぶ、黒潮のものがたり

銚子沖は黒潮と親潮が交わり、さらに利根川から栄養豊富な淡水が流れ込む全国屈指の好漁場です。現在、銚子漁港は9年連続水揚量日本一を記録し、沖合の大型漁船から沿岸の小型漁船による漁業が盛んに行われています。また、銚子漁港を中心に水産物流基地や加工拠点があり、200種類を超える魚介類が水揚げされています。県内はもとより首都圏や全国各地に新鮮な水産物を供給するための運送業や漁業資機材の製造販売などの関連産業も多く、水産業は銚子の基幹産業です。

銚子の漁業の歴史は、縄文時代まで遡ることができます。縄文時代前期から中期を中心とする栗島台遺跡からは、漁に使う網におもり 錘として装着した「土器片錘」や「丸木船」などが見つっています。また、縄文時代後期から晩期が中心の余山貝塚では、シカの角や骨で作られた「釣針」「ヤス」「モリ」が出土し、貝塚からはスズキやクロダイなどをはじめ大型のクジラやイルカなどの骨も確認され、これらの漁労具を使って捕獲していたことがわかっています。当時、余山貝塚周辺は、対岸の茨城県神栖市の砂州が今ほど発達せず、外洋に近く、古鬼怒湾が広がっていました。海に面し、海の幸を求めて、縄文人は果敢に海に立ち向かっていきました。これらの遺跡の出土品から漁業の町としての第一歩が縄文時代から始まったことが読み取れます。

約1,000年前に「香取の海」と呼ばれる内海が広がり、銚子を含めた香取の海の南岸の地域は、大和朝廷にとって蝦夷平定に向かうための交通の要所となりました。また、この内海での漁業権を掌握していた香取神宮や鹿島神宮は強大な力を持ち、沿岸の住民が漁をした漁獲物の一部を税として納めることで、漁業活動を保証していました。

1374年（応安7）の「海夫注文」には、「飯沼くわうやの津」「かきねの津」「のじりの津」という「海夫」と呼ばれる漁夫の居住地の場所が記され、海を生業とする人々がいたことを伝えています。1573年（天正1）、野尻と高田の商人の間で「網代」あじろ（漁場）をめぐる争いが起こり、在地領主であった海上氏の裁許文書さいきよが残されています。

江戸時代に入り、紀州方面からの漁民が集団で黒潮の流れにのってやって来て、銚子沖で漁を始め、漁獲が上がると紀州等へ戻っていきました。しかし、旅網で漁をしていた人たちがしだいに銚子に居住し、飯貝根や外川、長崎等に漁場を開き、漁業集落を築いていきました。紀州からやってきた崎山治郎右衛門は、銚子に移住した当初は飯貝根に住んでいましたが、その後、外川へ移り、碁盤目状の街区を造り、紀州から大勢の人を呼び寄せ、「外川千軒大繁盛」と呼ばれるほどの漁業の町として発展させました。外川は銚子漁港が整備されるまでの間は、銚子の漁業の中心地で、「銚子漁業発祥地外川港 開祖 崎山治郎右衛門碑」という記念碑が大杉神社境内に建っています。

地元の草分け百姓であり、銚子で初めて醤油醸造に取り組んだ田中家の5代玄蕃いせぢがうらは伊勢地浦（「伊勢路」や「伊勢地ヶ浦」という表記も使用されている）での築港など漁業の分野でも力を注ぎました。

大量に水揚げされたイワシは、「干鰯」や「鰯粕」の材料として利用され、浜辺に干鰯場が広がっていました。これらの肥料は「金肥」として利根水運により江戸へ運ばれた後、関西地方へ送られ、木綿栽培には欠かせない肥料として大変需要がありました。その後、「干鰯」や「鰯粕」は化学肥料に代われ、第二次世界大戦の開始に伴い食料品の加工へ移行しました。戦後も缶詰等の食料加工品の製造が中心で、サンマやサバを原料とした加工製品が主流となっています。

江戸時代以降、漁家は漁業と水産加工、漁業資機材の製造などを一括して行ってきましたが、漁船の能力の向上や冷凍冷蔵庫の普及、水産加工の原料となる魚の供給先の拡大等により年間を通じて工場の稼働が可能となり、それぞれが産業として独立することができるようになったため、分業化されていきました。

『板子一枚下は地獄、落ちれば死につながる恐ろしい海』といわれ、漁業は危険な仕事でした。それ故、漁業関係者は海にまつわる信仰を大切にしています。利根川の河口は、日本の三大海難所の一つといわれており、海難事故が多く、河口を見下ろす「千人塚」は水難で命を落とした人々の慰霊の場所で、今でも毎年一回「川施餓鬼」の法要が営まれています。

利根川河口の高台にあり、出船入船を望むことができる川口神社は、漁業従事者から篤く信仰されています。漁師たちは未曾有の豊漁となった 1864 年（元治 1）にその感謝と船の安全を祈るため漁業の情景が詠みこまれた「大漁節」を作り、奉納しました。一年の最初の出漁の際に一年間の漁の無事と豊漁を祈る儀式である「漕出」や旧暦 6 月 15 日には「大潮まつり」が執り行われます。

また、境内には、たくさんの「亀墓」があります。亀が漁網にかかると、とっておきの酒をふるまい海に帰し、万一釣針にかかって死んだ時は自分の祖先よりも立派な墓を作り、敬うという習わしがあります。この「亀墓」は妙福寺や長崎、恵比須山等にもあり、川口神社には「鯨墓」もあります。

豊かな恵みをもたらし、危険な海へ挑んでいく男たちを送り出す女性たちは、無事に海から陸へ戻り、豊漁を願うために「明神講」や「初午稲荷講」として祈りを捧げました。江戸時代初期に利根川をはさんだ旧波崎町（現神栖市）で発祥した「波崎縮」の技術が江戸中期に銚子へ伝わり、縮を織る機屋が 40 軒以上を数え、「銚子縮」として一大産業をなし、江戸の町へ運ばれ、漁師の妻たちが産業を支えました。また、長崎には海藻類を採取する根付漁業を支えた海女がいました。1897 年（明治 30）には、「琴柱角股（コトジツノマタ）」という海藻を水産博覧会に出品し、昭和 20 年代には代用醤油の原料となったカジメを採取し、昭和 30 年から昭和 45 年頃最盛期を迎えました。

明治に入り、産業の近代化や物流の輸送手段が鉄道へと変わっていく中で、本市では 1898 年（明治 31）に東京まで運航する総武鉄道が開通しました。そこで、利根水運の役割が減少し、商港であった銚子湊を漁港へと整備することを決定しました。しかし、銚子湊を漁港として活用し、発展させていくためには、日本三大海難所であった利根川河口の整備をする必要があり、非常に困難な事業となりました。しかし、濱口吉兵衛らの努力により、漁港の近代化に成功し、1960 年（昭和 35）に特定第 3 種漁港の指定、1963 年（昭和 38）から第 3 次漁港整備長期計画が始まり、近年、水産物流の拠点として衛生管理や品質の向上を図り、第 1 卸売市場を「高度衛生管理型市場」として整備するなど銚子漁港の機能強化を進めています。

「海の恵みを運ぶ、黒潮のものがたり」を伝える銚子資産

建造物：川口神社本殿・和田不動堂・渡海神社本殿・名洗不動堂

旧西廣家住宅（治郎吉）主屋・缶詰工場・北倉・南倉・煉瓦塀（いずれも国登録）

犬吠埼灯台（国登録）・旧犬吠埼霧信号霧笛舎（国登録）

古文書：滑川家文書・宮内家文書・西廣家文書・銚子漁港整備計画関係資料・木国会移住碑及び

木国会史・崎山治郎右衛門紀徳碑・大納屋おさつ供養塔・濱口吉兵衛銅像

考古資料：余山貝塚出土の骨角器・栗島台遺跡及び余山貝塚出土遺物

無形民俗：銚子縮（県指定無形）・大漁節・大漁旗製作（小澤染工場・額賀屋染工場）

有形民俗：漁業の道具・大漁旗・万祝・高瀬船及び船舶関係の道具・絵馬

記念物：古銅輝石安山岩

信仰：川口神社・和田不動・銚子神社・御嶽神社・伊勢大神宮・西宮神社・渡海神社・大杉神社

亀墓・鯨墓・漕出・大潮まつり・明神講・初午稲荷講・御太刀祭・亀の子様の信仰

大地の成り立ち：地形・海流・気候・古銅輝石安山岩

町並み：外川の町並み

人物：崎山治郎右衛門・北川治郎右衛門・田中玄蕃・濱口吉兵衛・今井健彦・小野田周斎

施設：鯨の解体場・銚子無線・外川漁港・製氷工場・水産加工関連工場・外川ミニ郷土資料館

産業：干鰯及び鰯粕関連資料・漁網・水産加工業・製氷

食：のべのり（海藻）・かいそう・頼刺し・イワシ料理・サバ料理・伊達巻・つみれ団子

その他：山立・漁法・天気に関係する伝承・渡辺學作日本画



余山貝塚出土骨角器



大漁節



外川の町並み



コトジツノマタ（海藻・食用）



大潮まつり



亀墓（川口神社）



【守りたい・伝えたい価値】

○日本有数の港町の歴史を語る銚子資産

いつの時代も市域の三方が水域に囲まれてきたことで、縄文時代から海の恵みを得るための活動が始まりました。今では日本一の水揚げ量を誇る港町へと発展し、漁業や水産業の歴史を伝える多種多様な銚子資産が残っています。

・漁業の歴史の始まりを伝える余山貝塚

縄文時代の集落跡が確認されている粟島台遺跡や余山貝塚からは、縄文人と海との関わりを示す出土品が見つっています。特に、余山貝塚からはシカの角や骨などで作った骨角器である釣針やヤス、モリが出土するとともに、貝塚にはクロダイなどの骨が検出されています。縄文時代からの海の恵みを生かした暮らしを伝えるとともに、漁業の歴史の始まりが読み取れます。

・銚子漁業を象徴する町－飯貝根（川口）・外川

関西方面から来た漁師たちが、飯貝根や外川等に漁場を開き、漁業集落を形成して発展してきました。各地域には、江戸時代に形成された漁業集落の面影を伝える街区や通り（道路・街道）、江戸末期から明治以降に建てられた歴史的建造物も残っています。

・日本有数の漁港へと転換を果たした人々

商港であった銚子湊を近代的な漁港へと改修する計画は非常に険しい道のりでした。そのため濱口吉兵衛をはじめ多くの人々の努力の積み重ねが事業を成し遂げ、その歴史を伝えています。

・漁業を支えた祈りの風習

漁業関係者は、海に対して畏敬の念を持ち、海からの恵みや安全に漁ができることを常に感謝し、その想いはいつの時代も変わることはありません。海を見下ろす高台に鎮座する漁師たちの信仰を集める川口神社や和田不動堂などは漁業関係者の精神的な支えとなり、漕出や大潮まつりなどの祭事が継承されてきました。

・漁業とともに歩んだ産業

江戸時代から本格的に始まった漁業は、関連する産業の多様な技術により支えられてきました。当初は、漁と干鰯生産等の水産加工、造船など漁業を支える一連の産業を漁家が兼業的に実施してきましたが、近代化により水産加工や漁具商、造船業などの事業を分業させ、現在の水産関連産業を築き、漁業とともに発展してきた歴史があります。

・漁師の暮らしを支えた技術と技

不安定な漁師たちの暮らしを支えてきた「銚子縮」や籐製品などの製造業の担い手は減少し、市内に僅かにそれぞれ1軒のみとなりました。陸で待つ家族に大漁であったことを伝えるために掲げる「ちょうし まいわいしきたいりょうぼた銚子萬祝式大漁旗」を製作している染工場は2軒あります。生活様式の変化に伴い、これらの技術や技を継承することが難しい時代ではありますが、歴史的かつ文化的な価値を伝え続けていなくてはなりません。

【守り・伝えるための課題】

○水産業を取り巻く環境

水産業は本市の基幹産業であり、今後も更なる発展を遂げていく必要があります。しかし、漁業従事者の高齢化や若い世代の担い手不足に伴い、銚子漁港に船籍を持つ地元の漁船が減少しつつあ

ります。これは、本市で漁業に携わる人材の減少ということであり、これまで受け継がれてきた漁業に関連する技や技術、知恵、風習などを伝えていくことが難しくなっていることにつながっています。また、水産業に関連する建物等の工作物も取り壊されつつあり、空き地が目立ってきています。

○「銚子ブランド」を支える歴史文化の共有

水産業を基幹産業とする都市が全国にいくつもある中で、「銚子」が選ばれ続けていくためには、漁業の町として長年歩んできた歴史文化に裏付けされた地域の価値を再認識し、「銚子ブランド」を向上させ、他地域との差別化を図っていくことが大切です。そのためにも、「ものがたり」を通じて水産業に携わる人々をはじめ多くの市民に歴史文化の大切さを広く周知していく必要があります。

○技術の継承

水産業の近代化に伴い、それまで漁家で家内工業的に行われてきた多様な産業が分業化されました。例えば、大正時代を境に生産が途絶えた「銚子縮」は、戦後、苦心の末に常世田真次郎氏が再興し、現在、常世田真壱郎氏が唯一の保持者※です。漁師たちの暮らしを支えてきた伝統的な産業の継承が難しい状況におかれています。

※ 千葉県指定無形文化財「銚子縮」の文化財保持者として認定されています。

【守り・伝えるための方針】

○余山貝塚の保存・活用

1967年（昭和42）から「余山貝塚」の一部を市指定史跡として保護しています。平成26（2014）年度から令和2（2020）年度の7カ年で実施した発掘調査の成果に基づき、指定範囲の見直しを行い、「美化の会」と連携して適正な保護に努めます。また、「ふるさと学習」での活用の充実を図るために必要な史跡整備を推進していきます。

○漁業の町の発展を伝える銚子資産の保存・活用

これまでの調査成果に基づき、市域内の各漁業集落の銚子資産リストを作成し、集落ごとの特徴をまとめていきます。特に、飯貝根地区を優先的に進め、地域住民とともに飯貝根地区に残る「漁業の町・銚子」の特徴を分かりやすく伝える銚子資産をリスト化し、それぞれの特性に応じた保存と活用を行います。また、地区内の近代以降に建てられた歴史的建造物の保存と活用に向け、所有者への理解と協力を求め、保護するために必要な組織作りを検討していきます。

○外川の町並みを継承するための方策の検討

銚子漁業の発祥の地である外川の町並みは歴史的及び文化的な価値を有し、本市の観光スポットとしても人気がある場所です。この町並みを保護していくためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、関係者と連携を取りながら町並みの保存（保全）・活用について議論する場を作り、その保存（保全）について検討していきます。

○漁業と結びついた暮らしの継承と記録保存

漁業関係者に継承されている信仰や祭り、講の現状を把握し、継承のための課題を整理し、支援の在り方を関係者とともに検討していきます。また、鳴り物保存会や銚子神輿連合会などの協力を得ながら、学校教育の中で大漁節をはじめとする郷土芸能の継承に取り組むことができる仕組みを

作ります。

時代とともに近代化し、発展を続けてきた漁業を始めとする水産業を支えてきた人々の暮らしや祭事、風習などの記録保存も推進していきます。

○伝統産業の技術の継承

社会や生活様式の変化等に伴い需要が減少する中での技術の継承は非常に難しい時代ですが、その一方では国内の伝統産業や伝統工芸品が国内外から注目を浴びている時代でもあります。伝統産業が若いデザイナーたちとのコラボレーションにより新しいモノづくりへの視点が加えられています。歴史的価値を発信しつつ、継承に向けての新たな価値を柔軟に見い出すきっかけ作りを推進していきます。

○景観復元による活用

地域住民を巻き込みながら「所在調査」を実施し、地域への関心を高めつつ、昔の写真、絵葉書、古地図なども収集していきます。それらを活用し、地域の景観復元を行い、わかりやすく歴史文化を伝え、その価値の継承に努めていきます。

○日本遺産をはじめとする関連事業と関係団体との連携

2016年（平成28）3月に銚子市水産総合戦略策定協議会が「銚子市水産業総合戦略」を策定し、2019年（平成31）3月までの間に「水産都市銚子」観光ルート創造事業の一環として、「漁師町外川」と「銚子みなと町」に新たな観光導線を設定し、各種イベントを定期的に行いながら観光誘致につなげる取り組みを実施してきました。また、銚子観光DMO推進事業では外川町の有志と「外川ふんわり会」を結成し、「外川まち歩きマップ」を作成しました。このように、各団体が「漁業」をテーマとして地域振興や観光振興につなげていく取り組みを実施していることは、「漁業」が本市の観光資源として有する価値の高さを表しています。

今後は、各団体が実施してきた取り組みの継承と連携により、文化庁から認定を受けた日本遺産「北総四都市江戸紀行」を核として、構成文化財に対する必要な整備を進め、歴史文化観光を展開できる体制を構築することにより、事業の充実を目指していきます。

【守り・伝え・活かすための措置】

守り・伝え・活かすための必要な措置	財源	主体者	事業計画期間		
			短期 3年	中期 5年	長期 10年
①市指定史跡「余山貝塚」の保存と活用		事業番号：11・24～26・29			
- 指定範囲を拡張して、適正に保護する。 - 貝層の剥ぎ取りや出土品を活用し、分かりやすく貝塚の価値を伝える。	市費 文化庁補助金 県費補助金	銚子市			
②漁業の町の発展を伝える銚子資産の保存と活用		事業番号：1～5・9			
- 各町内会ごとに実施してきた「銚子資産所在調査」成果から、「ものがたり」用の銚子資産リストを作成する。 - リストにより把握の現状を確認し、再調査や情報収集を行う。	市費	銚子市			
「ものがたり」の銚子資産リストから飯貝根地区の情報を整理する。 - 把握の状況から再調査や情報収集を行う。 - 把握した「銚子資産」の保存と活用の方法を整理し、必要に応じて「文化財基本調査」を実施し、保護措置を講じる。	市費	銚子市			
飯貝根地区内の歴史的建造物については、取り壊しなどが発生する恐れがあるため、早急に把握し、保護措置の必要な建造物は「文化財基本調査」を実施し、保護措置を講じていく。					
優先的に飯貝根地区の調査を進めるが、市域内の漁業集落の把握と現状の確認、特徴を把握するための情報収集を行う。					
③外川の町並みを継承するための方策の検討		事業番号：1～5・9・23			
「ものがたり」の銚子資産リストから外川地区の情報を整理する。 - 把握の状況から再調査や情報収集を行う。その際、地域住民が考える地域の将来像や地域の観光利用等に関する情報も併せて収集する。 - 把握した「銚子資産」の保存と活用の方法を整理し、必要に応じて「文化財基本調査」を実施し、保護措置を講じる。	市費 他省庁補助金 民間団体助成金	銚子市			
千葉県建築士会銚子支部をはじめとする関係団体と建造物調査の成果を共有し、町並みの保存と活用に関する方針案を作成し、検討していく。					
④水産業で生きる暮らしの継承と記録保存		事業番号：1～5・9・16			
「銚子資産所在調査」で把握した水産業に関連する生活様式や祭事、風習等をリスト化する。 - 関連する団体からそれぞれの現状と課題を聴取し、次世代への継承の方針を検討する。 - 記録保存が必要な銚子資産をリスト化し、事業を実施する。	市費 文化庁補助金 民間団体助成金	銚子市 協議会			
⑤伝統産業の技術の継承		事業番号：6・16			
水産業の不安定な生活を支える中で生まれた伝統産業の歴史、価値、技術の継承について検討する。	市費 文化庁補助金 他省庁補助金 民間団体助成金	銚子市 協議会			
⑥景観復元の推進		事業番号：1・4・5・7・8・24～26			
- 古写真や絵はがき、古地図など昔の漁業集落や水産業の歴史文化を伝える資料を収集する。 - 収集した資料をVR等の技術に活用することで、景観復元を行いながら、歴史文化を継承していくプログラムを作る。 - 地域の歴史文化を語り合う場を作り、情報を収集していく。	市費 文化庁補助金 民間団体助成金	銚子市 協議会			
⑦日本遺産をはじめとする関連事業や関係団体との連携		事業番号：22・24～29			
- 各団体が実施している取り組みを「ものがたり」でつなぎ、大きな推進力となるよう連携体制を構築する。 「ものがたり」や「文化財保存活用区域」を活用し、関連事業を推進する。	市費 文化庁補助金 地方創生推進交付金 民間団体助成金	銚子市 協議会			

※事業番号は、関連する銚子市全体の措置の事業番号

銚子・ものがたり 2：緑広がる、大地のものがたり

本市は、利根川沿いの低地などに米を作る水田が限られているため、下総台地上での畑作が農業の中心で、農業産出高の約70%が野菜です。主な生産物はキャベツやダイコンで、特に春系キャベツの生産は全国一を誇っています。他地域よりも早い時期に出荷できるのは、銚子沖で黒潮と親潮が交差し、海洋性の気候であることが大きく影響しています。

標高約50mの下総台地上にある野尻遺跡(野尻町)では、弥生時代の住居跡から炭化米が出土し、弥生時代に米作が行われていたことが発掘調査により確認できました。弥生時代以降、銚子には米作りに適した土地が少ないため米以外に麦も栽培されていました。

16世紀に入り、天下統一を果たした豊臣秀吉が行った太閤検地の記録が市内にも残っています。1591年(天正19)9月1、2日に実施された猿田村(現猿田町)と同年10月9日に実施された柴崎村(現柴崎町)の検地帳※1です。検地を行った役人や地元案内人、耕作地の筆ごとの字名、縦横の間数、土地の種類や等級、面積、取米、土地所有者、耕作者が記載されています。その後も1612年(慶長17)に三崎村(現三崎町)で、1655年(明暦1)に高上村(現高神東町、高神西町)で検地が行われた記録が残っています。

米作りに適した土地は利根川沿いの低地ですが、利根川は塩水が混じり、水田に引く水として利用することには不向きで、水を確保することは至難の業でした。高田川流域の野尻・高田・芦崎・船木台・中島の5つの村は三門^{みかど}の堰を利用していましたが、各村々で水争いが起こり、役人に訴えている古文書が残っています。今も残る「お水番小屋」には、曜日によってその用水を利用している町内名が掲げられています。また、長塚町にある「七ツ池」も江戸時代中期に干ばつに悩まされた地域の人々により溜池として造られました。三方を水域に囲まれている位置にある銚子では、時代ごとに水域(海や川)から恩恵を受け、上手く利用し、発展をしてきましたが、灌漑用水を整備するために大変な苦勞をしました。

江戸時代中期頃になると、米と小麦の栽培が中心であった銚子で甘藷栽培が始まったと言われていいます。寛保年間(1741～1744)、今宮村唐子^{いまみやむらからこ}(現唐子町)の薩摩屋佐兵衛が甘藷栽培をして、江戸へ出荷した記録があります。『塵塚談』^{ちりづかたん}の宝暦年間(1751～1764)の江戸での甘藷流通に関する記録によると「上総、下総、銚子、岩槻、伊豆大島、そのほか諸所より多く作り、江戸へ運送す。銚子を上とし大島より出るを島芋というて絶品なり」とあり、銚子産甘藷は江戸で高い評価を受けていたようです。そして、利根水運を利用して、関東各地へ運ばれ、しだいに東北太平洋沿岸の港へ輸送され、人気を博していき、明治末から大正期になると鉄道輸送へと変わり、全国へ販路が広がっていきました。第二次世界大戦後、甘藷は代替食糧として需要が高かったのですが、米の安定供給が可能となると需要が低下し、価格変動が激しくなり、収益性の高い作物への転換が求められるようになってきました。

明治中期以降、青物用の甘藷栽培以外に、工業原料としての甘藷栽培にも力が注がれました。1889年（明治22）、本銚子町の石橋重兵衛が蘇我町（現千葉市中央区）から講師を招き、澱粉作りを習得し、銚子での生産が始まったと伝えられています。当初は、小規模で、農業の副業という程度のもでしたが、次第に有力な農家が製造工場を設置し、生産を開始しました。1907年（明治40）には27軒の工場がありましたが、1914年（大正3）には67軒と増加し、昭和の初め頃には工場の大規模化が見られるようになり、大正時代前期には醤油醸造業に次ぐ産業へと成長しました。第二次世界大戦後の砂糖不足でさらに澱粉の需要が高まりましたが、戦後、1951年（昭和26）に砂糖の統制が廃止され、澱粉の需要が激減し、1960年（昭和35）以降市内の澱粉工場も閉鎖を余儀なくされました。

この頃、畑作の中心は甘藷と麦で、野菜は自家用栽培の一部を農家が市内へ引き売りしていた程度でした。麦作の生産が不安定で、甘藷の価格変動も激しく、所得の安定などを目指し新作物の導入を検討した結果、「キャベツ」が採用され、1953年（昭和28）から試作が始まり、試行錯誤を繰り返しながら、先進地への視察研修や市場動向調査などを重ね4月に出荷できるキャベツ栽培の導入を決定、1955年（昭和30）に本格的な春系キャベツ栽培の第一歩を歩み出しました。その後、1957年（昭和32）「灯台印」のブランド化により他産地との差別化が成功したことにより春系キャベツが誕生しました。現在の繁栄を作れたのは、栽培に成功しただけではなく、集団栽培、共同販売体制の整備、また共同販売賛同者を募り、県の指導を得て、共同販売を展開できたことが要因といわれています。農家の人々は、自分たちの住む地域の風土の特徴をよく知り、甘藷栽培の衰退に対応できる絶好のタイミングを見極め、キャベツ、大根、トウモロコシと^{そさい}野菜栽培に力を注ぎ、一大農業生産地化を推し進め、メロンなどの園芸作物の栽培にも取り組んでいます。

市内に伝わる農業に関連する祭事には、西部地域に伝わる「おびしゃ」や「花見正月」が形式の変化はみられるものの今も受け継がれています。また、三崎町の大宮神社で行われる「杉みこし」も五穀豊穡のために行われていると地元の方は話してくれました。

江戸時代、天明の大飢饉の際、高崎藩の代官として銚子陣屋に派遣されていた庄川左衛門が、独断で高崎藩の銚子米蔵を開き、米を配給し、銚子の人たちを助けたという話が残り、左衛門を偲ぶ「じょうかんよ節」という民謡と踊りが作られ、今なお市民の間で受け継がれています。天明の大飢饉では、野尻村（現野尻町）の滑川藤兵衛家が長屋門※2建設を、高田村名主の宮内清右衛門家では高田河岸の整備をそれぞれ救い普請^{すく ぶしん}として行ったと伝えられています。

※1 いずれも県指定有形文化財

「天正検地帳」 下総国海上郡三崎庄猿田郷村野帳 （1982年（昭和57）4月6日指定）

「天正検地帳」 下総国海上郡三崎庄堀之内枝柴崎之郷屋敷帳及び水帳（2004年（平成16）3月30日指定）

※2 国登録有形文化財建造物 滑川家住宅長屋門 （2017年（平成29）6月28日登録）

「緑広がる、大地のものがたり」を伝える銚子資産

道 具：農業の道具・養蚕関係の道具・藍染関係の道具

風 習：おびしゃ・花見正月・神楽・じょうかんよ節・杉みこし

大地の成り立ち：地形・海流・気候・小畑池

建造物：滑川家住宅長屋門（国登録）・栗林家住宅

町並み：高神西町・高神東町・小畑町・小浜町・親田町・八木町・宮原町

人 物：庄川奎左衛門・宮内清右衛門・治兵衛・治右衛門・名主

施 設：七つ池・お水番小屋・三門の堰・三門用水・逆川・白石ダム（鶏沢大貯水地）・猪返し
観行院境内の石碑「享保14年3月建立」「明治6年4月建立」

庄川奎左衛門頌徳碑・耕地整理関係記念碑・新川竣工記念碑

古文書：天正検地帳（千葉県指定有形文化財）

滑川家文書・宮内清右衛門家文書・ヤマサ醤油株式会社所蔵文書・三崎町区有文書

親田町区有文書・玄蕃日記・先代集

伝 承：民話

景 観：キャベツ畑が広がる景観・生垣・農業集落の景観



庄川奎左衛門公德碑



農家の屋敷



キャベツ畑の広がる景観



東総用水土地改良区竣工記念碑

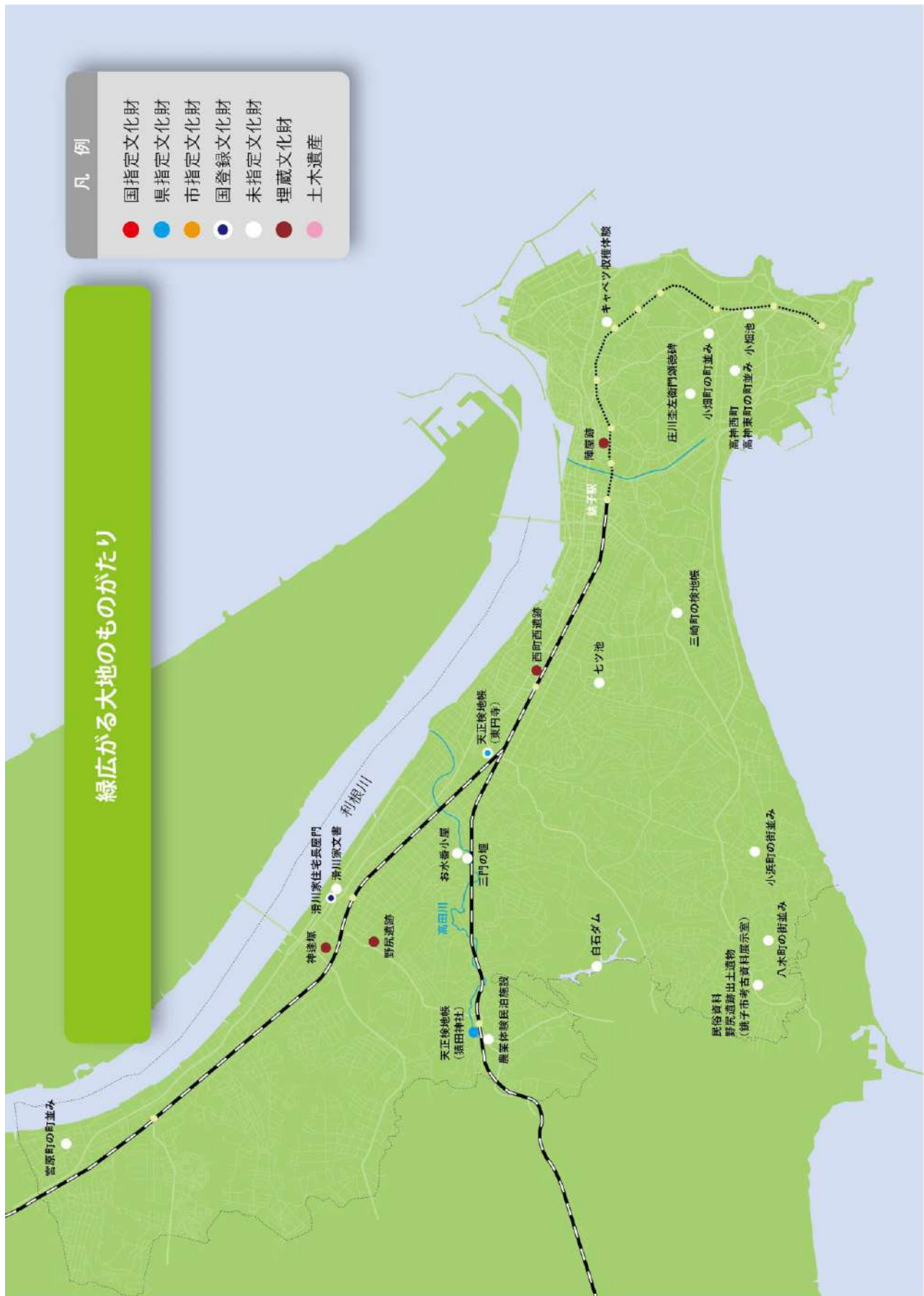


お水番小屋



逆川の三門の堰

「緑広がる、大地のものがたり」を伝える代表的な銚子資産の分布



【守りたい・伝えたい価値】

○県内有数の農業生産都市になった歴史を語る銚子資産

米作りに適した土地が少ない銚子でも弥生時代から稲作が始まり、県内有数の農業生産地になった歴史を語る多種多様な銚子資産が残っています。各時代に暮らした人々が銚子の地の利や風土の長所や短所と向き合いながら、農業の発展に取り組んできたことを知ることができる重要な銚子資産です。

・農業の変遷を支えた人々の知恵

米作りに適した土地が少ない中で、下総台地を開拓し、農業に適した土地を確保し、今では一面にキャベツ畑が広がっています。仲間同士で風土にあった作物を選択し、改良しつつ、首都圏に近いという地の利を生かして、県内有数の農業都市へと成長した歴史文化があります。

・農村集落の面影を伝える景観

宮原町周辺の西部地域の集落は、地域ごとに集落の様式や屋敷構え、用水、水路、水門等の工作物、そして集落ごとに伝わる祭事や講などが一体となり、地域ごとの農村集落の景観を生み出しています。

・地域の特色を示す農家の屋敷構え

農家の屋敷構えは、敷地の規模、敷地内での建物の配置（主屋・納屋・塀・門・その他の工作物）に地域ごとの特徴が見られます。建物の構造は、寄棟造り、瓦葺、下見板張り、平屋建ての住宅が多く、黒板張り（シブイタ塗）の建物、小壁が漆喰塗りのもの、出桁造りや正面に下屋が付いたものが見受けられ、生垣や石垣等にも違いがあります。

・農業に関する信仰

現在も農耕儀礼に係る祭礼や信仰が受け継がれ、地域ごとに特徴的な祭事が行われています。忍町周辺では、男性は「おびしゃ」、女性は「花見正月」が、三崎町内会では町内会で杉の木を管理し、杉で神輿を覆った「杉みこし」を作り、五穀豊穰を祈る祭が執り行われています。

【守り・伝えるための課題】

○関連する銚子資産の再整理

「漁業のまち」としての注目が高く、これまで「農業」という切り口で本市の歴史文化を把握する機会が十分ではありませんでした。そのため、把握した銚子資産を改めて整理し、「ものがたり」に関連する銚子資産の洗い出しを進めるとともに、「所在調査」を継続していく必要があります。

○まつりや風習の状況把握

代々受け継がれてきた経験に基づく知識や地域のつながりを形成していたまつり等の伝統行事は、農業を取り巻く環境や生活様式が変化し続ける中での継承が難しく、早急に対策を講じていかなければなりません。

○保存と活用のための連携

農業関係者の方々の協力を得ながら「ものがたり」を充実させ、歴史文化に支えられた「地域ブランド」力を高め、産業への付加価値となるよう関係者との連携体制を構築していく必要があります。

【守り・伝えるための方針】

○銚子資産の掘り起し

これまでの調査成果から「ものがたり」用の銚子資産リストを作成し、情報を整理します。既に把握している銚子資産の更なる情報収集や新しい銚子資産の掘り起こしを行うために、地域住民の協力を得ながら「所在調査」を推進します。

○農業の歴史を伝える銚子資産の保存・活用

把握した銚子資産の中から学術調査が必要な文化財に対して「基本調査」を行い、保護措置を講じていきます。

これまで農業集落の調査を行った宮原町や野尻町などから、屋敷構えや屋敷林に地域ごとの特徴を把握することができたので、市域全体の農業集落の把握を進めていきます。

○農業と暮らしに関連する銚子資産の次世代への継承と記録保存

市域に残る農業に関連する信仰や風習などを把握し、次世代への継承について検討していくとともに、行事等の記録保存を進めます。

○農業関係者との連携と若い担い手への支援

「ものがたり」や関連する銚子資産の活用を図り、歴史文化に基づく地域ブランドの向上を目指すために、農業関係者との連携を構築します。

また、本市は専業農家の割合が高く、若い世代の生産者も増えつつあります。彼らは独自ブランドを立ち上げ、販路を築き、また収穫体験を含めた農業民泊などを展開しながら、農業振興や地域ブランドの構築に力を注いでいます。このような取り組みに農業の歴史の継承を要素として取り入れてもらえるように協力関係を構築していきます。

【守り・伝え・活かすための措置】

守り・伝え・活かすための必要な措置		財源	主体者	事業計画期間			
				短期 3年	中期 5年	長期 10年	
① 銚子資産の掘り起こし		事業番号：1					
・各町内会ごとに実施してきた「銚子資産所在調査」成果から、「ものがたり」用の銚子資産リストを作成する。 ・リストにより把握の現状を確認し、再調査や情報収集を行う。		市費	銚子市				
② 農業の歴史を伝える銚子資産の保存と活用		事業番号：1・2・4・5					
・把握した「銚子資産」の保存と活用の方法を整理する。保護措置を講じる必要がある「銚子資産」を選定し、「文化財基本調査」を実施する。		市費	銚子市				
・市域内の農業集落の把握と現状の確認、特徴を把握するための情報収集を行う。							
③ 農業と暮らしに関連する銚子資産の次世代への継承と記録保存		事業番号：1～5・9・16					
・①や②で実施した「銚子資産所在調査」で把握した農業に関連する生活様式や祭事、風習等をリスト化する。 ・関連する団体からそれぞれの現状と課題を聴取し、次世代への継承の方針を検討する。 ・記録保存が必要な「銚子資産」をリスト化し、事業を実施する。		市費 文化庁補助金 民間団体助成金	銚子市 協議会				
④ 多様な主体者との連携		事業番号：22					
・本市の歴史文化が礎となった「銚子ブランド」の向上を目指し、農業関係の事業者との連携体制を作る。		市費 文化庁補助金 民間団体助成金	銚子市 協議会				

※事業番号は、関連する銚子市全体の措置の事業番号

銚子・ものがたり 3 : 銚子磯めぐり・今と昔のものがたり

本市は関東平野の最東端、千葉県北東部に位置し、北は利根川、東から南は太平洋と三方を水域に囲まれています。太平洋に突き出た半島状を呈し、地形は半島部分の丘陵、千葉県北西部から続く下総台地、利根川沿いに広がる沖積低地から成り立ち、半島部分がくびれた形になっているのは、中生代ジュラ紀から白亜紀の地層により形成され、比較的硬い岩石が海岸部分に露出し、侵食を抑える役割となったためです。

また、半島南西部に広がる屏風ヶ浦に接して、約 10 km の海食崖が続いています。この海食崖は、後期更新世の約 12－13 万年前頃に古東京湾の浅海底で堆積した土砂が隆起してできた台地で、波浪により削られてできました。この海食崖を構成する地層は、大きく 2 層に分かれ、約 300 万年－45 万年前に深海で堆積した地層（犬吠層群）と約 12 万年－6 万年前頃に浅海底に堆積した地層（香取層）で、岩質の違う地層は、灰色とうす茶色という地層の色彩的なコントラストを生み出しています。

この大地が形成されていく過程の中で、海岸線の硬い岩石が激しい波浪により様々な形の奇岩となり、水平線が一直線に広がり、海食崖が続く屏風ヶ浦などの自然景観を作り出し、それらが銚子の自然美の魅力を高めています。

銚子は、平安時代末から鎌倉時代頃、「三崎庄」または「海上庄」と呼ばれ、九条家領荘園でした。九条家の家司であった藤原定家が、この東の果ての銚子を所領していた時期があり、三崎庄の情報が畿内にも広がっていたと考えられます。この頃、現在の利根川はなく、下総と常陸の国境に香取の海という内海が広がり、沿岸には香取神宮や鹿島神宮があり、大和朝廷が蝦夷平定に向かう際の要所であったことから、多くの人々が往来する場所となり、この辺り一帯が素晴らしい景観と感じる人々も多かったのであろうと推測できます。例えば、鴨長明の家集『鴨長明集』（1181 年（養老元）成立と推定）の「秋」の部に「海上月」と題した歌、

玉と見るみさきか沖の浪間より立出る月の影のさやけさ

は、畿内に広がっていた情報を耳にし、三崎の月を着想して詠んだとされ、ここ「香取の海」は、歌の名所として広く知られた場所でした。

江戸時代に入り、庶民の間に伊勢参りをはじめとする信仰の旅や各地の名所・旧跡を訪ねる旅が盛んになりました。銚子は利根川の東遷により東北と江戸を結ぶ中継地として大いに賑わい、江戸、神奈川、水戸に次ぐ、大都市に発展しました。この経済発展を導いた利根水運は、香取神宮、鹿島神宮、息栖神社いきすじんじやの東国三社参詣後、銚子磯めぐりを楽しむ旅人を運び、銚子に江戸からの文化も運びました。この「銚子磯めぐり」とは、木下茶船きおろしちやぶねで利根川を下降し、松岸河岸まつぎし かしで下船、妙見宮や飯沼観音、そして銚子の海岸線一帯に広がる奇岩奇礁が生み出した景観を巡り、名洗浜が終着地となる「東国三社詣」のオプションルツアーといえる旅行プログラムでした。

「磯めぐり」の評判を高め、広めたのは、小林一茶などの多くの文人墨客で、銚子の豪商宅に逗留して、銚子を満喫し、その後江戸へ戻り、銚子で詠んだ句や土産話が江戸で広まっていきました。

また、1854年から1856年（安政1～3）に発行された日本全国の名所を浮世絵69枚にまとめた歌川広重作「六十余州名所図会^{ろくじゅうよしゅうめいしよずえ}」の中に、「下総銚子の濱 外浦」として名洗浦、今の屏風ヶ浦が描かれています。この場所は、富士見の名所として知られていたことが採用された理由と推測できます。さらに、幕末維新期の漢詩人である大槻盤溪^{おおつきばんけい}が、1847年（弘化4）5月に来銚した際、「銚港雑詠」を詠み、屏風ヶ浦を「十里の赤い断崖が続く雄大な」景観と視覚的なイメージを端的に表現していて、そのイメージは今もなお受け継がれています。

このように多くの文人墨客をはじめとする来訪者が、銚子の魅力をさまざまな方法で伝えることにより、江戸からの旅の目的地として人気を博し、銚子磯めぐりは、明治期以降も文人などに受け入れられ、文学作品や旅行案内で紹介されました。

1874年（明治7）、犬吠埼に国内24番目の西洋式灯台が完成し、点灯しました。この灯台は、英国人技師リチャード・ヘンリー・ブラントンの設計で、千葉県香取郡下総町（現 成田市高岡）の粘土で作った国産レンガ約19万3,000枚を使用して建設されました。この灯台見たさの見物人が大勢押し寄せ、さらに健康増進のために海水浴が効果的であるという考え方が西洋から導入され、犬吠埼周辺が銚子の一大観光地として発展しました。

観光客を犬吠埼へ運ぶ銚子・犬吠埼間を結ぶ観光路線を整備するために、濱口吉兵衛や13代田中玄蕃、小野田周斎などが発起人となり、1913年（大正2）1月に銚子遊覧鐵道株式会社を設立し、同年12月に銚子-犬吠間が開業し、仲ノ町、観音、本銚子、海鹿島に駅を設置しました。これが今の銚子電氣鐵道株式会社（銚子電鉄）の前身ですが、経営不振が続き、さらに1914年（大正3）に第一次世界大戦がはじまり、1917年（大正6）に廃止されました。再び、銚子-犬吠間、そして外川まで鐵道が開設されるのは、1923年（大正12）でした。市民の足として利用されてきた鐵道は、自動車の普及によりしだいに利用者が減っていますが、車窓から眺める風景、銚子遊覧鐵道株式会社時代から残る歴史的な価値を有する駅舎など銚子の風景の中になくってはならないものとなっています。

銚子で一番高い山、標高73.6mの愛宕山は、北は鹿島灘、東から南にかけて太平洋の海原を、西は屏風ヶ浦から九十九里浜まで見渡せる場所で、明治の文豪田山花袋自らの滞在経験に基づく銚子を題材にした数多くの作品の中にここから見た景観が描かれています。また、1917年（大正6）発行の「千葉縣海上郡誌」でも、愛宕山からの景観が「名洗浦」とともに「名勝」のひとつとして掲載されています。

1988年（昭和63）、銚子市は愛宕山の頂上に「地球の丸く見える丘展望館」を設置し、屋上展望スペースから北は鹿島灘、西は九十九里浜北部を眺望できるように整備し、天候などの条件が整えば、富士山や筑波山の背後に日光男体山なども見えます。この場所には、1937年（昭和12）に地球展望台、1968年（昭和43）に犬吠スカイタワーなどが建設されていて、その歴史から地域住民は愛宕山から望む景観が他の地域にはない優れた景観であると認識していたのでしょう。

そして、1992年（平成4）に愛宕山周辺の良い景観を形成するため、市民のかけがえのない財産である自然景観を守り、つくり、育てることを目的に、「地球の丸く見える丘景観条例」を制定しました。銚子市民が景観条例を制定し、守ってきた愛宕山から望む「屏風ヶ浦」の景観は、2016年

(平成 28) 3 月 11 日に国の名勝及び天然記念物として文化財指定されました。この屏風ヶ浦は、犬若から旭市刑部岬にかけて緩やかに湾曲した海食崖に囲まれた海域で、まっすぐに延びる水平線、雄大な海と空、激しい波浪と戦い続けるむき出しの大地、そして海岸沿いの奇岩奇礁が屏風ヶ浦の景観を構成しています。この景観が、江戸時代以降の磯めぐりの旅の隆盛とともに浮世絵、文学作品、旅行記等に登場したことで、名声を広く知らしめ、今では日本の自然景観を代表する場所となり、その屏風ヶ浦の景観を楽しむ最高の場所のひとつが愛宕山です。

銚子の海岸線に広がる景観に多くの魅力的な価値を有していたことから、1935 年(昭和 10)に「国立公園法」を準用し、銚子半島一帯が「千葉県立銚子公園」になりました。その後、1959 年(昭和 34)に水郷国定公園となり、1969 年(昭和 44)に筑波山系が加わり水郷筑波国定公園に変更され、自然景観が保護されてきました。しかし、1951 年(昭和 26)から開始した名洗港湾整備により、犬若海岸が海水浴場から近代的な港湾へと整備されたことで、優れた自然景観の一部を失うことになりました。

また、屏風ヶ浦に接する崖の侵食は、0.5m/年-0.9m/年であったと推定され、約 5,000 年前-4,000 年前はおそらく現在より 2 km ほど東に延びていたと考えられており、古くは当地域の在地領主であった片岡次郎常春の佐貫城^{さぬきじょう}が海食により海没したことや三崎町内会に残る 1900 年(明治 33)『海岸原野欠ヶ崩シ予防保安林松木植付許可願』には、「海水激波のため一日毎に数十丈の欠ヶ崖となる危険の地」と記載され、地域住民は激しい波浪の被害者でもありました。

港湾工事や防波堤の設置という一連の開発行為は、人間の力ではどうすることもできない自然の力を抑え、人と自然が親しめる環境へと変えていく役割を担うことにより、私たちにこれまでとは違う自然感をもたらし、新しい景観の価値や楽しみ方を生み出しました。

銚子を代表する景観は、江戸時代以降人気を博した「銚子磯めぐり」の見どころにもなっている君ヶ浜、犬吠埼、屏風ヶ浦などの海岸まわりの自然景観です。これらの成り立ちを知り、今見える景観が出来上がった理由を知ること、身近な自然や環境を大切に、災害から身を守るすべを学ぼうとする「銚子ジオパーク」活動が始まりました。さらに、年間を通じて、銚子沖の洋上で野生のイルカやクジラを観る「イルカウォッチング」や屏風ヶ浦の洋上から景観を楽しむ「屏風ヶ浦クルーズ」などのプログラムもあります。

自然景観以外で特徴的な景観には、市街地で見られる産業景観があります。市街地のほぼ中心部にある醤油醸造の工場群が醸し出す景観や活気ある漁港の景観はどれも「銚子ならではの」の景観で、江戸から続く産業のストーリーが日本遺産「北総四都市江戸紀行」の一端を担っています。このような景観を楽しむために、銚子ボランティアガイド観光船頭会や銚子ジオパーク市民の会等のガイド組織もあり、多彩な切り口で景観を楽しむことができます。

「銚子磯めぐり・今と昔のものがたり」を伝える銚子資産

自然景観：屏風ヶ浦（国指定名勝及び天然記念物）・愛宕山から見る景観・洋上からの景観・坂道からの景観・利根川河口の景観・海岸周りの景観・日の出・夕日・富士山が見える景観・月への階段

景観を生み出している大地の成り立ち：犬吠埼の白亜紀浅海堆積物（国指定天然記念物）・古銅輝石安山岩・夫婦ヶ鼻・黒生・海鹿島・君ヶ浜・西明浜・愛宕山・長崎鼻・波止浜・千騎ヶ岩・犬岩・下総台地・波浪・利根川の低地・猿田神社の森・渡海神社の極相林・犬若崖地性植物群落

芸術作品等と関連のある場所及び人物：妙福寺・浄国寺・飯沼観音・胎内くぐり・臥龍の藤・通漣洞・松岸町・海鹿島町・長崎町・犬若・名洗町の町並み

観光都市づくりに寄与した人物：田中玄蕃・濱口吉兵衛・小野田周斎

景観を楽しむことが出来る施設：地球の丸く見える丘展望館・銚子ポートタワー・犬吠埼灯台・犬吠テラステラス・銚子ジオパークビジターセンター・銚子ジオパークミュージアム

観光に関連する産業：銚子電鉄・宿泊施設（大新旅館、暁鷄館など）・利根水運関係

景観や観光の歴史を伝える資料：紙本淡彩銚子名所絵図（市指定）・個人所有の名所図会・芳墨帖・永正六年御神幸奉納俳諧連歌銅板・文学碑・写真・絵はがき

その他： 岩礁の名前・金子周次作品・俳句・短歌・波の音・磯のかおり



紙本淡彩銚子名所絵図「妙見宮」



臥龍の藤「妙福寺」



銚子電鉄外川駅（2015年撮影）



川口神社から見た風景



文学碑（高浜虚子）



観光絵はがきの表紙



【守りたい・伝えたい価値】

○自然景観を生み出した歴史を語る銚子資産

地球規模の歴史の流れの中で生み出された自然景観の理由やその自然景観が人々に与えた影響から、名勝地へと認識されるに至った過程を理解することができる多種多様な銚子資産が残っています。科学的な視点や人文的な視点から自然景観のすばらしさを語る上では重要な銚子資産です。

・自然景観を生み出した大地の成り立ち

海岸線にはさまざまな地質時代の地層や岩石が露出しています。その地質資産が生み出す素晴らしい自然景観を支える大地の成り立ちを学ぶことができます。

・江戸時代の磯めぐりから続く景勝地としての魅力

江戸時代後半、東国三社詣出のオプションツアーとして隆盛を誇った「銚子磯めぐり」の見どころは、現在も銚子観光の人気のスポットです。今後も景観を構成する眺望地点の保全や新設、さらに広域的に景観をとらえることを意識しつつ、歴史的・文化的な背景や人とのつながりを含めたストーリーとともに紹介し、景観の価値を高めていくことが重要です。

○文化的景観を構成する銚子資産

風土とそれを活かした人々の暮らしが相互に影響を与えながら形成された文化的景観は、「銚子ならではの」を伝える大切な銚子資産です。

・日常の風景の中の価値の再評価

海や醤油工場、漁港、灯台、銚子電鉄の駅舎などは、私たちが暮らす生活の中に溶け込み、当たり前前の風景となっています。しかし、この風景は、私たちが風土に支えられ、活かしながら暮らしてきた生活そのものであり、「銚子ならではの」という地域を体現する景観として再認識することが大切です。

【守り、伝えるための課題】

○景観認識に基づく地域づくり

景観は個々の主観であり、同じ景観を見てもその捉え方は人によって違います。景観を構成する銚子資産をピックアップし、それらがお互いにどのように関連しているかを理解していくための情報を整理し、その情報を提供しながら、私たちはどのような景観を守り、伝えていくかを十分議論していく必要があります。景観は地域の風土の多様性とそこでの人々の暮らしの重層性が生み出す地域固有のものであり、できるだけ多くの人々が後世に残していきたい「景観」を見出していかなければなりません。

○地質資産の保護と指定文化財の保存活用計画の作成

海岸周りに露出している地質時代の岩石や地層は、自然景観を生み出す重要な地質資産であるため、その価値を評価し、適正な保護に努めていかなければなりません。また、国指定天然記念物「犬吠埼の白亜紀浅海堆積物」と国指定名勝及び天然記念物「屏風ヶ浦」は、個別の保存活用計画の作成に取り組んでいく必要があります。

【守り、伝えるための方針】

○景観の保全の方向性の確認

銚子観光の最大の資源でもある自然景観の価値の重要性を再考し、文化財保護法や「銚子市地球の丸く見える丘景観条例」とともに、将来にわたる景観保全の方向性を十分議論することが重要です。現在、銚子沖での洋上風力発電設備整備計画が進んでいますが、文化財の価値に配慮した計画となるように努めていきます。

○文化芸術振興との連携

景観の魅力を高めるために、俳句や版画等の文化芸術振興と連携した取り組みを行います。例えば、銚子市出身の版画家である金子周次作品とのコラボ企画「金子周次の風景を歩こう」は毎回好評を得ています。文化活動との連携を図ることで新たな魅力発信につながるように努めていきます。

○情報発信やガイド活動の充実

現在のインスタグラムブームに象徴されるように、「美しい」「特異な」などの景観への興味関心は高まっています。単なるブームに終わらせるのではなく、「なぜ美しいのか」「なぜ特異なのか」という景観の成り立ちの背景を含めて活用し、銚子資産の保護につなげていきます。

【守り・伝え・活かすための措置】

守り・伝え・活かすための必要な措置		財源	主体者	事業計画期間			
				短期 3年	中期 5年	長期 10年	
①関連する銚子資産の再整理		事業番号：1・2					
・これまで実施してきた「銚子資産所在調査」を整理し、関連する「銚子資産」をリスト化するとともに、より多くの情報を得るために再調査を実施する。		市費	銚子市				
・把握した「銚子資産」の保存と活用の方法を整理する。保護措置を講じる必要がある「銚子資産」を選定し、「文化財基本調査」を実施する。							
②景観の把握と保全		事業番号：1・2・13					
・自然景観を生み出す地質資産を把握し、価値を評価し、適正に保護して、保全に努める。		市費 文化庁補助金 県費補助金	銚子市				
・国指定天然記念物「犬吠埼の白亜紀浅海堆積物」の保存活用計画を作成する。							
・国指定名勝及び天然記念物「屏風ヶ浦」の保存活用計画を作成する。							
・市民が後世に守り伝えていく景観とは何かを議論する場を作る。		市費	銚子市				
・「本市ならではの」優れた景観を後世に継承していくためにも、都市計画関係課へ景観計画策定の理解を求めていく。		市費 他省庁補助金	銚子市				
③景観の活用		事業番号：24～29					
・「ものがたり」を活用して、「銚子磯めぐり」の魅力を高めるため、情報発信やガイドツアーなどを充実させ、景観の価値を伝える。		市費 文化庁補助金 地方創生推進交付金 民間団体助成金	銚子市協議会				
・文化芸術活動の場として景観の活用を推進する。		市費 文化庁補助金 地方創生推進交付金 民間団体助成金	銚子市協議会				
・景観の成り立ちや歴史的な背景を銚子ジオパーク活動により伝えていく。		市費 文化庁補助金 地方創生推進交付金 民間団体助成金	銚子市協議会				

※事業番号は、関連する銚子市全体の措置の事業番号

銚子・ものがたり 4：東奔西走・銚子商人のものがたり

1616年（元和2）、摂津国西宮の酒造家で海産物問屋を営んでいた真宜九郎右衛門が、銚子の豪農3代田中玄蕃に製造法を伝授し、ヒゲタ醤油が始まりました。これが銚子での醤油醸造業の始まりとされています。その後、1645年（正保2）に紀州広村出身である初代濱口儀兵衛が銚子に渡り、創業したのがヤマサ醤油です。現在、市内では創業1941年（昭和16）の宝醤油と創業1875年（明治8）の小倉醤油を含めた4軒が醤油醸造業を営み、岩崎重次郎が起こした山十商店は「醬」^{ひしお}を製造しています。

銚子で醤油醸造業が発展した理由は、銚子沖で黒潮と親潮がぶつかりあい、温暖多湿で夏冬の気温差が少ないという気候が、醤油作りに欠かせない麹菌などの育成に適していたこと、醤油造りに必要大豆や小麦、塩などが霞ヶ浦周辺の地域で賄えること、利根水運によって江戸への輸送が可能であったこと、といわれています。

銚子で醸造を開始した頃の醤油は「溜醤油」^{たまりしょうゆ}で、江戸で消費される醤油は、紀州や関西などからの「下り醤油」がほとんどでした。ヒゲタ醤油5代田中玄蕃が、江戸の食味に合うように、小麦や米麹等を利用して醸造法を改良した結果、現在の濃口醤油の基礎が出来上がり、これが江戸で大評判となり、銚子の醤油醸造が大いに賑わうことになりました。

江戸の町が発展し、それに伴い膨れ上がる人口、その発展を支える労働力であった「江戸っ子」には、色、味、香りが良く、味付けが濃い「関東風の醤油」が好まれ、1770年（明和7）頃からしだいに「地回り醤油」が中心となり、これにより、今に続く江戸の食文化が開花したといわれています。

明治に入り、醤油は庶民にとっては食生活の必需品となり、消費がますます増えていきますが、醸造は手工業的な要素が強く、1893年（明治26）、10代濱口儀兵衛（梧洞）^{ごどう}が国内初の醤油研究所を開設し、製造方法の近代化へ取り組みました。そして、市内の醤油醸造業の事業者は機械化・工業化に取り組みながら、生産の効率化や集約化を図り、企業間で合併等をしつつ、生産力の拡大に努めていきました。

銚子の商人たちは、利根水運による江戸との商いで、江戸に支店を持ち、頻繁に江戸と銚子の間を往来しました。その中で、江戸で流行の文化に触れ、経済力を背景に江戸文化人のスポンサー的な地位も築いていくのです。

小林一茶は、文化・文政時代に度々下総各地の俳友や弟子を訪ねて来遊し、銚子の豪商大里家に滞在しました。当時、名だたる俳人を銚子に招き、浄国寺^{じょうこくじ}の望西台^{ぼうせいだい}などで句会を開いた大里氏は「桂丸」という俳号を持ち、自ら俳諧に親しむなど、江戸文化に魅了されていました。また、平田篤胤・鉄胤は、下総遊歴で多くの門人を受入れ、下総国学を発展させ、猿田神社や石上酒造にはその時の資料が残されています。

利根水運により銚子から江戸へ、江戸から銚子への人の往来がしやすくなったことが、江戸の文化を運び、地域文化を醸成していくことにつながったといえます。その一つとして、宮内嘉長開創^{みやうちよしなが}の「守学塾」^{しゅがくじゅく}など幕末から明治にかけて私塾が立ち上がり、市内の各町内に「寺小屋」が開かれ、

筆子塚なども残っています。

1853年（嘉永6）にヤマサ醤油7代濱口儀兵衛を名乗った梧^{ごりょう}陵は、実業家としてだけでなく、社会福祉事業や政治活動に力を注ぎました。梧陵は銚子で開業していた医師^{せきかんさい}関寛斎をコレラ予防の研究のため江戸へ送り、二人が中心となり銚子でのコレラ防疫と治療に尽くしました。さらに、佐久間象山や勝海舟、福澤諭吉等との交流が日本の近代化の発展につながっていきました。また、10代濱口儀兵衛（梧洞）は、社会教育事業のために私財を投じて、1924年（大正15）に財団法人公正會を設立し、夜間中学公正學院と公正圖書館の設置運営、講堂利用による各種社会事業活動を行い、その活動の場として「公正會館」（現銚子市中央地区コミュニティセンター）を1926年（大正15）に建設しました。

濱口吉兵衛（1914年（大正3）に銚子醤油合資会社を設立）や13代田中玄蕃らにより銚子駅と外川をつなぐ鉄道敷設について検討が繰り返され、1912年（明治45）に銚子－外川間に蒸気鉄道の敷線を申請し、1913年（大正2）に銚子－犬吠駅間が開業しました。

千葉県は醤油生産日本一で、国内生産量の3割を銚子と野田で占めています。1616年（元和2）に始まった銚子の醤油醸造業は約400年経過し、今なお市の中心市街地に工場群があり、独特の都市景観となっています。空襲や1970年代までに関連施設が集約されたことにより、明治から昭和初期の醸造施設は残念ながらほとんど残っていませんが、1920年代に新設された施設が、主力として機能しており街路に面した煉瓦造りの建物の壁など歴史的な趣を見せている景観も残っています。かつての工場跡地が市役所などの公共施設に転用されているという歴史も市の発展に貢献した証であり、大切に守り、伝えていくべき銚子資産です。

「東奔西走・銚子商人のものがたり」を伝える銚子資産

醤油醸造に関する道具：木桶・醤油作りの道具

醤油醸造に関する信仰：高倍神社・水神宮

醤油醸造と大地の成り立ち：気候・銚子の位置と周辺の自然環境・湿気

醤油醸造業と関連する建造物：旧公正會館・ヤマサ醤油レンガ蔵・濱口家とレンガ塀

ヒゲタ醤油社宅・ヒゲタ醤油保険組合別邸・和田酒店石蔵

醤油醸造業に関連する人物：田中玄蕃・濱口吉兵衛・小野田周斎

観光都市づくりに寄与した人物：田中玄蕃・濱口吉兵衛・岩崎重次郎

輸送に関連する資料：引き込み線架橋跡・旧貨物線敷跡（道路）・旧新生貨物駅跡（中央みどり公園）

商人たちとの交流に関する資料：浄国寺・猿田神社・俳句・句碑・木国会碑

醸造業の歴史を伝える資料：ヤマサ醤油株式会社文書・玄蕃日記

学問に関する資料：寺子屋や私塾に関する資料・峯神社・宮内君甫・関寛斎

その他：醤油工場のある風景



醤油作りの道具



ヒゲタ醤油醤油蔵出し風景



竜の井（玄蕃井戸）



濱口梧陵紀徳碑

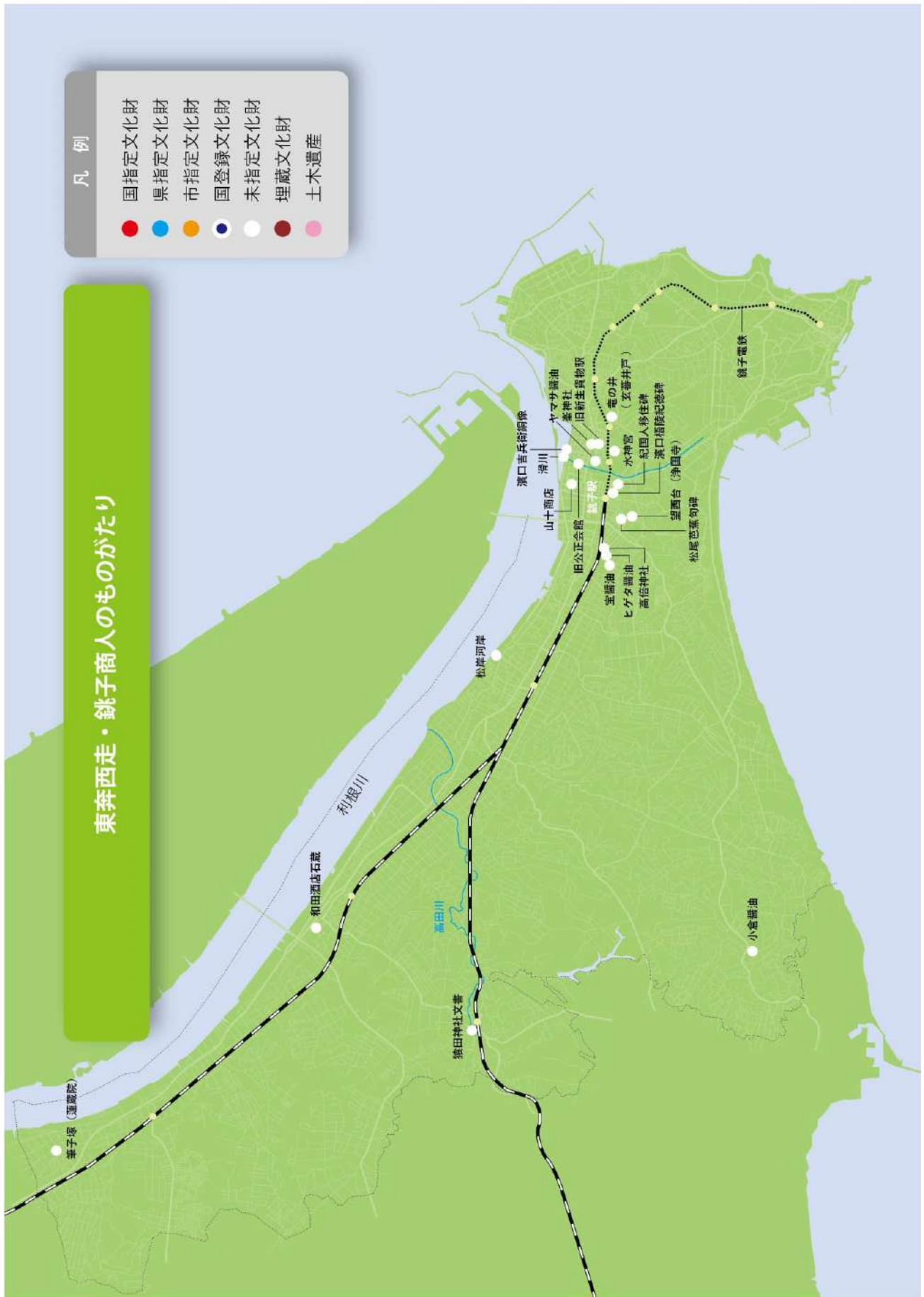


旧公正會館
(現 銚子市中央地区コミセン)



ヤマサ醤油西蔵

「東奔西走・銚子商人のものがたり」を伝える代表的な銚子資産の分布



【守りたい・伝えたい価値】

○江戸時代から続く地の利を活かしたモノづくりの象徴

銚子が関東地方の中で有数の大都市に発展できたのは、利根川の東遷により江戸の外港としての役割を担い、さらに銚子の風土が「モノづくり」に適していたことが大きな要因です。醤油醸造業は、江戸時代から約400年続く「モノづくり」を代表する産業で、町の発展との関係や「人づくり」に関連する銚子資産を一体的に継承してその価値を受け継いでいきます。

・醤油造りと風土と地の利

摂津国西宮から伝わった醤油醸造が銚子で約400年続き、日本有数の生産地となった歴史や大地の成り立ちや土地の変遷などを総合的に「ものがたり」を活用して伝えていきます。

・産業が支えた都市の景観

市役所をはじめとする現在の中心市街地にある公共施設は、醤油醸造関連施設の変遷と関係があります。この景観の変遷を通じて、醤油醸造業をはじめとする産業が都市としての発展に貢献したということを伝えていきます。

・「モノづくり」は「人づくり」の精神の継承

商いで成功した商人たちは、銚子の政治、経済、文化の発展にも寄与し、社会福祉事業や社会教育を積極的に行い、本市の発展を支えました。このような「モノづくり」と「人づくり」を大切にしてきた先人たちの教を「モノづくり」の歴史とともに継承していきます。

【守り・伝えるための課題】

○醤油醸造関連施設の保護

旧公正會館や竜の井（通称、「玄蕃井戸」）をはじめとする醤油醸造に関連する歴史的建造物の価値を把握し、適正に保護していく必要があります。

○景観復元の検討

空襲や1970年代までに関連施設が集約されたことなどにより、視覚的に「ものがたり」を伝えることが難しい状況にあり、分かりやすく伝える手法を検討していく必要もあります。

【守り・伝えるための方針】

○醤油醸造業の歴史を伝える銚子資産の保護と活用

各醤油醸造関連企業と連携し、醤油醸造の技術や産業としての発展の歴史を伝える銚子資産をリスト化し、保護の在り方を検討していきます。空襲被害により資料が消失しているという情報もありますが、現状の把握とともに幅広く情報を求め、その収集にも努めます。

○ストーリーと一帯となった歴史の周知と活用

単に醤油造りだけを紹介するのではなく、産業が本市の発展のためにどのような役割を担い、支えてきたのかという歴史ストーリーを整えて、活用していきます。醤油醸造関連施設が建設されていた一体は空襲被害も受けており、古写真などを上手く活用して、わかりやすく歴史を伝える工夫をしていきます。

○日本遺産での取り組みの充実

醤油醸造は日本遺産「北総四都市江戸紀行」の構成文化財です。関連企業と銚子市日本遺産活用実行委員会とともに醤油醸造の歴史文化を活かす取組みを連携して推進していきます。

【守り・伝え・活かすための措置】

守り・伝え・活かすための必要な措置	財源	主体者	事業計画期間		
			短期 3年	中期 5年	長期 10年
①商業の町銚子を伝える銚子資産の掘り起こし		事業番号：1・2			
・これまで実施してきた「銚子資産所在調査」を整理し、関連する「銚子資産」をリスト化するとともに、より多くの情報を得るために再調査を実施する。 ・把握した「銚子資産」の保存と活用の方法を整理する。保護措置を講じる必要がある「銚子資産」を選定し、「文化財基本調査」を実施する。 ・市域内の農業集落の把握と現状の確認、特徴を把握するための情報収集を行う。	市費	銚子市			
②醤油醸造業に関連する銚子資産の掘り起こし		事業番号：1・2			
・これまで実施してきた「銚子資産所在調査」を整理し、関連する「銚子資産」をリスト化するとともに、より多くの情報を得るために再調査を実施する。 ・把握した「銚子資産」の保存と活用の方法を整理する。保護措置を講じる必要がある「銚子資産」を選定し、「文化財基本調査」を実施する。	市費	銚子市			
③景観復元の推進		事業番号：1・4・5・7・8・24～26			
・古写真や絵はがき、古地図など昔の町並みや醤油醸造業の歴史文化を伝える資料を収集する。 ・収集した資料をVR等の技術に活用することで、景観復元を行いながら、歴史文化を継承していくプログラムを作る。	市費 文化庁補助金 民間団体助成金	銚子市 協議会			
④「ものがたり」を伝える銚子資産の保存と活用		事業番号：2・9・24～26・29			
・「旧公正會館（現銚子市中央地区コミュニティーセンター）」の保存と活用 * 登録文化財原簿へ登録し、保存活用計画を策定する。 * 歴史文化観光の拠点施設としての活用を検討する。 ・「竜の井（通称 玄蕃井戸）」の保存と活用の検討 * 「文化財基本調査」の実施と価値の評価	市費 文化庁補助金 県費補助金 民間団体助成金 地方創生推進交付金	銚子市 協議会			
	文化財補助金 市費 民間団体補助金	銚子市 協議会			

※事業番号は、関連する銚子市全体の措置の事業番号

銚子・ものがたり 5 : 銚子湊と利根水運のものがたり

茨城県との県境にあたる銚子の北部は、縄文時代には古鬼怒湾が、そして約 1,000 年前には香取の海が広がり、各時代、この水域を利用して、銚子と他地域との交易・交流があったことが推測できる出土品が発掘調査をした遺跡から出土しています。

縄文時代の栗島台遺跡では、神津島産の黒曜石や東北・西関東地域の特色を持った土器が出土し、古墳時代の椎柴小学校遺跡からは、東海地方で作られた土器や北関東で産出する緑色凝灰岩という石材が見つっています。余山貝塚で作られた貝輪や骨角器、海岸線に露頭しているチャートや古銅輝石安山岩などの岩石が石器を作る材料として、「銚子石」と呼ばれる砂岩は砥石などに利用され、銚子から周辺の地域に運ばれていきました。この銚子石は、中世には石造物の材料として現在の霞ヶ浦周辺の地域に、そして江戸時代には「海上砥」として江戸に大量に運ばれました。また、栗島台遺跡から出土したコハクも当時の大切な交易品であると考えられています。

香取の海は、蝦夷征討時の兵士や兵糧米等の運搬時に水上交通の重要な役割を持ち、沿岸にある香取神宮や鹿島神宮は、この海の利権を掌握し、強大な権力を持っていました。香取の海で船が往来していたということは、その要所に船着き場や湊があったことを示し、当時はそれを「津」と呼んでいました。1374 年（応安 7）の「海夫注文」には、現利根川から霞ヶ浦・北浦に存在した「津」として、「野じりの津」「飯沼くわうやの津」などの記載があります。

銚子沖で黒潮と親潮が交わる太平洋もまた、人やモノを銚子へ運ぶ重要な役割を担っていました。江戸時代、黒潮は鰯を運び、鰯が紀州をはじめ関西からの旅網の漁師たちを銚子沖に誘いました。漁師たちはしだいに銚子に住みつき、外川をはじめ、飯貝根、長崎、名洗と漁場を開き、銚子漁業の礎を築き、現在、日本有数の漁業の町として発展しています。

また、黒潮との関わりを示す銚子らしい文化財として栗島台遺跡から出土した「ヤシの実容器」があります。黒潮にのって運ばれた「ヤシの実」を浜辺で拾い、漆を塗って、容器にした縄文人の知恵には驚くものがあります。

東京湾に注いでいた利根川が、現在のように銚子で太平洋へ注ぐ流路となったのは、江戸を利根川の水害から守り、新田開発を推進し、水運を開いて東北と関東の交通輸送ルートを確保するためといわれています。

1594 年（文禄 3）の会の川の締切りから 60 年もの歳月を経て、1654 年（承応 3）、利根川は銚子で太平洋に注ぎ、我が国最大の流域面積を誇る利根川が誕生しました。さらに、1665 年（寛文 5）に関宿から赤堀川に通じる逆川が改修され、利根水運は直接関宿を経て、江戸と結ばれるようになり、利根川流域には、年貢米輸送のための河岸が設けられました。

銚子が大きく発展し、江戸時代末頃に江戸、神奈川、水戸に次ぐ大都市に発展した要因の一つが、利根川が銚子で太平洋に注ぐ流路に変更されたことです。東北地方からの廻米を運ぶ東廻海運の湊であり、江戸へ荷を運ぶ積替基地となった銚子湊は、飯沼、新生、荒野、今宮、松本、本城、長塚、松岸の 8 ケ村に渡り、その中心を担っていたのは、飯沼から今宮の 4 ケ村で、特に荒野村は東北地

方の米を扱う御穀宿や一般商荷を扱う「気仙問屋」が建ち並び、醤油醸造関連施設もありました。荒野村は明治以降に郡役所などの行政機関や金融機関が集まるとともに汽船の荷物取扱所が置かれ、銚子の中心地となったのです。

飯沼村には銚子陣屋が置かれ、また田中玄蕃をはじめとする豪商も居住していました。飯沼観音の北東にある和田船溜は、利根川の波浪が強い時の船の停泊地並びに利根川水運の河岸として、近世以来重要な役割を果たしました。本城河岸は東北から入航する大型船の避難泊地、長塚河岸は高瀬船の停泊地となり、河岸の周辺には商業機能が生まれ、町場が形成され、今もその町並みの面影は残っています。

銚子市の西部地区にも利根水運の河岸として賑わっていた高田河岸・野尻河岸・小船木河岸がありました。この地域は、1374年（応安7）の「海夫注文」に「のじりの津」という記載があり、古くから「津」としての機能を有し、中世、中島城を居城として海上氏がこの地を治めていた際、網による漁が行われ、1560年（永禄3）には野尻の宿商人中に対して船木・野尻宿に塩荷を下ろすことが命じられています。中世期からの飯岡や九十九里方面との関係のほか、房総の外海を経由して、江戸へ至る舟運ルートの航海が容易ではなかったため、野尻河岸などでは米の輸送だけでなく、干鰯や麦粕などの輸送も行っていました。

この地域の有力な商人として、戦国期から領主海上氏に抱えられた宮内家（高田町）と滑川家（野尻町）、江戸後期からの宮城家（高田町）などが挙げられます。宮内家は、中世から近世に至るまで廻船を中心とした流通業を核として、旧飯岡町（現：旭市）など九十九里方面からの塩荷を扱うなどの当地域一帯の経済活動に大きな影響を与えた商人です。江戸時代に入ると、滑川家は御城米運送問屋としての地位を築き、椿領や銚子領を中心とした城米運送を幕府から任されていました。この3つの河岸では、魚肥などを中心に澱粉や醤油などが新たな輸送品として加わり、昭和初期まで水運業は盛んに行われました。

水運は、物資輸送だけではなく、旅人を運ぶ乗合船や貸切遊覧船も生まれました。木下河岸（印西市）から出港する木下茶船は東国三社詣の参拝の遊覧船として人気を博し、三社詣と銚子磯めぐりコースは4～5泊の船旅であり、水運を利用し、多くの文人・学者・芸人が押し寄せ、学問や文芸に興味を持つ人々が増加しました。

明治期に入り、利根水運による廻米は輸送されなくなりましたが、河川交通は存続し、物資や人々の往来を助け続けました。1881年（明治14）、銚子汽船会社が設立され、蒸気船「銚子丸」が銚子から木下まで就航し、年々利用頻度が高まっていたが、1897年（明治30）年、総武鉄道が東京と銚子を結び、1933年（昭和8）には利根川沿いでも佐原―松岸駅間の鉄道が開通したことで、水運利用は減少していきました。

「てうしみち」と呼ばれた「銚子道」は、利根川に沿った信仰の道でもありました。鎌倉時代、坂東三十三観音霊場が成立し、飯沼観音は第二十七番札所となり、近世中期以降は多数の一般庶民の信仰の対象となりました。飯沼観音までの道程を示す石柱の道標が、森戸町、高田町、長塚町に

あります。これは、1783 年（天明 3）から 1784 年（天明 4）頃に眞永が建立したもので、「飯沼観世音江〇里」と刻まれ飯沼観音までの里数を示しています。

また、商いの道として「多古銚子街道（銚子街道）」があります。この道を使って、1695 年（元禄 8）に徳川光圀一行が多古を出発して、太田村（旭市）に一泊し、翌日野尻村滑川家で一泊して、その翌日野尻河岸から土浦に向かったと伝わっています。太田村やその近隣の成田村、網戸村には、^{そうきぐん} 匝瑳郡内や九十九里沿岸の村々から米や干鰯などの魚肥などの荷が集積され、それが野尻河岸等を経由し、江戸へ運ばれ、街道筋には「てうし道」と刻まれた道標が残っています。

「銚子湊と利根水運のものがたり」を伝える銚子資産

流通に関する建造物：滑川家住宅主屋及び長屋門（国登録有形文化財）・磯角商店主屋（国登録有形文化財）・宮城家住宅
 流通に関する古文書：滑川家文書・宮内家文書・宮城家文書
 水運と大地の成り立ち：銚子の地形・海流（親潮と黒潮）・気候・利根川
 流通に関する信仰：大杉神社・白幡神社・水神宮
 航行に関する資料：高瀬船関係資料・鑑札関係資料・船大工関係資料
 輸送に関連する資料：引き込み線架橋跡・旧貨物線敷跡（道路）・旧新生貨物駅跡（中央みどり公園）
 交通に関する歴史的建造物：犬吠埼灯台（国登録有形文化財）・旧犬吠埼霧信号所霧笛舎（国登録有形文化財）・レンガ造りの高架橋
 交易や交流に関する資料：銚子産石材（チャート・古銅輝石安山岩・銚子石）
 粟島台遺跡出土遺物・椎柴小学校遺跡出土遺物
 白幡神社の石造物・道標・辻切り
 その他：昔の地名・運河計画・滑川



磯角商店主屋



高瀬船板図面



釈迦涅槃図（円福寺）



飯沼観音への道標



辻切り（小浜町）



仙台藩の御用穀（鑑札）



【守りたい・伝えたい価値】

○銚子湊の繁栄を伝える銚子資産

「商港・銚子湊」は、利根川の東遷により東北等からの物資を江戸へ運ぶための結節地として繁栄しました。そのため、現在の飯沼町から新生町周辺は政治や経済の中心地として発展しましたが、第二次世界大戦の際、3度の空襲を受け、市街地は壊滅し、当時の面影を残す銚子資産は多くありません。戦禍を逃れ、今なお残る銚子資産が町の価値を支えており、大切に継承していく必要があります。

○利根水運の繁栄を語る銚子資産

現在の野尻町や高田町は、中世から続く商人の町の中心的な役割を担ってきました。河岸問屋を営んできた旧宅には古文書をはじめとする地域の歴史を知る大切な資料が残っています。水運から陸上交通へと輸送手段が変化したことにより、歴史は大きく変化しましたが、今なお、その繁栄を伝える町並みや歴史的な資料が残り、「ものがたり」を語る上では重要な地域です。

・利根川沿岸に形成された河岸集落の町並み

利根川河口の地形の複雑さがもたらす特徴により、利根川沿岸の町にはそれぞれの特異性を持った河岸場が形成され、総合的に一つの湊を形成したといわれています。また、各町には町場が形成され、今も街道筋には歴史的建造物が残り、当時の町並みを知ることができます。

○陸の道「銚子街道」に関連する銚子資産

中世より飯岡方面からの物資を利根川沿いの津へ運ぶ「多古銚子街道」と、利根川沿いに飯沼観音方面へ続く「銚子道」が代表的な街道です。街道筋には、飯沼観音や常世田薬師へ導く道標が残り、商人たちの産業ルートだけではなく、信仰の道として利用されていたこともわかります。

【守り・伝えるための課題】

○商港から漁港へ、船から自動車へ 都市景観の変化

銚子湊は銚子漁港へ、利根水運から鉄道、そして自動車へ、輸送手段の変化が本市の歴史の流れを変えていきました。変化に伴う都市景観の変遷と空襲被害により、過去の歴史文化を伝える銚子資産が少ない中、目の前の風景や今ある銚子資産を活かすことで、歴史文化の大切さを伝えていくことが必要です。

○商業都市の歴史と街道

香取の海の沿岸に位置した野尻町や高田町は、旧飯岡町方面からの塩荷をはじめとする物資が運ばれ、街道と水運をつなぐ「津」があり、大きな力を持つ商人が生まれ、商業都市として発展しました。その後、江戸時代に入り、利根川の東遷後も「河岸」として商業の中心地であった当地域の歴史を伝える旧宅の資料等の保存と活用を図っていくことが大切です。

【守り・伝えるための方針】

○河岸場の姿を伝える銚子資産の保存と管理

各河岸場の役割や特徴を表す町並みやそれを構成する歴史的建造物、文献資料、道標などを一体として保存していけるように、所有者に理解を求めていきます。高田、野尻、小船木の3河岸の調査は比較的進められていますが、それ以外の地域の調査に着手し、情報収集に努めていきます。

○関係する銚子資産の公開や景観復元による理解の向上

空襲による被害や生活環境の近代化に伴い、利根水運で繁栄した河岸場の景観を伝える銚子資産が減少しつつあります。しかし、個人所有の銚子資産の中には、重要なものが残されており、文化財の公開や、古文書や絵図などを活用した景観復元などにより、歴史を伝えていく活動に取り組んでいきます。

【守り・伝え・活かすための措置】

守り・伝え・活かすための必要な措置		財源	主体者	事業計画期間			
				短期 3年	中期 5年	長期 10年	
① 銚子湊や利根水運に関連する銚子資産の掘り起こし		事業番号：1・2					
・これまで実施してきた「銚子資産所在調査」を整理し、関連する「銚子資産」をリスト化するとともに、より多くの情報を得るために再調査を実施する。 ・把握した「銚子資産」の保存と活用の方法を整理する。保護措置を講じる必要がある「銚子資産」を選定し、「文化財基本調査」を実施する。		市費	銚子市				
② 利根川や街道沿い町並みの特徴の把握		事業番号：1・2					
・利根川や街道沿いの集落の把握と現状の確認、特徴を把握するための情報収集を行う。 ・把握した「銚子資産」の保存と活用の方法を整理する。保護措置を講じる必要がある「銚子資産」を選定し、「文化財基本調査」を実施する。		市費	銚子市				
③ 個人所有の銚子資産の把握		事業番号：1・2					
・個人所有の「銚子資産」の調査状況を整理し、現在の保存状況を確認します。 ・整理した「銚子資産」の中から保護措置を講じる必要がある「銚子資産」を選定し、「文化財基本調査」を実施する。		市費	銚子市				
④ 景観復元の推進		事業番号：1・4・5・7・8・24～26					
・古写真や絵はがき、古地図など昔の漁業集落や水産業の歴史文化を伝える資料を収集する。 ・収集した資料をVR等の技術に活用することで、景観復元を行いながら、歴史文化を継承していくプログラムを作る。 ・地域の歴史文化を語り合う場を作り、情報を収集していく。		市費 文化庁補助金 民間団体助成金 地方創生推進交付金	銚子市 協議会				

※事業番号は、関連する銚子市全体の措置の事業番号

銚子・ものがたり 6 : 銚子人気質「てんでんしのぎ」のものがたり

銚子の河口は、「阿波の鳴門か、銚子の川口、伊良湖渡合が恐ろしや」と言われるほどの日本三大海難所のひとつでした。銚子の地名は、利根川河口の形状が酒器の「お銚子」のように狭いことに由来しているという説があり、河口が狭く、北東方向を向いていること、北東方向から吹く強風が三角波を起こすこと、そして水面下に多数の岩礁があるなどが理由で非常に危険な場所であったことが広く知られていました。銚子の海岸線沿いには、地質時代の硬い岩石が露呈していることが、この岬の地を生み出した要因でもあります。この硬い岩石も航行する船にとっては危険なものとなりました。

1614年（慶長19）の海難事故で多くの犠牲者が出た際、千人塚（川口町）を建てて、犠牲者を供養しました。1816年（文化13）徳本上人による法要が営まれ、「南無阿弥陀仏」の名号塔が建立されて、現在も毎年一回、慰霊と供養のため「川施餓鬼法要」が行われています。

銚子には、「銚子の川口 てんでんしのぎ」という言葉があり、その意味は「銚子の川口では、周りの船が転覆しそうになっても手を出さな。自分の船は自分で守れ」、つまり「自分の身や命は自分で守れ」ということです。

また、黒生周辺の海域にも無数の岩礁があり、1868年（慶応4）榎本武揚が率いる幕府の軍艦8隻が函館に向かう中、黒生沖で暴風雨にあい美加保丸が遭難し、13人の犠牲者が出ました。その後も、1891年（明治24）の石崎丸、1910年（明治43）の「2月遭難」などの海難事故が多く発生しています。2月遭難で奇跡的に助かった乗組員たちは、日頃から信仰していた和田不動堂（和田浪切不動）（川口町）に絵馬を奉納し、生涯参拝を怠らなかったと伝えられています。

このような度重なる海難事故も一つの要因として、濱口吉兵衛（ヒゲタ醤油）は、漁港整備を決意し、衆議院議員となり、国や県へ働きかけ、1925年（大正14）から漁港整備事業に取り組み始めました。銚子漁港は河口を利用した漁港となるため、治水上の問題と漁船の遭難防止の問題を調和させながら計画を進める必要があり、工事着工までの間、多くの紆余曲折を経ながら、平成13（2001）年度までの長い月日をかけ、銚子漁港は現在の姿に整備され、海難事故も減少しました。

2011年（平成23）3月11日、東日本大震災の地震と津波は、私たちに大きな衝撃を与えました。銚子でも津波が発生し、建物などに被害はみられたものの、人的な被害は免れました。三方を水域に囲まれている銚子では、海は私たちに多くの恵みをもたらし、それを活かし、支えられて暮らしていますが、時に災いにも向き合ってきました。

1677年（延宝5）の延宝地震の津波は君ヶ浜から高神村まで到達し、その高さは約17m（遡上高は最大20m）であったと推定されています。また、1614年（慶長19）の津波は、出漁中の船が遭難し、1,000人以上が溺死したと伝えられています。また、1102年（康和4）、高神の高見の浦が大津波の被害を受けた際、海神の怒りを鎮めるために行われた祭事が銚子大神幸祭の始まりで、現在まで約900年続いています。この神事は、東大社（東庄町）、豊玉姫神社（香取市）、雷神社（旭市）の三社が銚子の外川浜へ渡御したことが起源で、現在は20年に一度執り行われています。

銚子沖（犬吠埼）は、沿岸を航行する船舶にとって変針点となり、船舶航行の要所となっています。そのため、西洋式の灯台「犬吠埼灯台」が1872年（明治5）着工、1874年（明治7）11月15日に初点灯し、この建設に尽力したのは、お雇い外国人であるリチャード・ヘンリー・ブラントンです。国産レンガを使った貴重な建造物で、今でも現役の航路標識であり、参観灯台としても活躍しています。また、ここには濃霧等で灯台の光が遠方まで届かない天候時に「音」で海上航行する船舶に灯台の位置を伝える「犬吠埼霧信号所」、通称「霧笛舎」がありました。かまぼこ型の屋根の鉄造の建物は、1910年（明治43）竣工、2006年（平成18）に用途廃止となりましたが、6月～8月にかけて濃霧が多く発生する銚子沖では、非常に重要な施設でした。

1908年（明治41）に通信省が日本で最初の無線電信局を作ったのも銚子で、銚子半島は位置的にも申し分なく、1960年（昭和35）から1972年（昭和47）には世界一の無線局となり、全世界の海上通信の要となり、日本の近代化を支える西洋の技術を活用した海を守る施設が銚子に整備されたのです。

第二次世界大戦の末期、銚子は米軍の爆撃機B29が関東各地へ向かうための飛行経路に位置していました。銚子防空監視隊が犬吠などに設置した監視硝で昼夜を問わず敵機を監視し、発見時には東部軍司令部へ報告しました。1945年（昭和20）2月、下志津陸軍飛行学校銚子分教場（春日町から上野町）が攻撃され、この後、2度の空襲を受けました。同年3月の新生町や興野町を中心とする市街地への空襲では、火災が発生し、多くの建物を焼失させ、同年7月の空襲では市街地は壊滅的な被害を受けました。この時、焼失を免れた公正會館（現銚子市中央地区コミュニティセンター）が病院として利用され、約200名もの負傷者の治療が行われたと伝えられています。

銚子ジオパークでは、2009年（平成21）の東日本大震災後に発足した防災まちおこし研究会と連携して、「銚子・水とともに生きる - 太平洋・利根川がもたらした恩恵と災害 - 」をテーマにダークツーリズムとしての活動の仕組みを整備し、大地の成り立ちを学び、自然災害からの減災につなげるための学習を提供しています。

「銚子人気質「てんでんしのぎ」のものがたり」を伝える銚子資産

災いをもたらす大地の成り立ちに関する資料：利根川河口の地形や地質・海食崖の地形や地質・

海流・気候

自然の災いに関する資料：渡海神社・名洗不動・飯沼観音・犬吠埼灯台（国登録有形文化財）・旧犬吠埼霧信号所霧笛舎（国登録有形文化財）・一ノ島灯台・美加保丸関係資料・千人塚・川施餓鬼・供養塔・銚子大神幸祭・神逢塚・御浜下り・御潮汲み神事・下座手踊り（宮原）・絵馬（和田不動・名洗不動）・水準原標石（土木遺産）

空襲に関係する資料：飯沼観音大仏・犬吠埼灯台レンズ・砲台場跡と台場・翔天の碑・防空壕跡・震洋特別攻撃隊飯沼基地幹部及び隊員官舎・震洋特別攻撃隊飯沼基地洞窟跡

病に関係する信仰：濱口梧陵紀徳碑・関寛斎

崖の侵食に関係する資料：屏風ヶ浦（国名勝及び天然記念物）・通蓮洞・三崎区有文書・名洗不動境内石碑

災害に関係する人物：濱口儀兵衛（10代梧洞）・徳富蘇峰・徳本上人・お雇い外国人（ブラントン・リンド）・国木田独歩

その他：銚子ジオパーク・ダークツーリズム・防災まちおこし研究会・犬吠埼ブラントン会・銚子リンド研究会・「稲むらの火」防災教育プロジェクト



とんび岩と美加保丸遭難碑



絵馬



銚子大神幸祭（小畑関所）



御浜下り（桜井町）



濱口吉兵衛銅像



千人塚『海難漁民慰霊塔』



利根川河口の地形



【守りたい・伝えたい価値】

○災害を伝える銚子資産

「岬」の町であることの「恩恵」をこれまでクローズアップしてきましたが、津波被害、海の遭難、空襲など「災い」という「負の遺産」も数多く残されています。災害の歴史を伝える銚子資産から、私たちは命を守る、減災の知恵を受け継いでいくことが大切です。

・災害の記録の整理

過去の災害の歴史を知ることが、これからの未来に起こるであろう災害への対策を学ぶことができるため、地域住民とともに災害の記録を整理しながら、減災、防災意識を高めていきます。

・祈りの継承

地域で執り行われている「まつり」は、その土地で暮らす人々と深い関りがある中で生まれ、継続して行われてきました。「まつり」の様式の継承だけでなく、「祭事」の由来や精神を継承していくことが重要で、地域で語り継いでいきます。

○災害をつなげる取組

市内には、「稲むらの火」を題材として活動する「防災教育プロジェクト」、太平洋や利根川がもたらした恩恵と災害を伝える「ダークツーリズム」活動を展開する「防災まちおこし研究会」、大地の成り立ちと人々の関りから災害についてガイドする「銚子ジオパーク」活動があり、これらの団体が本市の「負の遺産」である自然災害などを活かした取り組みを推進しています。

【守り・伝えるための課題】

○記録や記憶の伝承

災害や戦争被害などの辛い記録や記憶を受け継いでいくためにも、現状の把握と再整理、調査の継続を行いつつ、地域で共有できる方法を検討していく必要があります。

○祭事の継承

生活様式や社会活動が変化する中で、各地域に伝わる「まつり」の継承が難しくなっています。

市内には、20年に一度行われる「銚子大神幸祭」のように数十年に一度行われる祭事もあり、一年毎に行われる祭事以上に、その継承が厳しい状況にあります。

【守り・伝えるための方針】

○多角的な視点に基づく銚子資産の把握

「恩恵」と「災害」は表裏一帯でもあり、「ものがたり」を伝える銚子資産は他の「ものがたり」とも関連があります。それらを伝える銚子資産を把握する際、多角的な視点による把握に努めていきます。

○信仰や祭事の継承への支援

信仰や祭事の現状と課題を把握しつつ、関係する資料を発掘し、価値の再評価を行うとともに新たな価値の創出を目指し、継承が難しい信仰等は記録保存を進めていきます。

○防災教育活動との連携

銚子ジオパーク推進協議会と防災まちおこし研究会は、自然災害や戦災の跡地など先人たちの教訓を学ぶことを目的とした「ダークツーリズム」を実施しています。また、「稲村の火」を題材に防

第8章 「銚子・ものがたり」による銚子資産の総合的な保存と活用

災教育活動を行っている「防災教育プロジェクト」が既に活動を展開しています。今後、これらの活動と連携を図りつつ、活動の充実が図れるような支援の在り方を検討していきます。

【守り・伝え・活かすための措置】

守り・伝え・活かすための必要な措置	財源	主体者	事業計画期間		
			短期 3年	中期 5年	長期 10年
①災害の歴史を伝える銚子資産の掘り起こし	事業番号：1・2				
・これまで実施してきた「銚子資産所在調査」を整理し、関連する「銚子資産」をリスト化するとともに、より多くの情報を得るために再調査を実施する。 ・把握した「銚子資産」の保存と活用の方法を整理する。保護措置を講じる必要がある「銚子資産」を選定し、「文化財基本調査」を実施する。 市費 銚子市					
②信仰や祭事の継承への支援	事業番号：6・11・16				
・信仰や祭事に関連する資料を収集するとともに、地域に伝わる祭事の形式などを記録しながら、次世代へ継承していく。 ・記録保存が必要な「銚子資産」をリスト化し、事業を実施する。 市費 文化庁補助金 民間団体助成金 銚子市協議会					
③多様な主体者との連携	事業番号：16・22				
・本市の歴史文化が礎となった「銚子ブランド」の向上を目指し、関係団体との連携体制を作る。 市費 銚子市協議会					

※事業番号は、関連する銚子市全体の措置の事業番号

銚子・ものがたり 7：中世の領主海上氏と都市の始まりのものがたり

銚子市内には、190 か所の遺跡があります。発掘調査により確認された銚子で最も古い時代の遺跡は、約 28,000 年前の旧石器時代の三崎 3 丁目遺跡（三崎町三丁目）で、旧石器人の台所跡と考えられている焼けた礫（石）がいくつも固まって検出された「礫群」が数ヶ所確認されています。ここでは、チャートなど銚子の海岸沿いで確保できる石材を使った石器や黒曜石のように銚子では確保できない石材を利用した石器などが出土しています。三崎 3 丁目遺跡を代表する旧石器時代から粟島台遺跡や余山貝塚などの縄文時代以降、この土地で人々が生活していた痕跡が数多く残されています。

律令期以前の銚子を含めた香取郡、匝瑳郡などの下総東部地域は、「下海上国造」の領域で、香取の海沿岸に本地域を統治していた首長たちの墓と推定できる大規模な古墳が造営されています。銚子でも市内最大の前方後円墳である野尻 1 号墳（野尻町）をはじめ弁財天古墳（船木町）などが利根川を見下ろす下総台地上に造られています。この時期の集落跡は、野尻遺跡（野尻町）や大宮戸遺跡（春日町）、椎柴小学校遺跡（小船木町）などがあり、下総台地と香取の海沿岸に平行して形成された浜堤や微高地上に遺跡は確認されています。大宮戸遺跡は古墳時代前期の土師器で赤彩が施されている埴などが住居跡からまとまって出土し、椎柴小学校からも古墳時代前期に属する遺構が検出しています。また、椎柴小学校遺跡からは、北関東地方から運ばれてきた「緑色凝灰岩」や東海地方の土器などが出土していることから、香取の海を活用した活発な交易活動を伺い知ることができます。

律令制に基づく国の統治が始まると、銚子市と旭市は「海上郡」に属し、この郡内には「三前」「三宅」「船木」の 3 つの郷が置かれ、この 3 つの地名は、今も町名として残っています。「三前郷」は先にあげた春日町の大宮戸遺跡や大宮神社周辺と推定され、「三宅郷」は海上国造の統治下で「屯倉」が置かれていたことに由来する郷名であるとされ、現在の三宅町周辺という説があります。「船木（舟木）郷」は船木部が置かれ、造船用材木を扱った地域であると考えられています。香取の海は蝦夷征討のための交通の要所で、中央政権にとっての要の地でもあり、香取の海を眼下に望む当地域は国を統治するために大切な役割を担う地域でした。

銚子の市域は中世の下総国海上郡三崎庄（海上庄）の領域で、三崎庄の平安時代後期の在地領主は、平常兼の子で海上与一を名乗った平常衡と子の常幹、孫の常春でした。常春は片岡常春を称し、『延慶本平家物語』では源義経軍に属し壇ノ浦で平家が滅亡したとき海中に沈んだ神璽が浮かんだところを取り上げたとし、『義経記』では常陸国の鹿島行方の荒磯に生まれたとして、海に慣れた武将として語られています。

しかし常春は、1185 年（文治 1）に常陸国の佐竹義政に同心し謀反を企てた疑いにより所領を没収され、三崎庄は千葉常胤に与えられます。その後、三崎庄内の船木郷（舟木郷）と横根郷は常春に返付されましたが、1189 年（文治 5）に再び没収され、これ以後、三崎庄の全域は千葉常胤が地頭として支配することになりました。

千葉常胤は鎌倉幕府の成立とともに下総国の守護として大勢力を築き、その6人の子が千葉氏の本家のほか相馬・武石・大須賀・国分・東の各家に分かれ下総国内に割拠しました。「千葉六党」と呼ばれるこの6家のうち、海上庄の地頭職を譲られたのが東庄を本拠地に東氏の祖となった胤頼です。そして、胤頼の孫の胤方・胤久・胤有が海上庄を分領され海上氏を称しました。

海上氏の惣領（本家）は、胤方から子の胤景へ、さらに胤泰・師胤・公胤・憲胤へと継承され、ほかに胤方の子盛胤が本庄を、行胤が船木を称し、盛胤の子のなかに辺田・高上・松本・馬場・飯沼を名字とした者がいて、庶子家が庄内の各地に分かれてそれぞれの土地を支配しました。室町時代になると、鎌倉公方の奉公衆となる者があらわれ、また御所奉行を務める者もいて鎌倉府での活動が確認できます。小田原北条氏の勢力が下総国に伸びた戦国時代末には千葉氏本家の力が衰えていきますが、海上氏による当地域の支配は維持され、豊臣秀吉によって北条氏が倒された1590年（天正18）に至るまでその支配は継続しました。

中島城跡（中島町）は、利根川の河口から西北西約10kmの標高40m前後の下総台地の突端部にあります。北西から延びる台地に北と西から小支谷が入り込み、先端部がくびれ、西方に開析された長い谷奥から流れて沖積地を蛇行し、「香取の海」に流入する高田川が防御、交通、灌漑等の役割を持つという、領域支配の拠点として非常に適した場所に立地しています。

城の規模は、東西約500m、南北約400m、主郭部は空堀で区画されている複郭構成で、周囲に腰曲輪があります。台地上は現在、ほとんどが畑ですが、畑の造成などで土塁が崩されたり、空堀が埋められたりしています。現在の城郭遺構については、規模の大きさと折り歪みを持つ空堀が造られている点から戦国時代後半の築城と考えられています。等覚寺（岡野台町）所有の「金銅経筒」

（県指定有形文化財 1985年（昭和60）3月8日）に見られる「施主平胤方」銘や地域に伝わる伝承などにより鎌倉時代から居館があったと推定されていますが、まだまだ不明な点が多い遺跡です。中島城周辺には、海上氏ゆかりの古寺社や石造物などが数多く残されており、この一帯が海上氏の本拠地と考えられています。

中島城域に関係する現在の集落は、城内のほとんどを占める中島町と東裾部に位置する三門町、海上氏関連の寺院が残る岡野台町や正明寺町です。地域に残る字名をみると「要害」や「中城」「古屋」など城郭関係の地名が残り、屋号にも三門町の「中城」など城に関係するものが見られます。また、城の周囲を高田川から取水した用水路である逆川が巡り、道端には信仰の歴史を伝える石造物が残っています。

海上氏の居城と考えられている中島城の周辺には、現在は廃されてしまったものも含めると多くの寺社が存在し、海上氏との関係を示す様々な資料が遺されました。等覚寺は、1390年（明德1）に中島城主山城守（理慶・公胤か）が願主となり、領内のはやり病の平癒を祈願して創建されたと伝えられています。また、現在等覚寺に安置されている「木造薬師如来立像」2軀と「木造菩薩立像」1軀（いずれも県指定有形文化財 1989年（平成1）3月10日）は、本来は引接寺（現在廃寺）の仏像であったと推測されています。さらに1944年（昭和19）に岡野台町大字高見倉で発見された「如法経、奉為非母禪尼也、建長四年壬子（1252年）二月五日、施主平胤方」の銘がある「金

銅経筒」も等覚寺に伝えられています。千葉氏一族の守護神であった妙見神^{みょうけんしん}についても、堀内神社（岡野台町）に 1335 年（建武 2）の墨書銘が記されている「木造妙見菩薩立像」が祀られています。堀内神社は中島城の海上氏が妙見神を祀った神社であり、棟札によると 1541 年（天文 10）に海上持秀らにより再興されています。

中島城から少し離れている常世田山常燈寺^{とこよださんじょうとうじ}（常世田町）の「木造薬師如来坐像」（重文指定 1959 年（昭和 34）6 月 27 日）の胎内に記された 1243 年（仁治 4）の墨書銘によると、同像の修理は阿闍梨栄慶が大勧進となり、海上胤方の妻が 2 貫文寄進するなど、多くの奉加衆^{ほうかしゅう}の寄進により行われたものでした。常燈寺の 1526 年（大永 6）の棟札には「大檀那海上殿平持秀（（花押））」の墨書があり、海上氏が戦国時代まで常燈寺を崇敬し保護していたことが知られています。

飯沼観音は円福寺の本堂で、養老年間（717～724）に海中より十一面観音像が引き上げられ、草庵に安置したのが始まりです。この飯沼観音が坂東三十三観音霊場第二十七番札所として、海上一族の庇護^{ひご}を受けて発展した歴史を知る手がかりが、円福寺所有の中世文書にあります。1416 年（応永 23）千葉兼胤が円福寺に参詣、1436 年（永享 8）に千葉胤直が大蔵卿律師の円福寺寺領相続を安堵したなどの記録が残っています。また、1446 年（文安 3）に「大檀那海上殿 平胤栄、平胤義、隆近、平胤春、龍女」の銘がある銅製多宝塔^{どうせいたほうとう}が寄進されるなど、海上氏代々の篤い信仰が続きました。養老年間から始まった飯沼観音への観音信仰により、多くの参詣者を銚子へ招き、その門前が銚子の市街地形成の礎となっていたのです。

「中世の領主海上氏と都市の始まりのものがたり」を伝える銚子資産

中島城やその他の城郭跡や居館跡：中島城跡・飯沼城跡・本城跡・三宅城跡・忍館跡・諸持砦跡・

宮原館跡・高上館跡

海上氏に関する資料：円福寺中世文書・宮内家文書・浄国寺所有称讃寺関係資料

海上氏の信仰に関する資料：飯沼観音・円福寺・海上八幡宮・常灯寺・堀内神社・猿田神社

木造薬師如来坐像・木造妙見菩薩立像・板碑・金銅経筒

古代から中世までの暮らしに関する資料：三崎3丁目遺跡・栗島台遺跡・余山貝塚・佐野原遺跡・

野尻遺跡・野尻古墳群・大宮戸遺跡・大久保遺跡

その他：大般若経・三門の字名と屋号・逆川・高田川



木造薬師如来坐像（常燈寺）



板碑
(康応二年閏三月十六日銘)

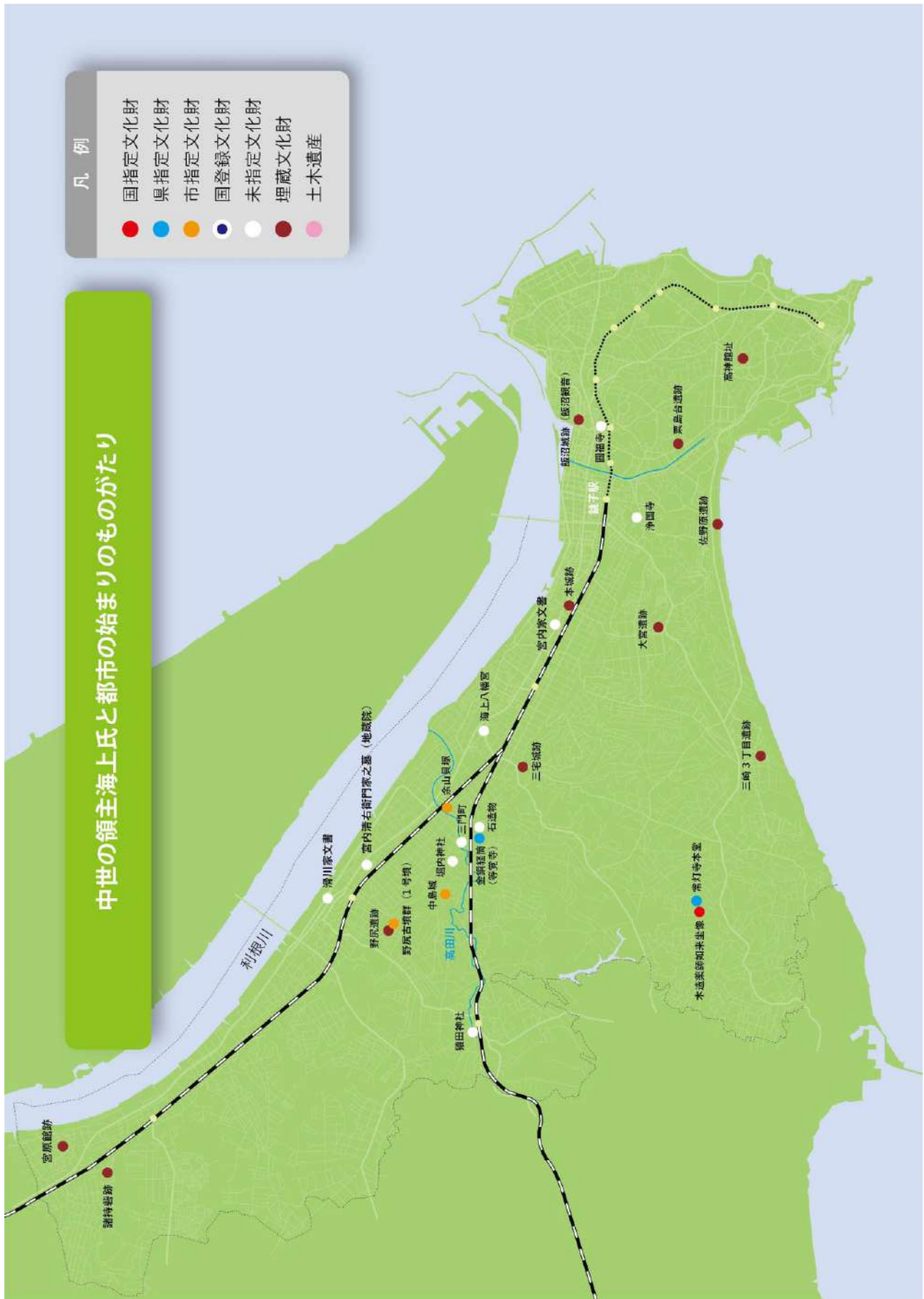


宮内清右衛門家之墓



飯沼観音（円福寺本堂）

「中世の領主海上氏と都市の始まりのものがたり」を伝える代表的な銚子資産の分布



【守りたい・伝えたい価値】

○中世の歴史を伝える銚子資産

「中島城」という遺跡名を知っている市民はいますが、どこにあり、どのような遺跡かということを理解している人は多くありません。これまで、「中世」をテーマとした講演会などの事業を行ったことはほとんどなく、江戸時代の歴史文化に触れる機会と比較した場合、中世の銚子資産に触れる機会は少ないといえます。

・歴史文化の継続性と重層性

江戸時代の発展の歴史を知っている市民が多くいる中で、中世に関する情報はあまり知られていません。利根川の東遷という一大土木工事があって銚子が大きく発展したことは確かですが、それまでのこの土地での暮らしの中で積み重ねてきた歴史文化があつての「江戸時代の発展」です。それ故、中世に関連する銚子資産に光をあて、「ものがたり」を活かして伝えていきます。

・地形を利用して築造された中島城

中島城は1967年（昭和42）から市の指定史跡として保護しています。城は東西約500m、南北約400mと非常に大規模な城跡で、台地の先端部に入り込む支谷を区切って地形を上手に利用して築造されています。一部、畑の造成や土採取による土地の改変も認められるが、比較的良好に遺存しています。これらの遺構とともに土地の字名、地域に伝わる伝承を整理し、中島城の価値を伝えていきます。

・中世都市としての景観復元

海上氏が自らの子息にこの地を分領し、統治させた名残が地名に残っており、本市の都市形成の原型といえます。そのため、中島城を単体として保存と活用するのではなく、周辺地域に残る寺社や関連する銚子資産の価値を把握し、周辺環境を含めて中世都市としての景観を復元し、周知活動を行っていきます。

【守り・伝えるための課題】

○中島城の保存・活用

現在、市指定史跡として保護している「中島城」には2基の文化財説明板を設置し、遺跡を周知しています。しかし、説明板の設置だけでは価値を伝え、理解を深めることは難しく、より分かりやすく伝える事業展開が重要となり、中島城のこれまでの調査内容を整理し、指定範囲の見直しや保存方法、活用の在り方を再検討する時期にきています。

○関連する銚子資産の情報発信

把握している「銚子資産」を再整理し、海上氏や中島城をはじめとする「ものがたり」を伝える銚子資産を選定し、分かりやすくその価値を伝えることで、興味関心を高めていく必要があります。また、「所在調査」を継続的に実施し、「ものがたり」の内容を深めていくことも重要です。

○取り組みの連携

「ものがたり」を伝える銚子資産の所有者に対して、価値の発信や公開への協力を求めていく必要があります。また、中島城が所在する三門町や中島町などの住民が主体となって組織された「共生する会」等の関連団体と目的を共有し、連携を深めていくことも大切です。

【守り・伝えるための方針】

○中島城の総合的な調査と保護

「中島城」に関連する調査研究の成果を再整理し、必要に応じて城跡の遺構の確認調査等を行い、指定範囲の見直しを含めた中島城の保存や史跡散策に必要な整備を行うなど地域住民とともに保護の在り方を検討していきます。

○「ものがたり」を通じての歴史的価値の継承

中世に関わる資料が少なく、明らかにされていない部分も多くあります。また、中世の歴史を伝える銚子資産を個々に取り上げてきたことも、周知を高められなかった原因の一つであると考えています。「ものがたり」を伝える「銚子資産」の関連性を整理し、分かりやすく伝える工夫をし、理解を深めていきます。

○地域活動との連携

「常世田薬師奉賛会」は、常灯寺を守る活動を古くから続けており、平成22年度から平成28年度までの間に本堂の解体修理に取り組んできました。また、「美化の会」の活動を発端に、高田川沿いに「共生する会」と「白石ダムに集う大地の会」（以下、「大地の会」という。）が発足し、互いに連携を深めながら活動を展開しています。これらの団体の活動を支援するとともに、文化財保護担当課も目指す目標を共有し、協働で保護活用に取り組んでいきます。

【守り・伝え・活かすための措置】

守り・伝え・活かすための必要な措置		財源	主体者	事業計画期間			
				短期 3年	中期 5年	長期 10年	
①中世の歴史を伝える銚子資産の掘り起こし		事業番号：1・2					
・これまで実施してきた「銚子資産所在調査」を整理し、関連する「銚子資産」をリスト化するとともに、より多くの情報を得るために再調査を実施する。		市費	銚子市				
・把握した「銚子資産」の保存と活用の方法を整理する。保護措置を講じる必要がある「銚子資産」を選定し、「文化財基本調査」を実施する。							
②中島城の保存と活用		事業番号：11・13・24～26					
市指定史跡「中島城」の保存と活用 ・中島城のこれまでの調査成果を把握し、今後の保存と活用の在り方を検討します。		市費 文化庁補助金 県費補助金	銚子市 団体				
市指定史跡「中島城」の史跡整備 ・中島城のこれまでの調査成果を把握し、史跡整備を進め、余山貝塚と一帯の学びの場として必要な整備を推進する。		市費 文化庁補助金 県費補助金 地域創生交付金	銚子市 団体				
③「ものがたり」を活用した歴史的価値の継承		事業番号：4・5・7・24～26					
・「ものがたり」に関連する「銚子資産」の公開や情報発信を行う。		市費 文化庁補助金 県費補助金 地域創生交付金	銚子市 協議会				
・「ものがたり」を活用して、地域の景観復元を行い、分かりやすく内容を伝える仕掛け（例 VR等）を作る。		市費 文化庁補助金 地方創生推進交付金 民間団体助成金	銚子市 協議会				
④多様な主体者との連携		事業番号：16・22					
・「ものがたり」を伝える「銚子資産」に関連した市民団体が複数あり、目指す目的や将来像を共有し、地域や関係団体との連携体制を作る。		市費	銚子市 協議会				

※事業番号は、関連する銚子市全体の措置の事業番号

銚子・ものがたり 8：北総四都市江戸紀行

江戸を感じる北総の町並み ～港町の銚子～

「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並みー佐倉・成田・佐原・銚子：百万都市江戸を支えた江戸近郊の四つの代表的町並み群ー」は、2016年（平成28）4月に日本遺産（シリアル型）に認定されました。

北総地域は、江戸幕府の本拠地百万都市江戸に隣接し、穀倉地帯の関東平野と豊かな漁場の太平洋を背景に、利根川の東遷により発達した水運と江戸に続く街道を利用して江戸に東国の物産を供給し、江戸の暮らしや経済を支えました。そして人々の往来が北総地域に江戸文化を運び、城下町の佐倉、成田山の門前町の成田、利根水運の河岸であり香取神宮の参道の起点である佐原、漁業と東北地方と江戸をつなぐ商港、そして磯めぐりの観光客で賑わう銚子という4つの特色ある都市が發展しました。この四都市は、江戸庶民も訪れた4つの町並みや風景が残り、今も東京近郊にありながら、江戸情緒を感じることができます。

利根川の東遷によりその河口となった銚子は、天然の漁場を臨む好地にあり、江戸の人々に魚を供給する漁場として發展しました。江戸への魚の運搬は、利根川と「鮮魚街道」と呼ばれる街道により鮮度を失わないように迅速に行われました。一方、水揚げされた大漁のイワシのほとんどが鮮魚としての供給ではなく、干鰯等の魚肥へと加工するために利用されました。浜辺には広大な干鰯場が広がり、それらは利根水運により江戸へ運ばれ、その後、関西方面で栽培されていた綿花の肥料として重宝されていました。

また、利根水運は物資の輸送だけではなく、江戸からの人や文化を運んできました。江戸庶民の間で香取・鹿島・息栖の東国三社詣が盛行すると、そのオプションツアーとして「銚子磯めぐり」が人気を博していきました。海岸周りの奇岩奇礁や寺社をめぐる旅は、江戸からの文人墨客の間でも好まれ、その風景が多く作品に題材として取り上げられました。

さらに、1616年（元和2）に銚子で醤油醸造が始まり、江戸の食味にあうように改良を重ね、現在の濃口醤油が開発されたことで、江戸での需要が急速に高まり、江戸前料理を支えたといわれています。

銚子の漁港は、江戸時代初期に紀州から移住した崎山治郎衛門が築港した外川港から始まりました。漁港に面した斜面に碁盤目状の街区を作り、紀州から多くの漁民を呼び寄せ、銚子漁業の礎となりました。この崎山が作った街区は、今も残り、当時の面影を伝えています。そして、利根川河口付近には、銚子の観音様として参拝者が多かった飯沼観音・円福寺、そして漁師の守り神である川口神社をはじめ江戸から続く歴史文化を伝える銚子資産が残っています。

この日本遺産「北総四都市江戸紀行」のストーリーは、①江戸に続く街道と利根水運の発達がもたらした繁栄、②百万都市江戸を支え、江戸とのかかわりで發展した都市の歴史と文化、③江戸情緒の残る代表的な町並みの3つの小テーマに基づきまとめられ、地域計画に盛り込んだ他の7つの

「ものがたり」と密接な関係を持っています。

北総の四都市は、それぞれの役割を持って百万都市江戸を支えた歴史文化が残り、同一地域にタイプの違う4種類の町並みが残るという稀有な地域でもあり、歴史文化を活かした広域連携の取り組みを進めています。

「北総四都市江戸紀行 江戸を感じる北総の町並み ～港町の銚子～」を伝える
銚子資産

港町・銚子を伝える資料：銚子外川の町並み・大杉神社・銚子縮・銚子ちぢみ伝統工芸館・銚子大漁節
川口神社・萬祝・萬祝式大漁旗・小澤染工場・額賀屋染工場・
旧西廣家住宅（治郎吉）主屋、缶詰工場、北倉、南倉、煉瓦塀・磯角商店主屋
外川ミニ郷土資料館・ペ粕及び干鰯製造関係資料・漁業の道具

漁業の信仰関係資料：川口神社・和田不動堂・漕出・大潮まつり・奉納絵馬・千人塚

醤油醸造業を伝える資料：銚子の醤油醸造・玄蕃井戸・ヤマサ資料館・ヒゲタ史料館・山十商店
小倉醤油

磯めぐりを伝える資料：銚子磯めぐり・妙見様（妙福寺）・飯沼観音・犬吠埼の白亜紀浅海堆積物
千騎ヶ岩・犬岩・屏風ヶ浦・浄国寺・紙本淡彩銚子名所絵図

その他：石上酒造（米倉・麹室・仕込蔵（醗蔵）・貯蔵蔵・文庫蔵）

※日本遺産「北総四都市江戸紀行 江戸を感じる北総の町並み ～港町の銚子～」を伝える銚子資産は、日本遺産で認定されている「ストーリー（ものがたり）」を伝える構成文化財のみ掲載しています。また、文化財等の名称は、日本遺産の構成文化財として申請時に使用した表記としています。



外川ミニ郷土資料館



大漁旗（額賀屋染工場）



大潮まつり（川口神社）



和田不動堂



山十商店（ひしお製造）



銚子磯めぐり（犬岩）



【守りたい・伝えたい価値】

○江戸に続く街道と利根水運の発達をもたらした繁栄

江戸時代、江戸に続く街道と利根水運が、他の北総の都市とともに銚子に繁栄をもたらしました。銚子には、関西方面から漁業や醤油醸造の新しい技術が持ち込まれ産業が興り、東北から米をはじめとする物資が集まり、利根川が物流の大動脈となり江戸へ運ばれ、銚子は水産業及び商工業の都市として大いに発展しました。

・産業の歴史を物語る銚子資産

紀州をはじめ関西方面からもたらされた新しい産業の技術により興った、江戸に始まる産業の歴史そのものが大切な銚子資産です。歴史を伝える古文書や産業に関連する道具類、施設建設の変遷の記録、産業を支えた人物など多種多様な銚子資産があります。

・産業を支える銚子の風土と大地の成り立ち

江戸時代、関東平野の最東端「とっばずれ」に位置する銚子とその風土に、利根川の東遷という一大土木工事が連動し、目覚ましい発展を遂げました。江戸時代に興った産業は、銚子の大地の成り立ちと風土にも深く関わりを持っています。その関りを「日本遺産」や「銚子ジオパーク」の活動を通して、分かりやすく後世へ伝えていきます。

○百万都市江戸を支え、江戸との関りで発展した都市の歴史と文化

約400年前に始まった銚子での醤油作りは、すし、そばなどの江戸の食文化を支えた「地回り醤油」の発祥の地といわれています。また、江戸からの人気の観光地でもあり、風光明媚な景色を求めて多くの文化人が訪れ、江戸文化が銚子でも花開きました。銚子の風土や地の利を活かして産業が興り、大消費地江戸を意識して改良等が行われ、それが受入れられて発展してきました。それを支えたのは、江戸の政界人や文化人と交流のある本市の財界人たちでした。

・歴史文化を伝える語り部

江戸時代から続く産業の担い手や地域住民の中には、関連する歴史文化に関する情報を豊富に持ち、魅力を伝えることができる「人財」がいます。地域を地域住民が語り、魅力を発信していくことは、歴史文化を活かす活動の中で最も大切な要素の一つです。

○江戸情緒が残る代表的な町並み

崎山治郎衛門が外川で港を構築し、銚子石を使って街区を作り、多くの漁師を紀州から呼び寄せ、町づくりを行い、「外川千軒大繁盛」といわれるほどの賑わいを生み出した漁業の歴史を伝える街区が残っています。

【守り・伝えるための課題】

○失われた銚子資産の補完

産業の近代化や空襲による中心市街地の壊滅的な被害を受けたことにより、江戸から続いてきた発展を伝える銚子資産の中には失われたものもあります。ともに日本遺産「北総四都市江戸紀行」を推進している他市と比較しても、視覚的なインパクトがなく、江戸を感じる空間が非常に少ないともいわれています。このような中で、江戸時代の歴史を伝えるための銚子資産の更なる掘り起こしや見せ方の工夫を検討していく必要があります。

○歴史的な町並みの保全

狭い道路や銚子石で造成された街区は現在の建築基準法による厳しい規制があったことで外川の町並みは残ってきたとも言えます。現在、外川で暮らす人々の高齢化に伴う空き家の増加、建物の老朽化による取り壊しが増えつつあります。銚子漁業の発祥の地の歴史文化を伝えるこの外川の町並みをどのように守り伝えていくか、早急に方向性を考えていく必要があります。

○語り部の継承

江戸の歴史を伝えることができる「語り部」の知識を記録し、後世に継承していくために必要な措置を講じていく必要があります。

【守り伝えるための方針】

○江戸時代の賑わいを伝える見せ方の検討

「江戸時代の銚子資産」などの枠組みにこだわらず、幅広い視点で「ものがたり」を伝えることができる銚子資産を掘り起こしつつ、単体として、そして面としての活用方法を検討し、わかりやすい「ものがたり」の伝え方を整えていきます。

○「ものがたり」の活用

「北総四都市江戸紀行」は、他の7つの「ものがたり」と密接に関係しています。各「ものがたり」の方針に沿って、関連する銚子資産の保存と活用に取り組んでいきます。

○歴史文化観光の推進

日本遺産ブランドと「ものがたり」を活用し、歴史文化観光を推進していくために必要な銚子資産の磨き上げ、まち歩きルートの設定、ガイド養成などの事業は地域住民を巻き込みながら取り組んでいきます。

○広域連携の取組

日本遺産やジオパーク活動は、市単独で実施している活動ではなく、広域連携の事業でもあります。広域連携のネットワークを活かし、歴史文化に基づく銚子ブランドの向上を目指していきます。

【守り・伝え・活かすための措置】

守り・伝え・活かすための必要な措置	財源	主体者	事業計画期間		
			短期 3年	中期 5年	長期 10年
①日本遺産のストーリーを伝える銚子資産の掘り起こし	事業番号：1・2				
・これまで実施してきた「銚子資産所在調査」を整理し、関連する「銚子資産」をリスト化するとともに、より多くの情報を得るために再調査を実施する。 ・把握した「銚子資産」の保存と活用方法を整理する。保護措置を講じる必要がある「銚子資産」を選定し、「文化財基本調査」を実施する。	市費	銚子市			
②江戸時代の賑わいを伝える見せ方の検討	事業番号：24～29				
・古写真や絵はがき、古地図など昔の漁業集落や水産業の歴史文化を伝える資料を収集する。 ・収集した資料をVR等の技術に活用することで、景観復元を行いながら、歴史文化を継承していくプログラムを作る。 ・地域の歴史文化を語り合う場を作り、情報を収集していく。 ・日本遺産ブランドを活かした歴史文化観光を推進するために必要な事業に取り組む。 (まち歩きルートの構築・文化財説明板・誘導標設置等)	市費 文化庁補助金 地方創生推進交付金 民間団体助成金	銚子市協議会			
③多様な主体者との連携	事業番号：22・23				
・「日本遺産」の広域連携を活かして、歴史文化を礎とした「銚子ブランド」の向上を目指し、関係事業者との連携体制を作る。	市費 文化庁補助金 地方創生推進交付金 民間団体助成金	銚子市協議会			

※事業番号は、関連する銚子市全体の措置の事業番号

第9章 「文化財保存活用区域」による銚子資産の総合的な保存・活用

1. 「文化財保存活用区域」の設定

『歴史文化基本構想策定技術指針』（平成24年2月文化庁文化財部）では、「文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域」を「歴史文化保存活用区域」として設定し、文化財を核とした歴史文化の薫る地域づくりを総合的に推進していくことを期待しています。

このことから、本市が策定した歴文構想で、文化財を保護するために規制をかける区域としてではなく、その区域内で暮らす人々が地域の歴史的価値を理解し、一人一人がその地域の持つ文化的な空間の保全や創出に関わり、地域を守り、育てていく区域を「歴史文化保存活用区域」として位置づけました。そして、「指針」では文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域を「保存活用区域」としています。

今回、地域計画を作成するにあたり、歴文構想で定めた「歴史文化保存活用区域」を「保存活用区域」と読みかえ、集中した多様な文化財の保存・活用を図ることで魅力的な空間を創出させ、地域計画に基づき事業を推進していきます。

「文化財保存活用区域」設定の基本的な考え方

- ◇「銚子・ものがたり」への理解を深めるため、「ものがたり」の内容を示す最も代表的な銚子資産が豊富に所在する地域
- ◇すでに地域に根ざした活動を実施している団体があり、多様な主体と協働で保存と活用が展開できる地域と今後活動の発展が期待できる地域
- ◇銚子資産を活用することで、歴史文化を学び、体験することができ、文化財の保存と活用のテーマを見いだせる地域

「文化財保存活用区域」の基本的な保存・活用の方針

- ① 文化財の調査・研究
「銚子・ものがたり」のテーマやストーリーを意識し、銚子資産の総合的な調査研究を継続的に取り組んでいきます。また、地域住民が調査へ参画できる仕組みを作ります。
- ② 歴史文化に支えられた区域全体の地域づくり
銚子資産を取り巻く周辺環境と一体となった保存と活用を図り、歴史文化が薫る空間の形成を目指していきます。「銚子資産」が地域住民をつなぐ大切な財産となり、地域全体で活用できる意識を醸成していきます。
- ③ 情報の共有と発信
地域の銚子資産の情報を共有し、地域の魅力を再認識します。地域の魅力を発信することで、地域への興味関心を高め、地域住民や来訪者との交流の輪を広げていきます。
- ④ 「人財」の活用
地域住民や町内会を中心とした市民参加の環境を整え、協力を得ながら、保存と活用に携わる「人財」を育成していきます。

2. 「文化財保存活用区域」の基本的な保存・活用の方針

「保存活用区域」の保存・活用の基本的な方針は、以下のとおりです。

① 「文化財保存活用区域」内の銚子資産の把握と調査・研究

「保存活用区域」の文化的な空間の充実を図るために、継続的に「所在調査」を実施し、銚子資産の把握、調査・研究に地域住民と協働で取り組んでいきます。

② 「文化財保存活用区域」内に所在する銚子資産の保存・活用

「保存活用区域」内に所在する重要な文化財については、「基本調査」を実施して、価値の評価を行い、指定や登録等の措置を講じ、適正な保護に努めていきます。また、文化財としての価値をわかりやすく伝え、理解を促すために必要な整備を行います。

③ 区域の歴史文化に基づく特徴の顕在化

地域住民とともに実施する「所在調査」等を活用して、区域内に「まち歩きルート」を設定し、歴史文化の特徴を見出し、自分たちが住んでいる地域の歴史的価値を共有します。

④ 歴史文化観光での活用

区域内の「銚子資産」を「まち歩きルート」の「見どころ」とし、歴史文化観光資源として活用を図り、来訪者の受入れに必要な事業も併せて推進していきます。

また、区域内の特徴を活かし、魅力を高めるために、歴史的建造物の美装化や町並み保全など銚子資産の磨き上げも行います。整備に伴い銚子資産の価値を損ねることがないように学識者から指導を受けながら取り組んでいきます。

⑤ 重点区域の設定と優先的な取組

「保存活用区域」内に「重点区域」を設定して、計画期間内に①～④に関連する事業を優先的に進め、多様な主体者との連携に基づく歴史文化を活かしたまちづくりを進めていきます。

3. 5つの「文化財保存活用区域」と保存・活用のための措置

「保存活用区域」設定の基本的な考え方にに基づき、市域内の銚子資産の状況、地域の特徴、第7章で設定した「ものがたり」を参考にして、5つの区域を設定しました。これらの区域は、本市の歴史文化を最も特徴づける区域として文化財保護に関する施策を展開していきます。



図 37 文化財保存活用区域の一覧

	黒潮	大地	磯めぐり	銚子商人	利根水運	てんでんしのぎ	中世海上氏	北総四都市
銚子みなと	◎		○	○	○	○		◎
新生地区	○	○	○	◎	◎	○	◎	◎
高田川流域	○	○		○	○	○	◎	
野尻地区	○	○		◎	◎	○	○	○
外川地区	◎	◎	○			○	○	◎

◎ 関連性が特に強い ○ 関連性がある

表 16 「銚子・ものがたり」と文化財保存活用区域の関連

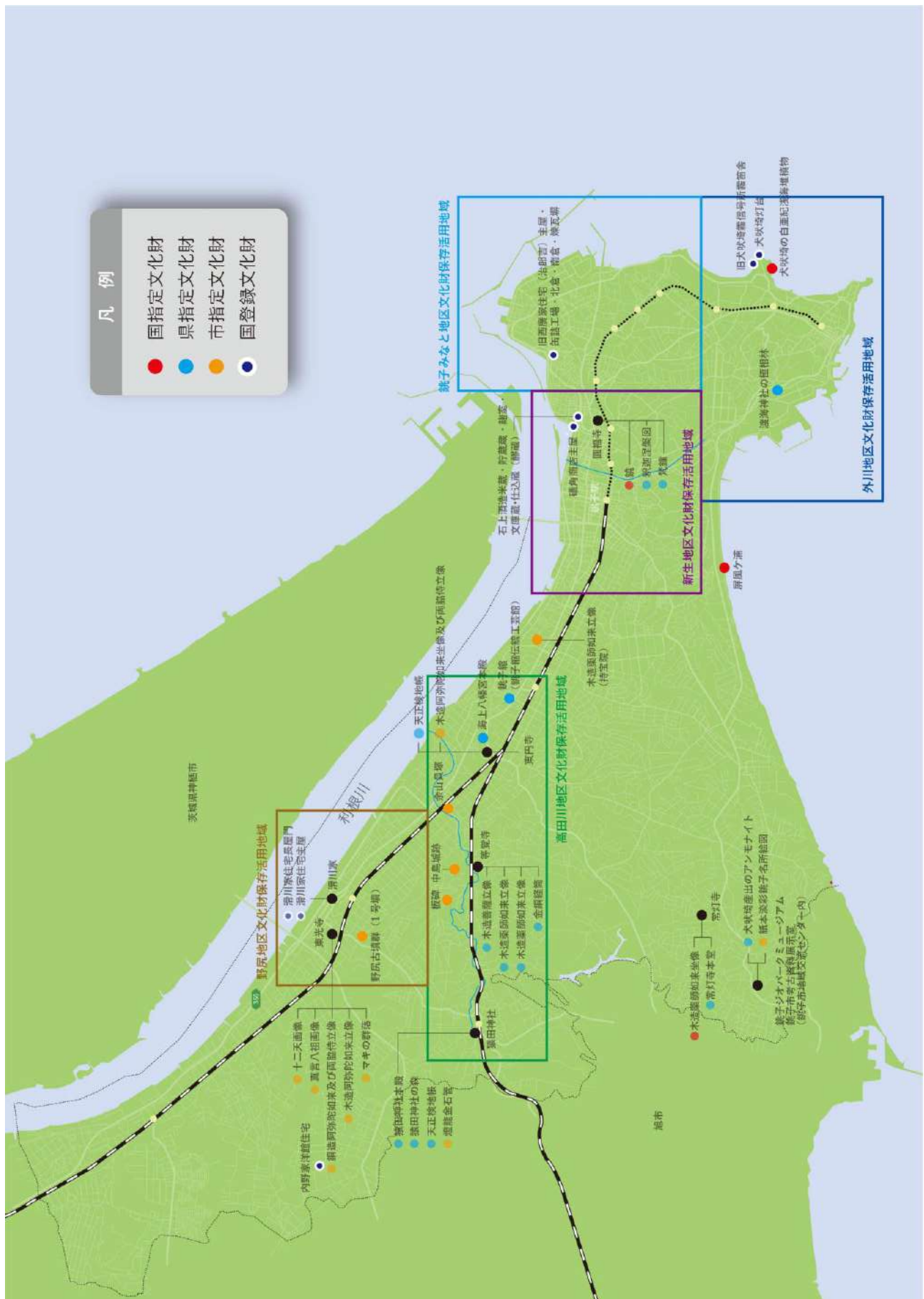


図 38 文化財保存活用区域の位置

文化財保存活用区域No.1 銚子みなと地区文化財保存活用区域

① 区域とその概要

「銚子みなと地区文化財保存活用区域」は、銚子市竹町から東側の「飯貝根」と称されていた地域と黒生町、笠上町、海鹿島町を包括する区域です。飯貝根は、1650年（慶安3）頃、紀州や西宮から来た漁師たちがこの飯貝根浜を漁場として開発を進め、「銚子漁業の発祥の地 外川」と並び、江戸時代以降、本市の漁業や水産加工業の中心地として発展した地域です。

銚子の漁業は、江戸時代から昭和20年代まではイワシ漁が中心で、水産加工の原料もイワシが主でした。江戸時代中期以降、関西で栽培される綿花の肥料である「干鰯」の需要が高まり、銚子でも「干鰯」を生産し、利根水運により江戸へ運びました。この「干鰯」製造の過程で必要だった干鰯場は、川口神社から東側一帯に広がっていて、「干鰯」から「鰯粕」「鰯油」へ、そして食品加工へと変遷を遂げる中で、干鰯場だった多くの土地には水産加工工場などの水産業に関連する施設が建設されていきました。飯貝根地区は、銚子漁港整備の中で第2卸売市場がイワシやサンマ、サバの水揚げ場となり、昔から変わらずイワシなどの加工品の原材料が入手しやすい立地にありました。また銚子磯めぐりでも人気があった「夫婦ヶ鼻」から、硬い岩礁が多く危険な場所とされていた黒生一帯の海岸を埋立て、第3卸売市場や水産加工業関連の工業団地が整備され、銚子の水産業の中心地としての役割を果たしています。

黒生町は、古い時代の地層が露出しており、その粘土を使って瓦が製造され、「銚子瓦」または「黒生瓦」として江戸時代末頃には瓦の産地として有名になりました。天明年間（1781－1788）に描かれた「紙本淡彩銚子名所絵図」にも黒生で瓦が製造されていた墨書きがあります。

海鹿島の海岸周辺は、「伊勢地ヶ浦」と呼ばれ、1695年（元禄8）、5代田中玄蕃が湊を築き、納屋や干鰯場を設けましたが、約8年後に津波で破壊され、1751年（寛延4）に再び6代玄蕃が伊勢地ヶ浦の開発を行いました。また、海鹿島には国木田独歩や竹久夢二等の歌碑があり、多くの文人墨客が訪れ、銚子磯めぐりを楽しむ中で銚子を舞台とした多くの作品が生まれました。

② 区域内の現状

本区域には、江戸時代後期に紀州から移住してきた西廣家の漁業や水産業に従事してきた歴史文化を知ることができる「旧西廣家住宅（治郎吉）主屋・缶詰工場・北倉・南倉」の4棟の建物が所在し、2018年（平成30）3月に国の登録有形文化財となりました。この文化財（建造物）を地域振興や観光振興に活用するため、現在、所有者が改修及び美装化事業（一部、文化庁補助事業「観光拠点整備事業（文化財観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業）」を活用）を進めています。また、「協議会」がこの「旧西廣家住宅」を活用して、定期的にガイドを配置し、銚子資産の紹介や銚子観光の見どころを来訪者に伝えて、「漁師の手仕事」として「網針を活用した体験メニュー」を造成し、提供しています。

水揚げ量9年連続日本で、3つの卸売市場を持つ銚子漁港のうち第2卸売市場と第3卸売市場が区域内にあり、第2卸売市場ではサバやイワシなどの迫力ある水揚げの風景が、第3卸売市場ではキンメダイなどを中心とした競りを見学することもできます。また、隣接する新生区域では、2015年（平成27）にリニューアルした第1卸売市場でもマグロを中心とする大型魚の競り

を見学することができるように整備されました。

漁業や水産業に従事している人々が篤く信仰している川口神社、和田不動堂などの寺社があり、川口神社では旧暦の6月15日には「大潮祭り」が行われます。近年、黒生大神宮の「御太刀祭り」を地域の人々が中心となって復活させました。

区域内は、空襲の被害を受けた範囲が少なく、竹町周辺には水運や漁業集落の面影がある建造物が残っていますが、老朽化に伴う解体や空き家となり傷みが進んでいる建物も増えています。

③ 区域の課題

●地域の歴史的価値の共有

外川町と並ぶ銚子の水産業の歴史を伝える重要な区域ですが、この区域内に暮らす人々を対象とした「地域の歴史的な価値を伝える」という活動が外川町と比較すると少なかったといえます。これまで、地元郷土史家の努力により、外川町の住民に地域の歴史的な背景や価値が伝えられたことで、「漁業発祥の町 外川」としての歴史的価値を認識することができています。一方、「飯貝根」に暮らす人々にはこのような活動がほとんど行われなかったため、自分たちが暮らす地域の歴史的価値を評価することはありませんでした。このことから、区域内の人々と向き合いながら、この地域の持つ歴史的な価値を再認識してもらえようような取り組みを行っていく必要があります。

●歴史的な街区の保存・活用の協力体制の構築

漁業及び漁業関連産業の近代化に伴い、関連施設も併せて近代化が進み、歴史的建造物が空き家となり、解体される建物も増えています。区域内の多様な銚子資産の価値を顕在化することで、「遺す・守る」につながる方策を庁内関係各課と連携して構築していきます。また、漁港を見下ろす位置にある寺社とその社叢林についても、適正な日常の管理を実施し、周辺環境の保護の在り方を検討していきます。

●近代化に向かう産業の中で「海に生きる心」の継承

漁業に関連する信仰や風習は今も大切に受け継がれていますが、高齢化による継承の難しさも表面化しています。そのような中で、祭りや郷土芸能などは価値を関係者内だけで留めずに、広く発信することにより適正な保存と活用につながることもあります。守り、伝えるために必要なさまざまな手法や視点を排除することなく、技術やそれに関係する精神の拠りどころなどが、漁業の歴史文化と一体となった形で後継者を育て、継承し、その意味を広く発信していくことも大切です。

④ 区域の将来像

江戸時代以降、水産業の中心地であり、漁業に関連する施設や産業が集中し、水産業に関わり、支えてきた人々の生活の場でした。そのため、漁業の歴史を伝える銚子資産や寺社などの信仰の場があり、今でも近代化しながら継続した時間が流れています。江戸時代の水産業を主な生業としていた飯貝根を中心に、黒生町、海鹿島町周辺を銚子漁業の歴史を伝える拠点的な区域として設定し、近代漁港施設と江戸時代から続く漁業の町の歴史を伝える銚子資産を活用し、周辺環境と一体となって「保存活用区域」としていきます。

本区域の中でも、特に旧西廣家住宅（治郎吉）主屋を中心とした飯貝根一帯を重点区域として、優先的に保存と活用を実施し、銚子漁港などを含めた「まち歩きルート」の整備などを進めていきます。さらに、隣接する「新生地区歴史文化保存活用区域」とのつながりを創出するため、竹町一帯の歴史的建造物を守り、そして滞在型の「コト消費」での拠点となるような活用が図れるように検討していきます。

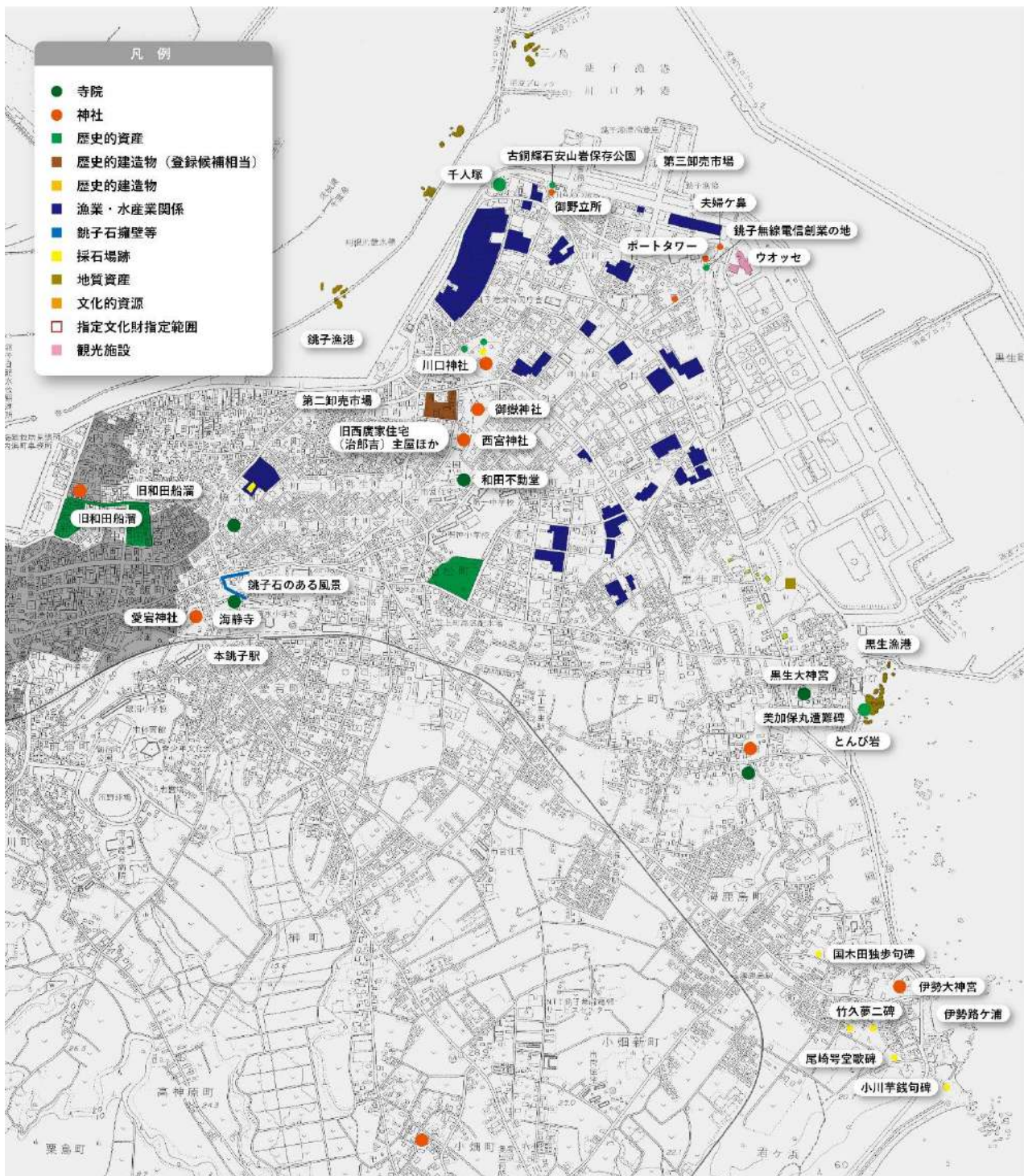
⑤ 協働が必要となる組織

区域内の町内会・指定及び登録文化財所有者・銚子市漁業協同組合・漁業及び水産加工関連企業・寺社・銚子神輿連合会・銚子市観光協会・銚子商工会議所 など

⑥ 保存・活用のために講じる措置

「黒潮のものがたり」と「北総四都市江戸紀行」の2つの「ものがたり」を活用して、「保存活用区域」の基本的な保存・活用の方針①～③の事業を実施し、「漁業の町・銚子」の歴史文化に触れる区域を創出します。本区域に重点区域を設定し、表 17 の事業に優先的に取り組んでいきます。

銚子みなと地区文化財保存活用区域の核となる銚子資産



区域の核となる銚子資産

旧西廣家住宅（治郎吉）主屋・缶詰工場・北倉・南倉（国登録）、銚子漁港第2卸売市場
川口神社本殿、大漁節、和田不動堂、千人塚、御太刀祭り

第9章 「文化財保存活用区域」による銚子資産の総合的な保存と活用

保存・活用のために講じる措置	財源	主体者	事業計画期間		
			短期 3年	中期 5年	長期 10年
① まち歩きルートの構築と整備					
まち歩きルートの設定 ・区域内の銚子資産を活用して、まち歩きルートを設定する。	文化財補助金 市費	銚子市			
銚子資産の磨き上げ ・区域内の銚子資産を見どころとして活用するために必要な整備をする。	文化財補助金 市費 地域創生交付金	銚子市 団体 所有者			
まち歩きに必要な整備 ・説明板や誘導標の整備、SNSやパンフレットを作成する。	文化財補助金 他省庁補助金 市費	銚子市 団体			
ガイドの養成と配置 ・区域の歴史文化を伝えることができるガイドを養成し、拠点施設に配置する。また、インバウンドに対応したガイド養成も推進する。	文化財補助金 市費 地域創生交付金	団体			
拠点施設整備 ・登録有形文化財等を活用して、区域内に拠点施設を整備する。	文化財補助金 市費 地域創生交付金	銚子市 団体 所有者			
体験メニュー構築 ・着地型観光を支えるために各区域の歴史文化に関連する体験メニューを造成する。	文化財補助金 他省庁補助金 市費	銚子市 団体			
② 国登録有形文化財「旧西廣家住宅（治郎吉）主屋」外4棟の活用					
保存活用計画の作成 ・法第67条の2に基づき、保存・活用の考え方を明確にして、継承を図るために保存管理計画を策定し、国の認定を受ける。	文化財補助金 県費補助 市費 所有者	所有者			
美装化事業 ・老朽化した建物の整備を行う。	文化財補助金 団体補助金 所有者負担	所有者 団体			
運営組織等体制整備 ・観光拠点として活用するための組織を整備する。	他省庁補助金 地域創生交付金	所有者 団体			
公共的施設として利用可能な整備 ・公共的な施設として利用するために必要な整備を行う。	文化財補助金 他省庁補助金 地域創生交付金	所有者 団体			
③ 川口神社及び和田不動堂の保存と活用					
銚子資産所在調査 ・寺社と漁業信仰に関連する銚子資産を把握する。	市費	銚子市 団体			
文化財基本調査の実施 ・本殿をはじめとする建造物の調査を実施し、価値を評価する。 ・価値の評価後、必要に応じた保護措置を講じる。	市費	銚子市 団体			
銚子資産の磨き上げ ・まち歩きルート上の見どころとしての活用に必要な整備をする。	文化財補助金 市費 地域創生交付金	銚子市 団体 所有者			
④ みなと町の賑わいの風景の復元					
絵図や古写真等を活用した景観復元 ・景観復元に必要な資料を収集します。 ・分かりやすく伝えるためにVRやARを活用する。	市費	銚子市 団体			
歴史的建造物の保存と活用への支援 ・空き家となっている歴史的建造物の情報を収集し、活用へつなげる。	文化財補助金 他省庁補助金	団体 所有者			
登録文化財原簿への登録 ・価値が評価できた建造物から、登録有形文化財への登録事務を進め、文化財保護法に基づき保護する。	市費	銚子市 所有者			
⑤ 関連する企業や事業者との連携					
銚子漁港（銚子漁業協同組合）や水産関係事業者との連携 ・産業の歴史的変遷を伝える取組 ・銚子資産活用協議会への参画	市費	銚子市 団体			
⑥ まつりや郷土芸能の次世代への継承と活用					
「銚子大漁節」の次世代への継承 ・「銚子大漁節」の成り立ち（歴史）を含めた継承活動への支援	市費	銚子市 団体			
「大潮まつり」や「漕出」などの漁業信仰の継承への支援 ・漁業信仰に関連する祭事の情報収集と記録保存 ・漁業信仰の継承に対する支援	文化財補助金 他省庁補助金	団体 所有者			
継承のための活用場の創出 ・継承のために必要な活用の在り方を検討し、活動の場を創出する。	市費	銚子市 所有者			
⑦ 海の恵みを活かした食文化					
海の恵みを活かした食文化の提供 ・飲食店との連携による食文化の提供 ・食品のブランド化	市費	銚子市 団体			
海の恵みを活かした体験メニューの構築 ・水揚げされた海の幸を活用した食文化体験メニューを造成する	文化財補助金 他省庁補助金	団体 所有者			

表 17 銚子みなと地区文化財保存活用区域で優先的に取り組む措置

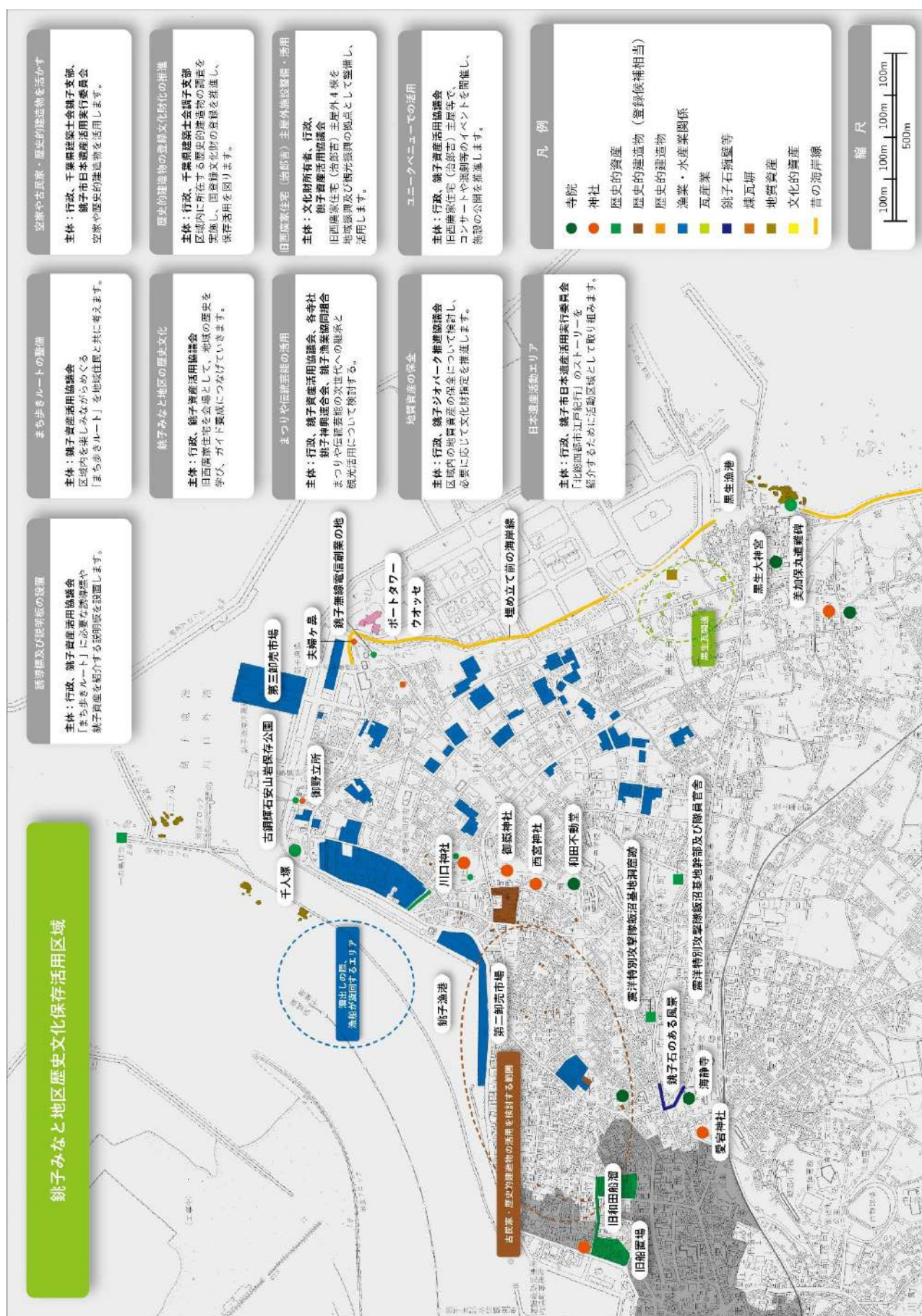


図 39 銚子みなと地区文化財保存活用区域内の重点区域

文化財保存活用区域No.2 新生地区文化財保存活用区域

① 区域とその概要

「新生地区文化財保存活用区域」は、飯沼町（飯貝根を除く旧飯沼村）から松本町までを包括する区域です。

1590年（天正18）、徳川家康が関東入国の際、松平伊昌が銚子地域を飯沼領2,000石として拝領し、1706年（宝永3）に上野高崎藩領となり、中世に海上氏の庇護を受けて飯沼観音の門前町として栄えてきた飯沼村に、1717年（享保2）に陣屋が設置されました。この飯沼村を中心に新生村、荒野村、今宮村には河岸があり、御穀宿や気仙問屋などが立ち並び、東北地方からの物資を江戸へ中継する役割を担い、銚子湊の中心地として町場が形成され発展していきました。さらに、飯沼村の草分けの百姓であった3代田中玄蕃が、1616年（元和2）に摂津国西宮の酒造家で海産物問屋を営んでいた真宜九郎右衛門から醤油の製造法を学び、銚子での醤油醸造が始まりました。

この飯沼村を中心とする地域は、海運、漁業、そして醤油醸造業などを基盤とする商業都市となり、銚子の政治経済の中心地として発展し、1874年（明治7）には東京・神奈川・水戸に次ぐ都市に成長していきました。そして、1889年（明治22）に飯沼村が本銚子町に、新生、荒野、今宮の各村が銚子町となり、本銚子町と銚子町を中心に、周辺の4町村が合併し、1933年（昭和8）に千葉県下では2番目に市制を施行しました。

明治期に入り流通機能の再編成を受けて利根水運がしだいに衰退し、銚子湊の商港としての機能が縮小され、商港から漁港への転換を目指しました。その第一歩が1925年（大正14）に始まり、濱口吉兵衛をはじめ地元有力者たちは国や県に近代的な漁港へと整備するよう働きかけ、漁港整備に尽力しました。そして、水運に従事してきた商人たちは、水産加工業へ転身するなどし、銚子の産業は製造業の割合が高くなりました。

本区域は、1945年（昭和20）3度の空襲により甚大な被害を受け、主要な市街地のほとんどが焼失しましたが、戦後は再び醤油醸造業の工場群が市街地に整備され、これも銚子の特色ある都市景観の一つになっています。

② 区域内の現状

飯沼観音は中世に海上氏の庇護を受け、門前町として発達したことで銚子の都市の基礎が形成され、この区域が江戸時代以降、政治経済の中心地となり発展してきました。3度の空襲により区域内の大部分を焼失しましたが、戦火を逃れた旧公正會館などの歴史的建造物や中心市街地の醤油醸造業の大規模な工場群が、当時の面影を今に伝えています。

これら産業に関わる構造物や産業の基盤となる社会資本は、時代のニーズに合わせて継続的に行政施設へと転向して更新しています。例えば、醤油醸造業の工場群が大正期以降に新設された近代工場施設である現在の工場群に集約される以前に、中心市街地には江戸期より続く醸造蔵を基盤とした工場群が散在していました。それらの跡地は、現在では市役所をはじめ主要な公共施設や商業施設の用地として使用されています。輸送手段の変更によって不用となった貨物船の引き込み路線や貨物駅の跡地も、公園や駐車場などの現在の都市機能を支える公共空間に転用され、

醤油醸造業とその関連施設の記憶を包括する銚子資産となっています。

③ 区域の課題

●銚子資産の掘り起こし

空襲による被害を受け、歴史的な面影を残す銚子資産は少ない区域ですが、周知している銚子資産や新たな銚子資産の掘り起こし作業を継続して行うことで歴史文化に触れる機会を創出し、区域の持つ歴史的な価値を再認識する必要があります。

●戦争で失われた価値の顕在化

空襲で区域内の大部分が焼失したことにより、多くの銚子資産が失われました。現在残っている銚子資産（歴史的資料）を組み合わせ、歴史文化の復元作業を行いながら、分かりやすく歴史文化を伝えていきます。

●地域に根ざした産業とその景観の継承

醤油醸造業という産業が銚子の市街地にどのように展開し、都市空間の形成に寄与したかなどを現在の景観から浮かび上がらせ、その価値を整理し、継承していきます。

●門前町と銚子湊の多様な銚子資産の顕在化

飯沼観音の門前町と銚子湊、醤油醸造業が発展し、今なおその歴史が絶え間なく続いている中で、寺社では宝物の一般公開を実施し、工場見学や史料館等の設置により歴史を伝える事業を展開している企業もあります。また、日本遺産の構成文化財が多く所在する区域でもあり、多様な銚子資産を整理し、日本遺産のストーリーに沿った銚子資産の活用に努めていきます。

●旧公正會館の活用の検討

旧公正會館は現在、社会教育施設（銚子市中央地区コミュニティセンター）として利用されています。建物の持つ歴史的価値を保護していくために登録有形文化財原簿への登録を目指していきます。登録後は、歴史文化観光の拠点施設として整備することも視野に入れながら、今後の活用を検討していきます。

④ 区域の将来像

本区域は、第2次世界大戦時に3度の空襲を受け、大部分が焼失したという歴史を体験しています。しかし、町の景観は、空襲前と変わらず市街地の中に醤油醸造の工場群が建ち並び、地域に根ざした産業と飯沼観音の門前町の景観が今なお残っています。海上氏の庇護の下、飯沼観音が発展し、その門前町が銚子市街地の原型となり、その後、利根川の東遷により東北諸藩の蔵や醤油醸造関連施設が建ち並んでいた銚子湊周辺の産業と経済の中心地となった歴史を伝える銚子資産を活用する区域としていきます。

本区域と「銚子みなと地区文化財保存活用区域」は、密接な関連性があり、また日本遺産「北総四都市江戸紀行」の取り組みの中心的な役割を占める区域でもあり、優先的に2つの区域の事業を実施していきます。

⑤ 協働が必要となる組織

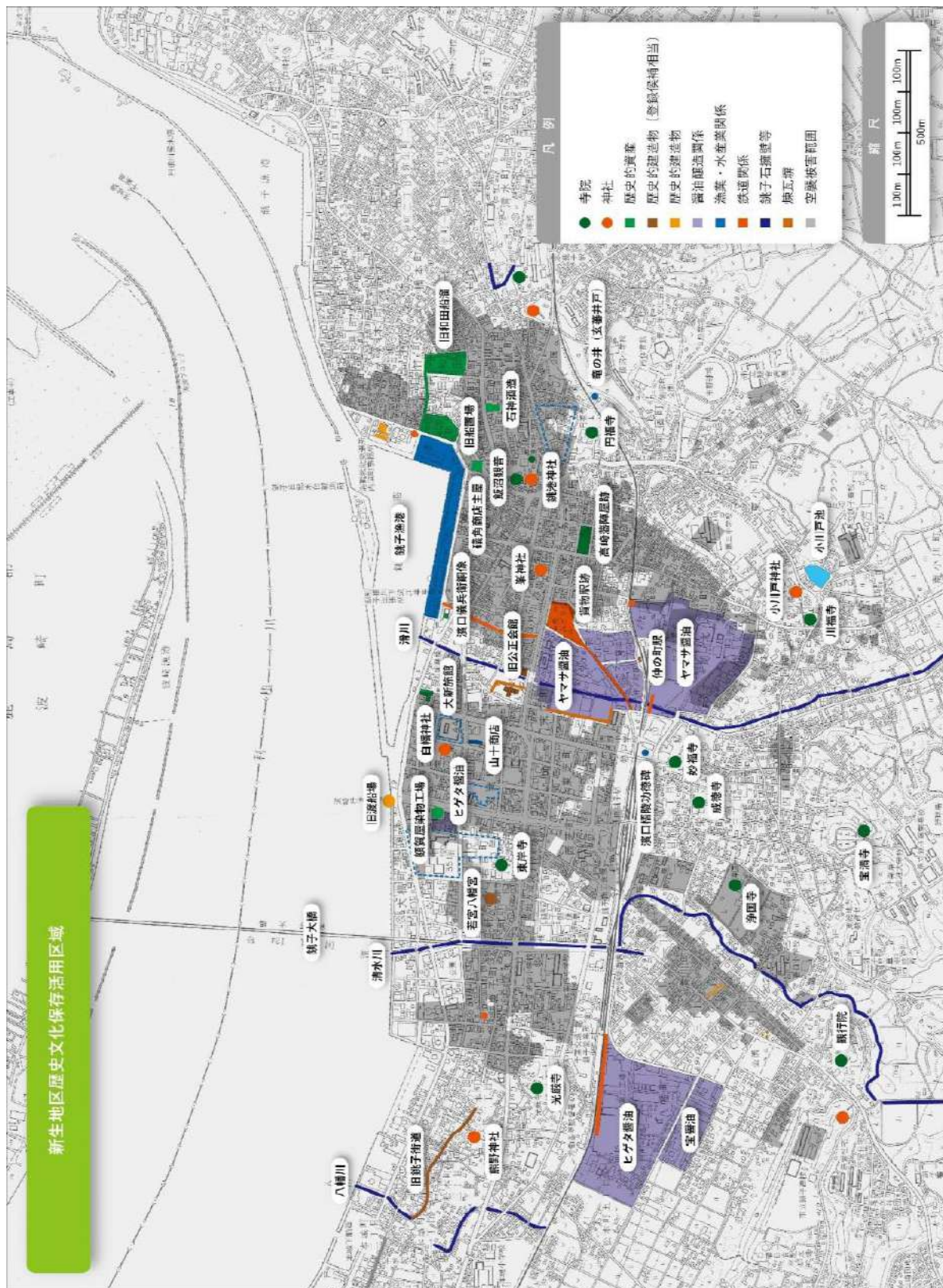
区域内町内会・指定及び登録文化財所有者・醤油醸造関連企業・区域内の商店街・寺社・銚子

電鉄・銚子市観光協会・銚子商工会議所など

⑥ 保存・活用のために講じる措置

「銚子商人のものがたり」と「北総四都市江戸紀行」のストーリーを中心に活用して、「商業都市・銚子」の歴史文化に触れる区域を創出します。この区域全体を重点区域とみなし、「銚子みなと地区文化財保存活用区域」と連携して必要な事業を実施していきます。

新生地区文化財保存活用区域の核となる銚子資産



区域の核となる銚子資産

醤油醸造関連企業、旧公正會館、妙福寺、浄国寺、円福寺、飯沼観音、磯角商店主屋（国登録）、石上酒造米蔵・麹室、仕込蔵（醗蔵）、貯蔵蔵、文書蔵（国登録）、

第9章 「文化財保存活用区域」による銚子資産の総合的な保存と活用

保存・活用のために講じる措置	財源	主体者	事業計画期間		
			短期 3年	中期 5年	長期 10年
① 「旧公正會館（現 銚子市中央地区コミュニティセンター）」の活用					
登録文化財原簿への登録 ・登録有形文化財への登録事務を進め、文化財保護法に基づく保護	市費	銚子市			
保存と活用のため保存活用計画の作成 ・建物の保存と活用のための「保存活用計画」を作成し、法第67条の2に基づき国の認定を受ける	文化財補助金 市費	銚子市			
地域住民が集う「場」の提供 ・地域の歴史文化を学ぶ場として、展示スペースや講演会等の事業を実施	文化財補助金 他省庁補助金	団体 所有者			
観光拠点としての施設整備 ・まち歩きルート上の拠点として必要な整備の実施 例）ガイドの配置、案内所、展示スペース など	文化財補助金 市費 地域創生交付金	銚子市 団体 所有者			
②まち歩きルートの構築と整備					
まち歩きルートの設定 ・区域内の銚子資産を活用した「まち歩きルート」の設定	文化財補助金 市費	銚子市			
銚子資産の磨き上げ ・銚子資産を見どころとして活用するために必要な整備	文化財補助金 市費 地域創生交付金	銚子市 団体 所有者			
まち歩きに必要な整備 ・説明板や誘導標の整備、SNSやパンフレットの作成	文化財補助金 他省庁補助金 市費	銚子市 団体			
ガイドの養成と配置 ・区域の歴史文化を伝える「ガイド」の養成 ・インバウンド対応のガイド養成の推進	文化財補助金 市費 地域創生交付金	団体			
拠点施設整備 ・公共施設や登録有形文化財及び歴史的建造物等をまち歩きルート上の拠点施設として整備する。	文化財補助金 市費 地域創生交付金	銚子市 団体 所有者			
③ 区域の歴史文化を伝える風景の復元					
空襲被害の歴史を伝える ・空襲被害の歴史を伝える情報の発信	文化財補助金 他省庁補助金	団体 所有者			
絵図や古写真等を活用した景観復元 ・景観復元に必要な資料を収集 ・分かりやすく伝えるためにVRやAR等の活用を検討し、制作する	市費	銚子市 団体			
景観を構成する資源の保存 ・歴史的建造物や工作物の情報を収集し、保存について検討する	文化財補助金 他省庁補助金	団体 所有者			
登録文化財原簿への登録 ・登録制度を活用し、文化財保護法に基づく保護を検討する。	市費	銚子市 所有者			
⑤ 関連する企業や事業者、寺社との連携					
醤油醸造業に関連する資料の収集 ・産業の歴史の変遷を伝える取組 ・銚子資産活用協議会への参画	市費	銚子市 団体			
醤油醸造業に関連する体験メニューの造成 ・醤油醸造に関連する体験メニュー造成への協力 例）醤油桶運び体験、My醤油作り、利き醤油 など	市費	銚子市 団体			
「竜の井（通称 玄蕃井戸）」の調査 ・「文化財基本調査」を実施し、価値を評価する。 ・価値を評価した上で、必要な保護措置を検討する。 ・所有者等と活用について検討する。	文化財補助金 他省庁補助金	団体 所有者			
大漁旗の製作技術の伝承と体験メニュー造成 ・大漁旗の製作技術を活かした体験メニューを造成し、歴史文化を継承する。	市費	銚子市 所有者			
寺社が所有している銚子資産の調査 ・「文化財基本調査」を実施し、価値を評価する ・価値を評価した上で、必要な保護措置を検討する ・公開等の活用について協力を求める	文化財補助金 他省庁補助金	団体 所有者			
観光客受入への協力 ・醤油醸造に関連する体験メニューの造成への協力 例）醤油桶運び体験、My醤油作り、利き醤油 など	市費	銚子市 団体			
⑥ 国登録有形文化財「磯角商店主屋」の活用					
保存活用計画の作成 ・所有者及び関係者と保存と活用についての協議 ・協議を踏まえて、保存管理計画を作成し、国の認定を受ける。	文化財補助金 県費補助 市費 所有者	所有者			

表 18 新生地区文化財保存活用区域で優先的に取り組む措置

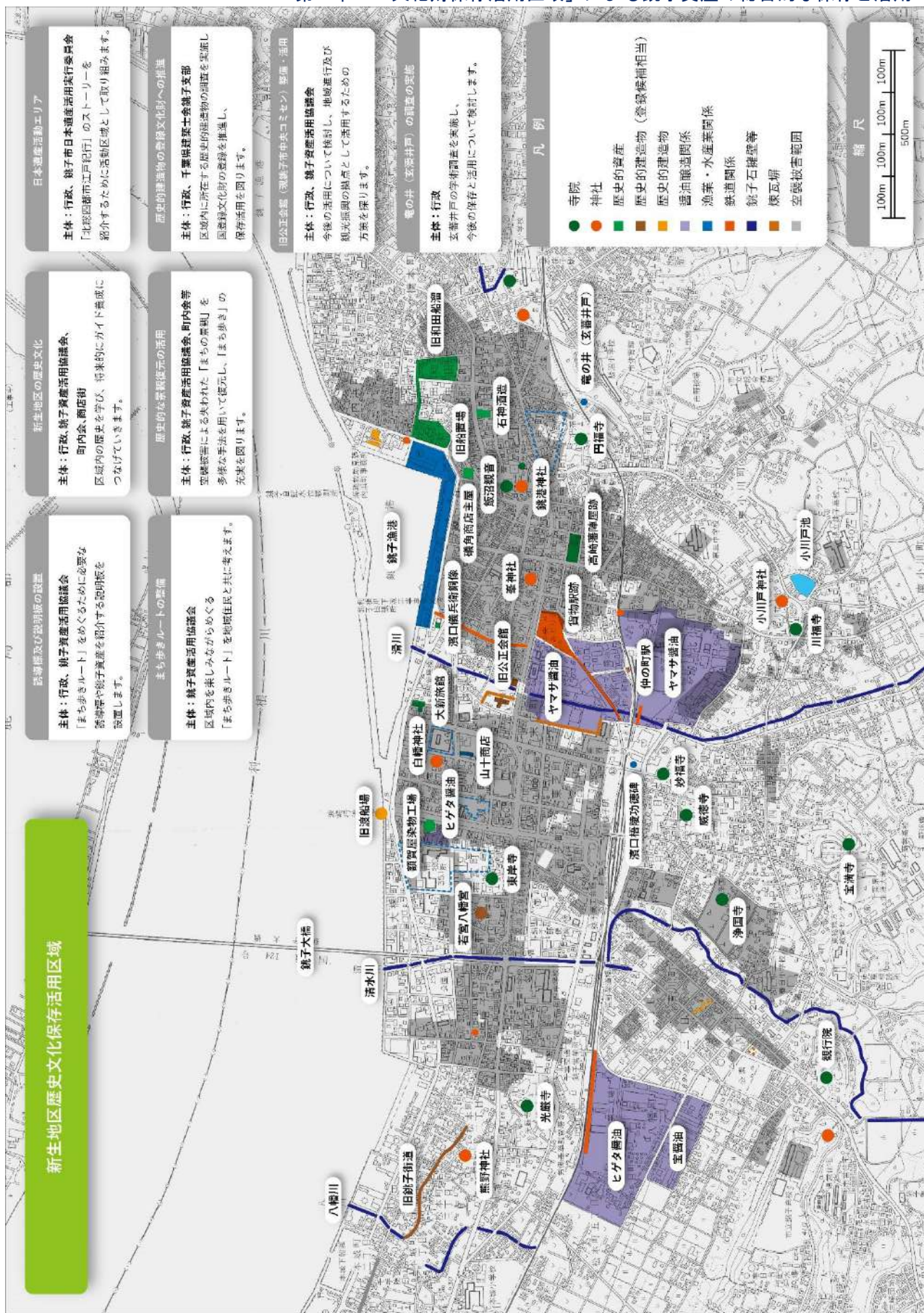


図 40 新生地区文化財保存活用区域内の重点区域

文化財保存活用区域No.3 高田川流域地区文化財保存活用区域

① 区域とその概要

「高田川流域地区文化財保存活用区域」は、銚子市余山町から高田川流域沿いの岡野台町、三門町、中島町、正明寺町、白石町、猿田町を包括する区域として設定しました。

この区域には縄文時代から中世にかけての遺跡が所在しています。余山町には、標高約7mの浜堤の上に立地している今から約3,500年前の縄文時代後期の遺跡である「余山貝塚」があります。ここでは、背後の下総台地や当時眼下に広がる古鬼怒湾などから得られる自然の恵みを巧みに活用し、ベンケイガイを使った貝輪（貝製腕輪）や魚を獲るためのシカの角や骨で作った骨角器を大量に生産していたと考えられています。その後、古鬼怒湾は「香取の海」という内海となり、現在の利根川沿いの地域は重要な交通の要所となっていき、海上氏の拠点である中島城をこの地に構え、銚子の政治の中心地となりました。

② 区域内の現状

本区域に所在する「余山貝塚」では、平成22（2010）年度に地元町内会が主体となって貝塚（遺跡）の環境美化活動が始まり、平成24（2012）年度に「美化の会」を発足しました。「美化の会」は、将来にわたり地域の「余山貝塚」を適正に保護していくために市教委に指定範囲の拡張を要望しました。そこで、市教委は国庫補助事業を活用して、平成26（2014）年度から令和2（2020）年度までの7ケ年計画で発掘調査を実施し、指定範囲の拡張に必要な情報を収集しながら拡張を検討しています。

この美化の会の活動が、高田川流域の地域の人々を刺激し、高田川の美化活動を中心に活動している「共生する会」や白石ダム周辺の環境美化活動を行っている「大地の会」が結成され、3団体はそれぞれ連携して活動を展開しています。この3団体の共通の目的は、環境保護とともに地域の銚子資産を活用して散策ルートを整備し、多くの方々に自分たちの住んでいる地域の良さを伝えていきたい、ということです。その一環として、毎年4月に合同イベントを開催し、余山貝塚から中島城跡までの解説付きのまち歩きなどを実施しています。「中島城」は、平成2（1990）年度に県教委が縄張り調査を実施し、城の構造を確認しています。現時点では、空堀などの遺構も比較的良好に遺存し、周辺には中島城の城主であった海上氏に関連する寺社があり、中でも等覚寺（岡野台町）には、海上氏に関連する資料が伝わっています。

余山貝塚は、小学6年生を対象とした「ふるさと学習」や「ジオパーク学習」で活用されています。遺跡に直接足を運び、出土品に触れ、地表面に土器が落ちている様子を見た子供たちはふるさとの歴史の大切さを実感しています。

③ 区域の課題

●銚子資産の把握と価値の評価

本区域は、市指定史跡として保護されてきた「余山貝塚」や「中島城」が所在していたことで、郷土史家をはじめとする研究者から注目されていますが、口承等により把握されているだけの文化財もあり、存在や価値を把握できないまま開発行為等により損なわれてしまう恐れもあるので、

早急に学術調査に基づく価値の評価を行っていく必要があります。

●主要な銚子資産と周辺環境の守り方の検討

本区域内の銚子資産は、大地の成り立ちや自然環境とつながりが深く、開発行為等に伴い、土地が改変され、自然環境を残すことも難しくなりつつ、また農業振興に伴う土地利用についても、銚子資産の保護との調和を検討していく必要があります。

●高田川を軸とした銚子資産の保存と活用

高田川流域沿いの余山町から三門町、中島町などの地域には、縄文時代から中世城郭に関係した銚子資産が残っています。流域沿いに分布している銚子資産を「中世の領主海上氏と都市のはじまりのものがたり」に関連づけながら地域住民に周知し、ともに保存と活用を推進していきます。

●地域活動の継承

高田川流域沿いには、「美化の会」「共生する会」「大地の会」などの地域に所在する銚子資産の保存と活用を行う団体があり、連携して活動を推進しています。しかし、各団体の参加者の年齢層も高く、活動資金や人材確保など活動継続への問題もあります。

④ 区域の将来像

高田川流域区域は、縄文時代から中世城郭「中島城」とその城主「海上氏」に関する銚子資産とそれらを取り巻く自然環境を含めた「保存活用区域」として位置づけています。本区域の中でも特に余山貝塚から中島城までの一帯の区域を重点区域とし、優先的に保存・活用を行います。現在、区域内に誕生した環境美化活動と文化財保護が一体となった取り組みを展開している団体間、団体と行政などの連携も深まってきています。このような流れの中で、当該区域の魅力を発信していくために「散策ルート」の整備などを進めていきたいという将来像を共有して、取り組んでいきます。

⑤ 協働が必要となる組織

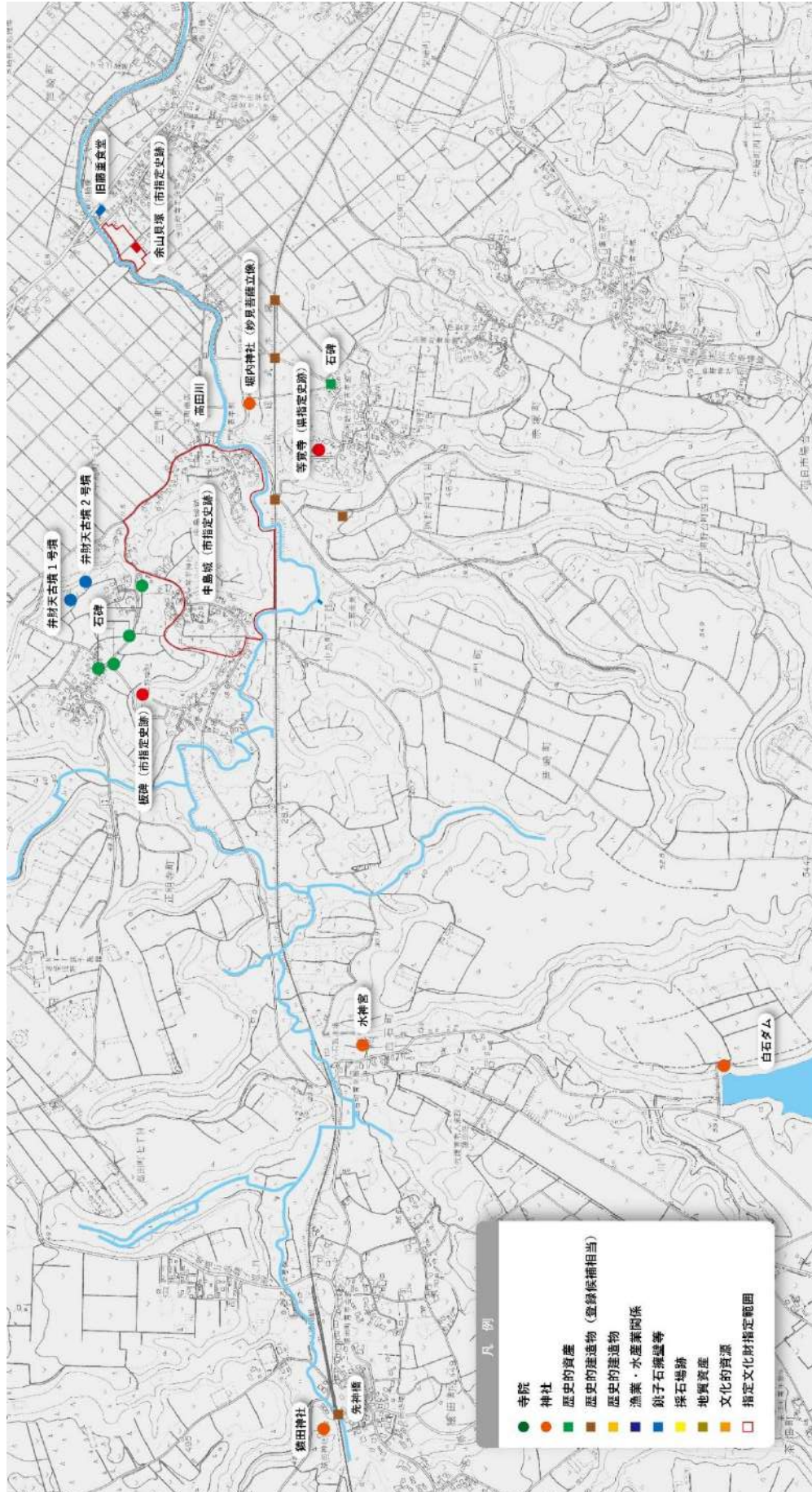
区域内の町内会・余山貝塚美化の会・高田川と共生する会・白石ダムに集う大地の会・寺社・千葉県銚子土木事務所・農業関係者など

⑥ 保存・活用のために講じる措置

2つの市指定史跡「余山貝塚」と「中島城」を核として、区域内に所在する多様な銚子資産を活かして、地域住民との協働で歴史文化を伝える区域を創出します。

「美化の会」と「共生する会」の活動エリアを中心として、西部地域の見どころの先駆的な役割を果たしていきます。

高田川流域地区文化財保存活用区域の核となる銚子資産



区域の核となる銚子資産

余山貝塚、中島城、木造薬師如来立像、木造菩薩立像、金銅経筒、板碑、妙見菩薩立像、水神宮、宇名や屋号、高田川、逆川、石造物、お水番小屋、古文書

第9章 「文化財保存活用区域」による銚子資産の総合的な保存と活用

保存と活用のために講じる措置	財源	主体者	事業計画期間		
			短期 3年	中期 5年	長期 10年
① 銚子市指定史跡「余山貝塚」保存整備事業					
調査 ・指定地の拡張を検討するために必要な情報を得る発掘調査を実施する。	文化財補助金 県費補助 市費	銚子市			
指定地拡張 ・発掘調査の成果を踏まえて指定範囲を拡張する。	市費	銚子市			
ふるさと学習拠点としての整備 ・ふるさと学習の拠点として必要な史跡整備を実施する。 ・ふるさと学習プログラムの充実を図る。 ・空き店舗を活用し、ガイダンス施設を整備する。 ・貝塚の貝層の剥ぎ取りを行い、展示資料として活用する。 ・直接、貝層を見学できるような整備をする。 ・見学者に対応するガイドを養成します。 ・見学者への安全対策を講じる。 ・見学者の受入れに必要な駐車場や便施設を整備する。	文化財補助金 県費補助 市費	銚子市			
活動の連携 ・余山貝塚美化の会との連携を深める。	市費	銚子市			
② まち歩きルートの構築と整備					
銚子資産の掘り起こし ・区域内の銚子資産所在調査を実施します。	文化財補助金 市費	銚子市			
まち歩きルートの設定 ・区域内の銚子資産を活用した「まち歩きルート」の設定	文化財補助金 市費	銚子市			
まち歩きに必要な整備 ・説明板や誘導標の整備、SNSやパンフレットの作成	文化財補助金 他省庁補助金 市費	銚子市 団体			
ガイドの養成と配置 ・区域の歴史文化を伝える「ガイド」の養成 ・インバウンド対応のガイド養成の推進	文化財補助金 市費 地域創生交付金	団体			
拠点施設整備 ・区域内の公共施設や各町内会の青年館等を便施設として活用する 方策を検討する。	文化財補助金 市費 地域創生交付金	銚子市 団体 所有者			
③ 市指定史跡「中島城」の保存と活用					
調査成果の整理 ・中島城のこれまでの調査成果を把握し、必要な調査を実施する。	文化財補助金 市費 地域創生交付金	銚子市 団体			
史跡整備 ・城郭の構造（縄張り）の復元作業、VRやARによる城郭の復元を行い、分 かりやすく伝える。	文化財補助金 市費 地域創生交付金	銚子市 団体			
④ 高田川や逆川等の活用					
遊歩道整備 ・高田川沿いの遊歩道の環境整備（清掃活動）を行う。	市費	銚子市 団体			
安全対策 ・逆川や三門の堰を活用するために必要な安全対策を講じる。	市費	銚子市 団体			
⑤ 歴史的建造物の活用					
銚子資産所在調査 ・三門町内に残る大谷石利用の建造物の調査を千葉県建築士会銚子支部に 協力を求め、実施する。	市費	銚子市 団体			
登録文化財原簿への登録 ・価値が評価できた建造物から、登録有形文化財への登録事務を進め、文 化財保護法に基づき保護する。	市費	銚子市 所有者			
歴史的建造物の活用支援 ・空き家となっている歴史的建造物の情報を収集し、活用へつなげる。	文化財補助金 他省庁補助金	団体 所有者			

表 19 高田川流域地区文化財保存活用区域で優先的に取り組む措置

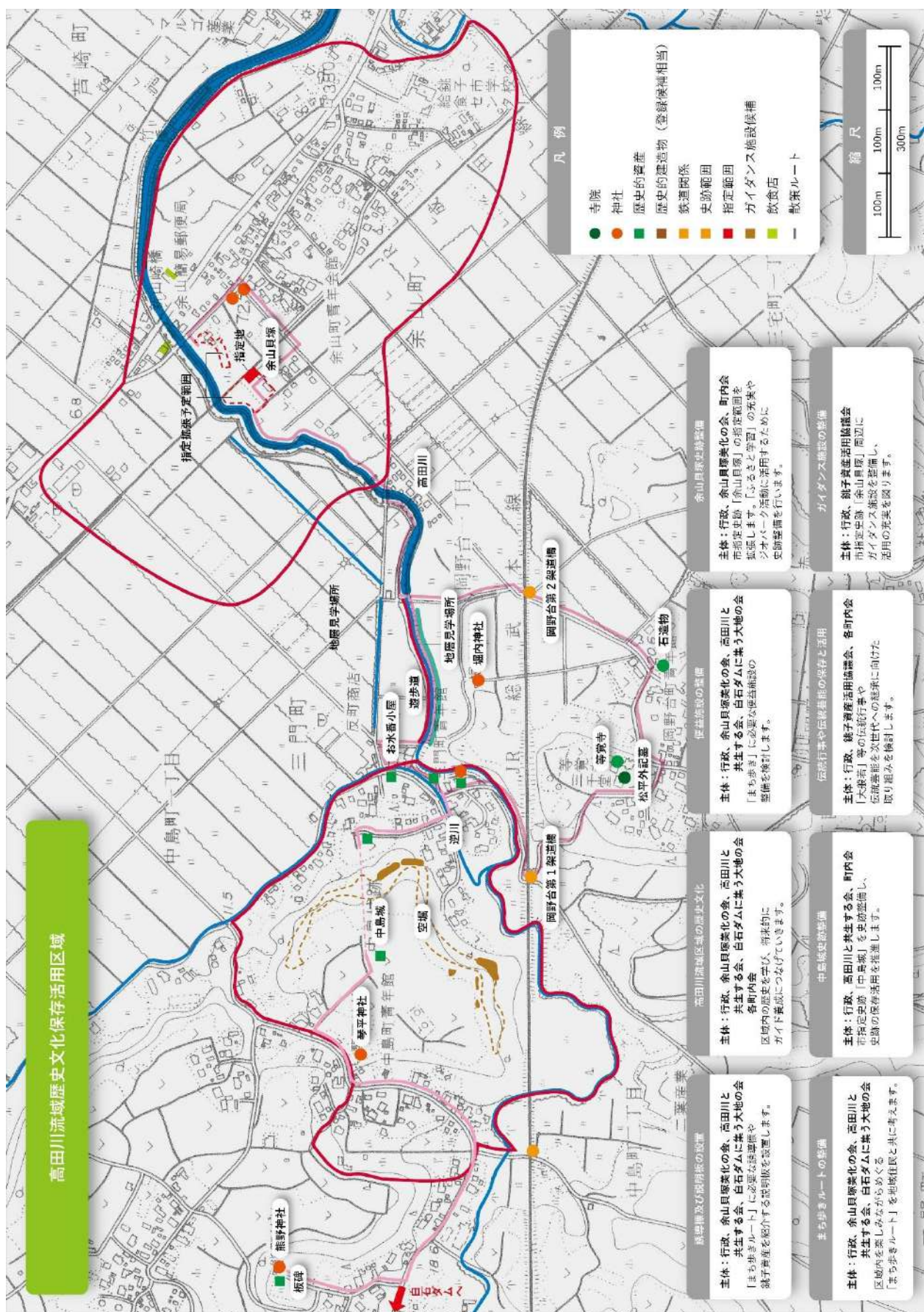


図 41 高田川流域地区文化財保存活用区域内の重点区域

文化財保存活用区域No.4 野尻地区文化財保存活用区域

① 区域とその概要

「野尻地区文化財保存活用区域」は、銚子市の西部に位置する野尻町を中心に利根川沿いの芦崎町から塚本町を範囲として設定しました。本区域は、近世から近代にかけて利根水運の河岸として繁栄しました。

本区域には、旧石器時代の石器が出土した野尻遺跡（野尻町）があります。この遺跡は、弥生時代から奈良・平安時代の集落跡や市内最大の前方後円墳「野尻1号墳」を有する古墳群も確認されています。下総台地の眼下には「香取の海」が広がり、大和政権にとってこの地は非常に重要な場所でした。

1374年（応安7）の海夫注文（香取文書）によると香取の海に67箇所もの「津」が設置され、そのうちの一つに「のじりの津」がありました。当時、野尻周辺は三崎庄に属し、その領主である千葉氏（海上氏）の領地内の湊（港）の機能を有する重要な拠点として位置づけられており、千葉胤富が1560年（永禄3）に野尻宿商人に対して「塩荷」を下すように命じたことが記されている古文書もあります。また、1573年（元亀4）には千葉氏による「たかたのしり商人衆」らの網代をめぐる争論の裁許がありました。このようなことから本区域には商業と輸送の役割を担う都市が形成され、当地を拠点として活躍する商人たちの存在を知ることができます。中島城が海上氏の拠点となり、海上氏と密接な関係を持った高田村の宮内清右衛門は戦国期を代表する商人の一人です。

江戸時代に入り、利根川が東遷事業により銚子で太平洋へ注ぐ流路になると、江戸と東北地方を結ぶ大動脈となり、利根水運の重要性が高まりました。高田、野尻、小船木には河岸が設置され、この3つの河岸は近接しているため「三河岸」と呼ばれ、一体として機能していたと推定されています。河岸を中心に商人や船大工等の職人が集まり、河岸場は大いに賑い、都市として発展し、特に野尻河岸は、海上郡内で唯一の幕府公認の河岸となり、藤兵衛家と六兵衛家が城米年貢を運ぶ輸送の権利を独占し、地域を代表する河岸問屋となりました。野尻は陸上輸送でも街道が交わる要所にあたり米以外にも飯岡・九十九里方面から運ばれた干鰯等の魚肥荷物が増大し、高田・野尻・小船木の河岸を通して、江戸や土浦に運ばれました。

明治期に入っても野尻河岸と高田河岸の水運は衰えることはなく、1882年（明治15）に銚子汽船株式会社の寄港地として物資の輸送を担い、昭和初期まで水運業は盛んでしたが、鉄道敷設や自動車輸送の利用が高まり、利根水運は衰退し、その役割を終えました。

② 区域の現状

区域を横断する旧銚子街道沿いの景観は、江戸時代から昭和初期まで河岸を併設した商業都市としての面影を伝えています。また街道から一步奥に入ると農業集落としての様相を持ち、下総台地縁辺部には水田や畑が広がっています。集落内には、利根川方向から吹く「筑波おろし」と呼ばれる強い北風を防ぐためのイヌマキの生垣を有する家屋が多くみられます。

中世から江戸、明治期と香取の海及び利根川の水運により商業都市として発展してきましたが、物流が利根水運から鉄道そして自動車へと変わり、河岸を失ったことで、商工業者は減り、商業

都市としての景観を失いつつあります。

③ 区域の課題

●多様な銚子資産の顕在化

野尻地区には、古代から明治初期にかけての多種多様な銚子資産が残っています。しかし、江戸の河岸としての歴史がクローズアップされ、それ以前の銚子資産等を周知する機会が少なかったといえます。また、関連する銚子資産も個人所有が多く、的確に把握し、価値を共有することが難しい状況でもありました。今後は、文化財所有者の協力を得ながら、価値を共有できる環境を整備していきます。

●「流通」を軸とした銚子資産の保存と活用

中世の「津」や近世の「河岸」などの流通の拠点があり、また集落内を銚子街道が横断し、野尻周辺は交通の要所として栄えた区域です。各時代の流通や交通に関する様々な銚子資産を把握し、「歴史ものがたり」で計画した保存と活用の取り組みを推進していきます。

●「銚子街道」沿いの町並み保全

旧銚子街道の街路景観を構成する歴史的建造物が老朽化に伴い取り壊されたり、空き地が増えている状況が見受けられます。所有者及び地域へ当該区域の持つ歴史的な価値を伝え、周辺環境を含めて保全できるように努めていく必要があります。

●日本遺産「北総四都市江戸紀行」との連携

現在、日本遺産「北総四都市江戸紀行」のストーリー構成や関連文化財群には含まれていませんが、利根水運との関連が非常に高く、ストーリーを充実するためには欠くことができません。今後、日本遺産のストーリーに組み込み、関連文化財として位置づけていきます。

④ 区域の将来像

香取の海や利根水運とともに歩んだ物資の集散地として役割を担ってきた流通商業都市の歴史とそれを伝える銚子資産を活用し、地域住民と区域内の賑わいを復元していきます。現在、日本遺産「北総四都市江戸紀行」のストーリーには含まれていませんが、今後、日本遺産のストーリーに組み込み、関連文化財として位置づけ、活用を図っていきます。

区域を横断する旧銚子街道の街路景観を構成する歴史的建造物等を残し、日本遺産「北総四都市江戸紀行」のストーリーに組み込み、連携した取り組みを行っていきます。

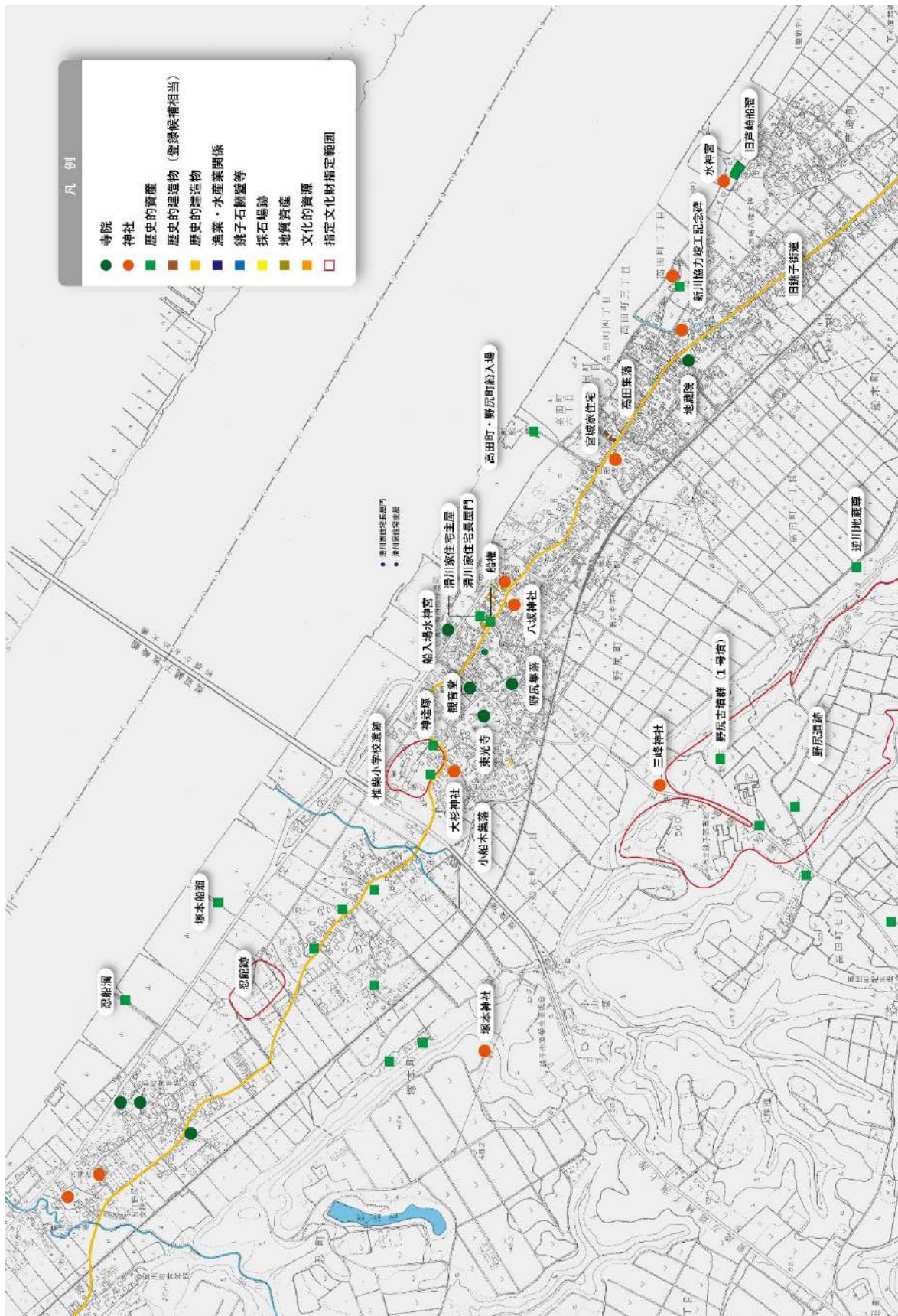
⑤ 協働が必要となる組織等

区域内の町内会・指定及び登録文化財所有者・銚子街道沿いの歴史的建造物の所有者・寺社・船権（船大工） など

⑥ 保存・活用のために講じる措置

「銚子商人のものがたり」と「利根水運のものがたり」に関連する銚子資産の掘り起こしや価値の評価を行いながら、「北総四都市江戸紀行」のストーリーに組み込み、保存と活用を推進し、区域内の魅力を再興していきます。

野尻地区文化財保存活用区域の核となる銚子資産



区域内の核となる銈子資産

滑川家住宅主屋・長屋門（国登録）、滑川家所有古文書、宮城家住宅、宮城家所有古文書、内野家洋館住宅（国登録）、椎柴小学校遺跡、野尻遺跡、東光寺、真言八祖画像、十二天画像、マキの群落、船図面、船大工

文化財保存活用区域No.5 外川地区文化保存活用区域

① 区域とその概要

「外川地区文化保存活用区域」は、犬吠埼・外川町・高神西町・高神東町・長崎町・犬若・名洗町等を包括する区域で、1937年（昭和12）に銚子市へ編入されるまでの高神村域内にあたります。

海上氏が高上館を配したことで統治が始まり、17世紀初頭までに高神村（現在の高神東町と高神西町）の原型が形成されたと伝えられています。17世紀中期になり、紀州からの漁民が本格的に來住し、外川をはじめ、長崎、名洗などに漁業を主な生業とする集落が形成されました。中でも、外川は紀州広村からやってきた崎山治郎右衛門が計画的に町割りと築港を行い、集落を作り、1658年（万治1）に漁場を開き、紀州から大勢の漁民を呼び寄せ「外川千軒大繁盛」といわれるほど賑わい、銚子漁業の発祥の地といわれています。

その一方で、17世紀から続けてきた内陸部の農地開発が、18世紀に入る頃から沿岸部に達し、18世紀中ごろから始まった甘藷栽培の導入が、干鰯場として利用していた沿岸部の土地利用に大きな影響を与え、この頃から本村高神の住民との対立が起り、鰯漁の不漁とも重なり、一部の人が紀州へ帰国するような事態も起きていました。

外川港は、銚子漁港が整備されるまでは銚子漁業の中心地で、南斜面に沿って作られた銚子石製の間知石で築かれた街区や江戸時代の面影を伝える建物も残り、銚子漁業の歴史を伝える重要な区域です。

この外川区域には、地質時代の大地の成り立ちを学ぶことができます。海岸線には、千葉県内で最も古いジュラ紀や中生代白亜紀をはじめとする地層が露出し、比較的容易に安全に観察でき、これらの地質資源を核としてジオパーク活動を展開しています。また、地層や岩石が銚子を代表する自然景観を構成し、その景観の眺望地点の役割を果たしています。例えば、国指定名勝及び天然記念物「屏風ヶ浦」は犬若から旭市刑部岬まで続く海域で、「海洋＋台地＋空＋海浜＋岩礁＋富士山」が景観の構成要素となり、浮世絵や多くの文学作品等に登場し、日本を代表する自然景観となりました。特に広大に広がる海域に千騎ヶ岩や犬岩などの奇岩や約10km続く海食崖の屏風ヶ浦を愛宕山から一望することができ、本市では、「銚子市地球の丸く見える丘景観条例」を制定し、保護しています。

② 区域内の現状

本区域は、海岸線に囲まれ、自然景観や犬吠埼灯台や海水浴場などがあり、銚子最大の観光地です。自然景観を生み出す地質時代の文化財である「犬吠埼の白亜紀浅海堆積物」や「アンモナイトの化石」等は文化財指定を受け、保護されており、銚子ジオパーク活動で活用されています。

本市は日本有数のキャベツの産地で、このキャベツ栽培を始めたのは高神地域です。愛宕山からキャベツ畑の広がる風景も見ることができ、農業が盛んな地域でもあります。また、銚子漁港が整備されるまでは、外川が銚子漁業の中心地で、江戸時代、紀州広村から移り住んだ崎山治郎右衛門が整備した街区が今も残り、銚子観光の人気のスポットになっています。しかし、近年、

建物の老朽化や空き家等が増え、最終的に取り壊され、空き地が目立ち、町並みの保全が難しい時期に差し掛かっており、早急に方向性を定める必要があります。

③ 区域内の課題

本区域は、郷土史家が地域住民に地域の歴史文化を伝える活動を継続的に実施してきたことにより、江戸時代から続く漁業の町としての歴史を理解している方が多くいます。そのため、観光に訪れた来訪者に対しても比較的理解を示し、受け入れている雰囲気を感じられます。今後は、その価値を再認識し、さらに整理することで、より強力な強みとして捉え、地域振興や観光振興に活用しながら、区域内の魅力を支える銚子資産を保全し、磨き上げていくことをめざしていきます。中でも、本区域の最大の魅力である「銚子漁業の発祥の地」の歴史を語る「外川の町並み」の保全と海岸沿いに広がる自然景観の保護が大きな課題です。

●景観としての付加価値をつけるための眺望と眺望地点の保全

愛宕山（地球の丸く見える丘展望館）から臨む景観は、多くの歌や文学作品、旅行記などに登場したことで人々を魅了し、景勝地としての価値を確立させました。この「岬」だからこそその景観は、本市の大切な資産であり、眺望や眺望地点を保全し、地質的及び歴史的な価値を理解しながら周辺整備や周知活動を実施していく必要があります。

●歴史的な町並みの保存と活用の協力体制の構築

農業中心の高神東町、高神西町と漁業中心で暮らしてきた外川町をはじめとする地域の歴史を伝える街区が今なお良好に残っています。しかし、生活様式の変容や江戸時代からの歴史を伝える木造の建築物の老朽化により歴史的な町並みは失われつつあります。本地域の歴史を伝える銚子資産を整理し、その価値を伝えながら、地域住民や関係機関との連携の中で区域の整備の在り方を検討していきます。

④ 区域の将来像

外川をはじめとする区域内の個性豊かな町並みを生かして、歴史文化を伝える銚子資産を活かした「まち歩き」ができるような整備や銚子資産の保存と活用を地域の協力を得ながら推進していきます。特に日本遺産の構成文化財である「外川の町並み」を構成する歴史的建造物が空き家となり、最終的には取り壊され、空き地が増えています。この歴史的・文化的な景観を保全するための取り組みについて地域への理解を求め、関係各課や市観光協会、千葉県建築士会銚子支部等と連携して取り組んでいきます。

また、海岸沿いに広がる自然景観、特に国指定天然記念物「犬吠埼の白亜紀浅海堆積物」や国指定名勝及び天然記念物「屏風ヶ浦」の保存活用計画を作成し、銚子ジオパーク活動と連携を図りながら、計画的な保存と活用に努めます。

⑤ 協働が必要となる組織

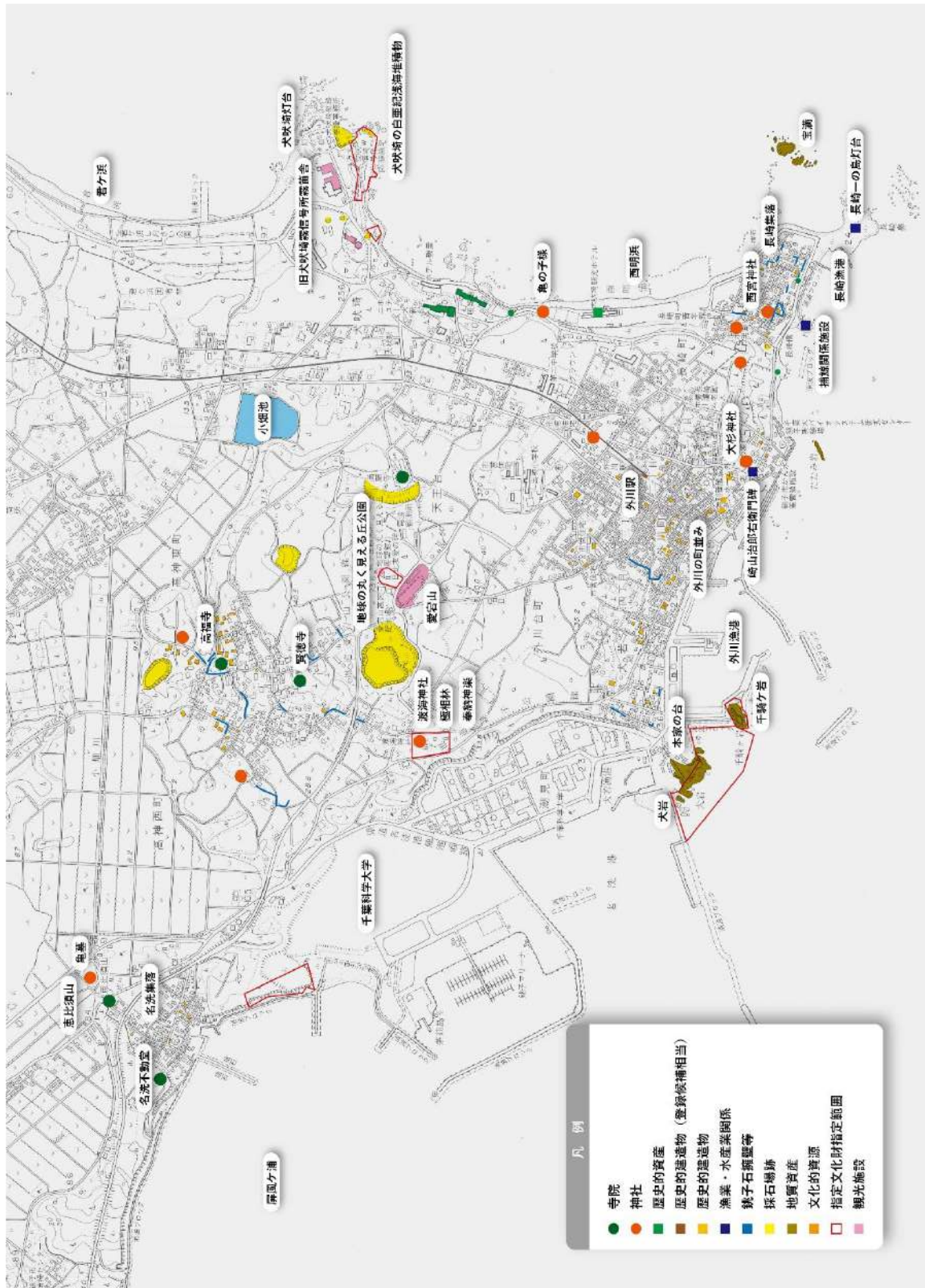
各町内会・文化財所有者・外川漁港・外川ミニ郷土資料館・銚子電鉄・渡海神社・銚子市観光協会・千葉県建築士会銚子支部等

⑥ 保存・活用のために講じる措置

「銚子・歴史ものがたり」の「黒潮のものがたり」と「北総四都市江戸紀行」のストーリーを中心に活用して、銚子漁業の発祥の地の歴史文化に触れる区域を作り出します。

- 「なぜ、外川が銚子漁業の発祥の地となったのか」というストーリーを構成する区域内に残る銚子資産を活かして、地域に魅力を伝え、市域外の人々に発信していきます。
- 歴史的な街区や町の景観を保存していくために、景観計画と連携した取り組みをして推進できるように庁内で横断的な連携を構築して、推進していきます。
- ストーリーに関連する多様な主体者との連携を図りながら、見どころの整備や事業を推進していきます。

外川地区文化保存活用区域の核となる銚子資産



区域内の核となる銚子資産

屏風ヶ浦（国指定）、渡海神社の極相林（県指定）、外川の町並み、外川駅、長崎の町並み
西宮神社、犬吠埼の白亜紀浅海堆積物（国指定）、名洗不動、大杉神社

第9章 「文化財保存活用区域」による銚子資産の総合的な保存と活用

保存・活用のために講じる措置	財源	主体者	事業計画期間		
			短期 3年	中期 5年	長期 10年
① まち歩きルートの構築と整備					
外川ふんわりサポーターズとの連携 ・活動との連携やまち歩きルートを設定する。	文化財補助金 市費	銚子市			
まち歩きに必要な整備 ・説明板や誘導標の整備、SNSやパンフレットを作成する。	文化財補助金 他省庁補助金 市費	銚子市 団体			
拠点施設整備 ・登録有形文化財等を活用して、区域内に拠点施設を整備する。	文化財補助金 市費 地域創生交付金	銚子市 団体 所有者			
② みなと町の賑わいの風景の復元					
絵図や古写真等を活用した景観復元 ・景観復元に必要な資料を収集する。 ・分かりやすく伝えるためにVRやARを活用する。	市費	銚子市 団体			
③ 銚子電鉄「外川駅舎」の保存と活用					
登録文化財原簿への登録 ・価値が評価できた建造物から、登録有形文化財への登録事務を進め、文化財保護法に基づき保護する。	市費	銚子市 所有者			
④ 「外川の町並み」の保存と活用					
銚子資産所在調査 ・区域内の歴史的建造物のこれまでの調査成果の整理と追加調査を実施し、町並みの状況を把握する。	市費	銚子市 団体			
文化財基本調査の実施 ・把握した建造物の「文化財基本調査」を実施し、価値を評価する。 ・価値の評価後、必要に応じた保護措置を講じる。	市費	銚子市 団体			
登録文化財原簿への登録 ・価値が評価できた建造物から、登録有形文化財への登録事務を進め、文化財保護法に基づき保護する。	市費	銚子市 所有者			
町並み保全の検討 ・外川ふんわりサポーターズや千葉県建築士会銚子支部へ協力を求め、町並みの保全について検討する。	市費	銚子市 所有者			
歴史的建造物の活用支援 ・空き家となっている歴史的建造物の情報を収集し、活用へつなげる。 例）サーフィン等の海上レジャーで訪れる人を対象とした貸家の検討	文化財補助金 他省庁補助金	団体 所有者			
⑤ 国登録有形文化財「犬吠埼灯台」及び「旧犬吠埼霧笛号所蔵館舎」の活用					
ユニークベニューとしての活用の検討 ・本市を代表とする観光施設を所有者等の協力を得ながら、幅広い活用が図れるように検討する。	文化財補助金 市費	銚子市			
犬吠埼園地一帯の活用の検討 ・犬吠埼灯台等の活用を推進するために、当該文化財だけではなく、園地一帯の活用について、関係者と協議する。また、園地内の空き店舗等を活用して、美術作品の展示や海辺の観察会などに対応した施設の整備について検討する。	文化財補助金 市費 地域創生交付金	銚子市 団体			

表 20 外川地区文化財保存活用区域で優先的に取り組む措置

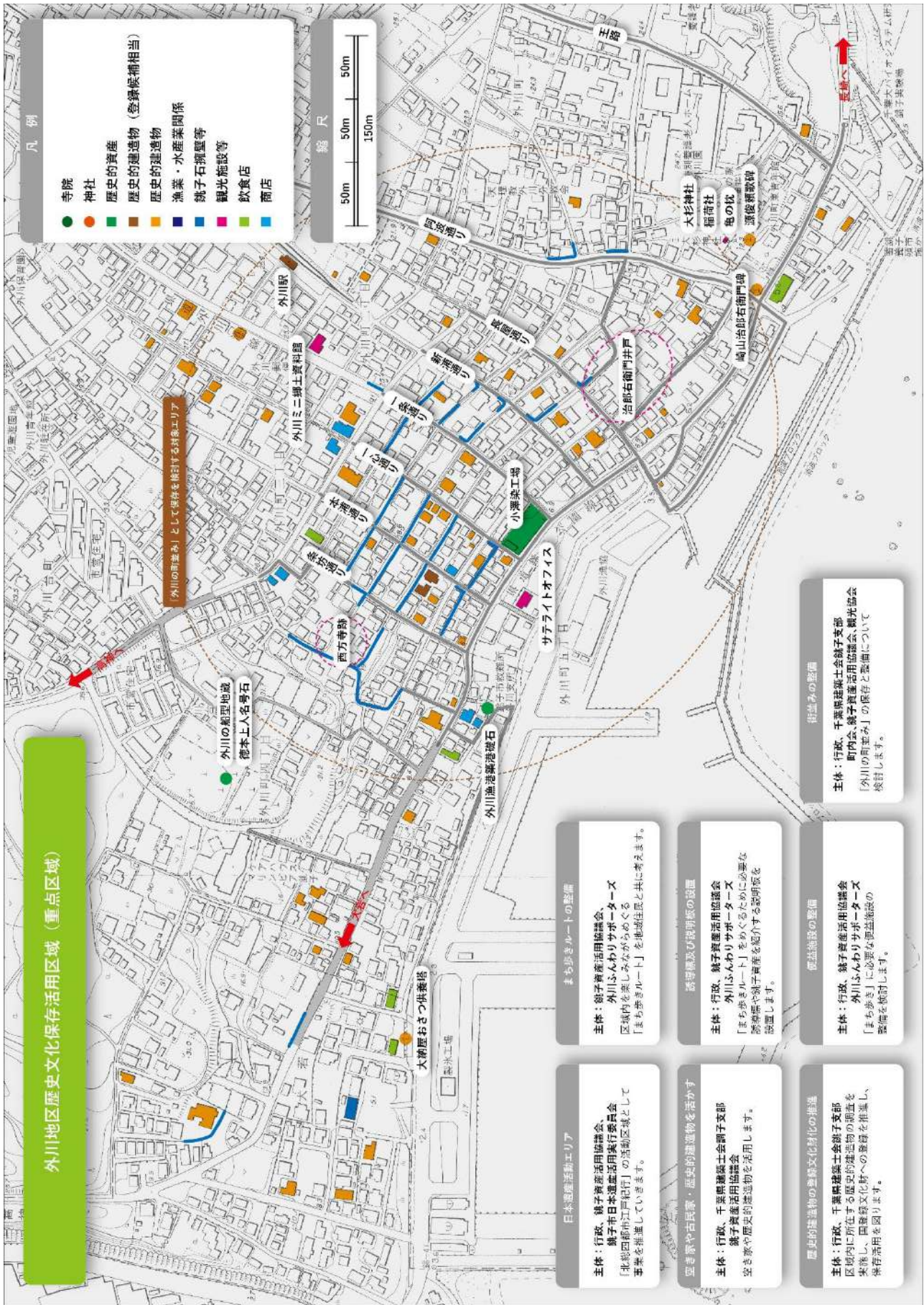


図 42 外川地区文化財保存活用区域内の重点区域

第10章 地域計画の推進体制

1. 銚子市の体制

(1) 文化財保護担当課の体制

文化財の保存と活用を推進するための本市の体制は、表 21 のとおりです。文化財保護を担当している社会教育課文化財・ジオパーク室には、文化財保護を担当する「文化財班」とジオパーク活動の推進を担当する「ジオパーク班」が設置されています。ジオパーク活動は、地球科学的な価値を持つ遺産を保全し、教育やツーリズムに活用し地域振興につなげ、持続可能な開発を進めていくための地域認定プログラムです。銚子ジオパーク活動では、様々な銚子資産を活かし大地の成り立ちと人々の暮らしとの関わりをテーマに、「地質遺産」の保全やジオパーク学習による「教育活動」、「ジオツーリズム」としての地域振興を推進しています。この活動は本地域計画で目指す「持続可能な文化財の保護の仕組みを構築」するための一つの手法であるといえます。今後、地域計画に基づき銚子資産の保存と活用を推進していくためには、様々な種類の銚子資産を適切に保存し、活用できるように専門職員が必要になります。銚子資産の保存と活用を図り、持続可能な文化財保護の仕組みを構築することを当室の課題として各班で共有し、当室の機能向上に取り組みながら、専門職員の適切な配置や確保を目指し、文化財保護行政を推進するための体制の整備に努めていきます。その中で、作成委員会を中心に法第 183 条の 9 に基づく協議会を組織（事業番号 22）し、本地域計画の実施に係る進行監理を行う体制を強化します。また、市文化財審議会の充実（事業番号 20）や法第 191 条に基づく市の文化財保護指導員の設置（事業番号 21）を検討していきます。そして、現在、官民協働で銚子資産の保存と活用を実施している「協議会」を文化財保存活用支援団体の機能を有する組織へと改編して事業に取り組み、さらに、文化財の保存と活用を担える民間団体の確立（事業番号 23）を目指していきます。

銚子市	
銚子市教育委員会 社会教育課文化財・ジオパーク室	7 名（管理職 1 名含む）
【文化財班】 業務内容	文化財の保存・活用に関する事業
職員 3 名	（うち正規職員 2 名、事務担当任期付き職員 1 名）
【ジオパーク班】 業務内容	ジオパークに関する事業
職員 3 名	（うち地質専門正規職員 2 名、事務担当会計年度職員 1 名）
その他文化財の保存と活用の推進に関係する部署	
市長部局：企画財政課・観光商工課・都市整備課	
教育委員会部局：学校教育課・社会教育課生涯学習室・銚子市公正図書館	
関連施設（市所有の文化財等公開施設）	
銚子市地域交流センター・銚子芸術村：考古資料展示室・ジオパークミュージアム	
銚子市市民センター：浜口陽三・渡邊學展示室	
銚子市文化財審議会	
審議事項	：文化財の保存及び活用に関する事項
定員及び任期	：10 名以内 2 年間（再任有）
委員	：会長（地質） 副会長 考古及び仏教考古学 （各 1 名）
	委員 建築・中世史・近世史・灯台研究・古文書 （各 1 名）
	植物及び植生（2 名）

令和 2 年 11 月 30 日現在

表 21 銚子市の推進体制

（２）市全体の体制と連携

地域計画を推進するためには、行政内部の連携体制が非常に重要です。具体的に文化財保護と庁内の関係各課とどのような連携が図れるか整理してみました。現在、日本遺産関係事業の一環で、観光商工課観光班の担当者と事業内容や情報交換等を月に1回程度定期的に意見交換の場を設けています。しかし、今後、銚子資産の保存と活用を推進していくためには、庁内で横断的に事業を推進できる体制や議論の場が必要不可欠となり、組織の立ち上げについて検討し、設置に向けて働きかけていきます。

また、銚子資産の防災体制については、現在、銚子市消防本部が毎年1月26日の文化財防火デーに合わせて指定文化財を対象とした防火訓練及び指導を行っているので、引き続き、消防本部と連携して進めていきます。近年、地震や台風等による自然災害や盗難被害などの災害への危険度が高まりつつある中で、日ごろからの防災意識を高めていくために、「銚子市地域防災計画」と連動して銚子資産の災害予防や災害応急対応、復旧について議論し、計画に盛り込んでいくことも必要になります。

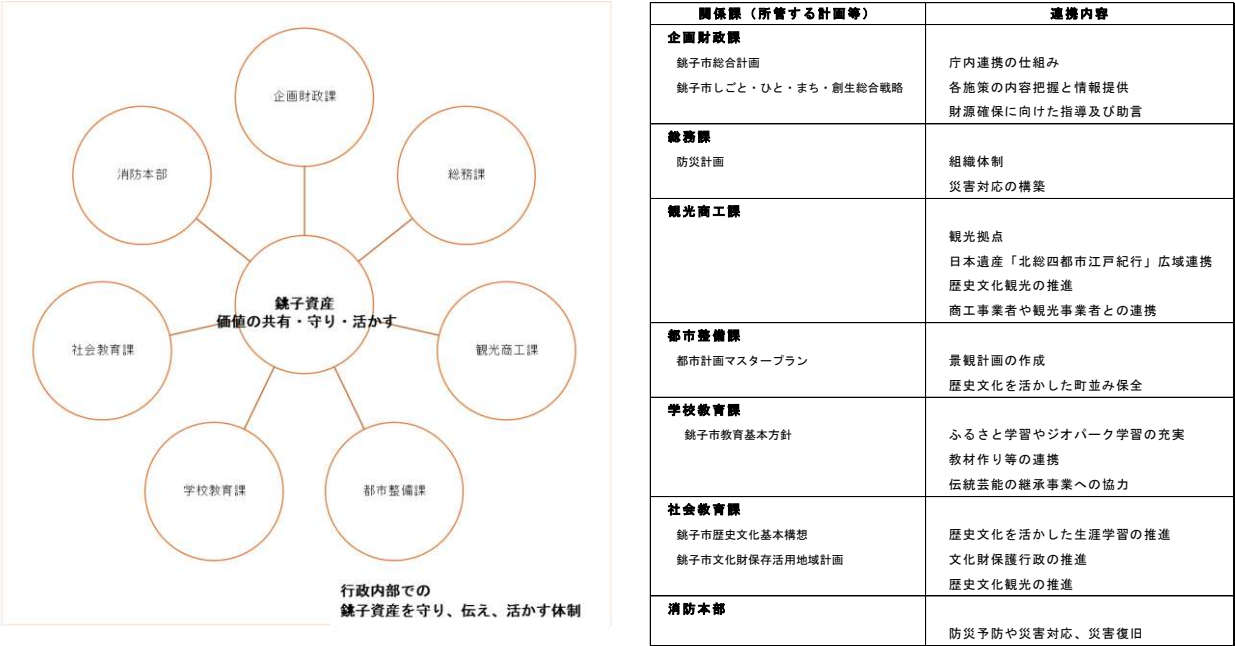


図 43 銚子市全体の体制と連携内容

2. 地域計画の推進体制

本市が目指す文化財保護の目標は、本市で暮らす市民が銚子資産の価値を再評価することで郷土に対する誇りと愛着を持ち、それらが本市の個性である「銚子らしさ」を創り出している大切な資産であることを認識し、守り伝えていく主体者となっていくことを目指しており、地域全体を歴史文化の視点で整理し、関連する各種政策と連携しながら「持続可能な文化財保護の仕組みを構築」し、「歴史文化を生かしたまちづくり」につなげていこうと取り組んでいます。

地域計画では銚子の歴史文化に欠くことができない大切な文化財や文化資産を「銚子資産」と

して市全体で共有し、銚子資産に「気づき」、「伝え」、「守り」、「つなぎ」、「活かす」という5つの視点に基づく事業を市全体総がかりで取り組みながら、多様な主体者がそれぞれの役割を理解し、尊重し合いながら事業を実施する中で、連携や協力体制を構築し、推進していくことが大切です。

そのため歴文構想策定後、本市は構想の実現のために「協議会」を設置し、行政、文化財所有者、文化財保護団体、地域住民、観光関係者、学識者などが参画しています。この「協議会」を核として、各主体者の活動を充実させながら、主体者間の連携を図り、歴文構想の実現のため市全体で歴史文化を活かした地域活動や観光振興への取り組みを推進してきました。

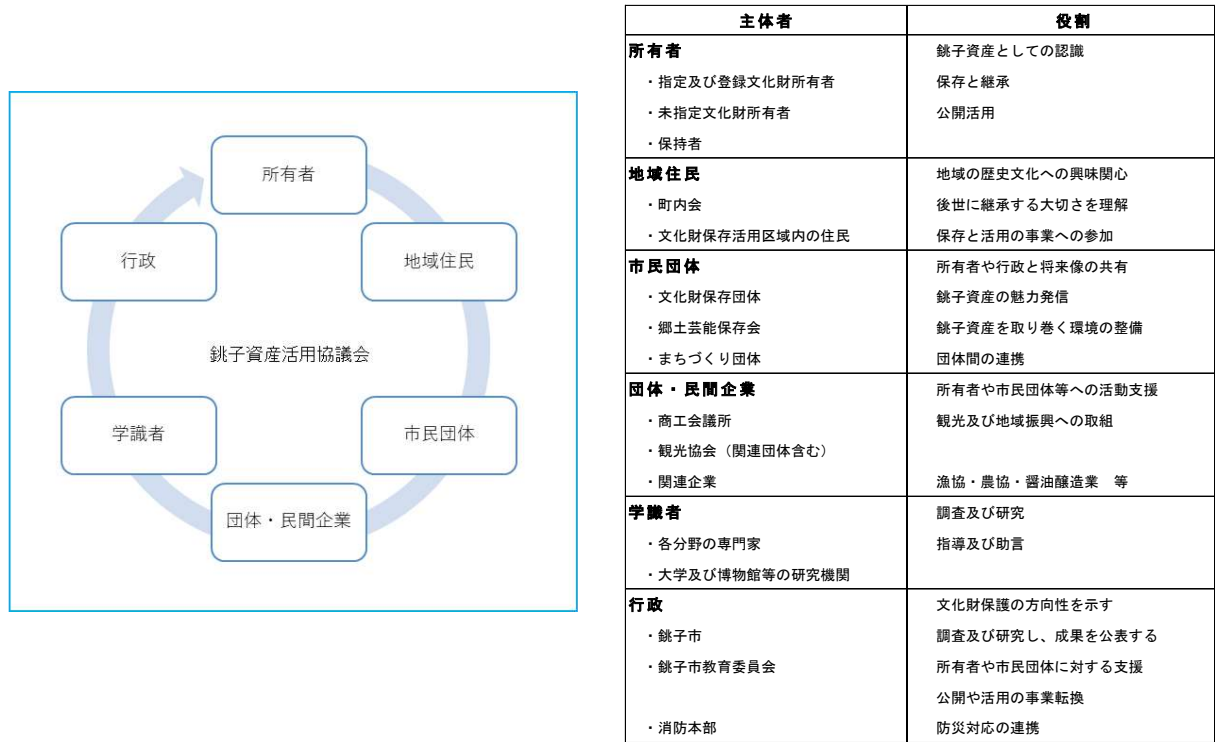


図 44 銚子資産を支える各主体の役割と推進体制

銚子資産活用協議会
取組内容：銚子資産の保存と活用
委員 会 長 銚子市教育委員会教育長
副会長（2名） 銚子市文化財審議会委員・銚子市観光商工課長
委 員（11名） 学識者
団 体（銚子市観光協会・銚子市DMO準備室・東銀座通り商店街）
文化財保護団体（高田川と共生する会・銚子神輿連合会・銚子市日本遺産活用実行委員会）
行 政（企画財政課・学校教育課・社会教育課）
参画団体：指定及び登録文化財所有者、文化財関係団体

令和2年11月30日現在

表 22 銚子資産活用協議会の構成

地域計画作成後は、法第183条の9に基づく協議会による計画の進行監理を行いつつ、「地域計画」に定める保存・活用の方針と活動方針が合致する団体を「協議会」に加え、推進体制を強化し、銚子資産の保存・活用に関する事業の推進主体となるように改編します。さらに、「地域計画」の内容を十分に理解し、様々な事業の推進に対する指導・助言ができ、「協議会」を持続可能な組織へと導き、「文化財保存活用支援団体」として位置づけられるように専門家によるアドバイスを受けることができる環境の整備も必要です。そのため、例えば、総務省の「外部専門家（アドバイザー）制度」等を活用することにより専門家からの助言を得て、多様な主体者が参画する「協議会」による歴史文化を活かした事業を推進し、持続可能な文化財保護の仕組みを構築していきます。

銚子市文化財保存活用地域計画

令和 2 年（2020）12 月 18 日 認定日

令和 3 年（2021）3 月 26 日 発行日

編集・発行 銚子市

事務局：銚子市教育委員会 社会教育課文化財・ジオパーク室

〒288-0822

千葉県銚子市八木町 1777-1 銚子市地域交流センター内

TEL 0479 (21) 6662

FAX 0479 (21) 6622

E-mail bunka@city.choshi.lg.jp

銚子ってどこ？



銚子はここ！

銚子は関東地方の東端に位置しています。

三方を太平洋と利根川に囲まれた、日本一の水揚げ量を誇る港町です。

太古からの自然が残り、雄大なその景観は大地の成り立ちを伝えています。

お問い合わせ

銚子市教育委員会 社会教育課 文化財・ジオパーク室

千葉県銚子市八木町1777-1

TEL : 0479(21)6662 MAIL : bunka@city.choshi.lg.jp



令和2年度
文化庁文化芸術振興費補助金
(地域文化財総合活用推進事業)